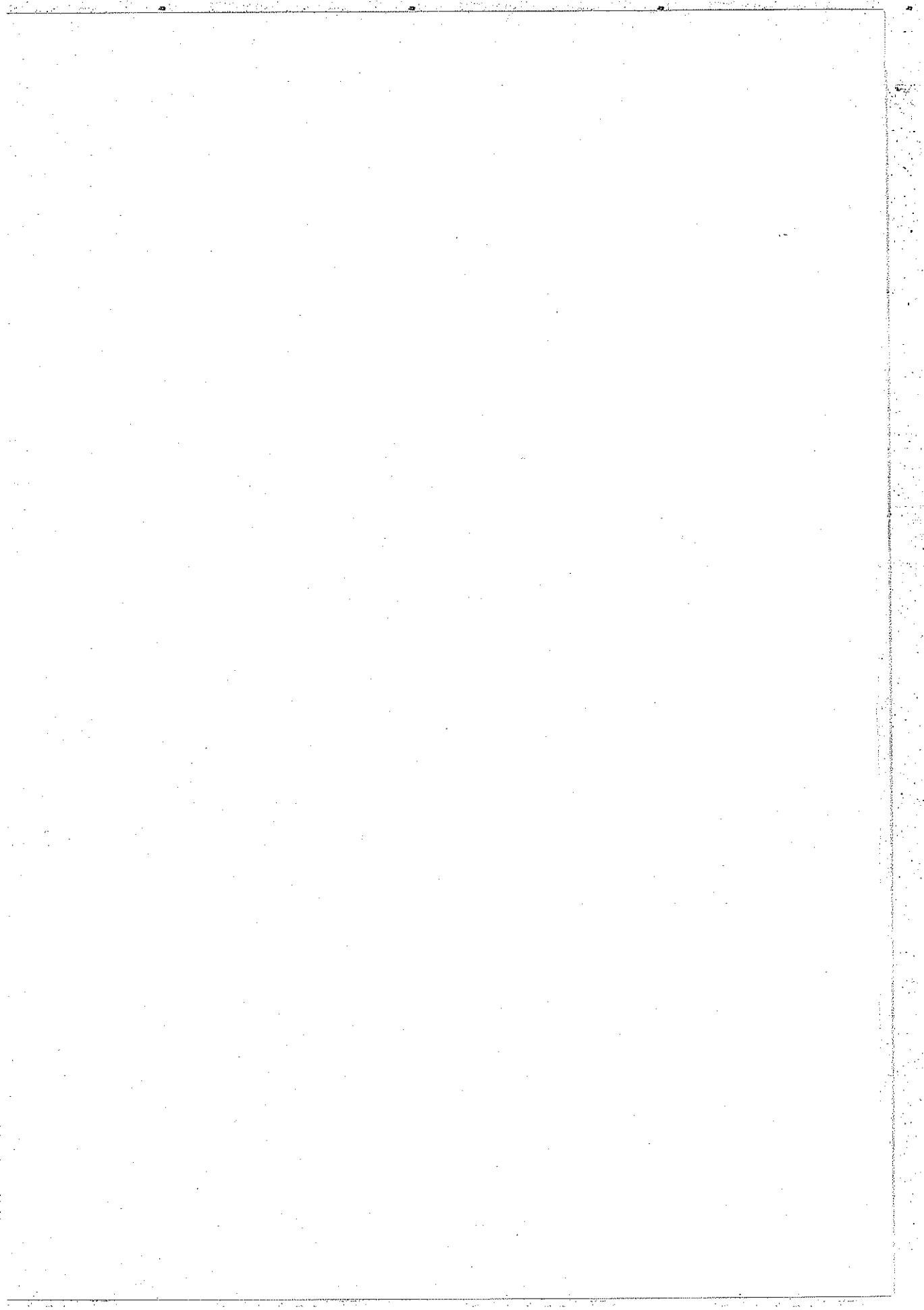


平成元年3月6日開会  
平成元年3月24日閉会

# 和泉市議会第1回定例会会議録

第 1 号

和 泉 市 議 会



# 和泉市議会第1回定例会会議録目次

平成元年3月6日(月曜日)第1日目

○ 出席議員・欠席議員	1頁
○ 議事説明員、その他	1 "
○ 議事日程	3 "
○ 開会宣告(午前10時00分)	4 "
○ 市長開会挨拶	4 "
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について(讃岐一郎・竹内修一・松尾孝明)	5 "
○ 日程第2 会期の決定について(3月6日～3月25日 20日間)	5 "
○ 日程第3 和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	5 "
○ 日程第4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	58 "
○ 日程第5 和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について	58 "
○ 日程第6 和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について	59 "
○ 日程第7 和泉市税条例の一部を改正する条例制定について	60 "
○ 日程第8 和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	61 "
○ 日程第9 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	62 "
○ 日程第10 和泉都市計画下水道事業受益者負担に関する条例制定について	63 "
○ 日程第11 和泉市立青年の家条例の一部を改正する条例制定について	64 "
○ 日程第12 和泉市立市民体育館条例の一部を改正する条例制定について	66 "
○ 日程第13 和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	68 "
○ 日程第14 和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例制定について	69 "
○ 日程第15 平成元年度和泉市一般会計予算	71 "
○ 日程第16 平成元年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	76 "
○ 日程第17 平成元年度和泉市老人保健事業特別会計予算	78 "
○ 日程第18 平成元年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	80 "
○ 日程第19 平成元年度和泉市公共下水道事業特別会計予算	80 "
○ 日程第20 平成元年度和泉市水道事業会計予算	82 "
○ 日程第21 平成元年度和泉市病院事業会計予算	83 "
○ 日程第22 予算審査特別委員会設置について	85 "
○ 日程第23 予算審査特別委員会委員の選任について	86 "

- 散会宣告（午後2時00分）

平成元年3月9日（木曜日）第2日目

- 出席議員・欠席議員 89 "
- 議事説明員、その他 89 "
- 議事日程 91 "
- 開会宣告（午前10時00分） 94 "
- 日程第1 一般質問について
  - 1番に 5番 並河道雄君 95 "
  - 2番に 23番 原重樹君 113 "
  - 3番に 19番 木村静雄君 130 "
  - 4番に 25番 天堀博君 139 "
- 散会宣告（午後4時25分）

平成元年3月10日（金曜日）第3日目

- 出席議員・欠席議員 153 "
- 議事説明員、その他 153 "
- 議事日程 155 "
- 開会宣告（午前10時00分） 155 "
- 日程第1 一般質問について
  - 1番に 28番 友田博文君 155 "
  - 2番に 18番 若浜記久男君 174 "
  - 3番に 7番 赤阪和見君 183 "
- 散会宣告（午後2時17分）

平成元年3月13日（月曜日）第4日目

- 出席議員・欠席議員 201 "
- 議事説明員・その他 201 "
- 議事日程 203 "
- 開会宣告（午前10時00分） 203 "
- 日程第1 例月出納検査結果報告（収入役扱昭和63年9月分） 204 "

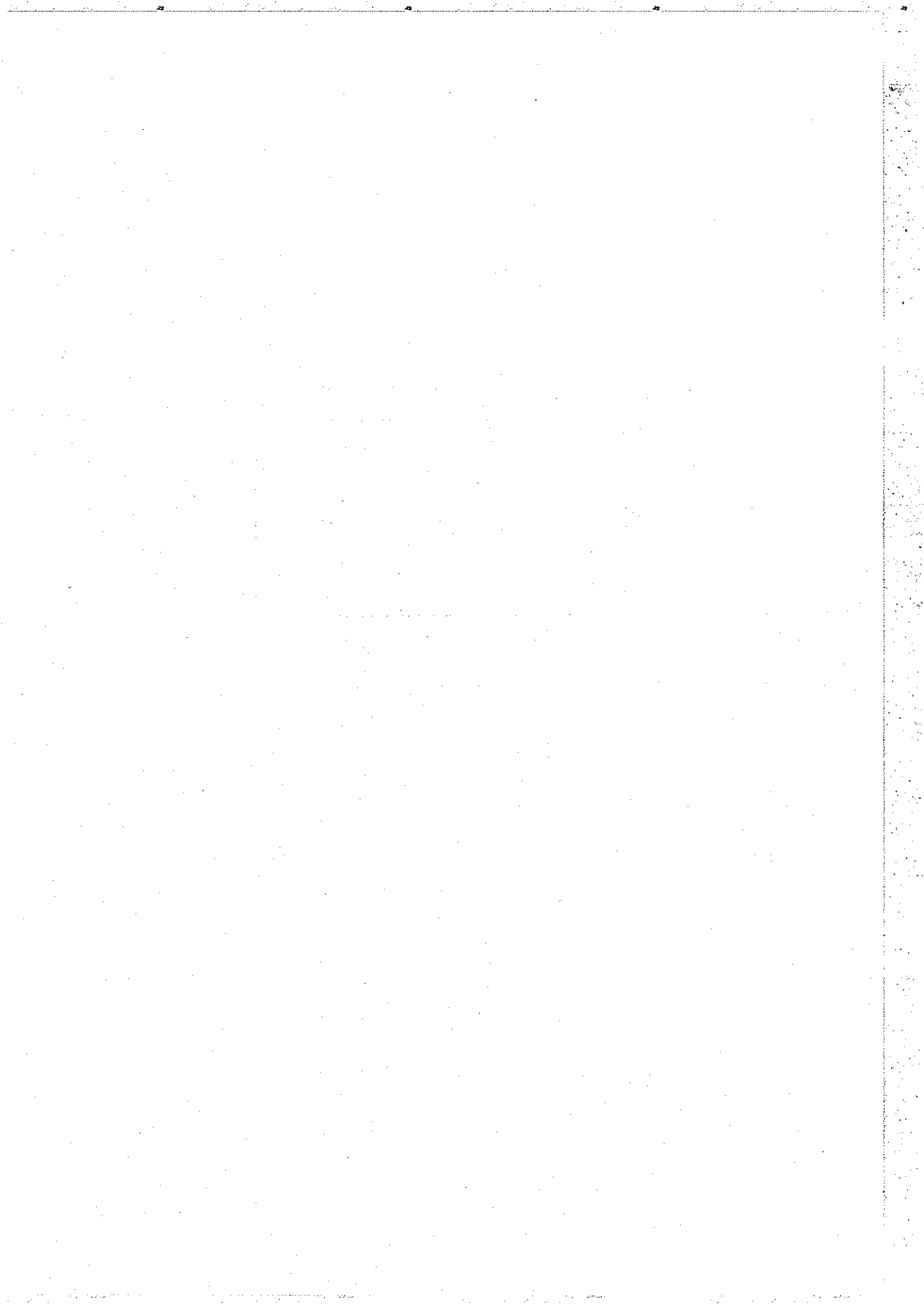
○ 日程第 2	例月出納検査結果報告（水道部企業出納員扱 昭和63年9月分）	204 "
○ 日程第 3	例月出納検査結果報告（市立病院企業出納員扱 昭和63年9月分）	204 "
○ 日程第 4	例月出納検査結果報告（収入役扱 昭和63年10月分）	204 "
○ 日程第 5	例月出納検査結果報告（水道部企業出納員扱 昭和63年10月分）	204 "
○ 日程第 6	例月出納検査結果報告（市立病院企業出納員扱 昭和63年10月分）	204 "
○ 日程第 7	昭和62年度和泉市歳入歳出決算認定について （決算審査特別委員長報告）	204 "
○ 日程第 8	専決処分の承認を求めることについて （和泉市税条例の一部改正）	213 "
○ 日程第 9	和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について	223 "
○ 日程第10	昭和63年度和泉市一般会計補正予算（第4号）	225 "
○ 日程第11	昭和63年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	234 "
○ 日程第12	昭和63年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	237 "
○ 日程第13	昭和62年度和泉市水道事業会計補正予算（第3号）	241 "
○ 日程第14	昭和62年度和泉市病院事業会計補正予算（第3号）	244 "
○ 日程第15	監査委員の選任について	247 "
○ 日程第16	人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて	249 "
○ 日程第17	委員会委員の辞任について	250 "
○ 日程第18	委員会委員の選任について	250 "
○ 日程第19	年金制度の改悪撤回を求める意見書	251 "
○ 日程第20	障害児のための緊急一時保護制度の充実に関する意見書	253 "
○ 日程第21	リクルート疑惑の徹底解明を求める意見書	254 "
○	散会宣告（午後零時15分）	

平成元年3月24日（金曜日）最終日

○	出席議員・欠席議員	257 "
○	議事説明員、その他	257 "
○	議事日程	259 "
○	開会宣告（午前10時00分）	259 "
○ 日程第 1	和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について（予算審査特別委員長報告）	261 "
○ 日程第 2	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について（ " ）	261 "
○ 日程第 3	和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について（ " ）	261 "
○ 日程第 4	和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について（ " ）	261 "

○ 日程第 5	和泉市税条例の一部を改正する条例制定について（ " ）	261 "
○ 日程第 6	和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について（ " ）	261 "
○ 日程第 7	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について（ " ）	261 "
○ 日程第 8	和泉都市計画下水道事業受益者負担に関する条例制定について（ " ）	261 "
○ 日程第 9	和泉市立青年の家条例の一部を改正する条例制定について（ " ）	261 "
○ 日程第10	和泉市立市民体育館条例の一部を改正する条例制定について（ " ）	261 "
○ 日程第11	和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について（ " ）	261 "
○ 日程第12	和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例制定について（ " ）	261 "
○ 日程第13	平成元年度和泉市一般会計予算（ " ）	261 "
○ 日程第14	平成元年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算（ " ）	261 "
○ 日程第15	平成元年度和泉市老人保健事業特別会計予算（ " ）	261 "
○ 日程第16	平成元年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算（ " ）	261 "
○ 日程第17	平成元年度和泉市公共下水道事業特別会計予算（ " ）	261 "
○ 日程第18	平成元年度和泉市水道事業会計予算（ " ）	261 "
○ 日程第19	平成元年度和泉市病院事業会計予算（ " ）	261 "
○ 日程第20	和泉市土地開発公社平成元年度事業計画の提出について	286 "
○ 日程第21	消費税撤廃を求める意見書	291 "
○ 市長閉会挨拶		294 "
○ 議長閉会挨拶		295 "
○ 閉会宣告（正 午）		295 "

第 1 日





平成元年3月6日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	坂口 敏彦 君	16番	西口 秀光 君
2番	須藤 洋之進 君	18番	若浜 記久男 君
3番	藤原 正通 君	19番	木村 静雄 君
5番	並河道 雄君	20番	出原 平男 君
6番	穴瀬 克己 君	21番	勝部 津喜枝 君
7番	赤阪 和見 君	22番	早乙女 実 君
8番	中塚 新治 君	23番	原 重樹 君
9番	讚岐 一太郎 君	25番	天掘 博 君
10番	竹内 修一 君	26番	飯坂 楠次 君
12番	松尾 孝明 君	27番	奥村 圭一郎 君
13番	森 悦造 君	28番	友田 博文 君
15番	柳瀬 美樹 君	29番	田中 昭一 君

欠席議員(1名)

17番 池辺 秀夫 君

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市長公室	長	池田 忠雄	総務部	理事	大塚 孝之
市長公室	役	阪口 禮之助	総務部	次長	森 利治
市長公室	入役	中塚 白	総務部	次長	奥村 富彦
市長公室	長	杉本 弘文	財政課	長	阪 豊光
市長公室	理事	逢野 一郎	同和対策部	長	堀 宏行
市長公室	理事	神藤 恒治	同和対策部	理事	向井 洋
市長公室	理事	隆崎 大我	福祉事務所	長	中川 鉄也
市長公室	理事	稲田 順三	福祉事務所	次長	原 美助
市長公室	次長	鹿島 賢昌	市民生活部	長	麻生 和義
秘書課	長	井阪 和充	市民生活部	理事	中上 好美
企画課	長	今村 堅太郎	市民生活部	次長	岸田 秀仁
総務部	長	橋本 昭夫	市民生活部	次長	坂田 平之

市民生活部次長	池 辺 修 次	消 防 長	角 谷 泰 夫
産 業 部 長	松 村 吉 堯	消 防 本 部 次 長	高 宮 武 男
産 業 部 理 事	中 西 淳 富	消 防 本 部 次 長	一ノ瀬 喜 広
産 業 部 次 長	高 三 一 行	用 地 担 当 理 事 長	明 坂 貞 土
産 業 部 次 長	赤 田 備 信	土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	中 辻 寿 夫
建 設 部 長	浅 井 隆 介	土 地 担 当 参 事 長	藤 原 忠 男
建 設 部 理 事	山 崎 琢 磨	教 育 委 員 長	西 川 喜 久
建 設 部 次 長	谷 俊 雄	教 育 長	逢 野 博 之
都 市 整 備 部 長	萩 本 啓 介	管 理 部 長	白 樫 通 有
都 市 整 備 部 理 事	高 橋 欣 吾	管 理 部 次 長	重 野 欣 達
都 市 整 備 部 次 長	三 井 義 秋	指 導 部 長	木 村 吉 男
都 市 整 備 部 次 長	松 林 保	指 導 部 次 長	生 田 稔
改 良 事 業 部 長	富 田 宏 之	社 会 教 育 部 長	竹 田 明 郎
改 良 事 業 部 理 事	笠 木 恒 忠	社 会 教 育 部 理 事	佐 原 行 雄
改 良 事 業 部 次 長	大 宅 清 臣	社 会 教 育 部 理 事	明 坂 文 嘉
水 道 事 業 管 理 者	田 中 稔	社 会 教 育 部 次 長	北 野 喜 平
水 道 部 理 事	岩 井 益 一	社 会 教 育 部 次 長	藤 木 意 繼
水 道 部 次 長	岸 本 孝 二	会 計 課 長	高 橋 正 道
水 道 部 次 長	仲 田 博 文	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	農 端 小 一
病 院 長	竹 林 淳	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	庄 司 清
病 院 事 務 局 長	藤 原 光 夫	監 査 委 員	吉 田 陽 三
病 院 事 務 局 次 長	藤 原 清 司	監 査 事 務 局 長	森 口 義 忠
病 院 事 務 局 次 長	谷 上 徹	農 業 委 員 会 会 長	信 田 種 行
		農 業 委 員 会 事 務 局 長	

※備考 各課長級の職員は、議案説明の必要に応じて出席させる。

○  
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中 野 満 男

○  
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北 野 敦 雄
次 長	河 原 茂 隆
主 幹	大 中 保
係 長	佐土谷 茂 一
主 査	井之上 光 一

本日の議事日程は次のとおりである。

平成元年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月6日)

日程	種別及び番号	件名	適要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3	議案第8号	和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 1
4	議案第9号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 5
5	議案第10号	和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 12
6	議案第11号	和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 18
7	議案第12号	和泉市税条例の一部を改正する条例制定について	P. 21
8	議案第13号	和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 67
9	議案第14号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	P. 71
10	議案第15号	和泉都市計画下水道事業受益者負担に関する条例制定について	P. 77
11	議案第16号	和泉市立青年の家条例の一部を改正する条例制定について	P. 87
12	議案第17号	和泉市立市民体育館条例の一部を改正する条例制定について	P. 96
13	議案第18号	和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	P. 108
14	議案第19号	和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 121
15	議案第1号	平成元年度和泉市一般会計予算	別冊
16	議案第2号	平成元年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
17	議案第3号	平成元年度和泉市老人保健事業特別会計予算	別冊
18	議案第4号	平成元年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	別冊
19	議案第5号	平成元年度和泉市公共下水道事業特別会計予算	別冊
20	議案第6号	平成元年度和泉市水道事業会計予算	別冊
21	議案第7号	平成元年度和泉市病院事業会計予算	別冊
22	議会議案第1号	予算審査特別委員会設置について	別紙
23	議会議案第2号	予算審査特別委員会委員の選任について	別紙

(午前1.0時00分)

- 議長(田中昭一君) お待たせいたしました。議員の皆さんには、年度末何かとお忙しいところ多数御出席くださりまして、まことにありがとうございます。

ここで、会議に入る前に皆さんに御協力をお願いいたしたいと存じます。

去る1月6日、手厚い看護もむなしく御逝去されました故仁井明議員には、われわれ同僚としてまことに痛惜のきわみであります。本日は、この場で生前の御遺徳をしのぶとともに、御冥福をお祈りするため慎んで哀悼の意を表し、1分間の黙祷を捧げたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。恐縮ですが、全員御起立願います。

(黙祷)

- 議長(田中昭一君) 御着席ください。御協力、ありがとうございました。それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは24名でございます。池辺議員さんから欠席の届け出がございます。現在、24名でございます。

- 議長(田中昭一君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより平成元年第1回定例会を開会いたします。

○

- 議長(田中昭一君) 本日の会議に出席を求めた者の氏名並びに議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承をお願いいたします。

なお、ここで本日、広報広聴課より「広報いずみ」及び市勢要覧の作成に当たり、議場内の写真撮影と盲人用広報作成のため議会の録音の願い出がありましたので、これを許可いたします。

○

- 議長(田中昭一君) ここで、市長のあいさつを願います。

(市長登壇、あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) おはようございます。平成元年第1回定例会の開会に当たりまして一言、ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず御出席をいただき、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

また、ただいま皆様方とともに黙祷を捧げさせていただきました去る1月6日、御逝去あそばされました故仁井明議員さんに対しまして、皆様方とともに心から御冥福をお祈り申し上げる次

第でございます。

本定例会に御提案をお願い申し上げます議案は、平成元年度一般会計予算、特別会計予算を初め水道事業会計予算並びに病院事業会計予算と、これらに関連いたします条例制定等多数御提案申し上げる次第でございます。議案の内容につきましては後ほど市政方針を申し上げ、別途、御説明をさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を相賜りまして、御可決、御承認をくださいますようお願いを申し上げる次第でございます。

はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうかよろしく願いを申し上げます。

○ 議長（田中昭一君） 市長のあいさつが終わりました。

それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本件は、会議規則第103条の規定に基づき、9番・讃岐一太郎君、10番・竹内修一君、12番・松尾孝明君、以上、3名の方を指名いたします。

○ 議長（田中昭一君） 次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日から3月25日までの20日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日より3月25日までの20日間と決定いたします。

○ 議長（田中昭一君） 日程第3「和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」より日程第21「平成元年度和泉市病院事業会計予算」までの19議案は、いずれも平成元年度予算及び関連議案でありますので、これを一括議題といたします。

議案については表題のみを朗読させ、各議案の朗読は省略させていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、表題のみを朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第1号

平成元年度 和泉市一般会計予算

平成元年度和泉市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,212,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することのできる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成元年3月6日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 市 税		1 3,115,833
	1. 市 民 税	6,697,152
	2. 固 定 資 産 税	4,480,262
	3. 軽 自 動 車 税	1 06,652
	4. 市 た ば こ 税	5 66,738
	5. 特 別 土 地 保 有 税	2 9,700
	6. 都 市 計 画 税	1,115,167
	7. 旧 法 に よ る 税	1 20,162
2. 地 方 譲 与 税		5 93,600
	1. 消 費 譲 与 税	3 90,000
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	1 23,300
	3. 地 方 道 路 譲 与 税	8 0,300
3. 利 子 割 交 付 金		3 60,000
	1. 利 子 割 交 付 金	3 60,000
4. 自 動 車 取 得 税 交 付 金		3 01,916
	1. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	3 01,916
5. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		2 43,471
	1. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	2 43,471
6. 地 方 交 付 税		4,610,000
	1. 地 方 交 付 税	4,610,000
7. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		3 3,000
	1. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3 3,000
8. 分 担 金 及 び 負 担 金		5 77,554
	1. 分 担 金	1 6,925
	2. 負 担 金	5 60,629
9. 使 用 料 及 び 手 数 料		3 51,937
	1. 使 用 料	3 02,374
	2. 手 数 料	4 9,563

款	項	金額
10. 国庫支出金		4,405,834
	1. 国庫負担金	2,435,858
	2. 国庫補助金	1,916,222
	3. 国庫委託金	53,754
11. 府支出金		2,259,229
	1. 府負担金	238,172
	2. 府補助金	1,772,008
	3. 府委託金	235,281
	4. 府交付金	13,768
12. 財産収入		445,918
	1. 財産運用収入	150,922
	2. 財産売却収入	294,996
13. 寄附金		231,000
	1. 寄附金	231,000
14. 繰入金		528,530
	1. 特別会計繰入金	275,300
	2. 基金繰入金	501,000
15. 諸収入		2,416,495
	1. 延滞金及び加算金	20,000
	2. 市預金利子	20,762
	3. 貸付金元利収入	1,027,786
	4. 受託事業収入	16,789
	5. 雑収入	1,331,158
16. 市債		1,650,683
	1. 市債	1,650,683
歳入合計		32,125,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 議会費		321,143
	1. 議会費	321,143



款	項	金 額
2. 總 務 費		3,575,859
	1. 總 務 管 理 費	2,361,855
	2. 徵 稅 費	525,515
	3. 戶籍住民基本台帳費	227,055
	4. 選 舉 費	63,635
	5. 統 計 調 查 費	25,244
	6. 監 查 委 員 費	27,769
	7. 同 和 對 策 費	344,786
3. 民 生 費		8,986,869
	1. 社 會 福 祉 費	3,362,965
	2. 兒 童 福 祉 費	3,078,507
	3. 生 活 保 護 費	2,539,024
4. 衛 生 費		3,721,320
	1. 予 防 衛 生 費	1,938,252
	2. 環 境 衛 生 費	1,713,385
	3. 基 地 管 理 費	57,817
5. 農 林 水 產 業 費		293,223
	1. 農 業 費	289,122
6. 商 工 費		237,684
	1. 商 工 費	237,684
7. 土 木 費		5,804,485
	1. 土 木 管 理 費	247,634
	2. 道 路 橋 梁 費	848,290
	3. 河 川 水 路 費	256,792
	4. 都 市 計 画 費	1,856,636
8. 消 防 費		914,979
	1. 消 防 費	914,979

款	項	金額
9. 教育費		3,512,456
	1. 教育総務費	415,404
	2. 小学校費	1,291,733
	3. 中学校費	738,625
	4. 幼稚園費	403,810
	5. 社会教育費	535,594
	6. 保健体育費	127,290
10. 公債費		4,500,982
	1. 公債費	4,500,982
11. 諸支出金		206,000
	1. 災害援護資金貸付金	5,000
	2. 基金費	201,000
12. 予備費		50,000
	1. 予備費	50,000
歳出合計		32,125,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額
改良住宅整備事業	平成元年度 } 平成2年度	48,575
既設公営住宅改善事業	平成元年度 } 平成2年度	409,156
都市計画事業等用地取得事業	平成元年度 } 平成3年度	245,254
環境改善整備事業用地取得事業	平成元年度 } 平成3年度	973,352
和泉市土地開発公社に委託し、先行取得する上記用地取得事業資金の元金及びその利子(債務保証)	平成元年度 } 平成3年度	元金 1,218,606 及びその利子
和泉市土地開発公社が取得する用地の事業資金の元金及びその利子(債務保証)	平成元年度 } 平成3年度	元金 200,000 及びその利子
計		1,876,337

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
コスモポリスの出資金	51,000	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以 内	政 府 銀 行 其 他	25年以内(内据置5年以内) ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
交通安全施設整備事業	1,700	同 上	同 上	同 上	同 上
国民年金保険事業	774	同 上	同 上	大阪府	6年以内(内据置3年以内) ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
老人福祉施設整備事業	9,700	同 上	同 上	政 府 銀 行 其 他	25年以内(内据置5年以内) ただし 同 上
災害援護資金貸付事業	5,000	同 上	同 上	同 上	20年以内(内据置3年以内) ただし 同 上
道路橋梁整備事業	82,725	同 上	同 上	同 上	25年以内(内据置5年以内) ただし 同 上
環境改善道路整備事業	69,200	同 上	同 上	同 上	同 上
都市計画事業	190,800	同 上	同 上	同 上	同 上
公営住宅整備事業	958,184	同 上	同 上	同 上	同 上
消防施設整備事業	23,400	同 上	同 上	同 上	同 上
義務教育施設整備事業	136,000	同 上	同 上	同 上	同 上
借 換 債	122,200	同 上	同 上	同 上	同 上
計	1,650,683				

## 議案第2号

## 平成元年度 和泉市国民健康保険事業特別会計予算

平成元年度和泉市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,531,242円と定める。

2 事業勘定の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成元年3月6日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算(事業勘定)

歳 入

(単位:千円)

款	項	金 額
1. 国民健康保険料		2,639,546
	1. 国民健康保険料	2,639,546
2. 一部負担金		20
	1. 一部負担金	20
3. 使用料及び手数料		600
	1. 手 数 料	600
4. 国庫支出金		2,721,991
	1. 国庫負担金	2,157,085
	2. 国庫補助金	564,906
5. 療養給付費交付金		561,012
	1. 療養給付費交付金	561,012
6. 府支出金		59,509
	1. 府補助金	59,509
7. 共同事業交付金		58,849
	1. 共同事業交付金	58,849
8. 繰入金		46,4615
	1. 一般会計繰入金	26,0000

款	項	金 額
	2. 基金繰入金	204,615
9. 諸 収 入		25,100
	1. 延滞金及び過科	200
	2. 預 金 利 子	600
	3. 雑 入	24,300
歳 入 合 計		6,531,242

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		168,081
	1. 総 務 管 理 費	53,004
	2. 徴 収 費	113,105
	3. 運営協議会費	1,428
	4. 趣 旨 普 及 費	544
2. 保 險 給 付 費		4,335,368
	1. 療 養 諸 費	3,910,241
	2. 高 額 療 養 費	378,677
	3. 助 産 費	35,200
	4. 葬 祭 費	11,250
3. 老 人 保 健 拠 出 金		1,935,994
	1. 老 人 保 健 拠 出 金	1,935,994
4. 共 同 事 業 拠 出 金		474,225
	1. 共 同 事 業 拠 出 金	474,225
5. 保 健 施 設 費		5,024
	1. 保 健 施 設 費	5,024
6. 公 債 費		6,750
	1. 一 般 公 債 費	6,750
7. 諸 支 出 金		2,600
	1. 償還金及び還付加算金	2,600
8. 予 備 費		30,000
	1. 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		6,531,242

議案第3号

平成元年度 和泉市老人保健事業特別会計予算

平成元年度和泉市の老人保健事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,598,925千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成元年3月6日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 支 払 基 金 交 付 金		3,917,267
	1. 支 払 基 金 交 付 金	3,917,267
2. 国 庫 支 出 金		1,116,230
	1. 国 庫 負 担 金	1,116,230
3. 府 支 出 金		279,598
	1. 府 負 担 金	278,958
	2. 府 補 助 金	640
4. 繰 入 金		283,830
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	283,830
5. 諸 収 入		2,000
	1. 雑 入	2,000
歳 入 合 計		5,598,925

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		5,905
	1. 総 務 管 理 費	5,905
2. 医 療 諸 費		5,593,020
	1. 医 療 諸 費	5,593,020
歳 出 合 計		5,598,925

議案第4号

平成元年度 和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算

平成元年度和泉市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ179,566千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成元年度3月6日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 財産収入		27,530
	1. 財産売却収入	27,530
2. 繰入金		131,036
	1. 一般会計繰入金	131,036
3. 市債		21,000
	1. 市債	21,000
歳入合計		179,566

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 公共用地先行取得事業費		21,219
	1. 公共用地先行取得事業費	21,219
2. 公債費		130,817
	1. 公債費	130,817
2. 諸支出金		27,530
	1. 一般会計繰出金	27,530
歳出合計		179,566

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
公共用地先行取得事業	21,000	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	10年以内(内据置4年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えをすることが出来る。

議案第5号

平成元年度 和泉市公共下水道事業特別会計予算

平成元年度和泉市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,992,462千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することのできる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成元年3月6日 提出

和泉市長 池田 忠雄



第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 分担金及び負担金		13,400
	1. 負 担 金	13,400
2. 使用料及び手数料		82,150
	1. 使 用 料	82,150
3. 国庫支出金		39,263
	1. 国庫補助金	39,263
4. 府支出金		6,000
	1. 府補助金	6,000
5. 繰入金		671,239
	1. 一般会計繰入金	671,239
6. 諸収入		10
	1. 雑 入	10
7. 市債		1,180,400
	1. 市 債	1,180,400
歳 入 合 計		1,992,462

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 下水道事業費		1,675,329
	1. 下水道総務費	717,785
	2. 下水道整備費	957,544
2. 公債費		316,633
	1. 公 債 費	316,633
3. 予備費		500
	1. 予 備 費	500
歳 出 合 計		1,992,462

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金融資に対する損失補償	平成元年度 └ 平成5年度	和泉市水洗便所改造資金融資制度に基づき金融機関が当該貸付を行ったことにより損失を生じた場合の元金及び利息の損失補償
公共下水道事業用地取得事業	平成元年度 └ 平成2年度	30,000
和泉市土地開発公社に委託し、先行取得する上記用地取得事業資金の元金及びその利子(債務保証)	平成元年度 └ 平成2年度	元金 30,000 及びその利子

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	借入先	償 還 の 方 法
公共下水道整備事業	1,180,400	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以 内	政 府 銀 行 そ の 他	30年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えをすることが出来る。

## 議案第6号

## 平成元年度和泉市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成元年度和泉市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |               |                          |          |  |
|---------------|--------------------------|----------|--|
| (1) 給水戸数      | 44,070戸                  |          |  |
| (2) 年間総給水量    | 14,781,500m <sup>3</sup> |          |  |
| (3) 一日平均給水量   | 40,497m <sup>3</sup>     |          |  |
| (4) 主要な建設改良事業 | (イ) 配水管更生事業              | 26,100千円 |  |
|               | (ロ) 配水管整備事業              | 20,600千円 |  |

イ) 水道施設等整備事業 168,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

【収 入】

第1款 水道事業収益	2,090,868千円
第1項 営業収益	1,935,578千円
第2項 営業外収益	155,280千円
第3項 特別利益	10千円

【支 出】

第1款 水道事業費用	2,184,190千円
第1項 営業費用	1,863,641千円
第2項 営業外費用	318,849千円
第3項 特別損失	700千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額193,097千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

【収 入】

第1款 基本的収入	395,010千円
第1項 企業債	188,000千円
第2項 工事負担金	198,000千円
第3項 負担金	9,000千円
第4項 固定資産売却代金	10千円

【支 出】

第1款 基本的支出	588,107千円
第1項 建設改良費	420,400千円
第2項 企業債償還金	167,707千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	資金区分	償 還 の 方 法
配水管更生事業	24,000	証 書 借 入	8.0%以内	政 府	借入れた日から据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等等償還する。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し繰上償還をし又は低利償に借換えることができる。
配水管整備事業	18,000			公 庫	
水道施設等整備事業	146,000				

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

項 目	金 額
1. 営業費用 原水及び浄水費	851,818千円
2. 営業外費用 支払利息及び企業債取扱諸費	290,799千円

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費	642,935千円
2. 交際費	800千円

(他会計からの補助金)

第8条 営業補助のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は10,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、141,098千円と定める。

平成元年3月6日 提出

和泉市長 池田 忠 雄

議案第7号

平成元年度 和泉市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成元年度和泉市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数		327床	
(2) 年間患者数	入院	105,120人	外来 221,250人

(3) 一日平均患者数 入院 288人 外来 750人

(4) 主要な建設改良事業 器械備品購入費 65,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

【収 入】

第1款 病院事業収益	4,593,430千円
第1項 医業収益	4,230,730千円
第2項 医業外収益	252,700千円
第3項 特別利益	110,000千円

【支 出】

第1款 病院事業費用	4,548,600千円
第1項 医業費用	4,349,780千円
第2項 医業外費用	196,820千円
第3項 予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,830千円は、損益勘定留保資金4,830千円で補てんするものとする。)

【収 入】

第1款 資本的収入	1,148,390千円
第1項 企業債	60,000千円
第2項 出資金	88,390千円
第3項 他会計長期借入金	1,000,000千円

【支 出】

第1款 資本的支出	1,193,220千円
第1項 建設改良費	66,233千円
第2項 企業債償還金	126,987千円
第3項 他会計長期借入金返還金	1,000,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
医療器械 購入事業	60,000	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政 府 銀 行 そ の 他	5年以内(内据置1年以内)ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の流用)

第7条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を、その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 2,449,880千円
- (2) 交際費 1,100千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計から、この会計へ補助する金額は、356,402千円と定める。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,332,687千円と定める。

平成元年3月6日 提出

和泉市長 池田忠雄

議案第8号

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成元年3月6日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年和泉市条例第20号）の一部を次のように改正する。別表を次のように改める。

別表（第1条関係）

区 分	報 酬 額
議 長	月 額 530,000円
副 議 長	月 額 500,000円
議 員	月 額 480,000円

附 則

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

理 由

最近の社会経済の諸情勢並びに近隣都市の状況等を勘案し、議員等の報酬月額を引き上げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第9条

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成元年3月6日 提出

和泉市長 池田 忠 雄

和泉市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年和泉市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「165,000円」を「170,000円」に改める。別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

特別職の職員で非常勤のものの報酬額

区 分	報 酬 額
教育委員会委員長	月 額 89,000円
教育委員会委員（委員長である委員を除く。）	月 額 75,000円
市議会議員の中から選任された監査委員	月 額 24,000円
知識経験を有する者の中から選任された監査委員	月 額 75,000円
選挙管理委員会委員長	年 額 279,000円
選挙管理委員会委員（委員長である委員を除く。）	年 額 166,000円
公平委員会委員長	年 額 128,000円
公平委員会委員（委員長である委員を除く。）	年 額 102,000円
農業委員会会長	年 額 215,000円
農業委員会副会長	年 額 147,000円
農業委員会委員（会員及び副会長である委員を除く。）	年 額 134,000円
固定資産評価審査委員会委員	年 額 47,000円
附属機関の委員	日 額 6,000円
社会教育委員	月 額 7,000円
選挙長	1選挙ごとに 11,000円
投開票管理者	日 額 9,000円
投開票立会人	日 額 8,000円
選挙立会人	日 額 8,000円
地方自治法第182条による補充員	日 額 9,000円

附 則

この条件は、平成元年4月1日から施行する。

理 由

最近の社会経済の諸情勢並びに近隣都市の状況等を勘案し、特別職の職員で非常勤である各行政委員会の委員及び臨時又は非常勤の嘱託員の報酬額を改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。



議案第10号

和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成元年3月6日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(案)

(和泉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。別表第3を次のように改める。

別表第3 特別職の職員の給料月額

区 分	給 料 月 額
市 長	800,000円
助 役	700,000円
収 入 役	630,000円
水道事業管理者	630,000円

(和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和45年和泉市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中「550,000円」を「630,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

理 由

最近の社会経済の諸情勢並びに近隣都市の状況を勘案し、市長等の給料月額を引き上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第11号

和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように  
制定する。

平成元年3月6日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例(案)  
和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和40年和泉市条例第20号)  
の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「90,000円」を「93,000円」に、「55,000円」を「58,000円」に、「36,000円」を「38,000円」に、「27,000円」を「29,000円」に、「23,000円」を「25,000円」に、「21,000円」を、「22,000円」に「15,000円」を「18,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

理 由

最近の社会経済の諸情勢並びに近隣都市の状況等を勘案し、消防団員の報酬を引き上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第12号

和泉市税条例の一部を改正する条例制定について

和泉市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成元年3月6日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市税条例の一部を改正する条例(案)

和泉市税条例(昭和35年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 市たばこ消費税(第39条-第39条の7)」を「第5章 市たばこ税(第

39条—第39条の7)に、「第6章 電気税及びガス税(第40条—第41条の8)」を「第6章 削除」に、「第7章 木材引取税(第42条—第51条)」を「第7章 削除」に改める。

第3条第1号中「市たばこ消費税」を「市たばこ税」に改め、「電気税」、「ガス税」及び「木材引取税」を削る。

第14条第1項の表を次のように改める。

120万円以下の金額	100分の3
120万円を超える金額	100分の8
500万円を超える金額	100分の11

第15条第1項中「又は(三)」を削る。

第5章の章名を次のように改める。

#### 第5章 市たばこ税

第39条の見出し中「市たばこ消費税」を「市たばこ税」に改め、同条第1項中「市たばこ消費税」を「市たばこ税」に、「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第2項中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第3項を削る。

第39条の2の見出し中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第1項中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、「従価割にあつては」及び「(以下「売渡し等」という。)に係る製造たばこの当該売渡し等の時における小売定価(法第467条第1項の小売定価をいう。)に相当する金額とし、従量割にあつては売渡し等」を削り、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定により重量を本数に換算する場合の計算については、施行令第53条に規定するところによる。

第39条の3の見出し中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、「従価割にあつては100分の14.3とし、従量割にあつては」を削り、「350円」を「1,997円」に改める。

第39条の4(見出しを含む)中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

第39条の5の見出し中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第1項中「この節」を「この章」に、「売渡し等」を「第39条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」に改め、「課税標準たる小売定価に相当する金額に当該小売定価に係る品目ごとの売渡し等の数量を乗じて得た金額の合計額及び前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの」を削り、「課税標準額」を「課税標準数量」に、「並びに当該課税標準額」を「及び当該課税標準数量」に、「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第3項中「次条第1項」を

「法第477条第1項」に改める。

第39条の6（見出しを含む。）並びに第39条の7の見出し及び同条第1項中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

第6章を次のように改める。

#### 第6章 削 除

第40条から第41条の8まで 削除

第7章を次のように改める。

#### 第7章 削 除

第42条から第51条まで 削除

附則第6条及び第7条を次のように改める。

第6条及び第7条 削除

附則第8条第1項中「昭和64年度」を「平成元年度」に、「、附則第14条第1項及び第2項」を「及び附則第14条」に改め、同項第2号中「第13条から第14条まで、第14条の4、附則第14条第1項及び第2項」を「第13条の3、第14条、第14条の4及び附則第14条」に改め、同条第5項中「施行令附則第16条の3第9項から第11項」を「施行令附則第16条の3第10項から第12項」に改める。

附則第9条第1項中、「、第13条の2」を削り、同条第3項第2号中「所得割の金額」を「所得割の額」に改め、同項第4号中「同項中」の次に「所得割の額」とあるのは、「」を加える。

附則第9条の2第1項中「昭和66年度」を「平成3年度」に、「、第14条」を「及び第14条」に改め、同項第2号中「施行令附則第16条の4第3項」を「施行令附則第16条の5第3項」に、「合計額。」を「合計額とする。」に、「本項」を「本号」に改め、同条第3項中「この場合において、」の次に「前条第3項中」を加え、「と、第28条の4第1項」とあるのは「第28条の5第1項」を削る。

附則第10条第1項中「課税所得」を「譲渡所得」に改め、「算定した」の次に「額の」を加え、同条第2項第4号中「同項中」の次に「「所得割の額」とあるのは、」を加える。

附則第10条の2第1項及び第2項並びに附則第11条第1項中「昭和66年度」を「平成3年度」に改める。

附則第12条第2項中「第28条の4第3項第1号から第3号まで」を「第28条の4第4項第1号から第3号まで」に、「附則第10条第2項」を「前項」に改め、同条第3項中「とする。」を「と読み替えるものとする。」に改める。

附則第12条の2及び第12条の3を次のように改める。

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第12条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等(同法第37条の11第1項の適用を受けるものを除く。以下本項において「株式等の係る譲渡所得等」という。)を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第13条及び第14条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、法附則第35条の2第6項の規定の例により算定した額の市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第13条の3の規定の適用については、同条中「所得割の額」とあるのは、「総所得金額、附則第12条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第14条の4の規定の適用については、同条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第12条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- (3) 附則第14条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第12条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

第12条の3 昭和60年2月15日前に「軽自動車の納税義務者が取得した第32条第1号エに掲げる軽自動車等に該当するものに対する同号の規定の適用については、当分の間、同号エ中「2,500円」とあるのは、「1,000円」と読み替えるものとする。

2 昭和60年度から昭和63年度までの各年度分の軽自動車税に限り、電気を動力源とする軽自動車等で内燃機関を有するもの以外のものに対する第32条及び前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第32条第1号	1,000円	700円
	1,200円	1,100円
	1,600円	1,450円
	2,500円	2,300円
第32条第2号	2,400円	2,200円
	3,100円	2,850円
	5,500円	5,200円
	7,200円	6,500円
	3,000円	2,900円
	4,000円	3,650円
	1,600円	1,450円
	4,700円	4,300円
第32条第3号	4,000円	3,650円
前項	1,000円	700円

附則12条の3の次に次の1条を加える。

(たばこ税の税率の特例)

第12条の4 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時にける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第39条の3の規定にかかわらず、当分の間、千本につき948円とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定並びに附則第12条の次に1条を加える改正規定及び附則第2条第2項の規定は平成2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の和泉市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、昭和63年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第12条の2の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成元年4月1日(以下「施行期日」という。)以後に行う所得税法等の一部を改正する法律(昭和63年法律第109号)第10条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第37条の10第1項に規定する株式等の譲渡に係る個人の市民税について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中市たばこ税に関する部分は、施行日以後に行われる新条例第39条第1

項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこに対して課すべき市たばこ税について適用する。

2 施行日前に行われた改正前の和泉市税条例第39条の2第1項に規定する売渡し等に係る製造たばこに対して課する市たばこ消費税については、なお従前の例による。

(電気税及びガス税に関する経過措置)

第4条 施行日前に使用した電気又はガス(断続的に供給することを約する契約に基づき供給されている電気又はガスにあつては、施行日前にその料金を収納した、又は収納すべきであつたもの)に対して課する電気税又はガス税については、なお従前の例による。

2 施行日前から断続的に供給することを約する契約に基づき供給されている電気又はガスで施行日から1月を経過する日までの間にその料金を収納した、又は収納すべきであつたものとみなして、前項の規定を適用する。

(木材引取税に関する経過措置)

第5条 施行日前に行われた素材の引取りに対して課する木材引取税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第6条 この条例の施行前にした行為及びこの附則によりなお従前の例によることとされる市税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

地方税法の一部改正に伴い、本市市税条例の整備を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第13号

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について  
和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成元年3月6日 提出

和泉市長 池田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年和泉市条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表中「240円」を「260円」に、「普通手数料に260円を加算した額」を「普通手数料に280円を加算した額」に、「50円」を「60円」に、「5,000円」を「6,000円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 改正後の和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表の規定は、平成元年4月1日以後の処理に係る手数料について適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

#### 理 由

近時の経済情勢及び人件費の高騰にかんがみ、し尿、ごみ処理手数料を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 議案第14号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成元年3月6日 提出

和泉市長 池 田 忠 雄

#### 和泉市条例 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)

和泉市国民健康保険条例(昭和35年和泉市条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「昭和65年度」を「平成2年度」に改める。

附則第10項から第12項までを削り、附則第9項の次に次の1項を加える。

(超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険料の算定の特例)

- 10 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が地方税法附則第33条の4第1項の事業所得又は雑所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「地方税法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とあるのは、「地方税法附則第33条の4第1項に規定する超短期所有土地等に係る事業所得等の金額」と読み替えるものとする。

#### 附 則

(施行期日)



1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の和泉市国民健康保険条例附則第10項の規定は、平成元年度分の保険料から適用し、昭和63年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 改正前の和泉市国民健康保険条例(以下「旧条例」という。)附則第10項の規定により読み替えて適用される同条例第2.1条の規定による昭和62年度分の保険料の減額については、なお従前の例による。

4 旧条例附則第11項の規定により読み替えて適用される同条例第15条の第1項の規定による昭和59年度分の基礎控除額については、なお従前の例による。

5 旧条例附則第12項の規定により読み替えて適用される同条例第17条の6及び第21条の規定による昭和61年度分の保険料の賦課限度額については、なお従前の例による。

理 由

先般の地方税法の一部改正の趣旨にかんがみ、国民健康保険料の負担の公平を図るため、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第15号

和泉都市計画下水道事業受益者負担に関する条例制定について

和泉都市計画下水道事業受益者負担に関する条例を次のように制定する。

平成元年3月6日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(案)

(総 則)

第1条 市長は、この条例の定めるところにより公共下水道に係る都市計画下水道事業(以下「事業」という。)に要する費用の一部に充てるため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第75条の規定に基づき受益者負担金(以下「負担金」という。)を徴収するものとする。

(受益者)

第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域(以下「排水区域」という。)内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借

若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は貸借人をいう。

- 2 市長は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。

（負担区の決定等）

第3条 市長は、排水区域を土地の状況又は事業の実施状況に応じて2以上の負担金を徴収しようとする区域（以下「負担区」という。）に区分するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により負担区を定めたときは、当該負担区の名称、区域及び地積を公告しなければならない。

（各受益者の負担金の額）

第4条 受益者が負担する負担金の額は、負担区に応じて別表に定める金額に当該受益者が次条の規定により公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同条の規定により公告された区域に存するものの面積を乗じて得た額とする。

（賦課対象区域の決定等）

第5条 市長は、毎年度の当初に、負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを、公告しなければならない。

- 2 賦課対象区域は、前項に規定する公告の日以前に事業を施行した区域及び事業を施行することを予定する区域とする。

（負担金の賦課及び徴収）

第6条 市長は、前条第1項の規定による公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内に存する土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

- 2 前項の負担金の賦課は、前条第1項の公告の日の翌日から起算して3年を経過した日以後においてはすることができない。

- 3 市長は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。

4 負担金は、3年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りでない。

（負担金の徴収猶予）

第7条 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。

- (1) 受益者が当該負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。
- (2) 受益者について災害、盗難、その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、その状況により特に負担金の徴収を猶予する必要があると認められるとき。

(負担金の減免)

第8条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を徴収しないものとする。

2 市長は、次の各号の一に該当する受益者の負担金を減免することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者
- (2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者
- (3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者
- (4) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者
- (5) 事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者
- (6) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第9条 第5条第1項の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の双方又は新たに受益者となった者が旨を市長に届出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第6条第1項により定められた額のうち当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、第1負担区（次表に示す地域及び地積とする。）の公告については、この条例の公布をもって公告したものとする。

負担区名	区 域	地 積
第1負担区	府中町1丁目、同2丁目、同3丁目、同6丁目、同7丁目、同8丁目、肥子町一丁目、同二丁目、井之口町、和気町、寺門町、今福町、弥生町一丁目、同二丁目、同三丁目の全部、府中町、同四丁目、同五丁目、小田町、観音寺町、箕形町、寺田町の一部	約 378

別表（第4条関係）

負担区名	1平方メートル当たりの金額
第1負担区	400 円

理 由

都市計画法第75条の規定に基づき、都市計画下水道事業に要する費用の一部に充てる受益者負担金を徴収するため、本条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する必要である。

議案第16号

和泉市立青年の家条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立青年の家条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成元年3月6日 提出

和泉市長 池田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市立青年の家条例の一部を改正する条例（案）

和泉市立青年の家条例（昭和36年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

和泉市立青少年の家条例

第1条を次のように改める。

（設 置）

第1条 本市は、社会教育法（昭和24年法律第207号）の趣旨に基づき、社会教育、特に、青少年の集団生活指導並びに情操教育の向上に資するため、次のとおり青少年の家を設置する。

名称 和泉市立青少年の家

位置 和泉市槇尾山町1番地21

第2条中「和泉市立青年の家（以下「青年の家」という。）を「和泉市立青少年の家（以下

「青少年の家」という。)に改め、同条第1号中「その他余暇善用」を「青少年の集団宿泊訓練」に改める。

第3条第1項を次のように改める。

青少年の家を使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。

第5条中「使用の許可を受けたもの」を「使用の許可を受けた者」に改め、ただし書を削る。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

1 青少年の家使用料

区 分	宿泊（午後3時～翌日午前9時）	昼間（午前9時～午後5時）
少年	400円	200円
青年	800円	400円
一般	1,000円	500円

2 野外活動施設使用料

区 分	テント施設（午後3時～翌日午前9時）	野外炊飯施設（午前9時～午後5時）
少年	200円	100円
青年・一般	400円	200円

備 考

- (1) 本市市民でない者が使用する場合の使用料は、上記使用料の2倍とする。
- (2) 少年とは中学生以下の者をいう。
- (3) 青年とは満25歳未満の者で前号に定める少年以外のものをいう。
- (4) 一般とは満25歳以上の者をいう。

附 則

この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定中野外活動施設使用料に係る部分は、規則で定める日から施行する。

理 由

和泉市立青年の家の建て替えに伴い、設置位置等について所要の改正をする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第17号

和泉市立市民体育館条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立市民体育館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成元年3月6日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市立市民体育館条例の一部を改正する条例(案)

和泉市立市民体育館条例(昭和51年和泉市条例第7号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

和泉市立体育館条例

第1条及び第2条を次のように改める。

(設置目的)

第1条 市民の体育、スポーツの振興及び保健の増進を図り、市民生活の向上に資するため、本市に和泉市立体育館(以下「体育館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和泉市立市民体育館	和泉市府中町四丁目20番3号
和泉市立コミュニティ体育館	和泉市光明台一丁目44番8号

第3条に次の1項を加える。

- 2 教育委員会が必要と認めたときは、体育館の管理業務の一部又は全部を公共的団体に委託することができる。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

## 体 育 館 使 用 料

## A料金（団体）

時間 区分		午前9時	午後1時	午後5時30分	午前9時	午後1時	午前9時
		正 午	午後5時	午後9時	午後5時	午後9時	午後9時
市民 体育館	大体育室	6,000円	9,000円	10,500円	10,500円	15,000円	19,500円
	小体育室	1,500円	3,000円	4,500円	4,500円	6,000円	7,500円
	会議室	150円	300円	300円	450円	600円	750円
	全 館	7,500円	12,000円	15,000円	15,000円	21,000円	27,000円
コ ミ ュ ニ テ イ 体 育 館	体育室全面	10,000円	15,000円	17,500円	17,500円	25,000円	32,500円
	体育室1/2面	6,000円	9,000円	10,500円	10,500円	15,000円	19,500円
	体育室1/4面	3,000円	4,500円	5,300円	5,300円	7,500円	9,800円
	会議室	350円	700円	700円	1,100円	1,400円	1,800円
	研修室	350円	700円	700円	1,100円	1,400円	1,800円

## 備 考

- 1 アマチュアスポーツに利用する場合で、使用者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料」という。）を徴収するときの使用料は、本表の10倍の額とする。
- 2 備考1に規定する場合以外で、使用者が入場を徴収しないときの使用料は、本表の10倍の額とし、入場料を徴収するときの使用料は、本表の30倍の額とする。
- 3 使用者が本市外に住所を有する者であって、備考1及び2に該当しないもの使用料については、本表の額に2を乗じて得た額とする。
- 4 会議室及び研修室において、冷暖房設備を使用するときは、本表の3割相当額を加算する。
- 5 使用時間を超過したときは、1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき当該使用区分の1時間相当額の使用料を徴収する。

B料金（個人）

区 分		幼 小	中	高 大	勤 労 青 年	一 般
市 民 体 育 館	1人1回（2時間以内）につき	80円	80円	150円	150円	300円
	1人1箇月使用の場合	400円	400円	750円	750円	1,500円

区 分		幼 小	中	高 大	一 般
コ ミ ュ ニ ティ 体 育 館	1人1回（2時間以内）につき	100円	100円	200円	400円
	1人1箇月使用の場合	500円	500円	950円	1,800円

備 考

- 1 市外に住所を有する者が使用する場合は、B料金表に2を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

理 由

和泉市立コミュニティ体育館を新設するにつき、既存の和泉市立市民体育館条例に当該コミュニティ体育館の管理運営に関する事項を併せて規定するため、当該条例の題名を改めるとともに、その他所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第18号

和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成元年3月6日 提出

和泉市長 池 田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

和泉市水道事業給水条例（昭和35年和泉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「合計額」の次に「に100分の103を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるもの」を加える。

第17条の2第1項中「区分に応じ、加入金を徴収する」を「区分に応じた加入金の額に10



0分の103を乗じた額を徴収する」を改める。

第23条の見出し中「料金」を「水道使用料金」に改め、同条第2項中「料金」を「水道使用料金」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「料金」を「水道使用料金」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項としての次の1項を加える。

水道使用料金は、料金と量水器使用料の合計額（以下「水道使用料金」という。）をいう。

第24条の見出し中「料金」を「水道使用料金」に改め、同条第2項を第3項とし、同条第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

水道使用料金は、料金と量水器使用料の合計額に100分の103を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

第25条から第27条までの規定（見出しを含む。）、第27条の2、第29条（見出しを含む。）及び第30条（見出しを含む。）、第33条、第34条（見出しを含む。）並びに第35条中「料金」を「水道使用料金」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和泉市水道事業給水条例の規定の適用については、管理者の定めるところによる。

#### 理 由

消費税法（昭和63年法律第108号）施行に伴い、本市水道事業においても所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

#### 議案第19号

和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成元年3月6日 提出

和泉市長 池田忠雄

#### 和泉市条例第 号

和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市立病院の料金等に関する条例（昭和47年和泉市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「第1号に規定する額に1.2を乗じて得た額」を「第1号に規定する額に1.2を乗じて得た額に1.03を乗じて得た額」に改める。

第3条中「2,000円以内」を「2,060円以内」に改める。

別表を次のとおり改める。

別表（第2条関係）

区 分		料 金		
		本 市 住 民	本市住民でない者	
分べん料	時 間 内	1回につき 30,900円	1回につき 41,200円	
	時 間 外	1回につき 41,200円	1回につき 51,500円	
	休日及び深夜	1回につき 51,500円	1回につき 61,800円	
入院加算料 金	新 館	特 別 室	1床につき日額 10,300円	1床につき日額 13,390円
		個 室 A	1床につき日額 6,180円	1床につき日額 8,030円
		個 室 B	1床につき日額 5,150円	1床につき日額 6,690円
	本 館	2 人 室	1床につき日額 2,060円	1床につき日額 2,670円
		個 室	1床につき日額 4,120円	1床につき日額 5,350円
		2 人 室	1床につき日額 1,540円	1床につき日額 2,060円

#### 備 考

- 1 時間内、時間外、休日及び深夜の区分は、健康保険診療報酬算定方法の例による。
- 2 多胎分べんの場合の分べん料の額は、この表に定める金額に、1人増すごとにこの表に定める金額0.5を乗じて得た額を加算した額とする。

#### 附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和泉市立病院の料金等に関する条例の規定の適用については、市長の定めるところによる。

#### 理 由

消費税法（昭和63年法律第108号）の施行に伴い、病院事業において所要の改定をする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長（田中昭一君） それでは、ここで平成元年度市政方針の披れきをお願いいたします。

（市長登壇、市政運営方針）

○ 市長（池田忠雄君） 本日、ここに平成元年第1回定例市議会の開会に当たり、平成元年度の各会計予算案を初め、関連諸議案の御審議をお願いするに当たりまして、市政運営の基本方針とその主要施策について私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

“ひとつの時代が終わりました”。

戦乱と荒廃、そして復興と繁栄、まさしく激動の「昭和」の時代が静かに幕を閉じ、いま、新しく世界の平和と人類繁栄への願いを込めた「平成」の時代を迎えました。ここに新しい平成元年に当たり、14万6,000市民が英知を結集し、創意と活力ある豊かな郷土の形成に向け一層の飛躍を期する「平成時代」にいたすべく、力強い前進を決意する次第であります。

さて、今日わが国は、高齢化や国際化社会への急速な進展のさなかにあつて、産業構造の変化など時代は大きく変わろうとしております。とりわけ、平成5年春の開港に向けて関西国際空港建設の槌音が高らかに響き、わが泉州地域にあつてはいまや国際化への対応が迫られ、同時に都市基盤の整備が急がれるところであります。

本市も、昨年設立いたしました「国際交流協会」は順調に組織化が進み、いよいよ本格的な活動が期待されておるところであります。

さらに、「いずみコスモポリス」計画は、企画調査会社から一步進めて事業実施会社へと移行させ、具体的な行動計画のもとに取り組みを強化してまいりたいと存じます。

また、夢とロマンの副都心づくりである和泉中央丘陵整備事業は、関連機関との連携を密にし、早期の完成を目指すとともに、「ラーバン・ライフ・リゾート」構想は、各種の調査を積み重ねてまいりましたが、近くそれを本格的な軌道に乗せてゆきたく存じております。

さらに、JR阪和線和泉府中駅前の再開発構想は、住民の方々の合意を得ることが何よりも重要な課題であり、住民意識の形成と相まって具体的な事業実施計画の策定へと歩みを進めたいと存じます。

私は、本市のこうした壮大なプロジェクトを14万6,000市民とともに英知を結集し、これまで以上の斬新な発想とたくましい気力をもって、活力に満ちた、しかも調和のとれた町まちづくりを目指し、精魂を込めた努力を傾注いたしたいと存じます。

さらに、市民福祉の面では、その拠点である総合福祉会館での活動を高揚させるとともに、従前からの施策に加えとりわけ本年は、各種の市民福祉に係る新規施策を積極的に興すとともに、教育面でも多くの御要望にこたえるべく幼稚園の2年保育に踏み切るなど、各般の施策を通じ-

層の教育行政の充実に努めたところであります。

さて、政府発表の平成元年度のわが国経済を取り巻く国際情勢では、原油価格の安定、物価の落ち着き、技術革新の進展などを背景として順調に推移してきた先進諸国の景気は、今後とも拡大のテンポは鈍化すると見込まれるものの、引き続き緩やかに拡大基調にあるものと予測されております。国内的には、内需を中心とした景気の持続的な拡大を通じて経済の安定成長を達成し、雇用の安定に努めるとともに、地域経済の活性化を図ってゆきたいとされております。しかしながら、対外不均衡による貿易摩擦の問題、保護貿易主義の動き、異常な土地の高騰など、予断を許さない情勢であろうかと存じます。

こうした政府の方針に基づいて、編成されました平成元年度の国家予算の規模は、60兆4,142億円であり、伸び率6.6%という景気中立型予算となっております。

さて、本市を取り巻く財政環境でございますが、その財政基盤は依然として脆弱であり、好景気の影響が財政に反映しがたい体質と相なっております。加えて減税措置によるところの個人市民税の伸びの鈍化と、昨年の大都市圏域での地方交付税の大幅な減少傾向は今後とも引き続くものと予想され、これらの一般財源は、依然として窮乏した状況にあります。

また、歳出面では、施設の増加による管理的経費の増高と他会計に対する繰出金の増加、さらに、国庫補助金の削減措置などにより、いわゆる義務的経費が増加しつつある実態にあります。

こうした状況のもと、私は手綱を緩めることなく不断の財政健全化努力を行いますとともに、行政の効率的運営と経常的経費の節約に意を用い、市民の御要望に1つでも多くこたえるべく努力をいたしたところであります。

ところで、昨年末の臨時国会におきまして、各種の間接税にかわる消費税法が可決成立いたしました。消費税法によりますと、地方公共団体の企業会計、特別会計はもとより、一般会計の歳入面においても、原則課税の考え方が貫かれております。御承知のように消費税は、最終的には消費者が負担すべきものでありますが、一般会計の歳入に係る各種使用料に対する消費税に限っては、なお調査、研究を行ってまいるところであり、その導入については、慎重に検討いたし、熟慮いたしたいと存じております。

一方、歳出面については、平成元年4月1日消費税法が施行されるに伴い、予算計上をさせていただきます。

また、水道、病院の両企業会計におきましては、経常収支の赤字基調という現状を十分勘案いたしつつ、諸般の施策を積極的に推進する中で企業努力にも自ら限界があり、今般、消費税相当額に限っての御負担をお願いするとともに、所要の措置を講じさせていただいた次第であります。

このほか、国に対しては、各種の超過負担の解消、特別交付税の増額、同和対策経費の特別な

助成措置、国庫補助率の復元措置などを積極的に要望いたし、極力、歳入の確保に努めてまいり所存であります。

それでは、平成元年度の市政の基本方針とその内容について御説明いたします。

1. 緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり
2. 安全で快適な生活環境を整えるまちづくり
3. 豊かな人間性を育て地域文化を高めるまちづくり
4. 地場産業を活性化し明日の産業を創造するまちづくり
5. 生きがいを感じ健やかなくらしと心のふれあいを広めるまちづくり

以上を基本指標とし、編成いたしました平成元年度予算（案）は、

一般会計	321億2,500万円
特別会計（4会計）	143億 219万5,000円
企業会計（2会計）	85億1,411万7,000円
計	549億4,131万2,000円

と相成った次第であります。

これを前年度と比較いたしますと、

一般会計	9億2,200万円（3.0%）
特別会計（4会計）	△1億5,596万1,000円（△1.1%）
企業会計（2会計）	1億8,124万8,000円（2.2%）
計	9億4,728万7,000円（1.8%）

の増額となるものでございます。

次に、基本指標に従い、順次、その概要を御説明いたします。

1. 緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり

#### <公園・緑地の整備>

本市は古くから豊かな緑に恵まれ、四季折々の緑は本市固有の文化を育み、市民の暮らしも緑との結びつきの中で営まれてきました。しかし、近年、市街地の拡大とともに、これらの一部が失われつつありますが、でき得る限り保存に努め、また、新たな再生にも努力いたしておるところであります。昭和60年に第1回和泉市植樹祭を黒鳥山公園で実施して以来、毎年、市内の各公園で植樹祭を実施いたしておりますが、引き続き本年も都市緑化月間である10月に、市民に「緑を大切に守り育ててゆく」ことの協力と気運の醸成を図るため、第5回植樹祭を市内適所で行ってまいりたいと存じます。

また、市民の潤いの場である公園整備として、前奈池公園施設整備事業のほか、6公園の整備

事業を進めてまいります。さらに、関西国際空港の関連地域整備大綱に係る松尾寺公園の用地確保と、和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業と旧市街地との交流が図られ、一体的に活用できる“いしたちはら公園”の整備費などの所要の措置をいたしました。また、近年、黒鳥山公園は広く桜の名所として知られ、訪れる人々も多くなっております。この安全対策はもとより、数多くの公園の良好な管理に当たり、市民の御協力もいただきながら効果的な取り組みを強め、市民の健康と潤いの場として活用いただけるよう努めてまいります。

#### <和泉中央丘陵整備事業>

和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業「トリヴェール和泉」は、住宅・都市整備公団の事業主体により北部地区を中心に平成3年春“町開き”を目指し、順調に事業が進められているところであります。昨年は、北部地区及び研究学園ゾーンの整地工事を初め、関連公共事業であります流域下水道整備事業、松尾川改修事業など一連の工事が進められてまいりました。本年もこれらの事業の推進と地区内の和泉中央線、泉州山手線など幹線道路を主体とした整地工事を初め、町開きに向かって街区整備工事に入る予定であります。

また、泉北高速鉄道の延伸計画については、現在、大阪府が中心になって協議を重ねており、近く事業主体が決定する予定であり、今後、事業主体の決定に伴い都市計画決定など一連の法手続を行ってまいり所存であります。

さらに昨年、西部地区において職住近接の町づくりを目指し、研究施設、研修所などの立地が図られるよう都市計画の変更を行い、事業承認の法手続を完了いたしました。本年は施行計画の届け出を行い、研究所などの誘致を積極的に展開いたしてまいりたいと存じます。

なお、引き続き、今後の事業進展に伴います関係者の協議、調整については、精力的に行ってまいります。

いずれにいたしましても“トリヴェール和泉”は、国際社会に対応する南大阪の核として、時代が要請する産・学・住を兼ね備えた複合的な多機能都市として、本事業の円滑な実施と早期完成に向け全力を傾注いたしてまいり所存であります。議員各位のより一層の御支援と御協力をお願いする次第であります。

#### <道路網の整備>

関西国際空港の関連交通アクセスの建設が一段と促進され、本市においても和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業が本格化し、コスモポリス、ラーバン・ライフ・リゾート計画が推進されてゆく中で、都市基盤の整備……道路網の整備が急がれるところであります。昨年度は、上代伏屋線

が、府道と泉富田林線から市道信太3号線の区間につきすべて築造工事が完了いたし、本年5月よりこの区間全線を供用開始する運びとなりました。さらに、黒鳥観音寺線、阪和東側2号線、伯太桑原線など引き続き整備を進めるほか、新たに富秋町4号線の国道26号線への接続、伯太2号線の交差点改良事業に着手いたしてまいります。

環境改善整備事業では、伯太放光池丸笠線を初め地区内細街路の整備を中心として行ってまいります。

さらに、市内一円の市道の維持補修工事、生活道路の整備などに意を配し、道路環境の向上に努めてまいり所存であります。

なお、本市を中心とする広域幹線道路の整備につきましては、大阪岸和田南海線、池上下宮線、大阪外環状線、近畿自動車道紀勢線等々の事業につき、事業主体である関連機関と積極的に協議し、促進方を要請してまいり所存であります。

#### <市街地の整備等>

快適で安全な都市環境の整備は、市民生活を営むための基礎条件であります。本市の表玄関口にあたるJR和泉府中駅前再開発計画につきましては、一昨年、関係機関の協力を得て地区再生計画、街区整備計画を策定し、昨年は、それをもとに地元関係者に対し再開発の仕組みも含めて御説明申上げたところであります。現在、鋭意地元関係者による組織づくりに取り組んでおりますが、今後、地元の組織化とともに地元関係者の再開発に対する熟度の高揚を図ってまいりべく、所要の措置を行ったものであります。

また、本市の市街化区域及び市街化調整区域を設定して以来、約19年が経過しておりますが、今般、市街化区域内の一定の空閑地の整備方針について調査、検討を行うべく、所要の措置を行ったものであります。

なお、本市の市営住宅につきましては、住環境の整備と居住水準の向上を図るため、木造住宅の建替基本構想及び基本計画に基づき準備を進めるとともに、丸笠団地の住戸改善事業を引き続き実施してまいりたいと存じます。

## 2. 安全で快適な生活環境を整えるまちづくり

### <上下水道の充実>

都市化がますます進展する中、重要な都市基盤の一翼を担う水道事業の果たす役割はまことに重大であります。すべての市民に対し、365日、24時間体制のもとで安全で安定した飲料水の供給を確保することはもとより、増加する水需要に即した水源の手当、次期拡張事業計画の策

定など、施設の整備拡充に計画的かつ効率的に対応し、もってライフラインの確保に努めてまい  
る所存であります。

水道事業経営は御承知のとおり、独立採算制のもと常に費用の低減化に努めているところであ  
り、おかげをもちまして10カ年間にわたる現行料金水準の維持達成を実現できました。これひ  
とえに、市議会初め関係各位の御支援の賜であり、深く感謝申し上げる次第であります。

また、長年にわたって御要望のありました「福祉料金制度」をこのたび新発足いたし、社会的  
弱者に対する一定の配慮を講じつつ、前述の消費税相当額については、需要家の皆様方の御理解  
と御協力をいただき、御負担をお願い申し上げますところであります。しかしながら、本事業経営  
は依然として厳しい状況のもとにあります。より一層の企業努力を通じ現行料金体系を引き続  
き据え置き、市民サービスの向上に相努める所存でございます。

#### <交通安全の確保と環境保全>

本市の人口も14万人を超え自動車の交通量がますます増加の一途をたどっております。これ  
ら交通による危険から特に幼児、老人などの交通安全を図るため、交通安全施設の充実を行いま  
すとともに、自動車運転者に対し、運転者講習会など通じ安全運転、交通マナーの向上を図っ  
てまいる所存であります。さらに、老人、幼児などにつきましては、“高齢者交通安全リーダーの  
育成”、“母と子の交通安全クラブ”の活動などを通じ、交通安全思想の啓蒙と交通安全教育を行  
うなど、啓発活動を強力に推進してまいりたいと存じます。

一方、公害防止につきましては、工場等の大型発生源は減少しているものの、自動車による大  
気汚染と都市化の進展に伴う家庭雑排水による河川の汚濁が進んでまいっております。現在、河  
川汚濁防止のPRはもとより、幸小学校、石尾中学校の固定観測局及びバッジ式等による大気汚  
染調査と河川水質調査を行い、汚濁、汚染源の防止対策に相努め、きめの細かい指導を行い、よ  
り良い生活環境を守るため努力いたしてまいる所存であります。

#### <下水道・河川・水路の整備>

公共下水道の整備につきましては、南大阪湾岸北部流域下水道の北部処理場が一昨年より供用  
開始され、本市においても、本年度内にまず和気校区において供用開始の運びとなり、これを契  
機として一層の面整備を図ってまいるものであります。一方、府道泉大津粉河線に埋設される流  
域下水道、和泉・泉大津幹線についても順調に進捗いたしており、府中地区を中心とし引き続き  
公共下水道汚水幹線の整備を図ってまいります。

また、水洗化の開始に伴ない、建設費の一部を受益者に負担していただく制度として受益者負



担条例の制定をお願いいたし、これをもって下水道事業の進歩を一段と進めてまいる所存であります。

一方、地域の幹線排水路整備事業あるいは市街地を流れる水路整備事業は、地域の浸水解消のため整備を行うべく、所要の措置をいたしました。

さらに、市民の自主的な協力により「河川を美しくする会」が発足して7回の清掃を行っていただき、この運動もようやく定着してまいりました。本年も河川美化の啓蒙を行い、水に親しみ、安全で潤いのある快適な環境づくりに努めてまいる所存であります。

#### <環境衛生の向上>

市民の日常生活から排出される廃棄物は生活環境全体にかかわる問題であり、常に快適な環境づくりに相努めておるところでございます。とりわけ、本年は事業者と協議をいたし、家庭のし尿汲み取り期間1カ月2回を基本としながら、遅くとも17日に1回の汲み取りを実施いたすことといたしました。

なお、社会経済情勢の推移を勘案し、し尿処理経費の一部を御負担願うべく、条例改正(案)をお願いしている次第であります。

また、空き缶、空きびんなどの散乱による見苦しさをなくし、合わせて資源としての再利用を図るため、市民のご協力をいただきながら1カ月1回の回収措置を講ずるなど、清潔な町づくりに努めてまいる所存であります。

#### <消防体制の充実>

消防行政におきましては、複雑かつ多様化する各種災害に的確に対応し、市民生活の安全を確保するため、引き続き防火水槽、消化栓など消防水利の増設と消防ポンプ自動車、救助工作車などの購入を行い、消防力の整備充実に努めてまいります。特に本年は、長年の懸案でありました市南部における救急・救助業務対策として、その運用に必要な人的充足と物的施設の整備を図り、池田消防出張所を分署体制に拡充の上、平成2年度を目途に業務を開始し、都市構造が変貌しつつある当該地域の消防・救急・救助業務に万全を期する所存であります。

また、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として重要な役割を果たしていただいている消防団の施策といたしましては、消防車両の機動力を強化し、迅速かつ円滑な現場活動と安全管理の確保を目的に消防無線設備の整備を図り、合わせて生業を持ちながら日夜献身的な活動をいただいている消防団員の労苦に報いるため処遇の改善策などを講じ、消防団のより一層の活性化を図ってまいりたいと存じます。

### 3. 豊かな人間性を育て地域文化を高めるまちづくり

21世紀を展望した新しい教育のあり方を創造するために、国を挙げての教育改革が実施されようとしております。本市においても、急速な社会変化に対応できるよう生涯学習の観点から、学校教育、社会教育の分野でその推進と充実を図ってゆかなければなりません。和泉市民が高い文化を享受し、豊かで健やかな充実した生活を営んでゆくため、家庭教育、学校教育、社会教育におけるそれぞれの課題を検討し、大いなる展望のもとに総力を結集して各種教育施策を推進してまいり所存であります。

#### <学校(園)教育の充実>

学校(園)教育にあつては、社会の変化とそれに伴う児童・生徒・(幼児)の生活や意識の変容に配慮しつつ、生涯学習の基礎を培うという観点に立ち、21世紀を目指し、社会の変化にみずから対応できる心豊かな人間の育成を目指した教育を進めてまいりたいと存じます。そのためには、学校(園)が、児童・生徒・(幼児)にとって人間形成の場としてふさわしいものとなるよう努力してゆかなければなりません。

もとより、学校教育の根幹をなすのは学習指導の充実であり、そのため教職員の教育に対する熱意の高揚、技術指導の向上を目指した研修を推し進める一方、児童・生徒の内面に迫る教育活動としての道徳教育の充実、生徒指導及び進路指導の一層の充実を図るとともに、学校、家庭、地域社会との連携を踏まえながら、教育各般を通じ児童・生徒の健全育成に努めてまいりたいと存じます。

#### <学校教育環境の充実>

学校教育に活力を与え、人間性豊かな児童・生徒の育成を期するためには、その施設の整備と改善を図ることが肝要であります。本年も、学校施設の質的整備を図る大規模改造事業を、昨年からの継続事業であります信太小学校、南池田小学校、国府小学校において行う所存であります。

また、光明台校区の生徒の社会増に対処するため光明台中学校の増築事業を実施するとともに、生徒の体育向上に資する郷荘中学校におけるクラブ室の増設を行うなど充実した学校施設整備事業を行うべく、所要の措置を講じた次第であります。

#### <生涯教育の充実>

今、市民の自発的意志による生涯にわたっての学習意欲の高まりがひしひしと感じられます。そのため生涯教育の観点に立った社会教育の推進という立場から、直轄事業としての文学講座、

婦人学級講座、家庭教育講座、成人教室などにも創意と工夫をこらし、一層の充実を図ってまいります。

また、これら市民の生涯学習を推進していく上で、地域において指導的役割を果たしていただいている社会教育団体の育成が何より重要なところであります。おかげをもちまして、本市連合婦人会、PTA協議会、文化協会を初め各種団体が活発な活動を展開していただいております。これらと密接な協力関係のもとに、さらに広く市民参加を求め社会教育を推進してまいりたく存じます。

一方、青少年教育では、青少年の自主的な集団活動を奨励し、その社会性や自立性を育てることが、青少年の健全育成にとって重要であります。この考え方に立って、関係者の御協力をいただきながら建設を進めてまいりました積尾山「青少年の家」が、本年4月より開館の運びとなりました。この会館は、社会教育施設として、青少年の健全育成と情操教育の向上を図るとともに、広く市民の生涯学習の場として活用を図っていただくことをねらいとしたものであります。特に本年度は、この竣工を記念して、友好都市和歌山県かつらぎ町との「峠を越えて手をつなごう子ども交流会」の事業を計画しております。

また、青少年の健全育成と非行防止にはその環境浄化が大切であり、青少年指導員協議会や校区青少年問題協議会などと懇密な連携を図り、環境浄化運動を強化してまいりたく存じます。

図書館では、「本との出会い」をテーマに各事業を推進しているところであり、市民の生涯教育に対する意欲が高まりつつある今日こそ、一層豊かで多様な学習情報や資料が提供できるよう、その充実を図ってまいり所存であります。

美術館では、心の時代を迎え、先人達の残した美術品の鑑賞を通じ、豊かな心の醸成の場として展示に工夫をこらし、親しみのあふれる館運営に努めてまいります。秋には、飲器（のむうつわ）について、これまで研究を重ねてきた成果を特別展“杯と碗と托”をもって発表いたします。また、館蔵品解説図録の改訂を機に英文解説をも加え、国際化に対応いたしたく存じます。

さらに、文化財の保護思想を高めるため、かねてから大阪府に要望してまいりました（仮称）弥生文化博物館が、平成3年1月開館を目指し、今度、池上町に着工される運びとなりました。まことに喜びにたえないところであります。

#### <体育・スポーツの振興>

体育・スポーツに親しむことは、健康で文化的な生活を営む上で重要なことであり、近年、青少年から老人まで幅広く自からスポーツに参画され、体力づくりに励まれているところであります。このため体育館では、各種スポーツ教室の充実強化に努め、体育連合及び体育指導員の方々

の御協力をいただき、積極的なスポーツ活動の展開をいたしておるところであります。

加えて、多くの体育関係者から注目をされております（仮称）コミュニティ体育館が今春、光明池緑地内に開館をいたします。本施設は、周辺の緑の景観との調和を特に配慮いたし、現在の体育館のおよそ2倍の規模を誇り、各種の団体競技、個人競技はもとより、市民のレクリエーション活動の場としても利用していただき、心身の鍛錬とともに、市民の心の触れ合いの場として御活用いただけるよう期待しておるところであります。

#### <いずみ・ラーバン・ライフ・リゾート構想>

恵まれた自然の中で自由に遊び、快適でゆったりとくつろぐことのできる大都市圏域型リゾートを、松尾寺公園を含む本市中央丘陵部において実現すべく、昭和62年に基本構想を策定いたしました。その実現の可能性について総合的な検討を行うため、本市を初め26団体で設立いたしましたいずみ・ラーバン・ライフ・リゾート推進協議会により基本計画の策定に着手し、各種の調査、研究を行うなど、着実にその歩みを進めているところであります。

本年は、その計画案につき一定の見極めを行い、さらに、関係各位の方々へできる限り早い機会に御説明いたし、御理解を得られるよう努力いたすとともに、本構想の具体化を図るため、より詳細な事業計画の検討を行ってまいりたいと考えておるところであります。

#### 4. 地場産業を活性化し、明日の産業を創造するまちづくり

##### <農林業の振興>

本市の農業は、米、温州みかん、花、野菜栽培などを中心に発展してまいりました。しかし、今日まで、米の生産調整をはじめ本市特産の温州みかんにおいても需要均衡を図るため、転換などを促進してきたものであります。こうした状況のもと、オレンジ及びオレンジ果汁の輸入が自由化されることになり、なお一層の生産調整が重要となっております。このため、適地適作の考え方を基本に高品質みかんを生産できるよう、温州みかん園産地再編対策事業を引き続き実施いたすものであります。

また、農地の有効利用の促進、農業の担い手の育成等、一体的に行うべく地域農政推進事業に加え農道・水路・老朽溜池改修の土地基盤整備事業など、各般の施策を通じ、農業の活性化を図ってまいりたいと存じます。

さらに、森林整備においては、森林の健全な育成と高品質材の生産を目的とした森林地域活性化緊急対策事業（森林間伐事業）とあわせ新たに、造林促進事業を興し、林業振興に努めてまいり所存であります。

### <商工業の振興>

本市の地域産業は構造不況につづく円高に加え、新興工業経済諸国の追い上げにより、地場産業の産地基盤の弱体化が進み、相当の打撃を受け、低迷いたしておりますが、近年の全国的な景気回復基調のなかにあっても、業種間によっては、依然として厳しい状況下におかれております。

昭和61年に特定不況地域の指定を受け、中小企業の救済を図ってまいってきたところでありましたが、さらに局面を打開するため、全国特定地域市町村連絡協議会が組織され、本市は、近畿地区の会長市として国、その他関係機関により一層の働きかけを行い、諸施策の制定拡充に努力してまいり所存であります。

また内においては、経営指導、経営相談を柱としながら若手後継者の育成指導及び中小企業者への融資対策等を、市商工会と相互緊密な協力のもとに推進してまいります。

また、ニチイ、ダイエーなどの大型量販店の進出問題につきましては、和泉市商店連合会との調整が無事整い、ニチイは広域商業活動調整協議会の結審も出され、環境問題等行政指導も一定完了することができました。

ダイエーについては、広域商調協での協議及び環境問題を含めた行政指導を一層推進してまいりたいと存じます。

### <いずみコスモポリス計画>

先端技術産業などが集積する新しい産業拠点の形成を目指すコスモポリス計画は、その具体化を目指し、株式会社いずみコスモポリスと協力体制のもと、予定地の測量や関係機関との調整など事業化を前提とした各種の調査検討を重ねてまいりました。

昨年には、地元のご協力により現地事務所を開設し、買取価格をお示しするとともに、立木補償等のための現地調査に立ち会うなど、地権者との間で鋭意、折衝を進めておるところでございます。

お蔭をもちまして、用地集約を巡る交渉も、地元地権者のご理解を得てかなりの進展をみてございます。

今後、地権者の意向を集約いたし、できるだけ早い時期に、会社の形態を企画・調査を行うものから、用地を購入し造成を行う……「事業実施会社」へと転換し、関西国際空港の開港時にむけて、企業の立地が可能となるよう努めてまいりたいと存じます。

## 5. 生きがいを感じ健やかなくらしと心のふれあいを広めるまちづくり

### <老人・障害者及び児童福祉>

世界に誇り得る最長寿国となったわが国において、すべての人々が長寿を喜び合える社会をつくりあげていくこと、それは現代に生きるわれわれの等しい願いであり、また、同時に重要な課題であろうかと存じます。老人福祉については、まず、生きがい対策として、年々その活動実績が伸び、地域に定着したシルバー人材センターを初め、老人クラブ活動、総合福祉会館での老人大学、各種趣味・娯楽サークル活動、ゲートボール活動等の老人の多面的な活動に対する育成と援助を行いつつ、昭和48年より1校区1集会所として建設を進めておりました市立老人集会所も、本年度、最終校区として黒鳥校区に建設のめどが付き、所要の措置をいたした次第であります。

また、1人暮らし老人の緊急事態発生時の迅速、的確な対応を図り、その福祉の向上に資するため、従来より実施しております老人日常生活用具貸与事業の一環として、本年度より新たに緊急通報装置貸与制度（ペンダント）を創設するほか、寝たきり老人入浴サービス、家庭奉仕員の派遣、寝たきり・痴呆性老人短期保護など各種在宅福祉の充実を図りながら、必要に応じ老人ホームへの入所など施設福祉にも意を配してまいりたいと存じます。

次に、障害者福祉といたしましては、本年度新たに開設される心身障害者の簡易通所授産所に運営費助成を行い、合わせて在来の授産所への助成額も増額してまいります。

また、従来より心身障害者（児）に対して給付金を支給しておりますが、本年度より新たに難病患者の方々に対してもこれを支給するとともに、盲人ガイドヘルパー、手話通訳者の派遣、障害者福祉タクシー、補装具及び日常生活用具の給付、福祉電話や聴力障害者用ファックスの貸与、障害者の集いの開催などのほか、必要とされる障害者の施設への入所など、多様な施策を実施してまいります。

これらの福祉施策の推進にあたっては行政の取り組みは当然のことではありますが、合わせて民間ボランティアの果たす役割も極めて重要であると考えます。そのため社会福祉協議会が実施主体となる「地域ボランティア活動推進事業」を創設し、ボランティア活動の育成強化を図ってまいりたく存じております。

また、それらの活動拠点でもある総合福祉会館においては、障害者に対する機能回復訓練や日常生活訓練など在宅障害者デイ・サービス事業を初め、各種教養・娯楽講座の充実のほか、障害者や老人の自主的な活動の促進、ボランティア活動の育成など、福祉活動の拠点施設にふさわしいものにいたしたいと存する次第であります。

また、保育園におきましては、要保育児童の入所対策など保育行政の充実を図るため努力してまいるとともに、総合福祉会館において障害児童を対象に行っている幼児教室を引き続き実施し、保育園との連携を強め、障害児保育の充実に努めてまいりたく存じます。

#### <健康の保持・増進>

市民が安心して住み、憩える健康で明るい町づくりを目指し、各種保健・予防事業を精力的に行ってきたおり、昨年から老人保健法による40歳以上の基本健康診査事業と1歳半健康診査事業を無料化の施策により実施してまいりました。この結果、市民の健康管理に対する自覚が高まり、受診者の増加となって表われております。

本年からは、新たに寝たきり老人の方に対し、理学療法士等による機能回復訓練の指導の実施、乳幼児に対する麻疹、風疹、おたふく風邪の新三種混合接種事業を実施するほか、中学生に行う風疹の予防接種事業の無料化を図るなど、各般の施策の充実を通じて市民の健康増進に努めてまいりたく存じます。

一方、市立病院の運営に当たっては、常に経営基盤の確立と医療サービスの向上に意を配し、本年は、「レーザー光凝固装置」「血流イメージング超音波診断装置」などの最新の医療機器の更新と導入を図り、一層充実した地域の中核病院として、市民の皆様方の健康保持に貢献してまいり所存であります。

なお、近年の諸経費の高騰により病院経営が圧迫され、不良債務が累積いたし、これが解消のため「第三次病院事業経営健全化措置」の指定を受け、計画的に不良債務を解消し、経営基盤の安定を図ってまいるところであります。

#### <国民健康保険事業>

市民の生命と健康を守るという重大な使命のもとに事業の執行を行っております国民健康保険事業は、時代の趨勢とともに産業構造の変化と高齢化時代の到来に伴い、老人被保険者が急速に増加いたしました。加えて医療ニーズの高まりと医療技術の高度化、多様化と相まって、医療費の増高は著しいものがあります。国においても、制度の改正など一定の対策が講じられたところではありますが、大きな成果もなく、国保事業の置かれている環境は依然として厳しい状況にあり、さらなる抜本的改革を期待するところでもあります。

こうした状況のもと、国においては、さらに国民健康保険料の賦課限度額を2万円引き上げを行い、42万円とする見通しではありますが、医療費の適正化等内部努力により、本年度は保険料率の改定を行うことなく、国民健康保険事業の使命を果すべく相努めてまいり所存であります。

#### <同和対策の推進>

地域改善対策特別措置法にかわり、5年間の時限立法として施行されました「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」も既に2カ年が経過し、余すところ3年とな

りました。その間、市議会の御協力と市民各位の御理解を得ながら、環境改善整備事業の遂行に全力を挙げてまいりました。今後も、現行法を最大限活用することにより残事業の法期限内達成を目指して、最大の努力をいたしてまいり所存であります。

しかしながら、物的事業については一定の成果をみましたものの、心理的差別の解消については、まだまだ不十分であろうと考えております。これらの点につき、同和問題の根本的解決、さらに、あらゆる差別をなくすための人権啓発の強化に努め、心の触れ合いを広める町づくりに努めてまいります。

#### <連携と信頼のコミュニティづくり>

市民とともに住み良い町づくりを進めてゆく上で、市民が1つになって心をつなぐイベントの開催や、町会等を中心とした地域コミュニティ活動が肝要かと存じます。市民の一大イベントとしてすっかり定着してまいりました“市民盆おどり大会”は、本年度で7回目を迎えますが、この祭りを通じて市民の連帯感と郷土愛が一層培われることを期して、所要の措置を講じた次第であります。

また、地域コミュニティを育み、活動の拠点となる町会館等の整備については、昨年引き続き助成措置を行ってまいりたいと存じます。

なお、国における新たな地域活性化対策の1つである「ふるさと創生」については、「みずから考えみずから実践する地域づくり」がテーマとなっており、地域の活性化にどのような事業が必要かをよく見極めるため、当面は調査費を計上いたし精査検討を行うとともに、広く情報を収集して本年度中に具体化を図ってまいりたいと存じます。

#### 【その他の施策】

##### <国際交流の促進>

21世紀の国際情報化時代をまじかに迎え、市民の国際交流に関する理解や関心も大いに高められてまいりました。昭和60年以来、中国南通市との自治体外交を積み重ね、昨年は、和泉市混声合唱団の中国南通市公演を支援し、南通市合唱団との感動的な交歓演奏会を実現、また、中国より友好訪問団が来訪されるなど、友好親善を深めてまいりました。

本年は、アメリカ先端産業都市との交流、中国南通市との友好親善をより一層推進するため、民間レベルでの国際化事業を推進する和泉市国際交流協会に所要の助成措置を講じ、今後とも、国際親善と世界の平和のために積極的な役割を果たしてまいり所存であります。



<行政事務改善等>

本市の行政事務の電算化につきましては、実施以来4カ年を経過し、豊富なソフトウェアのもとに安定した運用を図っておりますが、一層の有効な情報処理を期するため、行政事務の省力化、効率化を図り、コンピューターを利用した行政のレベルアップも同時に推進したいと存じます。

なお個人情報の保護は、コンピューター利用のみならず行政として慎重に対処すべきものであり、国においても昨年末、ようやく保護法の成立をみるに至りましたが、本市でもかねてより研究を進めておりました素案につきとりまとめを行い、近い時期に御審議をお願いいたす所存であります。

さらに、窓口業務の改善につきましては、昭和56年より南松尾、横山、鶴山台の3地区に市民課事務取次所を開設し、窓口サービスの向上に努めてまいりました。しかしながら、最近の急速な社会経済情勢の変化に伴い、市民サービスの迅速性、正確性が求められており、本年より横山地区市民課事務取次所を横山サービスセンターに改め、新たに光明台サービスセンターを新設し、ファクシミリの導入を行い、市民課窓口の諸証明の発行を即時処理することにより、市民サービスの強化に努めてまいるところであります。

なお、その他の事務取次所についても、年次を追って逐次ファクシミリの導入を図ってまいりたく存じております。

また、職員は日々精励しなければなりません。不断の職員研修を通じ資質の向上、能力の開発などに取り組むとともに、綱紀については一段と引き締め、本市行財政の課題を的確に認識させ、市民サービスの向上に徹し、市政の執行に取り組むよう指導監督を行ってまいりたいと存じます。

以上が、今回、御提案申し上げました平成元年度の予算(案)の概要と市政運営の基本方針であります。地方行政を取り巻く環境は一段と厳しい状況にあります。本予算(案)は、限られた財源の効率的配分に意を用い、市民福祉の向上を目指し、最大の努力をいたしました。

時代の転換点ともいべき今、初心に立ち返り、来るべき時代への洞察と未来を切り開く勇気を持ち、「調和と活力ある人間都市・和泉」を創造すべく、私を初め職員一同、力強い前進を決意する次第であります。何とぞ、私の意のあるところをおくみとりいただき、議員各位の格段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

御清聴、ありがとうございました。

○ 議長(田中昭一君) 続いて、先ほど一括上程いたしました議案の説明を順次お願いいたします。

まず、条例議案の説明から願います。それでは、市長公室所管の説明を願います。

○ 市長公室理事（神藤恒治君） それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第8号から第11号までの人事関係4議案につきまして、市長公室神藤から提案理由並びにその内容につきまして一括して御説明を申し上げます。

まず、議案書1ページでございますが、議案第8号「和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

提案の理由でございますが、和泉市議会議員の報酬額につきましては、昭和60年3月に改定して以来4年間据え置いてまいりましたが、この間の社会経済情勢及び府下各市の状況を勘案いたし、その改定を行うべく和泉市特別職報酬等審議会にお諮りいたしましたところ、一定の改正案答申をいただきました。つきましては今回、その答申に沿いまして改正を行おうとするものでございます。

その内容でございますが、議案書2ページの条例別表は、議長の報酬について月額「47万円」を月額「53万円」に、副議長月額「45万円」を月額「50万円」に、議員月額「43万円」を月額「48万円」にそれぞれ改め、平成元年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議案書5ページでございますが、議案第9号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

提案の理由でございますが、特別職の職員で非常勤である各行政委員会委員等の報酬額につきましては、昭和62年4月に一定の改定をいたしておりますものの、その後の府下各市の状況及び近時の社会経済情勢を勘案いたし、改正を行おうとするものでございます。

その内容でございますが、6ページの条例第2条第3項の改正は、臨時又は非常勤の嘱託員及びこれに準ずるものの報酬月額の改定でございまして、月額「16万5,000円を超えない範囲内」とあるのを月額「17万円を超えない範囲内」に改めようとするものでございます。

また、7ページの別表の報酬額は、教育委員会委員長については月額「8万5,000円」を月額「8万9,000円」に、教育委員会委員月額「7万2,000円」を月額「7万5,000円」に、市議会議員のうちから選任された監査委員月額「2万3,000円」を月額「2万4,000円」に、知識経験を有する者の中から選任された監査委員月額「7万2,000円」を月額「7万5,000円」に、選挙管理委員会委員長年額「24万4,000円」を年額「27万9,000円」に、選挙管理委員会委員年額「12万7,000円」を年額「16万6,000円」に、公平委員会委員長年額「9万円」を年額「12万8,000円」に、公平委員会委員年額「7万2,000円」を年額「10万2,000円」に、農業委員会会長年額「18万円」を年額「21万5,000円」に、農業委員会副会長年額「12万1,000円」を年額「14万7,000円」に、農業委員会委員年額

「10万8,000円」を年額「13万4,000円」に、固定資産評価審査委員会委員年額「4万5,000円」を年額「4万7,000円」にそれぞれ改めようとするものでございます。

なお、附属機関の委員及び社会教育委員、選挙長、投開票管理者、投開票立会人、選挙立会人、地方自治法第182条による補充員の報酬額につきましては、おおむね府下水準にありますことから、今回、据え置いた次第であります。

また、本条例案につきましても、平成元年4月1日から施行しようとするものでございます。

引き続きまして、議案書12ページでありますが、議案第10号「和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、市長を初めとする三役等の給料月額につきましては、昭和60年3月に改定して以来4年間据え置いてまいりましたが、この間の社会経済情勢及び府下各市の状況を勘案いたしその改定を行うべく、和泉市特別職報酬等審議会にお諮りいたしましたところ、一定の答申をいただきました。つきましては今回、その答申に沿いまして改正を行おうとするものでございます。

その内容でございますが、議案書13ページの第1条は、和泉市職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、14ページの別表第3の特別職の職員の給料月額につきましては、市長につきましては現行月額「69万円」を月額「80万円」に、助役月額「61万円」を月額「70万円」に、収入役月額「55万円」を月額「63万円」にそれぞれ改めようとするものでございます。

次に、15ページの第2条は、和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正でございまして、教育長の給料月額「55万円」を月額「63万円」に改め、いずれも平成元年4月1日から施行しようとするものでございます。

最後に、議案書18ページの議案第11号「和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、消防団員の報酬額につきましては、昭和62年4月に一定の改定をいたしておりますものの、その後の府下各市の状況及び近時の社会経済情勢を勘案いたし、改正を行おうとするものでございます。

その内容でございますが、議案書19ページの条例第12条第1項の改正について、まず、団長につきましては年額「9万円」を「9万3,000円」に、副団長「5万5,000円」を「5万8,000円」に、分団長「3万6,000円」を「3万8,000円」に、副分団長「2万7,000円」を「2万9,000円」に、部長「2万3,000円」を「2万5,000円」に、班長「2万1,

000円」を「2万2,000円」に、団員「1万5,000円」を「1万8,000円」にいずれも年額をそれぞれ改めまして、平成元年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第8号から第11号までの4議案についての提案理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。新旧対照表を御参照の上よろしく御審議をいただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（田中昭一君） 次に、総務部所管の説明を願います。
- 総務部長（橋本昭夫君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第12号「和泉市税条例の一部を改正する条例」の提案理由並びにその内容について、総務部長から御説明を申し上げます。

先般の第113回臨時国会において「地方税法の一部を改正する法律」が「昭和63年法律第110号」として可決成立し、公布されました。これに伴いまして、本市の市税条例の規定につきましても所要の改正を行う必要が生じることとなりました。

それでは、市税条例の一部を改正する条例改正の内容について御説明を申し上げます。議案書本冊の22ページでございます。

まず、第5章は、間接税の改正に伴い章名を改めるもので、第6章、第7章の電気税、ガス税及び木材引取税は、消費税法の創設に伴い削除しようとするものでございます。

次に、第3条ですが、間接税の改正及び消費税法の創設に伴い税目の改正と、電気、ガス、木材引取税を削除しようとするものでございます。

次に、第14条は、所得割の税率を定めるもので、税率構造を現行7段階を3段階に縮小しようとするものでございます。この結果、府民税との合算税率も3段階となり、市民の方々にとっては減税となります。

第15条は、市民税の申告等を定めたもので、資産合算の廃止に伴い規定の整備を図るものでございます。

次に、第39条から第39条の7までは、市たばこ税を定めたものですが、小売価格より算出される従価割と消費本数により算出される従量割により課税しているところですが、今回、課税法式を従量割一本とし、税率を1,000本につき1,997円とするとともに、小売価格に係る規定の整備を図るものでございます。

次に、第6章の第40条から第41条の8の電気税及びガス税、第7章の第42条から第51条の木材引取税及び附則第6条、第7条の電気税に係る特例を消費税法の創設に伴い削除しようとするものでございます。

なお、これらの財源補填は、地方消費譲与税により措置される見込みであります。

附則第8条から第12条は、改元に伴い元号の読み替えをするとともに規定の整備を図るものでございます。

次に、第12条の2は、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例を定めたもので、株式等（株式、転換社債等をいう）の譲渡による個人の所得については、源泉分離課税を選択した場合を除き、その譲渡益に対し、他の所得と分離して4%の税率により課税しようとするものでございます。したがって、国税、地方税の合計税率は26%になります。

第12条の3は、軽自動車税の税率の特例を定めたもので、条の繰り下げを行うものでございます。

次に、第12条の4は、たばこ税の税率の特例を定めたもので、当分の間、3級品に係る税率は、1,000本につき94.8円とするものでございます。

最後に、新条例の施行期日は、平成元年4月1日とするものであり、附則第12条の2の株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例は平成2年4月1日より施行し、第1条から第6条までは、経過措置を規定したものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。

なお、31ページから66ページに新旧対照表を添付いたしておりますので御参照くださいまして、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（田中昭一君） 次に、市民部所管の説明を願います。

○ 市民生活部長（麻生和義君） 続きまして、市民生活部関係の議案第13号「和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げたいと存じます。

ごみ処理及びし尿処理手数料、すなわち市民の皆さんに御負担をお願い申し上げている処理料金につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表にその規定を設けておりまして、今般、その改定をお願いいたすべく御提案申し上げる次第でございます。

これらの手数料につきましては、大半が昭和55年度以来据え置かれていたものでございまして、し尿の従量処理料金についてのみ昭和59年に改定いたしましたものでございます。この間の経済情勢を見ましても、安定成長期とはいいながらも一定の値上がりあるいは人件費等の上昇も見られておるところでございます。消費者物価指数でも昭和60年度に比較いたしましても、一定の伸びとなっているような実情でございます。

また、業者に対する措置としては、昭和55年以来市負担分であるし尿処理助成金の引き上げ等で対応してまいりましたが、今回、市民の皆さんにも応分の御負担をお願い申し上げるため、

この手数料の改定を行うこともやむなき事情であると考え次第でございます。特殊便槽の加算料金、従量処理料金並びにごみの臨時処理料金につきましても、一定の引き上げをお願いするものでございます。

なお、汲み取りにつきましても、市民サービスの向上に努めてまいり所存でございます。

議案書68ページを御覧いただきたいと存じます。改正条例の内容でございますが、別表に定める料金の改定でございまして、まず、普通便槽手数料を現行「240円」とあるのを20円引き上げて「260円」とするものでございます。次に、特殊便槽の加算料金の改定では、無臭トイレの加算料金を「280円」に引き上げ、不良便槽の臨時処理及び事業所等の便槽の処理手数料を10リットルにつき「50円」とあるのを「60円」に改定させていただくものでございます。

また、ごみの手数料も2トン車1台につき現行「5,000円」とあるのを1,000円引き上げ「6,000円」とするものでございます。

なお、施行は本年4月1日とし、同日以後の処理に係る手数料から適用することといたしてございます。

以上、簡単でございますが、議案第13号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第14号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げたいと存じます。

まず、提案の理由でございますが、国民健康保険料の算定につきましては、旧ただし書き所得を基準といたしておりますことから、地方税法に規定する分離課税所得につきましてはこれを総所得金額に算入するため、保険料の算定の特例規定を条例附則第6項から第9項に設け実施いたしておるところでございますが、今般、地方税法が一部改正され、所有期間2年未満の超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得者等に対し分離課税の制度が設けられたことに伴いまして、本市においても所要の改正が必要となったものでございます。

それでは、その内容について御説明申し上げます。

まず、附則第8項の改正でございますが、このたびの元号改正に伴いまして、昭和65年度を平成2年度に改めるものでございます。

次に、現行附則第10項から第12項でございますが、保険料の算定について、年度を限って規定を設けているものでございますが、それぞれ年度を経過いたしておりますことから削除しようとするものでございます。

次に、改正後の附則第10項でございますが、前段で申し上げましたとおり、地方税法で新たに分離課税の制度が設けられ、重課税の措置がとられました。本市国民健康保険条例の規定で

は、超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等が保険料算定に含まれず、保険料負担の公平を欠くこととなりますので、これを是正するため新たに附則第10項として超短期土地の譲渡等に係る事業所得の保険料算定の特例規定を設ける必要が生じたものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は、平成元年4月1日から施行し、改正後の附則第10項の規定は、平成元年度の保険料から適用いたすことと定めてございます。

また、改正前の附則第10項から第12項につきましては、それぞれの年度においてなお従前のとおり効力を有することと定めたものでございます。

以上、議案第13号並びに第14号の説明を終わらせていただきます。

なお、参考資料として新旧対照表を添付いたしてございますので御高覧いただき、何とぞよろしく御審議を賜り、原案御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（田中昭一君） 次に、建設部所管の説明を願います。

○ 建設部長（浅井隆介君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第15号「和泉都市計画下水道事業受益者負担に関する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、受益者負担金制度とは、公共下水道の設置によって特定個人に帰属する受益のうち、その受益の限度内において土地所有者等の受益者に建設費の一部を負担していただくものであり、都市計画法第75条の規定に基づき条例で定め、賦課するものであります。

以上の考え方のもとに受益者負担金は、多くの都市で下水道の貴重な特定財源として、下水道整備の推進に重要な役割を果たしてきております。

本市の公共下水道は、市下水道課の所管する流域下水道関連地区、泉北処理区、泉北環境整備施設組合の所管する流域下水道関連地区と高石処理区の4つに分かれております。本市所管の流域関連地区につきましては、昭和52年度から雨水の整備に着手、汚水につきましては、流域下水道の進捗に合わせ60年度から着手しており、現在の整備状況は、62年度末で雨水約40ha、汚水は未供用ですが、21haの整備を行っております。流域下水道の供用開始を平成元年度に予定しており、これに合わせ公共下水道も供用を開始する予定であります。このような背景のもとに本条例を御提案申し上げたものであります。

次に、本条例の内容について御説明を申し上げます。

本条例は、先ほど申し上げました市公共下水道課の所管する区域に適用され、当面は、流域関連地区において負担区を設定するものであります。負担区は、おおむね10年以内に整備を行う予定の区域を設定するものであります。第1負担区としては、85～86ページに図面を添付し

ておりますが、その図の示すように流域下水道和泉忠岡幹線側では弥生町から海側、和泉泉大津幹線域側では、大阪岸和田南海線から海側の約378haを設定しております。

単位負担金といたしましては、負担区に係る汚水の総事業費の5分の1として算出した額並びに近隣各市の状況等を考慮し、1㎡当たり400円といたすものであります。坪当たり単価に換算いたしますと約1,320円となります。また、負担金の徴収につきましては、昨年度当初に賦課区域の公告を行い、一括徴収または3年9回分割徴収を行うものであります。

次に、条例案の御説明を申し上げます。

第1条は、総則であり、受益者負担金の徴収を規定したものであります。

第2条は、受益者の定義であります。受益者とは、当該土地の所有者または地上権等の権利を有する者であります。

第3条は、負担区について定めたものであります。

第4条は、負担金について定めたもので、別表に定めるとおり、1㎡当たり400円と定めるものであります。

第5条は、賦課対象区域の決定等について定めたもので、附則2項に定める府中町一丁目、二丁目、三丁目、六丁目、七丁目、八丁目、肥子町一丁目、二丁目、井ノ口町、和気町、寺門町、今福町、弥生町一丁目、二丁目、三丁目の全部、府中町四丁目、五丁目、小田町、観音寺町、箕形町、寺田町の一部。地積は先ほど申し上げましたとおり、378haであります。

第6条は、負担金の賦課及び徴収について定めたものであります。

第7条は、災害等における徴収猶予について定めたものであります。

第8条は、公共用地及び生活扶助等における減免について定めたものであります。

第9条は、受益者に変更があった場合の取扱いについて定めたものであります。

第10条は、この条例を施行するに当たり必要な事項について市長に委任する旨の規定であります。

なお、本条例は、平成元年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で本案の提案理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議をいただき、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（田中昭一君） 次に、教育委員会所管の説明を願います。
- 社会教育部長（生田 稔君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第16号「和泉市立青年の家条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由並びにその内容につきまして、社会教育部生田より御説明を申し上げます。議案書88ページでございます。



まず、提案理由でございますが、現在の青年の家は昭和36年に開設、現在まで27年有余が経過し、この間、青少年の社会教育施設として、集団生活訓練や情操教育などを通じて青少年の健全育成を初め、広く一般市民の学習の場としても大きな成果を上げてまいりました。ところで、27年有余の経過とともに建物や設備の老朽化が進み、その建て替えを考えてまいりましたが、国、府の援助をいただく中、現在の青年の家から約600m下方の槇尾山町1番地21に昭和63年4月に建設を開始、去る2月25日竣工、4月1日オープン予定の運びとなりました。この新施設は、青少年の教育はもちろん、幼児から老人までの広く一般市民の生涯学習の場として活用を図っていこうと考えておりますが、新施設の供用開始を行うにつき、現行和泉市立青年の家条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、その改正内容につきましては、まず、施設の名称でございますが、使用実態から見まして青少年の家の性格が非常に強いことから「和泉市立青少年の家」とし、それに伴い条例表示を「和泉市立青少年の家」に改めようとするものでございます。

次に、設置目的でございますが、これは公立青年の家施設整備事業の目的をもって国の補助をいただいている関係上、設置目的の中で青年の家である旨を位置づけ、第1条の「本市は社会教育、その他の研修施設として特に青少年の集団生活指導並びに情操教育の向上に資するため次のとおり和泉市立青年の家を設置する」とありますのを「本市は、社会教育法の趣旨に基づき、社会教育、特に、青少年の集団生活指導並びに情操教育の向上に資するため、次のとおり青年の家を設置する」に改め、その名称を「和泉市立青少年の家」に、また、位置につきましては「槇尾山町1番地21」に改めようとするものでございます。

第2条では、青少年の家で行う事業の規定第1号中、「その他余暇善用」とありますのを「青少年の集団宿泊訓練」に改めるものでございます。

第3条は、現行条例で規定しております申込期日を規則に委ねるため、条文の整備を行おうとするものであります。

第5条は、使用料の規定でございますが、ただし書きを別表備考欄に移行し、別表の使用料を全面的に見直すことといたしました。

なお、3条、5条中、「者」という文字の整備も合わせて行いました。

そこで、使用料についてでございますが、現行使用料は、昭和52年に制定したものでございまして12年が経過しているための見直しと、使用実態に即した料金体系に改めるものでございます。議案書89ページでございます。

まず、青少年の家使用料と平成元年度に設置する予定の野外活動施設使用料に分け、青少年の家の使用料につきましては、負担区分を現在の青少年と一般とに区分しておりますものを少年、

青年、一般の3つの負担区分とし、宿泊午後3時から翌日午前9時については、それぞれ400円、800円、1,000円にするものであります。昼間の午前9時から午後5時までは200円、400円、500円に、また、野外活動施設使用料の負担区分を少年、青年・一般の2区分とし、テント施設は200円、400円、野外炊飯施設は100円、200円とするものでございます。

次に、別表備考欄では、他市市民の使用料は和泉市民の2倍とし、以下、使用料負担区分の適用を規定したものでございます。

次に、議案書90ページの附則でございますが、この改正条例は、平成元年4月1日から施行しようとするものでございますが、野外活動施設の使用料は、別途、規則で定める日から施行いたしたいと存じております。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。

なお、91ページ以下の新旧対照表を御参照いただきよろしく御審議を賜り、原案どおり御決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

- 社会教育部理事（佐原行雄君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第17号「和泉市立市民体育館条例の一部を改正する条例制定について」、社会教育部佐原から提案の理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。議案書96ページでございます。

昨年、鋭意建設中でございました（仮称）コミュニティ体育館がようやく完成の運びとなりました。したがって、新年度より供用を開始するにつきまして、当該体育館の管理運営の諸事項を定める必要がございます。現在、和泉市立市民体育館が設置されておまして、その条例並びに施行規則も制定されております。今回、新設いたします（仮称）コミュニティ体育館に関する管理運営事項についても現条例に合わせて規定するため、必要な部分について条例の一部改正をお願いするものでございます。

それでは、議案書97ページの内容について御説明を申し上げます。

まず、「和泉市立市民体育館条例」とある題名を「和泉市立体育館条例」に改めようとするものでございます。これは今回、（仮称）コミュニティ体育館の新設で体育館が2館になる関係で、この2館を代表する条例とすべく、題名を「和泉市立体育館条例」に改めようとするものでございます。

次に、第1条の設置目的であります。青少年にこだわることなく市民全般の保健増進を図り、体育館において体力づくり、平和で健康的な生活を営めることを目的とする従来の目的と同じであります。その表現を簡略化しようとするものでございます。

次に、第2条の名称及び位置につきましては、現条例では和泉市立市民体育館のみ規定してお

りますが、今回、新設いたします（仮称）コミュニティ体育館についても規定する必要があるため、名称並びに所在地を加えるものでございます。

第3条の管理につきましては（98ページ）、「体育館は、和泉市教育委員会（以下「管理者」という。）が管理する」とあります次に、2項といたしまして「教育委員会が必要と認めるときは、体育館の管理業務の一部又は全部を公共的団体に委託することができる」を追加しようとするものでございます。

第4条から第7条につきましては、現行どおりであります。

次に、条例第1条の別表に定める使用料でございますが、既存の市民体育館の使用料は、現行どおりであります。今回、新設いたします（仮称）コミュニティ体育館につきましては、既存の体育館並びに新設体育館の面積及び使用用途、内容等を勘案いたしまして、それぞれの額を設定しようとするものでございます。議案書99ページでございます。

まず、A料金の団体の使用料でございますが、午前9時から正午まで体育室全面を使用する場合は1万円、1/2の使用料は6,000円、1/4の場合は3,000円、会議室、研修室を使用する場合はそれぞれ350円にするものでございます。

以下、使用時間帯及び使用区分ごとに御説明を申し上げます。

午後1時から午後5時まで体育室全面を使用する場合は1万5,000円、1/2の使用料は9,000円、1/4の場合は4,500円、会議室、研修室はそれぞれ700円でございます。

午後5時30分から午後9時まで体育室全面を使用する場合は1万7,500円、1/2の使用料は1万500円、1/4の場合は5,300円、会議室、研修室を使用する場合はそれぞれ700円でございます。

午前9時から午後5時まで体育室全面を使用する場合は1万7,500円、1/2の使用料は1万500円、1/4は5,300円、会議室、研修室はそれぞれ1,100円でございます。

午後1時から午後9時まで体育室全面を使用する場合2万5,000円、1/2は1万5,000円、1/4の場合は7,500円、会議室、研修室はそれぞれ1,400円でございます。

午前9時から午後9時の終日体育室全面を使用する場合は3万2,500円、1/2の使用料は1万9,500円、1/4は9,800円、会議室、研修室はそれぞれ1,800円にしようとするものでございます。

次に、備考欄でございますが、これは既存の市民体育館におきましては、面積、使用内容等により団体が入場料を徴収して使用することは実際にはなかったわけですが、今回、（仮称）コミュニティ体育館では十分想定されますので、一般的アマチュアであっても入場料を徴収する場合とか、営利を目的とする団体の使用につきましては、実態に見合った使用料を徴収しようとする

ものであります。

それでは、その内容につきまして御説明申し上げます。

備考1につきましては、アマチュアスポーツに利用する場合で、使用者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料」という）を徴収するときの使用料は、本表の10倍とするものでございます。例えば全面を午前9時から午後9時まで使用する場合は3万2,500円でございますが、これの10倍という意味でございます。

備考2は、備考1に規定する場合以外で、使用者が入場料を徴収しないときの使用料は、本表の10倍の額とし、入場料を徴収するときの使用料は、本表の30倍の額とするものでございます。

備考の3は、使用者が本市以外に住所を有する者であつて、備考1及び2に該当しないもの使用料につきましては、本表の額に2を乗じて得た額とするものでございます。これは従来の形でございます。

備考4は、会議室及び研修室において、冷暖房設備を使用するときは、本表の3割相当額とするものでございます。

備考5につきましては、使用時間を超過したときは、1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき当該使用区分の1時間相当額の使用料を徴収すると決めようとするものでございます。

次に、B料金の個人の使用料につきましては（100ページ）、幼児、小学生及び中学生は1人1回2時間以内は100円、1人1回1カ月使用する場合（月極め）は500円でございます。

高校生、大学生は1人1回2時間以内は200円、1人1回1カ月使用する場合は950円でございます。

一般は1人1回2時間以内は400円、1人1回1カ月使用する場合1,800円と規定するものでございます。

市外に住所を有する者が使用する場合の使用料は、現行どおりでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成元年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で議案第17号の説明を終わらせていただきますが、参考資料といたしまして新旧対照表を添付しておりますのでよろしく御参照賜りよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（田中昭一君） 次に、水道部所管の説明を願います。
- 水道部理事（岩井益一君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程いただきました議案第18号「和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにそ

の内容の概要を御説明申し上げます。議案書108ページでございます。

初めに、提案の理由につきましては、昨年12月、臨時税制国会において消費税法案が可決成立し、本年4月1日から水道事業者に対しましても、納税義務が課せられることと相なりました。本市では、経常収支の赤字基調と相まって、長年、懸案の福祉料金制度の実施、さらに、今後とも長期間にわたる料金体系の維持据え置きを図るには、企業努力にもおのずから限界があるため、最小限度消費税相当額部分に限って法の趣旨にのっとり、需要家に御負担をお願いいたすもので、今般、所要の条例改正措置を行うものであります。

次に、内容について御説明申し上げます。

まず、第15条関係では、工事費の算出方法について、市が施行する工事費用額の合計額に100分の103を乗じて得た額とし、この場合において1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものであります。

次に、第17条の2関係では、加入金についても同様100分の103を乗じた措置を行うものであり、第23条関係では、水道使用料金の定義を明確にするよう条項を整備するものであります。

次に、第24条関係では、料金と量水器使用料の合計額に第15条と同様の措置をとるものとし、合わせて所要の各項の整備を図るものであります。

次に、第25条から第27条までの規定及び第27条の2、第29条、第30条、第33条、第34条並びに第35条の各規定中、先ほどの第23条におきまして水道使用料金の定義を明確にしたことによりまして、見出し中に「料金」とあるものを含めまして、「水道使用料金」と文言の整備を図るものでございます。

最後に、附則におきましては、条例の施行日を平成元年4月1日からと予定いたすものでありますが、第24条に定める水道使用料金に限っては、諸般の事情を考慮いたしまして、経過措置で平成元年6月分として徴収する料金から適用することといたす方針であります。

以上が、今回、上程させていただきました和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例案の概要でございます。

なお、参考資料といたしまして、111ページ以下に条例案の新旧対照表を記載いたしておりますので御高覧賜り、何とぞよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（田中昭一君） 次に、市立病院所管の説明を願います。

○ 病院事務局長（藤原光夫君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第19号「和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案

の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

消費税法が施行され、平成元年4月から病院事業にも適用されることとなりました。すなわち、病院において診療を受けるものの料金のうち、健康保険法等法令の規定によるものについては非課税とされ、それ以外のものについてはすべて課税されることとされております。このため法の趣旨にのっとり患者の方々にも消費税相当額の御負担をお願いいたしたく、和泉市立病院の料金等について所要の改正を行うものでございます。

それでは、その内容につきまして御説明申し上げます。議案書122ページでございます。

第2条は、第1項第4号の本文中に健康保険法の適用を受けるもの以外の料金、いわゆる自由診療料金について規定いたしておるものでございます。消費税が課税されることに伴い「第1号に規定する額に1.2を乗じて得た額」とあるのを「第1号に規定する額に1.2を乗じて得た額に1.03を乗じて得た額」に改めるものでございます。

第3条は、診断書等の手数料について規定いたしております。これにつきましても消費税相当額を上乗せし、「2,000円以内」を「2,060円以内」に改めるものでございます。

次に、別表の第2条関係でございます。本表は、分べん料及び入院加算料金、いわゆる室料差額について規定いたすものでございます。これらにつきましても所要の改正をお願いいたすものでございます。

まず、分べん料でございますが、本市住民で時間内1回につき「3万円」を「3万900円」に、時間外1回につき「4万円」を「4万1,200円」に、休日及び深夜1回につき「5万円」を「5万1,500円」に。本市住民でない者時間内1回につき「4万円」を「4万1,200円」に、時間外1回につき「5万円」を「5万1,500円」に、休日及び深夜1回につき「6万円」を「6万1,800円」にそれぞれ改めるものでございます。

入院加算料金につきましては、新館特別室本市住民1床につき日額「1万円」を「1万300円」に、個室A1床につき日額「6,000円」を「6,180円」に、個室B1床につき日額「5,000円」を「5,150円」に、2人室1床につき日額「2,000円」を「2,060円」に。本館個室1床につき日額「4,000円」を「4,120円」に、2人室1床につき日額「1,500円」を「1,540円」に。本市住民でない者新館特別室1床につき日額「1万3,000円」を「1万3,390円」に、個室A1床につき日額「7,800円」を「8,030円」に、個室B1床につき日額「6,500円」を「6,690円」に、2人室1床につき日額「2,600円」を「2,670円」に。本館個室1床につき日額「5,200円」を「5,350円」に、2人室1床につき日額「2,000円」を「2,060円」にそれぞれ改めようとするものでございます。

次に、附則でございます。この条例は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から施行し、

改正後の和泉市立病院の料金につきましては、平成元年4月1日以降の診療に係る診療料金から、また、手数料につきましては、平成元年4月1日以降の交付請求に係る手数料からそれぞれ適用いたしますのでございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びにその内容の御説明でございます。何とぞよろしく御審議賜り、原案どおり可決、決定を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（田中昭一君） ここで、お昼のため暫時休憩いたします。

（午前11時50分休憩）

（午後1時00分再開）

- 議長（田中昭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続きて予算説明に入ります。

まず、一般会計、特別会計の順に説明願います。

- 総務部理事（大塚孝之君） それでは、ただいま御上程いただきました議案第1号「平成元年度和泉市一般会計予算」から議案第5号「平成元年度和泉市公共下水道事業特別会計」までの5議案につきまして、総務部理事大塚よりその概要の説明を申し上げます。その前に、お手許に御配付いたしております正誤表のとおり、一部御訂正いただきますようお願いをいたします。

それでは、内容の説明に入ります。

まず、予算編成につきましては、先ほど、市長が表明いたしました市政運営方針に基づき、諸般の社会情勢を踏まえ、本市の財政運営の厳しい実態を再認識し、編成いたしましたものでございます。

次に、平成元年度の一般会計予算は、総額321億2,500万円と相なるわけでございまして、前年度当初予算と比較いたしますと、9億2,200万円、3.0%の増でございます。

それでは、予算書に基づきましてその概要を御説明申し上げます。別冊予算書の1ページでございます。

まず、第1条でございますが、歳入歳出の予算の総額を321億2,500万円と定めるものでございまして、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

それぞれの内容につきましては、後ほど、事項別明細書により御説明申し上げます。

第2条は、債務負担行為でございますが、債務を負担することができる限度額等を定めるものでございまして、改良住宅整備事業、既設公営住宅改善事業を初め、用地取得事業等18億7,633万7,000円の計上でございます。期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」のとおり

でございます。

第3条は、地方債でございますが、起債の目的、借入限度額等を定めるものでございまして、16億5,068万3,000円を計上いたしました。

起債の方法、利率、借入先、償還の方法は、「第3表 地方債」とおりでございます。

第4条は、財政調整資金としての一時借入金の最高限度額を定めるものでございまして、55億円と定めたものでございます。

第5条につきましては、各項の経費を流用できるよう定めるもので、職員の給与費を対象としたしてございます。

以上が一般会計の予算でございます。

引き続きまして、事項別明細書により、歳出予算から御説明申し上げます。35ページでございます。

まず、議会費でございますが、議員各位並びに事務局職員の人件費を含め、議会運営費、議事事務局費等3億2,114万3,000円を計上いたしてございます。

次に、総務費でございますが、37ページでございます。総額35億7,585万9,000円を計上いたしました。

まず、総務管理費でございますが、特別職、一般職の給与費を初め庁舎管理経費など、おおむね経常的な経費でございます。主な内容といたしましては、株式会社いずみコスモポリス出資金、いずみラーパン・ライフ・リゾート推進協議会負担金を初め、市民まつり補助金及び昨年度より制度化いたしました町会館等整備費助成金などでございます。

事業といたしましては、交通安全対策費として緑ヶ丘本線歩道改良工事などがございます。

次に徴税费、戸籍住民費基本台帳費、統計調査費、監査委員費、同和対策費につきましては、それぞれ運営経費を計上いたしましたものでございます。

なお、戸籍住民基本台帳費の中には、住民票等の諸証明を即時発行するサービスセンター2ヶ所の開設に係る経費も計上してございます。

選挙費につきましては、参議院議員選挙を執行する経費を計上いたしました。

次に民生費でございますが、89億8,686万9,000円を計上いたしました。77ページでございます。

社会福祉費につきましては、総合福祉会館の運営費を初め、本年より緊急通報装置（ペンダント）の給付事業、難病患者に対する給付事業、地域ボランティア活動推進事業の助成等新規施策も含め、心身障害者や老人の方に対する福祉経費及び医療助成並びに国民健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計への繰出金等を計上いたしました。



なお、黒鳥校区の老人集会所建設事業費も計上してございます。これにより全校区完了いたします。

次に、児童福祉費でございますが、児童手当扶助費を初め、幼児教室の措置費、保育所等の管理運営経費を計上いたしました。

次に、生活保護費でございますが、生活扶助、医療扶助等の扶助費を初め、生活保護家庭への見舞金等を計上いたしました。

次に、衛生費でございますが、3.7億2,132万円を計上いたしました。105ページでございます。

予防衛生費につきましては、保健センターの管理運営費を初め、老人保健法に基づく各種健康診査を実施する保健事業費、インフルエンザなどの各種予防接種費及び市民の健康保持に努めております市立病院に対する補助金並びに休日急病診療所の運営費等を計上いたしましたものでございます。

なお、本年より新たに乳幼児に対する麻疹、風しん、おたふく風邪の混合ワクチンの接種事業を実施いたします。

次に、環境衛生費でございますが、伝染病の予防対策費を初め、し尿及びごみの収集処理経費を計上いたしました。

なお、し尿の汲取サイクルを本年から現行20日に1回をおおむね月2回、遅くとも17日に1回に収集サイクルを短縮いたすよう措置をいたしてございます。

墓地管理費につきましては、市設墓苑の管理経費を初め、市営葬儀の経費を計上いたしました。上水道費につきましては、本市水道事業及び泉北水道企業団に対する補助金を計上いたしましたものでございます。

次に、農林水産業費でございますが、2億9,322万3,000円を計上いたしました。119ページでございます。

農業費につきましては、農業委員会の運営経費を初め、農業振興対策費として、水田農業確立対策費、地域農政推進対策費及び農業用水路、溜池、農道等の農業基盤の整備に関する経費を計上いたしましたものでございます。

林業費につきましては、森林地域活性化緊急対策事業及び本年から造林促進事業の経費を計上いたしました。

次に、商工費でございますが2億3,768万4,000円を計上いたしました。127ページでございます。

中小企業の振興対策経費を初め、地場産業及び対策費、中高年齢労働者福祉センター及び勤労

青少年ホームの管理運営経費等でございます。

続きまして、土木費でございますが、58億448万5,000円を計上いたしました。133ページでございます。

まず、土木管理費につきましては、道路の管理経費及び用地取得業務費でございます。

道路橋梁費につきましては、市内一円の道路整備を初め、黒鳥観音寺線、池田下万町線、府中和気西線、府中信太山線、室堂町3号線、信太1・2号線、上代伏屋線、伯太桑原線及び環境改善道路の整備事業並びに前川橋梁架設事業費を計上いたしましたものでございます。

次に、河川水路費でございますが、一般河川の維持工事費を初め、東松尾川、長谷川、若樫川の河川改修事業費及び市内一円の水路整備事業費を計上いたしました。

都市計画費につきましては、公共用地先行取得事業特別会計及び公共下水道事業特別会計への繰出金を初め、和泉府中駅前再開発事業推進のための経費並びに公園費として黒鳥山公園、松尾寺公園、放光池1号公園、王子東公園、いしたちはら公園等の整備事業費をそれぞれ計上いたしましたものでございます。

街路事業費につきましては、阪和東側2号線整備事業費を、また、浸水対策費といたしましては、市街地排水路整備事業費をそれぞれ計上いたしました。

次に、住宅費でございますが、住宅管理費及び改良住宅整備事業費並びに既設公営住宅改善事業として、丸笠団地住戸改善整備事業費を計上いたしましたものでございます。

消防費につきましては、9億1,497万9,000円を計上いたしました。162ページでございます。

これは消防署及び消防団の経費でございまして、消防ポンプ自動車の購入、防火水槽の新設及び消防団活性化総合整備事業としての消防無線機の購入並びに救急・救助業務の充実を図るための池田出張所の整備費等を計上いたしましたものでございます。

次に、教育費でございますが、総額35億1,245万6,000円を計上いたしました。168ページでございます。前年度当初と比較いたしますと、12億5,033万1千円の大幅な減額になってございますが、これにつきましては、(仮称)コミュニティ体育館建設事業費の減額が主な要因でございます。

教育総務費につきましては、教育委員会の運営費を初め、小・中・幼の教育指導及び研修に要する経費を計上いたしてございます。

次に、小学校費、中学校費、幼稚園費でございますが、まず、小学校費につきましては、信太小学校、南池田小学校、国府小学校の大規模改造整備事業費等を計上いたしました。

中学校費につきましては、光明台中学校の整備事業費及び郷荘中学校クラブ室建設事業費をそ

れぞれ計上いたしました。

幼稚園費につきましては、伯太、国府幼稚園の2年保育実施に伴います諸経費を計上いたしました。

そのほか、小・中・幼の管理運営費等に要する経費も計上してございます。

社会教育費につきましては、成人教育、青少年対策等に要する経費を初め、本年4月より開館いたします榎尾山「青少年の家」を含め、各公共施設の維持管理経費等を計上いたしました。

次に、保健体育費でございますが、本年4月より開館いたしますコミュニティ体育館及び各運動施設の維持管理経費等を計上いたしました。

次に、公債費でございますが、210ページでございます。市債の元利償還金及び一時借入金の利子等45億98万2,000円を計上いたしました。

諸支出金につきましては、2億600万円を計上いたしました。211ページでございます。前年度と比較いたしますと、9,000万円の減額でございますが、これは市開発公社に対する貸付金を本年より取りやめたためでございます。内容といたしましては、災害援護資金貸付金及び基金費としての公共施設整備基金、福祉基金への積立金を計上いたしましたものでございます。

最後に、緊急及び不測の経費に充当いたすべく、予備費として5,000万円を計上いたしました。

以上が歳出予算の事項でございます。歳出総額321億2,500万円と相なる次第でございます。

引き続きまして、これらの歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。事項別明細書の3ページでございます。

まず、市税でございますが、131億1,583万3,000円を計上いたしました。市税につきましては、本年4月1日より実施されます減税措置を見込み、前年度当初との比較で6.5%の伸びで計上いたしました。

なお、今回の税制改革により、本年4月より市たばこ消費税は市たばこ税に変わり、電気税、ガス税、木材取引税につきましては消費税に吸収され、廃止されました。しかし、市たばこ消費税の63年度3月消費分は平成元年度の4月に、電気税・ガス税の3月・4月検分は4月・5月に歳入され、旧法による税収となるため新しく項を設け、「旧法による税」として計上いたしました。

次に、地方譲与税5億9,360万円を計上いたしました。5ページでございます。内容につきましては、自動車従量譲与税、地方道路譲与税のほか、本年より消費譲与税を新しく計上いたしました。

なお、この消費譲与税につきましては、本年4月から導入されます消費税の収入額の5分の1を、人口等一定の割合で都道府県及び市町村へ譲与されるものでございます。

次に、利子割交付金3億6,000万円、自動車取得税交付金3億191万6,000円、国有提供施設等所在市町村助成交付金2億4,347万1,000円、地方交付税46億1,000万円、交通安全対策特別交付金3,300万円につきましては、それぞれ昨年実績あるいは国の動向等を勘案し計上いたしましたものでございます。

次に、分担金及び負担金でございますが、5億7,755万4,000円を計上いたしました。6ページでございます。分担金につきましては農林水産業費分担金。負担金につきましては、総務費負担金を初め、精神薄弱者、身体障害者、老人、保育所の施設収容措置児負担金及び道路公園等の事業負担金を計上いたしました。

次に、使用料及び手数料でございますが、使用料につきましては、各種行政財産の使用に係るもので3億237万4,000円。手数料につきましては、戸籍住民基本台帳等の各種手数料4,956万3,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、国庫支出金44億583万4,000円、府支出金22億5,922万9,000円を計上いたしてございますが、これらはいずれも歳出予算の事業経費と関連いたしますものでございます。

次に、財産収入でございますが、公共施設整備基金の運用収入を初め、財産売払収入等、4億4,591万8,000円を計上いたしました。

寄付金につきましては、一般寄付金、開発指導要綱に基づく寄付金を初め、福祉に係る用途指定寄付金など2億3,100万円を計上いたしました。

繰入金につきましては、公共施設整備基金及び公共用地先行取得事業特別会計からの繰入金等5億2,853万円を計上いたしました。

諸収入につきましては、24億1,649万5,000円を計上いたしました。主なものとしたしましては、病院事業貸付金元金収入及び国民年金印紙売捌収入等でございます。

最後に、市債でございますが、16億5,068万3,000円計上いたしております。これらは歳出予算と関連するものでございまして、適債事業に対し充当率を勘案いたしそれぞれ計上いたしましたものでございます。

以上が歳入予算でございまして、総額321億2,500万円と相なるものでございます。

以上をもちまして、平成元年度一般会計予算の説明を終わります。よろしく御審議の上原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。引き続きまして、議案第2号「平成元年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算」につきまして、その内容を御説明申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険として市民の健康と生命を守るための重要な制度でございますが、

国保財政の基盤が脆弱なことから他の保険制度との財政調整を図るべく、制度改革が行われてまいりました。しかし本年度は、平成2年の国保制度の抜本的改革が講じられるまでの間の谷間となり、制度改革は予定されておりません。このため本年度予算(案)は、昭和63年度予算に準じ編成いたしましたものでございます。

また、医療費でございますが、昭和63年度前半までは、例年になくその伸が鈍化傾向にありますことから、昭和63年度に引き続き保険料率の改定を行わず、財政運営を行ってまいりたいと存じております。

なお、地方税法では、国民健康保険税の賦課限度額が2万円引き上げられ、42万円となる見込みでございます。

以下、その内容につきまして御説明申し上げます。予算書の13ページでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を65億3,124万2,000円と定めるものでございます。

この歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、一時借入金の最高限度額を10億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の同一款内での各項の経費の流用を規定するものでございまして、給与費並びに保険給付費につきましては、予算額に過不足が生じたときに流用できる旨規定いたすものでございます。

続きまして、事項別明細書により歳出予算から内容を御説明申し上げます。243ページでございます。

まず、総務費でございますが、総務管理費としまして、保険給付を行う上での職員給与費及び事務的経費でございまして5,300万4,000円。徴収費につきましては、保険料賦課徴収関係の職員給与費及び事務的経費といたしまして1億1,310万5,000円を計上いたしましたものでございます。

次に、運営協議会費でございますが、これは国民健康保険運営協議会の運営に係る経費でございまして、142万8,000円計上いたしました。

趣旨普及費につきましては、啓蒙活動費でございまして、54万4,000円計上いたしましたものでございます。

次に、本会計の大宗をなす保険給付費でございますが、療養諸費といたしまして39億1,024万1,000円、高額療養費として3億7,867万7,000円、助産費として3,520万円、葬祭費として1,125万円をそれぞれ計上いたしましたものでございます。

次に、老人保健拠出金でございますが、これは老人保健法に係る被保険者を対象としたものでございまして、医療費及び事務費を含めまして、19億3,599万4,000円計上いたしましたもの

でございます。

次に、共同事業拠出金でございます。高額な医療費が発生した場合に保険財政の負担を軽減するための高額医療費共同事業と退職者医療制度に係る被保険者認定のためのその他共同事業を含めまして、4,742万5,000円計上いたしましたものでございます。

次に、保険施設費でございますが、優良家庭及び健康老人に対する表彰と、医療費通知に要します費用502万4,000円を計上いたしましたものでございます。

公債費につきましては、歳計現金に不足が生じたときの一時借入金の利子でございますが、675万円計上いたしましたものでございます。

次に、諸支出金でございますが、保険料過誤納還付金並びに還付加算金といたしまして、260万円計上いたしましたものでございます。

次に、予備費でございますが、疾病の集団発生等予測しがたい費用の支出に備えるため、3,000万円計上いたしましたものでございます。

以上、歳出合計いたしまして65億3,124万2,000円と相なるものでございます。

次に、これらの歳出予算に充当すべき歳入予算につきまして御説明申し上げます。予算書239ページでございます。

まず、国民健康保険料でございますが、26億3,954万6,000円計上いたしましたものでございます。

補助金として2,200万円、老人等医療費波及分補助金として2,584万4,000円、単独事業国庫削減分補助金として1,166万5,000円をそれぞれ計上いたしましたものでございます。

共同事業交付金でございますが、歳出で説明いたしました高額医療費共同事業に伴う交付金でございますが、5,884万9,000円計上いたしましたものでございます。

次に、繰入金でございますが、被保険者の負担の軽減を図るため、一般会計繰入金1億5,000万円、保険基盤安定繰入金として1億1,000万円、収支を補うため財政調整基金より2億4,61万5,000円繰り入れいたすものでございます。

最後に、諸収入でございますが、第三者納付金、医療費返納金等々といたしまして、2,510万円計上いたしましたものでございます。

以上合計いたしまして、65億3,124万2,000円と相なる次第でございます。

以上をもちまして、国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

引き続きまして、議案第3号「平成元年度和泉市老人保健事業特別会計予算」について、その内容の御説明を申し上げます。

老人保健法が施行されて8年目を迎えることになりましたが、御承知のとおり、この制度は、70歳以上の老人と65歳以上の寝たきり老人を対象といたしたもので、適切な医療の確保を図るとともに、健康の保持及び福祉の増進に期することを目的としたものでございます。

次に、その内容の御説明を申し上げます。予算書16ページでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億9,892万5,000円と定めるものでございます。

この歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書により、まず、歳出予算から内容の御説明を申し上げます。予算書263ページでございます。

総務費でございますが、総務管理費の一般管理費といたしまして、590万5,000円を計上いたしてございます。

次の医療諸費でございますが、これは平成元年度で見込まれる受給対象者7,819人に係る医療諸費といたしまして、55億9,302万円を計上いたしました。

以上が歳出予算でございます。

続きまして、ただいまの歳出に充当する歳入予算について御説明申し上げます。261ページでございます。

まず、支払基金交付金でございますが、これは医療費の70%、39億542万2,000円及び医療費の審査支払に係る手数料1,184万5,000円、合計39億1,726万7,000円を計上いたしましたものでございます。

次に、国庫支出金といたしまして、医療費適正化対策事業費負担金39万5,000円、また、医療費の20%として11億1,583万5,000円、合計11億1,623万円を計上いたしてございます。

次に、府支出金といたしまして、医療費の5%、2億7,895万8,000円、また、受給者健康指導事業補助金として64万円、合計2億7,959万8,000円を計上いたしてございます。

次に、繰入金といたしまして、医療費の5%及び当該事務に係る経費の所要額を合わせました2億8,383万円を一般会計から繰り入れるべく措置いたしましたものでございます。

次に、諸収入でございますが、これは第三者行為による医療費償還金として200万円計上いたしましたものでございます。

以上、歳入歳出予算のそれぞれの合計額は、55億9,892万5,000円と相なる次第でございます。

以上が、老人保健事業特別会計予算の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可

決、御決定賜りますようお願い申し上げます。引き続きまして、議案第4号「平成元年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算」につきまして、その内容の御説明を申し上げます。予算書18ページでございます。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額を1億7,956万6,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、地方債でございますが、地方債の目的、限度額等を定めるものでございます。内容につきましては、第2表のとおりでございます。

次に、事項別明細書により、歳出予算からその内容を御説明申し上げます。268ページでございます。

公園用地の取得費2,121万9,000円及び市債の元利償還金等1億3,081万7,000円を計上いたしました。

次に、諸支出金でございますが、土地売払い収入分を一般会計に繰り出すべく、2,753万円計上いたしましたものでございます。

次に、これら歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。267ページでございます。

まず、財産収入といたしまして、一般会計への土地売払い収入2,753万円、市債として2,100万円を計上いたしました。

繰入金につきましては、1億3,103万6,000円を計上いたしました。これは歳入不足相当額を一般会計より繰り入れるものでございます。

以上、簡単でございますが、公共用地先行取得事業特別会計についての内容の御説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第5号「平成元年度和泉市公共下水道事業特別会計予算」につきまして、その内容の御説明を申し上げます。

公共下水道の整備につきましては、流域下水道和泉忠岡幹線の進展に伴う和気校区を中心とした面整備の促進及び流域下水道和泉大津幹線の進展に伴う府中地区での下水道整備が主なものでございます。

なお、歳入面ですが、本年度中に流域関連公共下水道区域内で一部供用開始されるのに伴い、受益者負担金を徴収すべく予算計上してございます。

それでは、予算の内容につきまして御説明申し上げます。21ページでございます。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額を19億9,246万2,000円と定めるもの



でございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、債務を負担する事項等を定めるものでございまして、水洗便所改造資金の融資に対する金融機関に対する損失補償及び松尾川両岸に公共下水道管を布設する事業に伴う用地取得事業でございます。内容につきましては、第2表のとおりでございます。

第3条は、地方債の目的、限度額等を定めるものでございまして、その内容は、第3表のとおりでございます。

第4条は、歳出予算の各項の経費を流用できるよう定めたものでございまして、職員の給与費を対象といたしてございます。

次に、事項別明細書により、歳出予算から御説明申し上げます。275ページでございます。

まず、下水道総務費でございますが、職員の給与費を初め、下水道処理経費、南大阪湾岸北部流域下水道事業負担金等7億1,778万5,000円を計上いたしました。

次に、下水道整備費9億5,754万4,000円を計上いたしました。内容といたしましては、污水管等の布設工事費及び松尾川両岸の用地購入費等でございます。

公債費につきましては、市債の元利償還金等3億1,663万6,000円を計上いたしました。

最後に、予備費として50万円を計上いたしました。

次に、これら歳出予算に充当いたします、歳入予算について御説明申し上げます。273ページでございます。

まず、分担金及び負担金でございますが、1,340万円を計上いたしました。これは本年度から徴収いたします受益者負担金及び流域関連下水道処理負担金でございます。

次に、下水道使用料といたしまして、8,215万円を計上いたしました。

次に、国庫支出金3,926万3,000円、府支出金600万円、市債11億8,040万円を計上いたしました。これらは歳出予算に関連いたします特定財源でございます。

次に、繰入金でございますが、歳入不足相当額6億7,123万9,000円を一般会計から繰入いたすべく、措置をいたしました。

次に、諸収入といたしまして1万円を計上いたしました。

以上が、歳入歳出予算の内容でございまして、総額19億9,246万2,000円と相なる次第でございます。

以上をもちまして、平成元年度和泉市一般会計予算及び特別会計4会計予算の説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（田中昭一君） 次に、水道事業会計の説明を願います。

○ 水道部理事（岩井益一君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程いただきました議案第6号「平成元年度和泉市水道事業会計予算」について、提案の理由並びにその内容の概要を御説明申し上げます。

まず初めに、新年度を控えまして水道事業の経営状況について簡単に申し上げますと、ほぼ順調な水需要に支えられるとともに、関係各位の深い御理解と相まって職員一丸となって不断の経営努力の結果、おかげをもちまして10カ年にわたる現行料金体系の維持を達成することができました。しかしながら、受水費や資本費などの諸コストの増加は恒常的な経営圧迫要因となり、經常収支は引き続き赤字基調の極めて厳しい状況下にあります。このようなもて新年度における経営方針といたしましては、新規給水需要などによる給水収益の高い伸び等収入確保に努めてまいりますとともに、コストの低減化にも全力を挙げてまいりたいと考えております。

一方、先ほどの和泉市水道事業給水条例の一部改正案の御説明でも申し上げましたように、消費税法が新年度から適用され、水道事業体は納税義務者として水道使用料など収入、支出に至る大部分に課税されることと相なりました。これが対応につきましては、税相当額を需要家に御負担をお願いをいたすとともに、今後とも現行料金体系をできるだけ長く維持し、需要家サービスの向上に努めてまいり所存でございます。

それでは、別冊予算書1ページの予算の概要について御説明を申し上げます。

まず、本年度の業務予定量でございますが、第2条において給水戸数を4万4,070戸、年間総給水量1,478万1,500㎡、また、1日平均給水量4万497㎡。主な建設改良事業としては、赤水解消のための配水管更生事業に2,610万円、環境改善整備事業に伴います配水管整備事業に2,060万円、また、安定給水のための事業として水道施設等整備事業に1億6,800万円をもって、配水管布設工事を初めろ過池電動弁整備工事、送水施設電気計装設備工事などを施行予定するものであります。

次に、第3条 収益的収支の予定でございますが、収益的収入より申し上げますと、第1款 水道事業収益を消費税を含めまして20億9,086万8,000円と予定し、その主な内容のうち給水収益については、過去の実績等を勘案いたしまして対前年度比実質3.6%増とし、営業収益全体といたしまして19億3,557万8,000円を計上いたしました。

また、営業外収益については、1億5,528万円を予定いたしておりますが、加入金もほぼ前年度並みに推移するものと見られ、預金利息も同様のほか、消費税額分を加え全体として0.3%の増加にとどまっております。

次に、支出面でございますが、第1款 水道事業費用21億8,419万円と予定し、営業費用の主な内訳といたしましては、受水費を初め業務、受配水施設の管理や受託工事費等で対前年度

比は、消費税額分を加えまして3.5%増の18億6,364万1,000円と予定しております。この増加費用といたしましては、給水原価の主要な要素であります受水費、職員給与費、減価償却費等の経費が見込まれるものでございます。

また、営業外費用でございますが、これらは主に建設事業のために借り入れた企業債の支払利息と消費税納付予定額2,800万円を加えまして3億1,884万9,000円で、対前年度比10.3%増となっております。以上を差し引きいたしますと、単年度9,332万2,000円の純損失が見込まれるものでございます。

次に、第4条は、主として建設改良事業に伴う資本収支であり、まず、収入面では、第1項企業債は、1億8,800万円と予定し、内訳といたしましては、配水管更生事業債と配水管整備事業債並びに水道施設等整備事業債となっております。

第2項 工事負担金につきましては、中央丘陵に係る住宅・都市整備公団を初め、民間開発などに伴う配水管布設工事の原因者負担金として1億9,800万円を予定し、第3項 負担金は、消火栓新設に伴う一般会計からの負担金であります。

以上より資本的収入総額3億9,501万円と相なるものでございます。

一方、資本的支出の予定総額は5億8,810万7,000円として、水道施設拡充強化を図るための建設改良関連事業並びに企業債の元金償還金が主な内容でございます。

なお、資本的収入及び支出にも消費税相当額をそれぞれ加えたものとなっております。

以上、資本的収支勘定における収支不足額1億9,309万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

次に、第5条は、先ほど申し上げました企業債の借り入れについて、目的、限度額、利率及び償還方法について定めたものであります。

第6条及び第7条は、いずれも経費の流用事項をそれぞれ定めたものであります。

第8条は、一般会計から受ける補助金を1,000万円と定め、第9条は、建設用資材等のたな卸資産購入限度額を1億4,109万8,000円と定めるものでございます。

以上が、今回、上程させていただきました平成元年度水道事業会計予算の概要でございますが、これらの詳細につきましては5ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議くださりまして、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（田中昭一君） 最後に、病院事業会計の説明を願います。

○ 病院事務局長（藤原光夫君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第7号「平成元年度和泉市病院事業会計予算」につきまして、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

医療環境は依然として厳しい状況下にあります。住民の期待にこたえるべく鋭意努力をいたしておるところでございます。平成元年度は、光凝固装置、循環器疾患患者用カラードプラー診断装置等医療機器の整備を行い患者サービスに努めるとともに、第3次病院事業健全化措置の趣旨に従い病院事業経営健全化を図り、不良債務の解消に努めてまいりたいと存じています。

また、消費税法が施行され、平成元年度より病院事業にも適用されることとなっておりますので、法の趣旨にのっとり消費税相当額の御負担をお願いいたしたく所要の措置を講じさせていただきました。

それでは、予算の内容につきまして御説明申し上げます。別冊予算書1ページでございます。

まず、第2条は、本年度の業務量を定めたものでございまして、病床数327床。患者数は、入院で1日平均288人、年間で10万5,120人、外来で1日平均750人、年間で22万1,250人。また、本年度の主要な建設改良事業は、医療器械備品購入費6,500万円を予定いたしておるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定でございます。

収入第1款 病院事業収益として45億9,343万円を計上いたしました。その内容でございますが、第1項は、入院、外来収益等の医業収益でございまして42億3,073万円。第2項は、一般会計からの補助金の医業外収益でございまして2億5,270万円。第3項は、第3次病院事業経営健全化計画に基づく一般会計からの不良債務解消のための繰入金である特別利益でございまして、1億1,000万円を予定計上しておるものでございます。

次に、支出第1款 病院事業費用45億4,860万円でございます。第1項は、職員給与費、診療材料費等の医業費用でございまして43億4,978万円。第2項は、企業債及び一時借入金利息等の医業外費用でございまして1億9,682万円。第3項は、予備費として200万円をそれぞれ予定計上いたしましたものでございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出でございます。

収入第1款の資本的収入11億4,839万円でございます。第1項は、本年度発行を予定しております企業債6,000万円。第2項は、一般会計からの出資金8,839万円。第3項は、一般会計からの長期借入金10億円をそれぞれ予定計上いたしましたものでございます。

次に、支出第1款の資本的支出11億9,322万円でございます。

この内訳でございますが、第1項は、医療機器購入費等の建設改良費として6,623万3,000円。第2項は、企業債償還元金1億2,698万7,000円。第3項は、一般会計からの長期借入金返還金として10億円をそれぞれ予定計上いたしましたものでございます。

この結果、資本的収入が資本的支出額に対し4,483万円不足することとなりますが、この不

足額につきましては、損益勘定留保資金をもって補填いたすことといたしております。

次に、第5条でございます。本条は、起債の目的、限度額を定めるものでございまして、本年度は、医療器械購入事業として6,000万円の起債の発行を予定いたしましたものでございます。

次に、第6条でございます。本条は、一時借入金の限度額を定めるものでございまして、本年度は、12億円と定めるものでございます。

次に、第7条でございます。本条は、予定支出の各項の流用できる場合の規定。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めたものであります。

次の第9条は、一般会計からこの会計へ補助する金額を定めたものでございまして、本年度は、3億5,640万2,000円を予定いたしておるものでございます。

次に、第10条でございます。本条は、たな卸資産の購入限度額を13億3,268万7,000円と定めるものでございます。

以上の結果、医業収支で1億1,905万円の欠損と相なりますが、医業外収支では5,580万円の利益が生じ、特別利益の1億1,000万円と予備費を含めた当年度の損益収支は、4,483万円の利益を計上することができる予定でございます。しかしながら、先ほど御説明申し上げましたように、資本的収支において4,483万円の資金不足が生じる予定でございます。

次に、病院事業に影響する不良債務額は、本年度で1億5,093万円解消でき、本年度末の不良債務額は、4億8,093万7,000円と相なる見込みでございます。

御案内のとおり、医療を取り巻く環境は非常に厳しいものではございますが、患者サービスに努めるとともに、財政の健全化にもなお一層の努力を傾注してまいりたいと存じております。

なお、5ページ以下に予算に関する説明書、39ページ以下に予算参考資料等を添付いたしてございますので御高覧賜り、よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（田中昭一君） 以上で諸議案の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については十分審議をお願いいたしたいと思っておりますので、次の日程で特別委員会を設置願ひ、付託の上、休会中の御審査をお願いいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○ 議長（田中昭一君） 次に、日程第22「予算審査特別委員会設置について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議会議案第1号

予算審査特別委員会設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

平成元年3月6日提出

和泉市議会議員 田中昭一

記

1. 委員会の名称

予算審査特別委員会

2. 付託事項

平成元年度各会計予算並びに関連する諸議案

3. 委員会の構成

本委員会は委員12名をもって構成する

4. 付託期限

平成元年和泉市議会第1回定例会会期中

- 議長(田中昭一君) 本件は、先ほど上程されました日程第3「和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」から日程第21「平成元年度和泉市病院事業会計予算」までの各議案を慎重に御審査を願うため、本特別委員会を設置願うものであります。

お諮りいたします。本特別委員会を設置するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第1号は原案どおり可決いたしました。

- 
- 議長(田中昭一君) 次に、日程第23「予算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議会議案第2号

予算審査特別委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第4条第1項の規定により選任する。

平成元年3月6日 提出

和泉市議会議長 田 中 昭 一

記

予算審査特別委員会委員（12名）

- 議長（田中昭一君） 本予算審査特別委員会委員の選任については、私より選任させていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、私から選任させていただきます。

委員の氏名を局長をして朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 朗読いたします。順不同、敬称は略させていただきます。  
予算審査特別委員会委員 坂口敏彦、赤阪和見、穴瀬克己、中塚新治、森 悦造、西口秀光、若浜記久男、木村静雄、勝部津喜枝、早乙女実、飯坂楠次、友田博文。

以上、12名でございます。

- 議長（田中昭一君） ただいまの朗読どおり選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第2号の委員選任は、朗読どおり選任することに決しました。委員の皆さんには大変御苦勞ではございますが、付託されました諸議案をよろしく御審査賜りますようお願いいたします。

- 
- 議長（田中昭一君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

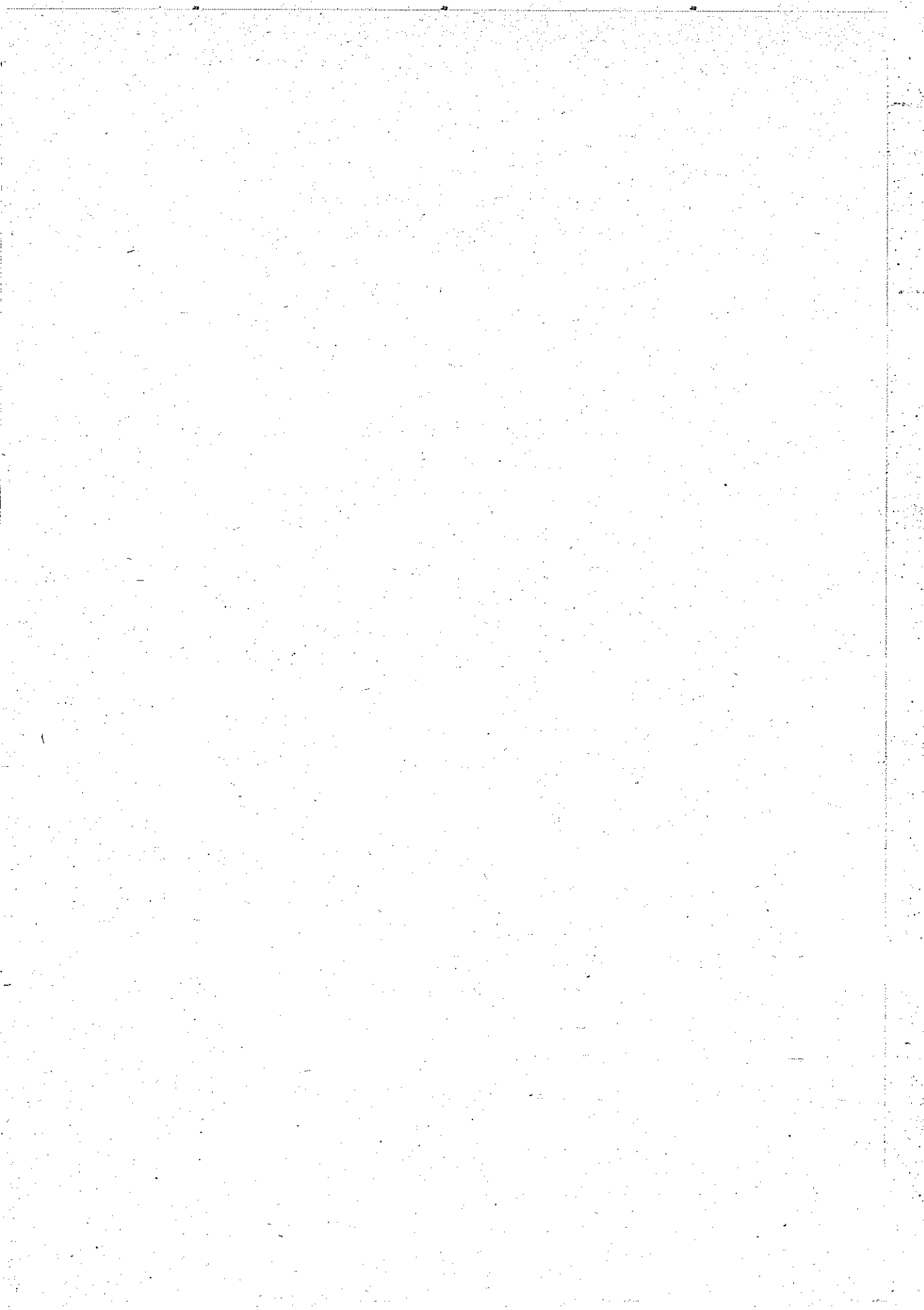
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

なお、明7日及び8日を休会とし、9日より一般質問を行いますので、定刻御参集くださいますようお願いいたします。

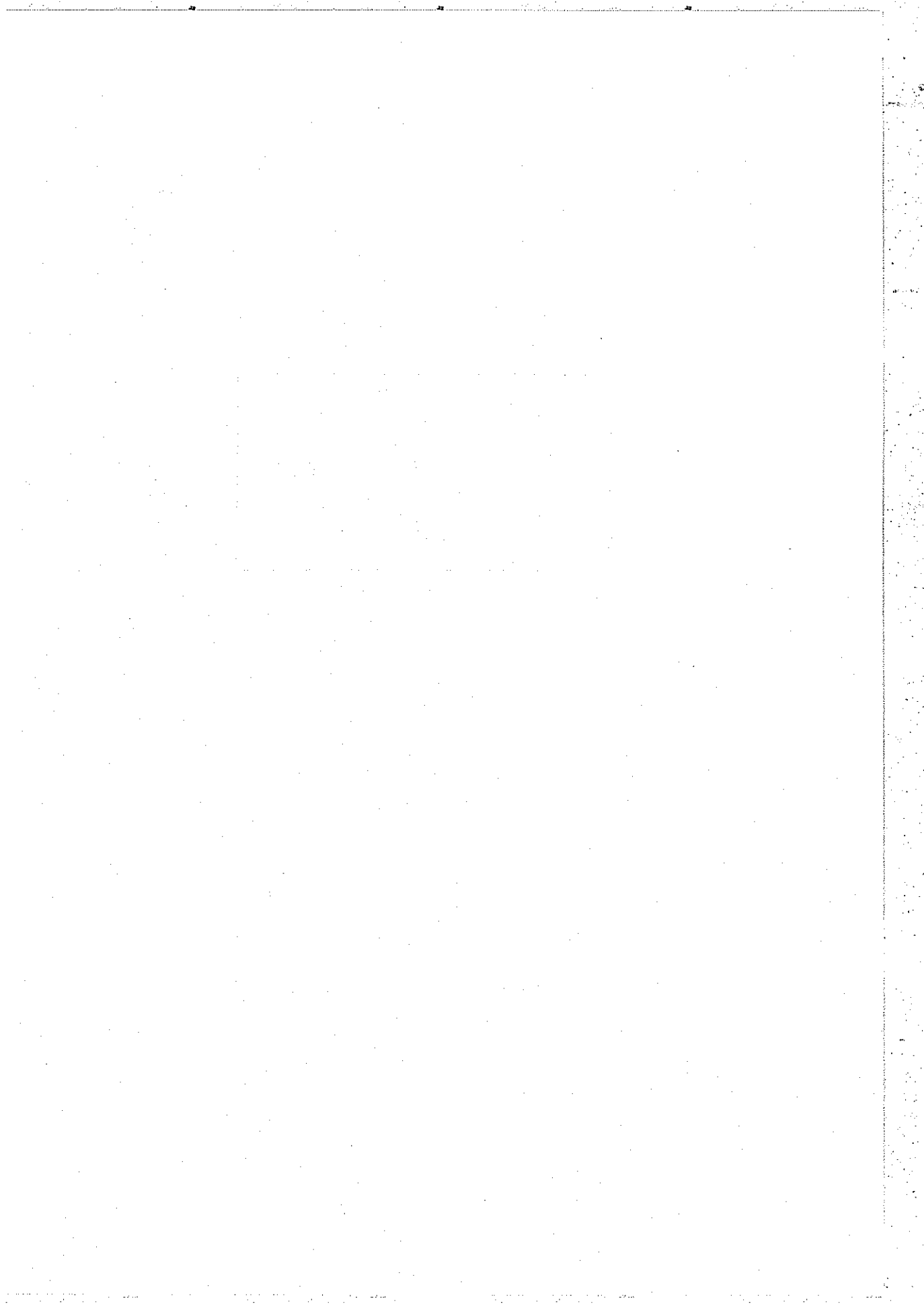
それでは、本日はこれにて散会いたします。

（午後2時00分散会）





第 2 日



平成元年3月9日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	坂口敏彦君	16番	西口秀光君
2番	須藤洋之進君	18番	若浜記久男君
3番	藤原正通君	19番	木村静雄君
5番	並河道雄君	20番	出原平男君
6番	穴瀬克己君	21番	勝部津喜枝君
7番	赤阪和見君	22番	早乙女実君
8番	中塚新治君	23番	原重樹君
9番	讚岐一太郎君	25番	天堀博君
10番	竹内修一君	26番	飯坂楠次君
12番	松尾孝明君	27番	奥村圭一郎君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君	29番	田中昭一君

欠席議員(1名)

17番	池辺秀夫君
-----	-------

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市助	長	池田忠雄	総務部	理事	大塚孝之
収入	役	阪口禮之助	総務部	次長	森利治
市長公室	長	中塚白	総務部	次長	奥村富彦
市長公室	長	杉本弘文	財政課	長	阪豊光
市長公室	理事	逢野一郎	同和対策部	長	堀宏行
市長公室	理事	神藤恒治	同和対策部	理事	向井洋
市長公室	理事	隆崎大我	福祉事務所	長	中川鉄也
市長公室	理事	稲田順三	福祉事務所	次長	原美助
市長公室	次長	鹿島賢昌	市民生活部	長	麻生和義
秘書課	長	井阪和充	市民生活部	理事	中上好美
企画課	長	今村堅太郎	市民生活部	次長	岸田秀仁
総務部	長	橋本昭夫	市民生活部	次長	坂田平之

市民生活部次長	池辺修次	消防長	角谷泰夫
産業部部長	松村吉堯	消防本部次長	高宮武男
産業部理事	中西淳富	消防本部次長	一ノ瀬喜広
産業部次長	高三一行	土地利用担当理事 土地利用担当参事 土地利用担当参事	明坂貞士
産業部次長	赤田儔信	教育委員長	中辻寿夫
建設部長	浅井隆介	教育長	藤原忠男
建設部理事	山崎琢磨	管理部長	西川喜久
建設部次長	谷俊雄	管理部次長	逢野博之
都市整備部長	萩本啓介	指導部長	白樫通有
都市整備部理事	高橋欣吾	指導部次長	重野欣達
都市整備部次長	三井義秋	社会教育部長	木村吉男
都市整備部次長	松林保	社会教育部理事	生田稔
改良事業部長	富田宏之	社会教育部理事	竹田明郎
改良事業部理事	笠木恒忠	社会教育部次長	佐原行雄
改良事業部次長	大宅清臣	社会教育部次長	明坂文嘉
水道事業管理者	田中稔	社会教育部次長	北野喜平
水道部理事	岩井益一	会計課長	藤木意繼
水道部次長	岸本孝二	選挙管理委員会委員長	高橋正道
水道部次長	仲田博文	選挙管理委員会事務局長	農端小一
病院長	竹林淳	監査委員	庄司清
病院事務局長	藤原光夫	監査事務局長	吉田陽三
病院事務局次長	藤原清司	農業委員会会長	森口義忠
病院事務局次長	谷上徹	農業委員会事務局長	信田種行

※備考 各課長級の職員は、議案説明の必要に応じて出席させる。

○  
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

○  
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
次長	河原茂隆
主幹	大 中 保
係長	佐土谷 茂 一
主査	井之上 光 一

本日の議事日程は次のとおりである。

平成元年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月9日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		一般質問について	

一般質問発言者及び発言の要旨(平成元年3月第1回定例会)

発言順・議席番号・発言者・発言の要旨

① 1番 並 河 道 雄 議員

1. 消費税導入にともなう公共料金等の市民転嫁について
2. 環境衛生問題について
  - (1) し尿処理問題について
  - (2) 民有空地管理について
  - (3) ゴミ処理対策について
3. 福祉対策について
  - (1) 生活保護問題について
  - (2) 緊急通報装置貸与制度について
4. 行政機構と職員管理について
  - (1) 人事異動について
  - (2) 職員の研修について
  - (3) 諮問機関について
5. 道路舗装と管理体制について

② 2番 原 重 樹 議員

市政運営方針について

1. 財政問題について
  - (1) 消費税問題について
  - (2) 補助金カットの問題について

(3) 同和関連予算について

2. 公害問題について

3. 国保会計について

4. 同和事業について

(1) 支部助成金について

(2) 地区協の問題について

③ 3番 木村 静雄 議員

1. 池上弥生遺跡文化財について

(1) (仮称) 弥生文化博物館建設について

(イ) 施設の規模及び総予算について

(ロ) 収蔵物の内容について

(ハ) 来館者の見込みについて

(ニ) 周辺地域の環境整備について

(2) 遺跡公園計画について

(3) 池上遺跡の用地買収について

(イ) 池上曽根遺跡整備完了について

(ロ) 用地買収の価格について

2. 黒石町C地区水処理施設撤去について

(1) 水処理施設の方式及び能力について

(2) 水質検査について

④ 4番 天堀 博 議員

市政運営方針について

1. 「緑豊かな活力あふれる都市基盤を築くまちづくり」について

自然保護

緑の保全

市街地整備

和泉中央丘陵整備事業

道路網の整備

2. コスモポリスとその他の開発やまちづくりについて

3. 生きがいを感じ健やかなくらしと心のふれあいを広めるまちづくりについて

総合福祉計画

○ 福祉のまちづくり要綱

○ 障害者給付金

⑤ 5番 友田博文 議員

市政運営方針について

1. 脆弱な財政とプロジェクトの実施について
2. 緑豊かな活力あふれる都市の基盤を作るまちづくりについて
  - (1) 公園と緑地の整備について
  - (2) 道路網の整備について
3. 安全で快適な生活環境を整えるまちづくりについて
  - (1) 上水道の充実について
  - (2) 交通安全について
  - (3) 消防体制について
4. 豊かな人間性を育て地域文化を高めるまちづくりについて
  - (1) 教育問題について
  - (2) 少年非行防止対策について
  - (3) いずみラーバンライフリゾートについて
5. 地場産業を活性化し、明日の産業を創造するまちづくりについて
  - (1) 農林業の振興策について
6. 生きがいを感じ健やかなくらしと心のふれあいを広めるまちづくりについて
  - (1) 福祉行政について
  - (2) ふるさと創生について

⑤ 6番 若浜記久男 議員

1. 市政方針について

- (1) 消費税に対する市長の考え方について
- (2) 消費税が歳出に及ぼす影響について
  - (イ) 一般会計
  - (ロ) 国保会計
- (3) 一般会計に消費税分は計上してないか
- (4) 企業会計
  - 水道・病院3%転嫁額の総額と国庫への納付額について
- (5) 一般会計の歳入にかかる消費税転嫁の時期について

2. 開発指導について（準大型小売店舗）

- (1) 担当部について
- (2) 指導について

⑦ 7番 赤 阪 和 見 議員

平成元年度 市政運営方針について（14万6千市民の合意）

- 国際交流
- 土地の高騰（各開発に係るもの）
- 公園緑化
- 緑化運動と河川水質浄化
- 市営住宅入居基準
- 事業所ゴミと高分子ゴミ
- 医療ゴミ処分と残灰処理
- 社会教育と生涯学習
- 文化遺産の伝承
- 生きがい対策
- 身障者児施策
- ボランティアの活動
- 市庁舎建替
- サービスセンター構想
- 地場産業活性化
- ふる里創生資金……

（午前10時00分開議）

- 議長（田中昭一君） おはようございます。議員の皆さんには、公私何かとお忙しい中多数御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

（市議会事務局長報告）

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは22名でございます。池辺議員さんから欠席の届け出がございます。遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思われまます。現在、22名でございます。



○ 議長（田中昭一君） ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○ 議長（田中昭一君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

○ 議長（田中昭一君） それでは、日程審議に入ります。

日程第1「一般質問について」を行います。最初に、5番・並河道雄君。

（5番・並河道雄君登壇）

○ 5番（並河道雄君） 5番・並河道雄です。通告順に従って質問の要旨を述べさせていただきます。

1番目に、消費税導入に伴う公共料金等の市民転嫁について。

わが党は消費税の欠陥をあらゆる角度から指摘し、国会の場でも導入反対を主張し続けてきました。消費税導入を目前にし、改めて欠陥ぶりが各方面から噴出しております。一例を挙げれば、今回の消費税では、政府は業界向けには簡易課税、免税業者、限界控除、転嫁カルテルなどを認めたため、消費者は3%を一律に払わされるのに、業者は、政府の配慮でその気になればさまざまな方法で課税逃れ、節税ができる仕組みになっております。このため消費者だけが不当に負担することになり、反発を招いております。政府は、一方的に3%を主張していますが、現場では、端数処理、表示方式、事務対応など大混乱になっております。特に自動販売機などの普及で端数処理は難しく、コスト増に拍車をかけております。

これらはほんの一例であります。本市においても市長は平成元年度の予算編成作業を終えられ、種々検討されているところでありますけれども、冒頭に述べたとおり、われわれは、一貫して消費税導入については反対してきたところであります。しかも、施行に伴う問題点も多く、市民生活への圧迫や混乱は避けられません。特に市営住宅家賃、水道料金、各種使用料、手数料など、市民生活に直接影響を及ぼす消費税の市民への転嫁については実情を十分勘案され、実施の見送り、実施時期の猶予など特段の配慮をされるよう要望したいと思います。一般会計予算など予算の歳入に計上されていないものもあるが、この点のお考えも合わせて答弁を願いたい。

2点目に、環境衛生問題について。

市長は市政方針の中で「市民の日常生活から排出される廃棄物は生活環境全体のかかわる問題であり、常に快適な環境づくりに相努めておるところであります」と述べられておりますけれども、3点についてお答え願いたい。

最初に、し尿汲み取り問題について事業者と協議をし、し尿汲み取り期間は1カ月2回を基本

としながら、遅くとも17日に1回の汲み取りを実施したいと述べられておりますが、条例で、きちんとしたい、また、不燃物、生ごみのように計画表を市民に示すべきだと思いますが、この点はどうか。

次に、以前、提案したことがあるし尿収集車への脱臭装置取り付けの件は、その後検討されているのかどうか、この2点をお聞きをしたい。

次に、民有空き地管理について。

業者、個人を問わず、用地、建物を購入したが、空き地のまま放置されているところがあり、雑草が繁茂し、シンナーを吸う格好の場所になったり、枯れ草によって火災発生の原因にもなり、防災、防犯上好ましくありません。自治会、市民からの切実な訴えをよく聞きますが、その都度、原課で解決したものもありますが、担当部局として今後の対応はいかがされるのか。また、市内にどれぐらい放置されている箇所があるか、調査されたことがあるかどうか、お聞きしたい。また、空き地所有者に草刈りを義務づける条例を設定するお考えはないかどうか。

3点目として、ごみ処理対策、不燃焼物対策について。

不燃焼物のごみステーションの設定ができず難渋しているようですが、市内で何か所あるか掌握しておられるか、お伺いしたい。また、新しく開発される住宅地については、土地の無償提供等を義務づけてはどうか。また、生ごみの収集を週3回にできないか、この点を聞きたい。また、新興住宅地については、なかなか戸別収集ができていないようにも聞かれますが、この点はどうか。

3番目に、福祉関係についての第1点目、生活保護問題については、保護費の支払いの件ですが、現在、一定の日を設定して本人に手渡しております。プライバシーの上からも銀行口座等の振り込みにできないものかどうか。できないとすれば、その理由を聞きたい。

次に、生活保護希望者の面接室ですが、余りにもお粗末であり、警察の取り調べ室のような感じを与え、それだけでなくも卑屈な思いで来庁されている市民に申しわけないように思う。過去、他市の面接室を視察したことがあるが、本市と比較して雲泥の差であります。市庁舎の建て替え計画の折、スペースもあることですので、ぜひ考えていただきたいが、この点はいかがお考えか。

2点目に、老人福祉について。

人生80年の高齢化社会が目前に迫り、先日の西村副知事の話によりますと、最近は長寿社会と呼ぶそうでありまして、大いに長寿をお慶び申し上げたいところでありますが、残念ながら、快適な高齢化社会にはほど遠く、幾多の問題が山積しております。寝たきり老人をどうするか、1人暮らしの孤独な老人をどうするか、痴呆性老人をどうするか、生きがいを与える余暇利用をどうするか、このような中で老人問題をとらえ、私も8年間経過いたしました。思えば、シルバー人材センターの設置、老人大学の設置、移動入浴車の導入、また、市役所に血圧計の設置等、

理事者の御協力で実現することができました。今後も発言力のない、政治の谷間にあつて困っている人たちの代弁者として福祉充実のため頑張っていく決意ですので、理事者の御協力をよろしくお願ひしたい。過日、提言いたしました愛の一声運動の一步進んだ緊急通報装置貸与制度については新規事業でありますので、具体的な内容を説明願ひたい。

4番目に、行政機構と職員管理について。

1点目に、人事異動について。

職員の同一課、同一係に所属する年数を何年程度にめどを置いて異動の対象にしているのか。長い者は、10年近くにわたつて同一部署で勤務しておりますが、異動の年数に基準があるのかないのか。無定期に異動をしているのか、お伺ひしたい。業者との癒着の起きやすい職種であれば5年は長すぎると考えられますが、この辺のめどをどのように置いているのか、お伺ひをしたい。

2点目に、職員の研修について。

いつも指摘しておりますように、市の財政は硬直化が進んでおります。一方、市民要求にこたえて処理すべき事務量は増大こそすれ、減ることはないと思定されますが、増大する事務量を処理するには、職員を増員するか、職員の資質を高め、能率を向上させることであります。現在の財政状況からして職員の増員は許されませんので、勢い、現有職員の資質を高めるために有効な研修をすることが残された道であると考えます。そこで、本市職員の研修については、どのような内容でなされているのか、お伺ひをしたい。

3番目に、諮問機関について。

設置されたときにはそれなりの目的があり、また、それなりの効果もあつたとは思われますが、中には余り合会を開いておらず、現状においては必要がないと思われるものもあります。将来とも諮問機関を存続するのかどうか、お伺ひをしたい。所期の目的を達したものについては廃止をするなり統合をするなり、見直しをする時期にきていると思うのですが、市長の所信を明らかにしていただきたい。これらの年間活動日数はどうなっているのか、2～3年の実績をお知らせ願ひたい。できれば、資料として一覧表で提示願ひたい。

5番目に、道路舗装と管理体制について。

市道については舗装率も高く、一定の評価もいたしますが、問題は、私道であります。列島改造論当時の私道の舗装については、一定の幅員要件を備えていれば市道昇格、舗装などの行政サービスをすべきであると考えますが、この点の考えをお聞きしたい。また、舗装して2～3年で欠陥を生じている道路もたまにあると聞くが、この点の保証期間は決めているのか。また、最近では市道での事故が多く、市の管理責任が問われ議会でも問題になり、パトロールの強化が指摘され

たが、この点の対応策はどうなっているか、お答え願いたい。

以上、自席よりの再質問の権利を留保して趣旨説明にかえさせていただきます。

○ 議長（田中昭一君） 理事者答弁。

○ 財政課長（阪 豊光君） 消費税の考え方につきまして、財政課よりお答えさせていただきます。

御案内のとおり、消費税は、平成元年4月1日から実施されることになり、地方公共団体が行う財貨サービスの提供等についても、原則として消費税の課税対象となっております。その対価といたしまして、使用料、手数料についての消費税は、消費者が最終的な負担者となることが予定されている間接税であり、法の趣旨も円滑かつ適正に転嫁することとされているところであることは、皆様御案内のとおりであります。その点について御理解のほどを賜りたく存じます。

御質問の趣旨のとおり、一般会計につきましては、予算編成時に種々の不明朗な点がある中、歳入については当初見送ったところではありますが、歳出については、市民サービスの支障にならないよう計上したところでございます。ただ、課税客体が明確であり、納税義務が発生する企業会計2会計については、經常収支の赤字基調という現状と、企業努力についても限界があるところから、消費税について御理解をお願いしたいという考え方でございます。よろしく願いいたします。

○ 議長（田中昭一君） 次。

○ 水道部理事（岩井益一君） 消費税につきましての実施の見送り、実施時期の猶予など特段の配慮を要望したい、とのことでございますので、水道部から御答弁申し上げます。

条例提案時の趣旨説明でも申し上げましたとおり、本市水道料金は、昭和53年以降10カ年間据え置いてまいりました。この間、昭和59年10月から府営水道、60年4月から泉北水道、63年1月から光明池原水料金の改定がございましたほか、資本費など諸コストがアップいたしまして経営圧迫要因となり、昭和63年度決算見込みでは5,900万円の損失を見込み、さらに、平成元年度末の収支では、累積赤字が1億5,000万円と相なる見込みでございます。こうしたもとの消費税相当額を肩替わりすることになれば巨額な赤字が生じ、次の料金改定時期が早まることとなりますので、私どもといたしましては、何としても傷は浅いうちに手当をする必要があると考えてございまして、需要家の御理解を賜り御負担をお願いするものでございます。

なお、実施に際しましては、料金につきましては、経過措置により6月分から適用させていただきますとともに、社会的弱者といわれる層に対しましても、長年、御要望のございました福祉料金制度を新発足させていただきたく存じます。また、赤字基調ではございますが、可能な限り企業努力により現行料金体系を長く据え置き、市民生活への影響にも特段の配慮をさせていただ

きたいと存じます。何とぞ深い御理解を賜りたくお願いを申し上げます。

○ 議長（田中昭一君） 次。

○ 5番（並河道雄君） 1点ずつ再質問をお願いしたいと思います。

最初に、財政関係でございますが、歳入には導入されておりませんが、手数料や使用料に3%の消費税を導入すればどのぐらいの試算になるのか、お答え願いたい。

また、歳入に出てきていませんので意見の言い方がないわけですが、いまの財政の答弁を聞いておきますと、最終的には消費者が負担するのが当然である。一般会計の分も御負担をお願いしたい、というニュアンスの答弁ですが、この辺をどう考えておられるのか。

それから、当初予算の中で措置しなかったのは不明朗な点が多くあったからだ、という答弁でございましたが、何が不明瞭なのか、具体的にわかるように説明願いたい。

それから、これは私のかんぐりかもしれませんが、予算をスムーズに通すために議会の反発を防ぐために乗せなかったのか、作戦的なものがあるのかどうか、その辺を明確にお答え願いたい。

御存知のように、消費税については非常に逆進性が強いわけです。減税を受けない非課税世帯等は、消費税による負担だけをかぶるわけです。冒頭で言いましたように消費税分の市民負担については、実施時期の猶予あるいは場合によっては廃止の方向で考えていただきたいと思いますので、財政の再度の御答弁をお願いしたい。

○ 財政課長（阪 豊光君） 先ほどの答弁の中で1点だけ訂正したいと思いますので、よろしく御理解をお願いいたします。先ほど、「不明朗」と発言させていただきましたが、種々ある中で「不明確」な点がある、ということでもよろしくお願いいたします。

第1点目の使用料、手数料の関係でございますが、いま、3%を転嫁するという考え方になりますと、一般会計の影響額といたしましては、1,337万7,000円の影響額がございます。

第2点目の消費税の市民負担という点でございますが、消費税法は、国民が社会共通の費用を広く公平に分かち合うという税体系の中から出てきたものであり、税の趣旨からして消費者負担であると理解しているところであります。

3点目、4点目、5点目でございますが、まず、一般会計の不明確な点でございますが、予算編成時におきましては、一般会計が種々の行政を総合的に行うという中で、歳入においては課税対象外とか非課税の取り扱い等が多くございます。また、非課税の範囲においても法令が種々にわたっているところから、われわれといたしましても十分調査研究を行い、慎重に検討、熟慮の必要性から、当初は見送らせていただいた状況でございます。したがって、時期については現段階ではまだ定まっておりますが、一般会計すべての歳入の基本的な上に立って対応していきたいという考え方でございますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○ 5番（並河道雄君） われわれとしては、時期についてはできるだけ先延ばしにしてほしいんですが、具体的にいつまでか、と言うても答弁はできないと思います。わが党の議員も予算委員会に入っておりますので、その場でまた質問したいと思いますが、現実に出てきていませんので文句の言いようがありません。4月1日からの適用は猶予されているわけですが、この点については意見として言うておきますが、1年以上も先延ばしてほしいとお願ひしたいと思います。

それから、水道料金でございますが、いろいろ議会の提言等で2分の1,350円ということになりました。非常にありがたいことですが、問題は、添付書類について所得証明が要るわけですが、この証明書をもらうのに要する200円を引くと150円になりますので、この手数料については無料にさせていただきたいというのが第1点。

それから、円高差益、電気・ガス税の廃止あるいは消費税などによって電力料金が4.8%値下げされ、公聴会が開かれるとマスコミで報道されておりますが、これは影響があるのかどうか。影響がないとすれば、その理由を説明願ひたい。

それから、現行料金をできるだけ長く据え置くという答弁ですが、消費税もさることながら、この問題は、われわれとしては一番関心の深い問題でございます。確かに過去10年間据え置いてこられました。市民の中には、和泉市の水道料金は高いという考え方が定着しておりますが、説明によれば、最近はそのではないんだ、という内容も聞かせていただきました。さすれば、消費税はもちろん猶予していただきたいんですが、できるだけ現行料金を据え置く方がいいわけですので、理事者として具体的にこの辺までは延ばそう、という試案があれば明確にお答願ひたい。企業会計は納税義務者になるわけですので、その理由もはっきりわかっておりますけれども、その点も含めて水道関係の答弁をお願ひしたいと思います。

○ 水道部理事（岩井益一君） 水道事業関係につきまして、3点にわたる再質問がございましたので、水道部の方からお答えいたします。

第1点目の福祉料金減免申請書につきましては、納税証明のほかに住民票も必要でございます。これにつきましては、現在、関係の総務部、市民生活部と協議をいたしておりますが、無料の方向で煮詰めを行っているわけでございます。手続に関しましてもできるだけ簡素化の方法ということで、納税証明にしても所定の減免申請書に所得証明欄を設け、市民税課において書き込む方向で検討してございます。

それから、2点目の円高差益並びに電気・ガス税の廃止に伴う4月1日からの電気料金の引き下げはどの程度か、という御質問でございますが、現在、関西電力では、産業用電力について4.86%の値下げを予定してございます。この中には、電気ガス税5%の廃止分と、消費税相当額の3%上乗せ分の差額2%も含まれておるところでございます。

ところで、水道事業体といたしましては、現在、電気・ガス税が非課税の取り扱いになってございます。そういたしますと、4月から消費税転嫁によりまして、若干ですが、逆に0.14%相当額の負担増、平成元年度予算ベースで試算をいたしますと、114万円程度が負担増となる見込みでございます。

それから、3点目の現行料金の据え置き予定期間は具体的にどのぐらいか、という端的な御質問でございますが、私としては、当分の間、ということば、府営水道の料金改定と極端な外的要因がない限り、4～5年間は何とか踏ん張ってまいりたい、このように考えておる次第でございます。

- 5番（並河道雄君） いろいろ御答弁をいただきました。第1点目の申請添付書類については、ぜひ無料化の方向にもって行っていただきたい。350円減免してもらって200円、200円払ってたら50円の持ち出しになりますのでね。ちょっと心配でしたので、確認の意味も込めてお尋ねした次第です。どうかよろしく願いいたします。

また、水道料金の据え置きにつきましては、長く据え置いていただければ一番ありがたいんですが、議会としても余り非常識なことは言えませんが、一応、4～5年は据え置き、市民負担を少なくするという御答弁をいただきましたので、その点についてはよろしく願いいたします。

それから、病院関係のお答えはなかったんですが、私たちもいろいろと党内で検討いたしました。確かに民間病院や医師会の関係などいろんな問題があるかと思えます。予算委員も出ておりますので、その場で煮詰めていただくとして、一応、転嫁分のおカネがどの程度になるか、その点だけ明らかにしていただきたい。

- 病院事務局次長（谷上 徹君） お答えさせていただきます。

市立病院の料金につきましては、患者さんに御負担をお願いする額につきましては、健康保険法等法令の規定に基づく診療を受ける以外の自由診療料金でございますが、これで約250万円、室料差額等で159万円、健康診断及び証明診断等の手数料で230万円、総額640万円になると存じております。

- 5番（並河道雄君） いろいろ問題があるかと思いますが、一応、市民負担を少なくする方向で検討していただきたいと思えます。

- 議長（田中昭一君） 次。

- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 続きまして、環境衛生問題につきましては、環境衛生課岸田よりお答えさせていただきます。

まず、し尿汲み取りの件でございますが、汲み取りの日程につきましては、現行条例でおおむね月2回と規定されておりますので、市では業者に対しましては、遅くとも20日以内に1回の

汲み取りを行うよう指導しているのが実情でございます。これを短縮するするため、新年度から17日以内に1回の汲み取り実施につきまして業者に要請し、実施を図ってまいりたいと考えております。これが実現できましたら、さらに日程の短縮について業者と協議を行ってまいり、完全な月2回収集の実施が可能になった時点で条例の整備についても検討してまいりたいと存じます。

また、定日収集を行い、その日程を市民の方々にお知らせできないか、との御指摘でございますが、天候、交通事情、作業員の従事状況や汲み取り量の多少により日程のずれが生じやすく、広く周知していくには不安定な要素が多くあり、お知らせすることによりかえって市民の方々に御迷惑をおかけすることも懸念されます。このような事情によりましてお知らせできないことを御理解いただきたいと思います。

なお、業者から大体の収集計画表は提出させておりますので、市民皆様方の電話等でのお問い合わせに対しましては、お答えできる範囲内で日程をお知らせしてまいりたいと存じます。

また、収集車への脱臭装置の取り付けにつきましては、以前に御質問をいただいた後、各都市の実施状況を調査いたしました。取り付けを義務づけているところがわずかであり、また、取り付け及び維持管理にも経費がかかることとございますので、業者に相談を持ちかけてまいりたいと存じます。

次に、民有地の空き地管理につきましては、御質問の趣旨でございますように、防火、防犯上からも好ましくない状態で放置されているところの苦情が市民の方から寄せられております。その都度、所有者等を調査の上、適正な対策を講じられるよう文書等をお願い申し上げておりますが、法律的に見ましても決定的な拘束力がなく、投資などを目的に遠方の方などが保有されている場所もあり、また、あくまでも所有されている方の自主性に任せている問題でもありますので、そのままの状態で放置されているところもあります。それらの個所の数は詳細に把握はできていませんが、市としても所有者にできるだけの対応をお願いしてまいりますとともに、適正な空き地の管理についての規定を設けている環境保全条例の趣旨のPRを行い、年2回程度の草刈りの実施について御協力をいただいてまいりたいと考えている次第でございます。

3点目のごみ処理対策についてでございますが、不燃性廃棄物のステーションは、市内で517カ所設置しております。新規に開発される場所にあつては、昭和56年から50戸以上の住宅建設を対象に不燃性廃棄物置き場設置要綱を設け、100戸ごとに1カ所、25㎡以上のものを確保しております。50戸以下の住宅建設の場合であっても要綱の趣旨を御説明申し上げ、これに準じて確保していただくよう御協力をお願い申し上げます。市の指導に基づいて建設された不燃性廃棄物置き場用地につきましては市が引き継ぎ、町会、自治会等の入居住民組織に



無償で貸し、維持管理は住民の方をお願いしております。

次に、生ごみの週3回収集のことにつきましては、高石市が夏季を中心に半年間、週3回実施しておるところでございますが、本市といたしましては、週2回収集で対処できているものと理解しております。また、委託料等の予算措置も必要でございますので、市民の皆さんにはむだなごみをつくらぬ工夫、ごみの減量化について御協力を呼びかけ、週2回収集の体制を続けてまいりたいと存じます。

また、新興住宅地内の戸別収集の件でございますが、住宅の建設につれ順次入居が進む中、入居当初はまだ建設中の住宅もあり、工事用車両の通行や道路上に資材が置かれていたり、また、道路も完成されていない等の事情もございまして、戸別収集が実施しにくい事情がございます。当面は、入居者に一定の収集場所まで持ち出していただき、円滑な作業ができますよう御協力をお願い申し上げます。住宅建設がおおむね完成し、スムーズな交通や作業が確保でき、道路も通り抜けができるような形態になれば、戸別収集を行うのに何ら支障がございませんので、路上駐車防止等について市民の皆さんにも御協力をお願い申し上げ、戸別収集を実施してまいりたいと存じます。また、既存の住宅地等で戸別収集ができるにもかかわらず実施していない地域がございましたら、至急調査の上対処してまいりたいと存じますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

以上、環境衛生問題についてお答えを申し上げます。よろしく御了承のほどをお願い申し上げます。

○ 5番（並河道雄君） まず、し尿問題についてお伺いいたします。

現行条例で月おおむね2回とありますが、これは現時点で全く守られていないという点を指摘しておきたい。遅くとも20日に1回となっておりますが、今回、し尿汲み取りについては、業者に対する助成金や市民負担も含めて大幅に値上げになりました。それに連動するといいますか、乗っかってというわけではございませんが、市民からの苦情がありましたので、一般質問で取り上げた次第でございます。

1点目の予定表が出ないということですが、これがちょっと納得がいかない。例えば天候や従業員の関係と言いますが、従業員の問題などは業者の責任であり、天候については、明日、雷が鳴るとか地震が起きるかもしれません。1世帯当たりの作業時間等は経営者としてわかると思うんです。生ごみ等も戸別収集しておりますが、増えてきたところはそれなりに対応し、月曜日と木曜日に収集しているんですから。し尿について予定表が出ないという点は納得がいかない。交通事情にしても、阪神高速をバキューム車で走って汲み取りに行くのではありません。地域、地域で汲み取り業者が決まっております。信太であれば、信太の範囲内だけの作業ですから、

予定表が出ない、出しにくいというのは納得いかんのです。

市に対しては、当然、管理しているのですから予定表を出してもらわなくてはなりません、大まかなものとおっしゃいましたが、どの程度の予定表が出ているのか。また、市に出しているんですから、せめて町会長ぐらいまでは出せないのかどうか。最終的には、生ごみや不燃焼物のように計画表を出していただけたら市民さんも非常に助かると思うんです。収集に来たとき、便器の種類によっていろいろ取る条件があり、留守できない場合があります。また、共稼ぎの世帯も増えておりますのでね。おおむね20日に1回を17日にするというが、汲み取り料金が上がった分の見返りと解釈しているんです。それなりに裏づけのあるものを出していただかないと困るわけですので、まず、その点の御答弁をお願いしたい。

それから、脱臭装置ですが、これについては以前の一般質問でも言いました。私も視察して来たんですが、その当時で30万円ぐらいかかるような感じでした。それから何年か経過しておりますので、現在、どの程度かかるかわかりませんが、業者側にも負担をさせるべきだと思うんです。市民側だけでなく、働く作業員の環境もよくなるわけですからね。一度に全部は無理としても、何台かモデル的なもので何台かに付けてやる気はないのかどうか。その対応についてお答え願いたいと思います。

それから、草刈の件でございますが、私が議会で言うているのは、他の議員さんもそうかもわかりませんが、以前から市民の生の苦情を聞いて質問しているわけです。私個人としても草刈を要望しました。その中で次長が言うように相手側がやるのが基本かもしれませんが、家や土地を買いながら、4～5年も放ったらかしのところがたくさんありまして問題点が多い。苦情が出て刈ってくれ、と言っても刈らないし、おカネも出さない。罰則規定も含め強制力のある条例みたいなものを設けて刈らせるようにすればどうか。年2回程度、と言いますが、年2回やってくれたら、そんなありがたいことはない。4～5年も放ったらかしのところがたくさんありますので、その点の御答弁をいただきたい。

不燃物の置き場については、私は勉強不足なんですけど、新しい開発が進んだら25㎡の場所を提供するように始動しているんですか、確認しておきます。

それから、生ゴミの件ですが、1年を通じてでなくても、高石市と同じ条件でいいんです。夏場に3日も4日も置いとくと悪臭を発して衛生上よくない。せめて夏場だけでも何とか週3回の収集ができないかということです。予算措置も必要なので今期は無理としても、補正でも研究してもらえるかどうか、御答弁をお願いしたい。

戸別収集につきましては、基本的なことをおっしゃってますが、新しく家が建ってきている地域でもなかなかできないんです。今後、実態を把握して戸別収集ができるよう行政指導をしてい

ただきたいと思しますので、再度の御答弁をお願いいたします。

- 市民生活部長（岸田秀仁君） 予定表をせめて町会長ぐらいまで公表できないか、という点ですが、やはり公表させていただきますと、いろんな不安定要素がございます。どういう不安定要素があるのかという問題ですが、ごみと違いまして、汲み取りの場合、1軒ずつ汲み取り口までホースを引っ張っていくまでに瓦や植木鉢などの障害物が置かれてありますとスムーズにいかず、非常に時間がかかることが多々あります。スムーズに作業が運べば、時間等から計算して一定の表はつくれるんですが、そういう問題がありますので市だけに日程表を提出していただき、もし市民からの問い合わせがありましたら、そのような予定の内容を説明申し上げておりますので、一応、行政だけの汲み取り表ということで御理解いただきたいと思います。

それから、17日に短縮いたしまして裏づけとしてさらに業者と話し合いをし、でき得るならば、それを16日、15日というような内容にしていくべく、今後も裏づけ調査もしてまいりたいと存じます。

それから、脱臭装置につきましては足しかに御指摘のとおり、1個付けるのに30万円強は要るように私どもも調査しております。一応、試験的に脱臭装置を付け得られるよう、業者と協議をしてみたいと思います。

それから、草刈り条例等の件ですが、大阪府下32市ある中でいろいろ調査をしております。罰則規定のある条例もありますが、運用面で非常に難儀をされているところもありますので、その辺についても十分研究をしてみたい、かように思います。

それから、不燃性ごみの置き場について指導しているのか、ということですが、昭和56年ごろから指導をまいっております。賃貸住宅についてのみ、まだはつきり市に移管するという点では不十分ではありますが、分譲住宅などにつきましては、25㎡以上の不燃性ごみの置き場の設置を義務づけておりますので、よろしく願いいたします。

それから、生ごみの週3回収集につきましては、私どもで御答弁させていただく限りでは、いま、週2回収集で市民の方々に理解してもらっておると思います。しかし、高石など週3回実施しておるところについて十分調査をした上、今後の課題ということでよろしく願いいたします。

それから、戸別収集ですが、申しわけございませんが、もしやられていない地域があれば、通り抜けできる道路があれば現地も見た上、戸別収集が可能であれば、行政指導を行って収集させるように努力していきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

- 5番（並河道雄君） 17日を15日に努力するという事です。いつまでやっても平行線ですが、予定表が出せないというのがどうもわからない。業者の社長が、自分ところの作業者が何台で作業員は何人、何トンぐらいの量を汲み取り、この軒数であれば何日ぐらいということがわ

からない経営者はおりませんわ。次長の答弁はどうも市民側に立った答弁でなく、業者側に立った答弁のように思います。また、17日を15日サイクルにできるように努力するという答弁でしたが、極端な話ですが、はたしてきっちり17日に1回収集に来るかな、とカレンダーにチェックしておいてもええなと思ってます。われわれもそこまでしておりませんが、何や知らんが、汲み取りに来る期間が長いな、という感じが現実なんです。今回、17日にするということですから、その点も指摘をしておきます。極力、15日のサイクルで収集するよう、予定表を出すように行政指導していただきたいと思います。

脱臭装置については、試験的にやるということですか。

- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 一応、業者と協議し、各業者に1台ぐらいせめて試験的に取り付けるよう指導してまいりたい。取り付けるというんじゃなく、取り付けるように指導してまいりたいということでございます。
- 5番（並河道雄君） おカネもかかりますが、業者もメリットがあつてやる気になれば結構なことやと思います。作業員にしても快適な環境で仕事ができるわけですし、市民側にしてみれば当然やってほしいんですよ。朝御飯を食べてるときも来ますからね、試験的にやってみてくれませんか。脱臭装置にしてもいろんな装置があるそうですが、30万円ぐらいしれてますよ。どうですか。
- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 努力したいと思います。
- 5番（並河道雄君） 草刈りについては、空き地について言いましたが、建物も多いんです。投機目的かどうかわかりませんが、シンナーを吸ったり不良の温床になったりしますので、それも含めて条例をつくる方向で検討していただきたいと思います。

生ごみについては絶対やってほして。次の6月議会で補正を出すぐらいの気持ちで市長とも相談していただきたい。市民が喜ぶますよ、夏場だけでも週3回来てくれたらね。

- 議長（田中昭一君） 次。
- 福祉課長（金谷宗守君） それでは、3点目の福祉対策について、福祉課金谷がお答え申し上げます。

まず、第1点目の生活保護の問題でございますが、生活保護費の支給方法として各市で行われておりますのは、本市のような直接払い方式と銀行口座等への振り込み方式の2つでございます。お隣の泉大津市などでは、振り込み方式をとっております。

そこで、この振り込み方式にできないか、との御質問でございますが、振り込み方式にはそれなりのメリットがございますが、現行の直接払い方式にも被保護者との接触という捨てがたいメリットもございます。保護費支払いの際にお話をしたり、お話をしなくても顔色やしぐさによつ

て、その人の健康状態やその他の生活状況の一端でも把握することができるわけでございます。ケースワーカーが毎月、すべての保護世帯を訪問するということは困難なことではございますので、ね少なくとも月に1回は、直接払い方式によってお顔を見てその健康状態を確認することができるというわけでございます。

このように各方式にそれぞれのメリットがございますので、従来からどちらの方法をとるかということについて、われわれも検討しておるところでございますが、現在のところ、従来の直接払い方式をとらせていただきたいと考えておりますので、御了解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、面接室の件でございますが、御指摘のように暗くて雑然としているということにつきまして、われわれといたしましても、かねてより改善の必要性を感じておたところでございます。折しも、庁舎の分室の設置によりまして事務室の改善が行なわれております。従来の福祉事務所長室がこれに伴って移転しますので、その移転によって生じた一定のスペースでもって面接室を拡張するとともに、仕切りもすっきりし、明るいものにする予定をいたしておりまして、近日中には完成の見込みでございます。

次に、緊急通報装置貸与制度についてお答え申し上げます。

従来から在宅老人及び身体障害者に対しまして日常生活用具給付等事業を行なっておりまして、特殊寝台、マットレスなどの給付あるいは福祉電話などの貸与を行なっておるところでございます。緊急通報装置貸与制度につきましては、日常生活用具貸与制度の1つとして実施するものでございます。目的とするところは、1人暮らし老人等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適正な対応を図り、もってその福祉の増進に資することでございます。

緊急通報装置の機能でございますが、本市が導入を考えておりますのは、緊急事態が発生、1人暮らし老人などが電話のところまでも行けないとき、胸に掛けたペンダントを押しますと、電話に併設した受信器がこれをキャッチ、自動的にダイヤルして受診センターに通報されます。この受診センターは、御老人の受信器に内蔵したスピーカー兼集音マイクで呼びかけ、あるいはそれを聞いて安否を確認いたしまして、異常事態が発生した恐れがあると認める場合、受診センターから現場に駆けつけるとともに、消防署あるいは医療機関等必要とされる関係機関に通報いたしまして協力を依頼するというものでございます。

なお、この受信センターにつきましては、以前の御質問の際、近所の人や親戚あるいは民政委員の方を予定している、と申し上げましたが、既に実施している各市の状況を聞きますと、それを受信した方が子供の場合には的確に対応できない、また、真違い発信が比較的多く受信協力者に迷惑がかりやすいということでございますので、警備会社に委託する方式をとりたいという

方向で考えております。

以上でございます。

- 5番（並河道雄君） 第1点目の保護費の件ですが、おなじ日に市役所で受け取っておりますので、たくさんの方が受け取りに来られています。そこでは、一般の市民さんも多く来られていますので、そこで顔を合わせて気まずい思いをしているということも含め、振り込み方式にできないかという御提言をさせていただきました。泉大津市に聞いてみたんですが、全世帯を回っているということはないと思うんですが、かなり頻繁に保護家庭を訪問しているようです。また、全部振り込み制でなく選択制をとっているので、直接払い方式の人もいるそうです。

確かに、直接払い方式で個人に会っているんなコミュニケーションを図って始動するということはいいことですが、日時が同じになるので十分な面接指導ができないのではないかと。おカネを渡したら、次の人が持っていますからね。振り込みが無理というんなら、受け取る日の設定を考えるとかしていただきたい。それに同じ地域の人が多いようにも思うんです。その辺の配慮ができないものか。基本的には、振り込みにしていただきたいと思いますので、検討していただきたいと思います。

それから、面接室については改善するということですが、ぜひいい面接室をつくっていただきたい。いまの部屋はカーテンで仕切っただけ、隣の声も聞こえます。中には、当然の権利だからと取りに来る人もおりますが、大半の人は、引け目を感じて来る人が多いのですから、面接室の環境そのものを改善していただきたい。いまの部屋では、警察の取り調べ室の方がまだええように思います。いま、改造中ということですが、市民課の方が広くなり、福祉課の方だけが狭いところへ押し込まれているように市民さんも感じますので、そういうことも含めまして早急に改善方をお願いしておきたいと思います。

そのから、ペンダントについてですが、事故防止も含め非常にありがたいことですのでしっかりPRしていただき、行政面で独居老人などに事故がないように、配慮を強化していただきたいと思います。

- 福祉課長（金谷宗守君） 日の設定を考えてはどうか。また、基本的には振り込み、ということですが、先ほど申し上げましたように、できる限り面接日を多くするということから、引き続いて現行の直接払い方式をとっていきたいと考えております。ただ、以前にも直接払い方式で現在の窓口の混雑等もありまして現行の場所ではどうか、というお話もございました。われわれどいたしましては、来月から市庁舎内でお支払いをしている旧和泉町全部のうち、伯太校区と池上校区の分については支払い場所を解放会館に移し、残りの分についてはこの役所で支払いますが、場所については職員会館の方でやりたい。場所的に離れておりますので、混雑も緩和されるとい

うことで考えておりますので、多少なりとも改善されると存じますので、よろしく願いいたします。

- 5番（並河道雄君） 福祉は、単に援助だけしたらええというものではありません。基本的には、自助自立への過程の手段ではないかと思えます。行政がそれを手助けしていくのが基本です。本当の弱者に対して手をさし伸べてあげることが大事です。保護費を余り出さないというのも問題なんです、以前も言いましたように、一たん、そういう過程に落ち込むとなかなか切りにくい。市民の通報で切っているケースもありますが、ケースワーカーが家庭を訪問すると大体わかるそうです。泉大津では、全部ではないようですが、かなり頻繁に回っているそうです。何回も訪問して自助自立の指導をして切る。また、その切るときが難しいと思えますが、そういう点も指摘しておきます。支払い場所も分散していくということです。いまは一緒くたになってまして、いろんな方に会われて気まずい思いをしている方もありますので、よろしく改善をお願いしておきます。

福祉については、以上で終りたいと思えます。

- 議長（田中昭一君） 次。

- 市長公室次長（鹿島賢昌君） 4番目の行政機構と職員管理についての第1の人事移動と2の職員研修につきまして、人事の鹿島からお答えいたします。

まず、1番目の人事移動でございます。人事移動につきましては、職務能率の向上のため適当な年限で職員を交代させ、組織に活力を与えることを前提に、1つは心機一転。2つ目には、職員の行政経験を豊かにすること。第3点目には適材適所。4つ目には綱紀の粛正、という4つの柱を持って臨んでいるところでございます。それらを柱に進めるわけでございますが、職場の長等からヒアリング等を参考に行ないまして、同一職場に長期滞在する職員を優先的に考えておりますものの、移動によって事務事業の円滑な執行に支障を来す等職場の事情もありますので、何年か経過すれば必ず移動がなされるという画一的な方式はとってございません。適宜に適材を適所に配置するよう熟慮いたしておるところでございます。

また、業者等に接する機会の多い部局につきましては、御指摘のとおり、在職年限が長期化とならないよう配慮すべきところであると考えております。今後とも先ほど申し上げました基本的な考え方に沿った人事移動を行ない、職員の能力を十分に発揮させ、市行政の発展に資するものでございますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

2つ目の職員研修の問題でございます。今日の地方行政を取り巻く社会経済情勢は、高齢化、情報化、国際化等によって著しく変貌しております。本市におきましても、行政環境の変化に伴いまして複雑、多様化する行政需要に的確に対応し、将来を見据えた行政を展開していかなければ

ばなりません。加えて、本市財政等を勘案するならば安易に職員を増員できないことから、住民の信託にこたえる能率的な行政の運営を進めていくためには、職員1人1人の資質と職務遂行能力を高め、組織の活性化を図ってまいることが必要であろうと存じております。

このような観点に立って職員の資質を高めるために毎年度、研修計画を策定し、実行しております。その研修内容でございますが、職員研修の体系として大別いたしまして、一般研修、特別研修、派遣研修に分けて実施しているものでございます。一般研修につきましては、階層別に、初級、中堅、係長、管理職等、それぞれ職務遂行に必要な法律解釈、能力開発、指導者養成等を行い、特別研修としては、市政を取り巻く課題や各職場での必要な知識、技能の取得等のための専門研修あるいは人権研修を中心に行っているところでございます。さらに、派遣研修といたしまして、国内外へ職務遂行上必要な知識、人材養成のために行っているものでございます。今後とも人事管理上の総合的な研修の一層の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○ 議長（田中昭一君） 次。

○ 市長公室理事（稲田順三君） 3点目の諮問機関につきまして、稲田よりお答え申し上げたいと存じます。

諮問機関、付属機関につきましては、法律または条例により設置されているものが現在、25機関あるわけでありまして、これらの機関には、法律で設置されている組織が3、条例で設置されている組織が22でございます。条例で設置されております組織には、例えば財産評価審査委員会のように任期が決められ定期的に、また、公務災害認定委員会のように、事故等の発生があったときに開催されるものがございます。よって、先生が御指摘のとおり、ここ3年間開催されておられないものもございまして、一概に統合廃止が難しいものもございまして、今後、先生の御指摘を踏まえまして検討してまいりたいと考える次第でございます。

なお、資料等の提出につきましては議員さんとも御相談申し上げ、対応したまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 5番（並河道雄君） 人事移動について再質問をさせていただきます。

大阪府等では、一応、3年から5年のめどがあると聞いております。画一的にはできない、という御答弁は当然です。5年たったから動かすんだということは絶対できませんからね。例えば税務署や警察などでは2年たてば人事移動をするなど、職場の内容によって癒着とかの問題も含めてと思うんです。その意味で人事管理は、どこの民間会社でも、あるいは役所でも一番大事なことです。画一的でないというのは当たり前の答弁なんです。いろんなことを考えて職員の能力を高め、効率的な行政をしていくと答弁されましたが、10年も15年も同じ職場にいる人



もあれば、1年か2年で変える職場もあります。いろいろあると思いますが、どのように考えているのかと思って御質問申し上げました。

また、1つ具体的にお聞きしますが、業者関係の職場では配慮しているということですが、どのように実行しているのか。また、最高に長い人はどれぐらいいるのか、お答え願いたい。どちらかと言うと年功序列的な人事になっておりますので、失礼な話ですが、能力の伴わない管理職もできてきてしょうがないと思います。職場を見ても、私が新人で出てきたときは課長以上が全部入っていたが、いまは入れへん。それぐらい管理職も増えてきておりますし、高齢化が進んできているのかどうかわかりませんがね。さらに、人件費が増大して財政の硬直化に拍車をかけているようにも思いますので、人事管理をちゃんとやってほしいと思います。

研修についても、どういう講師を呼び、どれぐらいの開催日数で参加人員はどうであったか、という具体的な答弁をいただきたい。どこかの行政機関の本をそのまま写してきたような抽象的なことでなく、うちはこのように職員研修をしているんだ、よそとはこういうふうに違うんだ、という答弁をほしかったので、再答弁を願います。

- 市長公室次長（鹿島賢昌君） 先生のお説では、大阪府などでは3年から5年をめどにやっている。税務署などでは2年ということが必要という御意見でございますが、私自信もそのようなことが必要ではなからうかと考えているところでございます。それから、業者関係でございますが、府のポスト等の個々具体的な資料は持っておりませんが、大体10年以内ぐらいで変わっていくものと思っております。

人事管理の大切さについて御指摘を受けているわけでございますが、当然だと思っております。将来に向かって職場を活性化していく意味合いにおきましては、ヒアリング等の結果もごさいますけれども、できるだけ目安になる年限等を基本に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

2点目の研修の件ですが、もうちょっと具体的な回答がほしかった、ということです。私も議場へ出席するまでに62年度職員研修実施状況という資料を持って来ておりますので、その一部を御紹介したいと思います。

先ほど申し上げましたように、一般研修、特別研修、専門研修に分かれ、さらに、大阪府への派遣研修等について説明申し上げます。昨年の一般研修では、新規職員に対する庁内講義ですが、6日間の研修行っております。それから、泉北3市の講演会への参加、これは課長級以上で50～60名参加しております。それから、都市経営について、これも課長級以上の職員79名が参加。また、職場におけるリーダーシップについては、課長補佐級以上で約150名が参加。講演会では、「今後の和泉市の町づくり」ということで課長級、課長補佐級100名程度がそれ

それ参加しております。泉北3市の講演会で「スポーツに学ぶ、管理職の心構え」ということで課長級以上116名が参加しております。

以上、一般研修の内容を披露させていただきました。

それから、大阪府の職員研修所主催の研修に派遣しているのが、昨年で6回ほど行っております。その例を申し上げますと、専門研修で民法の研修が1日3時間、8日間ですが、限られた人数ですが、6回ほど派遣しております。それから、府内への特別研修ということで申し上げた事例では、各所管で参加させておりますが、人数は1～2名という状況でございます。今後とも研修を充実させていきたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

- 5番（並河道雄君） 具体的にお聞きいたしますが、うちの職員さんで例えば議案や条例作成ができる能力の人はどの辺の長になるんですか。
- 市長公室次長（鹿島賢昌君） 昭和63年度で初めて法制実務の研修を行ってございます。人事課といたしましては、5年から10年ぐらいの職員から係長級以上になれば、法制実務の勉強を一生懸命にやれば、必ずや条例のシステムを勉強できると考えております。
- 議長（田中昭一君） 次。
- 建設部次長（谷 俊雄君） 5点目の道路舗装と管理体制につきまして、道路課谷よりお答え申し上げます。

まず、第1点目の私道の管理ですが、市内には私道が相当量ございます。都市開発に伴い新設したもの、あるいは里道を拡張したものなどでございますが、こうした道路の舗装につきましては、現在、市道の認定基準は、第1点として有効幅員が4m以上、2点目としては、公道から公道に接続できる、または接続可能な道路。3点目には、既存道路所有権移転登記が完了したもの。4つ目には、開発指導要綱により新設された道路。5つ目には、市民の日常生活に寄与する道路……、という基準がございます。こうした基準に適合する道路につきましては、順次、市が引き取って市道に認定していきたいと考えておるわけでございます。

なお、住宅開発に伴って築造された道路で一定の条件を備えたものにつきましては、引き取るべく検討を進めておるところでございます。

2点目の舗装工事の保証はどうなっているか、ということでございますが、通常、市が行っておる土木工事につきましては、市が引き渡しを受けた日から道路工作物等の新設の場合は、2年以内にと規定してございます。また、舗装工事につきましては、本来、設計基準どおり予算で行ったものにつきましてはそれに該当しますが、単なるオーバーホールとかについては、2年以内というのが実態でございます。

3点目の市道上の事故対策のための強化についてでございます。御指摘のとおり、本会議にお

きまして過去、道路上における事故等について専決処分を報告を行っておりますが、事故の未然防止に全力を挙げるよう御指摘を賜ってまいっております。したがって、パトロール体制の強化を図るべく平成元年度より非常勤嘱託員2名を配置、新年度予算に計上させていただいております。

なお、具体的な実施方法につきましては検討中でございます。

以上でございます。

- 5番(並河道雄君) 先ほども言いましたように、近隣の市と比較しておりませんが、市道の舗装率が100%に近い状態ですが、残っているのは、列島改造以来未舗装で残されている私道なんです。現在は、開発私道も含めてほとんど舗装されております。一度には無理だと思いますが、今後、できるような方向で検討していきたい、という答弁ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、パトロールについてはいろいろ議会でも意見が出ておりますが、新年度予算で2名の非常勤嘱託員と、車も1台張り付けてパトロール体制を強化するというところでございますので、よろしくお願ひしておきます。過去1年間でも、2、3件の頭骨骨折とか溝へはまり込んだとかの人身事故の保証問題を含め事故が発生し、議会にも出てきましたので、人命尊重の上からも早急な対応をしていただきたいと思いますので、ぜひお願ひしたいと思ひます。

以上で終ります。

- 議長(田中昭一君) 次に、23番・原 重樹君。

(23番・原 重樹君登壇)

- 23番(原 重樹君) 23番・原でございます。私の一般質問は、市政運営方針についてであります。非常に範囲も広いので、的確な答弁をお願ひしたいと思ひます。

まず第1番目は、財政問題についてです。その1つとして消費税問題についてですが、先ほど、並河議員も触れましたので詳しくは言いませんが、いま、消費税が国民生活を圧迫するということが一層鮮明になっております。さらに、欠陥だらけというこの悪税実施に伴いまして、業者の間でもまさに混乱をする深刻な状態になっていることは言うまでもありません。

さらに、地方自治体の財政にとっても大変な犠牲をもたらすことも、先ほどの答弁等でも明らかであります。しかも重要なことは、このように地方自治体というのは直接の被害を受けると同時に、住民に対しまして犠牲を押し付ける加害者の役割も果たそうとしているのが、この消費税の中身であります。もともとこの消費税は、圧倒的多数の国民の反対の中、異常とも言える国会運営の中で強行採決されたものであり、こうした経過あるいはいまの状況を考えれば、消費税は

既に廃止するしかないというのが、私どもの基本的な考え方であります。

来年度予算編成に当たり多くの自治体で消費税上乗せを見送り、政府と自治体の矛盾が激化しているのも事実であります。こうした状況の中、いま、本市でも消費税そのものの廃止を政府に迫っていくと同時に、住民転嫁をしないということが非常に重要になっております。市政運営方針によりますと、一般会計においては慎重に検討、熟慮するということで直接住民転嫁を避けておりますけれども、水道、病院会計は、市民に御負担させるということであります。

そこで、並河議員との重複を避けまして次の質問をさせていただきます。

まず、数字の問題であります。一般会計の歳出に与える影響額はいかほどなのか、明らかにしていただきたい。歳入につきましては、先ほどの答弁で出てまいりましたので結構です。次に、特別会計ではどうなるのか、まとめて結構です。よろしくお願いいたします。

次に、水道会計でございますが、先ほどの並河議員の質問に答えまして、この消費税を導入し、そのまま水道会計が持つということになれば巨額な負担になるということでしたが、この巨額な負担というのは幾らになるのか。あるいはまた、給水に係る市民負担分は幾らなのか。さらに、府営水道との関係では、当然、減になってくると思いますが、どの程度になるのか。納めるべき消費税額は幾らになるのか。それぞれ数字で明らかにしていただきたいと思っております。

病院会計につきましても、先ほどの答弁で出ましたので結構でございます。

数字の問題は以上ですが、この消費税全体を通じまして、水道、病院、一般会計について、消費税分を一方で市民負担させ、一方では見送るというちぐはぐな対応をしております。水道、病院が市民負担をさせるというのは、先ほどの答弁でも赤字基調あるいは企業努力も限界がある、という理由をおっしゃっておりました。しかし、この理由からいたしますと、それならば一般会計は余裕があるから見送ったのか、ということにもなります。しかし、一般会計の理由は、不明確な点が多いので見送った、ということでもあります。その辺が実に一貫性がなく、よくわからない理由を示しております。そこで、和泉市政全体を通じこの消費税を市民負担をさせたところ、させないところがあるという辺をどこで線を引き、どういう判断をした上でいまの形になったのか、もう一度明確な理由をお聞かせ願いたいと思っております。

次に、2番目の補助金カット問題についてですが、カットされる以前、つまり昭和59年度に比べ、経常経費や投資的経費がどの程度カットされているかという問題につきましても、いままでから聞いています。来年度は恒久化されたもの、あるいは延長されるものもありませんが、どの程度になるのか、数字でお答え願いたいと思っております。

3番目に、同和関連予算についてです。これもいつも聞いておりますが、予算全体に占める割合と額、財源内訳につきまして、数字で明らかにしていただきたいと思っております。

2番目に、公害問題についてですが、特に大気汚染問題について質問させていただきます。市政運営方針でも自動車による大気汚染について取り上げておられます。大阪府下的に見ましても、この10年間で最悪というのが、いまの大気汚染の状況であります。本市では、幸小学校、石尾中学校あるいは府の指定による国府小学校で観測を続けておりますが、この自動車の大気汚染という重大な移動発生源に対しまして、この観測体制で本当にいいのかどうか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。今後の道路問題等も考えると、まさに充実する必要があると思いますが、その点はいかがお考えなのか、お答えを願います。

2つ目に、工場等の大型発生源につきましては減少している、ということで市政方針では述べられております。そこで、1点お伺いしておきたいんですが、いつも地元で議論になってまいります泉北環境の焼却場に関する問題であります。これもいわゆる固定化された大型発生源の1つであるわけですが、そのものは別といたしましても、周辺に対する観測はどうしているのか、お答え願います。

次に、公害問題の3つ目として、将来の公害問題ということで問題になってきました近畿自動車道に関する問題についてです。いままでからも意見を申し上げてきましたが、昨年暮れからの道路公団による住民無視の強制着工に入ったり、その後、住民側と市との話し合いが続いていると聞いておりますが、その辺の進捗状況等今後の見通しについてもお答え願います。

次に、3番目の国保会計については、数年にわたる国の医療保険制度の改悪のため、本市はもちろんのこと、全国的に国保財政は大変厳しくなっており、その結果といたしまして、市民に対して国保料金の大幅引き上げなどの負担増あるいは医療費の切り捨てがされており、全国的に見れば、自殺者まで出すほどになっております。本市でも61年、62年の大幅な保険料金の値上げをしてきたところでもあります。ところで市政方針によりますと、来年度予算は保険の料率改定を行うことなく、と述べられておりますけれども、同時に医療費の適正化等内部努力をする、というふうにも言われております。まさにこれを裏づけるように、いままで上昇を続けてきた医療費が、来年度予算では大幅に減るという予算編成をしております。

そこで、次の質問をさせていただきます。

まず、1つ目は、市政方針にあります医療費の適正化は、どのような方法をもってやろうとしているのか、お答え願います。

2つ目に、63年度当初予算に比べ保険給付費が非常に減っているが、その理由は何か、お答え願いたいと思います。

次に、大きな4番目として同和事業についてですが、同和事業につきましては、いままでからも市政の根幹にかかわる問題として議会でも取り上げ、意見を申し上げてきたところであります。

市長は、市政方針で時限立法もあと3年であり、ハード面は一定の成果を見たが、心理的差別の解消はまだ不十分である、という趣旨を述べられております。いままでから幾度となく申し上げてまいりましたが、基本的には、いまの時限立法が成立するとき、意見具申や啓発指針等で示されましたが、その内容を本当に積極的に活用し、いまの本市の同和事業を見直し、何よりも運動団体の言いなりでなく、行政が主体性を持って同和事業に当たることが重要である点を改めて強調しておきたいと思います。

そこで1番目に、支部助成金についてですが、これは市長の部落解放同盟べったりという政治姿勢を象徴するかのようなものであったわけであります。裁判でも否定をされているということで、共産党議員団は長年、この部落解放同盟の支部助成金2,500万円を廃止すべきであるというところで主張をしております。今回、市政方針では何ら触れられておりませんが、予算書を見ますと、2,500万円が1,000万円減らされて1,500万円になっております。その分を地区協への助成金に積んだという形になっております。

そこで、質問をいたしますが、まず1つ目は、なぜこのようにしたのか、なぜこういう措置をとったのか、明確な理由を答弁願いたいと思います。

2つ目には、同時にこの支部助成金を廃止していく方向なのか、今後の方向についても明らかにしていただきたいと思います。

2つ目には、地区協の問題です。これにつきましては、62年度の決算委員会で、私も決算委員でしたのでそのときに示しました地区協ニュース第8号についてです。このときお約束もいただきましたけれども、その後、地区協と話し合いをしたのかどうか、どのように対処しているのか、お聞かせを願いたいと思います。

以上ですが、再質問の権利を留保して終わります。

- 議長（田中昭一君） 1番目から理事者答弁。
- 財政課長（阪 豊光君） 第1点目の財政問題の消費税問題について、財政課より御答弁をさせていただきます。

まず、一般会計に占める歳出の影響額でございますが、これはあくまでも課税売り上げ、課税対象の理論数値の影響額ということで御理解を願いたいと思います。一般会計についての理論数値といたしましては、1億5,234万5,000円でございます。国保、老健、公共下水の特別3会計の影響額は、歳出が2,655万9,000円。歳入につきましては、特別会計の公共下水道ですが、246万4,000円の影響額と見ております。

なお、消費税実施の転嫁と見送りの線はいかがか、という御質問でございますが、先ほど、並河議員さんに御答弁をさせていただきました内容のとおりでございます。端的に課税客体が明確

であり納税義務が発生する、経常的収支が赤字基調であるというところから消費税を転嫁させていただいたわけでございます。しかしながら、消費税そのものについては、あくまでも全体的に地方公共団体についても課税対象になっているという点については御理解を願いたいと思います。

第2点目の補助金カット問題ですが、平成元年度で前回の暫定措置の期間が終了いたしました。したがって、本年度から御質問の削減と申しますと、投資的経費が今後2カ年間、暫定的に残ったという点でございます。これは最近の経済情勢の中で、事業量の拡大要請もございませぬ点からの2カ年間の暫定措置ということでございます。したがって、削減の影響額といたしましては、一般、特別合わせまして1億8,908万8,000円でございます。

なお、本年度から経常的な経費については、恒久措置ということになりました。その恒久措置の考え方でございますけれども、その分担等について種々検討してきたところでございますが、補助率の一部を本年度から見直す、これは生活保護等でございます。その他の項目につきましては、国のたばこ税の交付税の対象税目という形で、地方の財源負担を負担しながら、原則的には恒久財源の措置と恒久化を図ったというところでございます。したがって、恒久化の影響額といたしましては、2億7,134万9,000円でございます。

続きまして、同和関連予算でございますが、一般会計総額321億2,500万円のうち同和経費の総額が71億631万6,000円、22.1%でございます。特定財源といたしましては、国庫補助金11億6,175万4,000円、府補助金等で9億3,626万2,000円、地方債10億5,738万4,000円、その他の財源といたしまして1億936万4,000円、一般財源38億4,155万2,000円でございます。

以上で財政問題を終わります。

- 議長（田中昭一君） 次。
- 水道部理事（岩井益一君） それでは、水道会計における消費税に関連して5点ほど御質問をいただきましたので、私の方から御答弁をさせていただきます。順序は不同となりますが、御了承を賜りたいと思います。

まず、第1点目でございますが、肩替わり相当額につきましては、端的に収益的収支、資本勘定を含めての影響総額でとらえますと約6,500万円でございます。このうち水道料金収入分に係るのは5,300万円でございます。納付予定額は、2,800万円ということでございます。

それから、巨額な損失になるという点につきましては、平成元年度末における累積損失見込み額は、先ほど申し上げましたとおり1億5,000万円でございます。これに約6,500万円が上乘せされますと、2億1,500万円になるわけでございます。厳密には、収益的収支と資本収支を分けなければなりません。それでも収益収支勘定で約10%ぐらいの影響額となり、経営上

非常に深刻になるわけでございます。

次に、府営水との関連でございますが、府営水道料金の取り扱いにつきましては、府では、現行料金の範囲内で消費税転嫁を明確にするため、現行料金に100分の103を乗じて得た額、つまり1トン当たり57円20銭を55円54銭に引き下げ、これに消費税上乗せ分を肩替わりするというところでございます。額につきましては、一応、値下げ分が1,570万円でございます。ただし、その分だけ課税額が減ってまいりますので、40万円ほど納税予定額が減り、実質1,520万円ぐらいがこれによって引き下げ効果が出てくるということでございます。

- 23番(原 重樹君) 1つは、私が申し上げましたのは、先ほどの並河議員に対する答弁でもありましたが、実際には非常にちぐはぐになってます。はっきりしているものについては転嫁させたとおっしゃいましたが、それでは、一般会計については、全部が全部不明確かとなると問題になりますが、その理由そのものが非常に不明確だと思います。あえて聞きませんでした、水道の方は6月実施、病院の方は、条例改正案を見れば4月実施、一般会計は見送りとなっております。し尿の値上げ問題はありますが、これは消費税とは違うとおっしゃっておられました。これは消費税分3%といっても、何もおカネに色が付いているわけではないのでわかりませんが、見送りという対応をしております。企業会計2会計を見ても非常にばらつきがあるんです。

しかも、病院の方は640万円ということ。水道の方は、いままでの分を含めると巨額となるかもわかりませんが、それぐらいたったらどうなんや、となります。ましてや、水道は府営水が値下げして3%を吸収するという、表現はいろいろありますが、そういう対応をしているんです。その差額1,520万円出てくるわけです。府営水道がそういう対応をしているにもかかわらず、和泉市の水道会計は一早く消費税の転嫁を決め、市民負担を決定しているという実態があります。全体を通じて本当にどうしたのか、というところがよくわからない。水道は水道、病院は病院、一般会計は一般と勝手にやったのか、そうではないと思うんですが、全体の線の引き方がわからない。その辺についてはどうしたのか、お聞かせ願いたい。まさにばらばらなんです。

- 市長(池田忠雄君) 先ほど、消費税についての並河議員さん、いままた原議員さんからお尋ねをいただきました。統一性の問題が問われていると思いますので、トップである私からお答えを申し上げたいと存じます。

市政方針でも触れさせていただいたところでございますが、御案内のとおり、平成元年度予算の編成は、本市の場合、1月から2月初旬にかけて行っておるわけでございます。それらの中で昨年12月の国会におきまして、税革関連6法案と消費税法案の可決と相まって4月1日から実施ということで、地方自治体にも指示が流れてきつつあった時期でございます。ただ、ここで端的に申し上げまして、一般会計予算編成の過程において、いろんな資料の提出を求めたわけです。



が、その時点では、明確でなかったのは事実であります。

私は、予算編成権を持つ長といたしまして、少なくとも御提案をする以上は、明確なものを編成して議会に御審議をいただくのが長と議会との建前ではないか、このように考えております。その意味から不明確な点があるにもかかわらず、幾ら法律だからといってそのまま盛り込むのは、議会に対する信義上いかがかという点が第1点にありました。不明確な点があるにもかかわらず、国に従わざるを得ませんが、すべて条例を改正して消費税3%を見込んで予算編成をするのはいかがかということで、これは見送らせていただかざるを得ないという最終判断をさせていただいたわけでございます。

その意味合いで一般会計の歳入面については、もっと明確になる時期があろう、あるいは消費税が定着する時期があろうことをにらみながら今後に対応しようというのが、地方自治体としての基本的な姿勢として持ったわけであります。ただ、歳出につきましては、いろんなことを問わず、法律が施行されますので、市役所に物品を納入する業者あるいは請負契約を結ぶ業者には納税義務があるわけですので、市役所がそのまま見送って適当に払っつけ、というわけにはまいりません。市民生活の原点を考えれば、若干は盛り込まないと市民に迷惑をかけることとなりますので、一応、見込ませていただいたものでございます。歳入面では、条例改正や住宅家賃などいろいろありますが、不明確なまま出すのはどうかということから見送らせていただいた次第でございます。

それから、企業会計につきましては、不明確な点はございませんでした。水道につきましても府のようにしたらどうか、という御批判はありますが、御案内のとおり、両会計とも赤字であります。本市の水道料金は10年間据え置いてまいりましたが、もう少し歯を食いしばって現行料金体系でいけ、ということで管理者とも話し合いをしております。両会計とも転嫁をせずにかぶっていくとなりますと、赤字が大きくなるという点がございました。明確であるという点と、財政基盤が赤字ということであるわけでございます。水道にしても赤字が大きくなれば、即座に料金改定をお願いしなければならないという基本的な話になってまいります。そういうことは避けたいということで、企業会計については、転嫁をお願い申し上げたという点でございます。ただ、実施時期については、混乱があってはならないということから一定の猶予を持たせていただいたのは事実でございます。

病院会計につきましては、全部にかかるわけではございません。病気ではないという意味からの証明書とか入院の室料差額だけの問題でございます。わずかなものだから見送ったかどうか、という御意見もありますが、御案内のとおり、市立病院は、地域医療の中核をなす病院でございます。法の4月1日実施で他の民間病院や医師会は、すべて法に従って消費税に対応しているの

が事実らしいでございます中、市民病院だけが見送るということになりますと、水道と違って地域の民間病院とのからみが生じてまいります。その意味で実施時期も4月1日にさせていただいたわけでございます。

一見、ばらつきがあるようでございますが、法律でございますので自治体は従わざるを得ませんが、不明確なままで発車するわけにはいかないというのが基本姿勢でございます。同じ和泉市の行政の一体性からそれぞれの対応が違うという点については、以上申し上げました基本的な理由があるということとして、何ら他意はございません。よろしく御理解を相賜りますようお願いを申し上げます。

- 23番(原 重樹君) いまの答弁を聞きますと、いちいちやらなければいけない点が多々あります。明確な企業会計はやったということですが、その言葉だけでいけば、府営水道は明確なものになぜああいう措置をとったのか、あるいは府下的にも見送っているところがたくさんあります。逆に一般会計にしても、全国的にはすべて不明確だからと盛り込んでないかといえば、そうじゃない。府の予算でも盛り込んでいるものがあります。その辺については、財政問題もありますが、消費税そのものに対する政治姿勢が問われている問題だと思います。一方でかけ、他方では見送るという理由を付けて済む問題ではないと思います。水道、病院会計は市民負担をさせるべきではないと思います。そして、この消費税そのものの欠陥性も問われておりますし、そういう時期からすれば、いま、そのことが非常に重要なんだということをぜひともわかっていたきたいし、主張もしておきたいと思います。

後の問題は数字等ですので、予算委員会もありますので、この件は置いときます。

補助金カットの問題ですが、これは一般会計だけですか。

- 財政課長(阪 豊光君) 特別会計も含んでおります。
- 23番(原 重樹君) 屋前ですので、特別会計も含んでいるということで聞いておきます。これも数字ですので、細部については、また後で聞くこともできますので、そういうふう聞いておきます。

同和関連にしても数字ですので、これも聞いておきたいと思います。

まずは一応、終わっておきます。

- 議長(田中昭一君) 原議員さんの一般質問の途中でございますが、ここでお昼のため暫時休憩いたします。

(午後零時02分休憩)

(午後1時00分再開)

- 議長（田中昭一君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

続いて、原議員さんの質問に対し答弁を願います。

- 産業部次長（赤田壽信君） 交通公害課赤田より御答弁申し上げます。

大気汚染につきましては、依然、自動車が道路に溢れている現在、石尾中学校と幸小学校の市の固定観測局に加えまして、国府小学校にあります大阪府の観測局におきまして、大気汚染の常時観測を行っているところでありますが、これら固定局で観測できない他の地域におきましては、バッジ式によりましてカバーしております。バッジ式と申しますのは、小学生等がよく胸に付けておりますバッジの中にノシのようなものが入っております、それを2週間つるし、窒素酸化物を測定するものでございます。この方法によりまして、市内14カ所において観測を行っているものでございます。また、固定発生源につきましては、大阪府の大気課と協力いたしまして、燃料及び燃焼施設の管理について指導をいたしております。

泉北環境につきましては、独自で観測を行っておると聞いてございます。また、府の立ち入り検査も年に数回行われております中、特にいまのところ異常はないと聞いております。市といたしましては、周辺環境を調査しなければならなくなりましたときは、大阪府と協議、協力を得まして対処していきたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

- 議長（田中昭一君） 次。

- 都市整備部次長（三井義秋君） 2番目の公害問題の3点目の近畿自動車道建設に係る地元対応の状況でございますが、北池田地域を通過いたします近畿自動車道紀勢線及び泉州山手線の建設に伴います公害問題につきまして、地元室堂町、チェリータウン自治会、池田下町のファミリープラザマンション自治会で組織する北池田公害対策協議会との協議の経過につきましては、昨年12月5日、日本道路公団が文化財の調査のため現地に準備作業に着手いたしましたところ、地元住民とのトラブルがあつて以来、精力的に協議を重ねてまいりましたが、地元提案のトンネル案につきましては技術的にも困難であるとの理解の中、高架道路に対する条件が地元より提示されました。その要望に基づきまして、市長の一定の基本的な考えを地元対応者に示しましたところ、基本的な了解を得ました。

その基本的な事項に従って和泉市と地元協議会の確認を行うべく、確認書案の提示をし、確認内容について協議を行い、もって3月3日に調印するべく日程調整を行いましたが、3月1日、急遽、地元より確認書案の修正案が出され、3月3日に役員と協議をいたしました。現在のところ、意見の一致には至っておりません。今後、引き続きまして、調停役として精力的に話し合いを進めてまいりたく存じますので、よろしくお願いをいたします。

- 議長（田中昭一君） 次。

- 保険年金課長（長岡敏晃君） 3点目の国保会計につきまして、保険年金課長長岡よりお答え申し上げます。

まず、第1点目の医療費の適正化をどのようにしようとしているのか、という御質問でございますが、保険者で対応できるのは、レセプトの点検と医療費通知でございます。まず、レセプトの点検といたしましては、資格審査、傷病原因の調査、重複請求あるいはまたレセプトの内容の点検でございます。平成元年度においても、引き続き強化実施していきたいと考えているものでございます。また、医療費通知につきましては、昭和63年度は年3回実施いたしました、平成元年度におきましては、年4回を予定しているものでございます。

続きまして、療養給付費約3億1,500余万円の減額の理由でございますが、まず、一般被保険者の療養給付費では、被保険者数が約3%減る見込みに加えまして、1人当たりの費用額が2.4%下がる見込みで予算計上をさせていただきましたことから約1億5,600万円。また、退職被保険者等の療養給付費では、被保険者数が5.8%増える見込みでございますが、1人当たりの費用額が21.4%減となる見込みから、約1億6,400万円それぞれ減少となるものでございます。

以上でございます。

- 議長（田中昭一君） 次、4点目の答弁。  
○ 同和対策部長（堀 宏行君） 4点目の同和事業についての御質問に対しまして、私からお答えさせていただきます。

まず、支部助成金について平成元年度予算での1,000万円の減額の理由、なぜこのような措置をしたのか、今後の方向はどうか、ということでございます。解放同盟和泉支部への助成金は、同和対策事業実施当初から団体の事業目的が、身分的差別と階級的差別のために置かれた劣悪な生活状態から部落民衆を完全に解放するというところでございましたので、同和問題の根本的解決を目標とする市同和行政につきましては必要な団体として、これまで助成を行ってまいりました。その結果といたしまして、環境改善整備事業を初め同和対策事業の実施に効果を上げてまいりました。

しかしながら、実態的差別の1つであります生活環境の改善対策、いわゆる環境改善整備事業実施のよりどころでございます地対財特法の残期限が3年余となる今日的視野に立ちまして、地域全体の将来を考える場合、地区内のほとんどの団体の参加をいただき、地区住民の総意を代表するものとしての地区協議会の強化充実が急務でございます。このようなことを勸案いたしまして、今回、支部助成金の一部を減額し、地区協議会の助成金を増額いたしたく考えているものでございます。

なお、今後の方向でございますが、いま申し上げましたように、平成元年度予算では1,000万円の減額でございますが、明年度以降の市の姿勢といたしましては、同方向で考えているということで御理解を願いたいと思います。

次に、地区協問題についてでございますが、1月31日の決算委員会で御指摘がございました地区協ニュース第8号につきましては、翌日、地区協に参りまして私から内容御指摘の点についてお話をし、かつ地区協から原課でございます福祉事務所の方に内容の連絡があったということ聞いてございます。

以上でございます。

- 23番(原 重樹君) まず、公害問題からいきたいんです。いまの答弁では、市政方針に書かれておりますが、バッジ式等も含めやっていくんだ、ということだろうと思うんですが、私が申し上げたかったのは、それで今後の道路体制を含め網羅できるのかどうか、もっと充実をすべきではないかというものです。そこで先に1つ聞いておきたいのは、バッジ式で14カ所、2週間やるということなんですが、これは将来にわたってやるんですか。

- 産業部次長(赤田信信君) お答えいたします。

これは毎年、引き続いてやっていくつもりでございます。

- 23番(原 重樹君) それは結構です。

もう1つお伺いしておきたいんですが、いままで幸小学校あるいは石中、府の国府小学校というのは観測を続けてきましたし、また、これからも続けていかななくてはデータの比較ができない。バッジ式でも同じことが言えると思いますので、続けてやってもらいたいんです。そこで、過去を調べましたら「和泉の環境」という冊子が出された58年ごろは、既に国府、幸、石中の3カ所という形になってますが、57年はどうかと調べますと、その3カ所に加えて信太中学校が入っているんです。つまり減らしてるんです。あるいは移動観測車による観測点として石中、槇尾中、鶴山台南あるいはもっと言えば、これは固定した1つのものをはかっているんですが、信太農協、山荘配水場、北池田農協などでもやっておりました。その辺をいまだどうしているのかということです。この冊子には出ていませんが、過去、幸、石中、国府以外の過去、やめてきたところは、実際には、こういう冊子には出してないが、はかっているということなのか、この点についてはいかがですか。

- 産業部次長(赤田信信君) 先ほど申し上げましたのは3局は固定式でございますが、先生が御指摘された地点は固定式でなく、移動式、例えばバッジ式のようなものでやってまいりました。現在、その場所では行っておりませんが、バッジ式でその周辺を一定の間隔でカバーしているのが現状でございます。

○ 23番(原 重樹君) いままで移動バスではかってきたデータが、今度は場所を変えてバッジ式であろうが何であろうがはかって、本当に生かされるのかどうか。公害観測のデータは、長年の同じ場所の動きが必要になると思うんですが、その意味では、その辺をどうするのかということが問われてくると思うんです。今回、バッジ式でやるかどうかは別として、例えば信太中の近くをはかって、過去のデータとは違うと思うんです。比べようがなくなってしまう。その辺を含めて同一の場所でやっていく必要があると思います。この冊子が出された以前の55年、57年当時よりは、実際に観測体制は落ちているんです。その意味で元に戻すというか、充実させていく必要があると思います。

先ほど聞いた泉北環境の問題にしても同じことです。今回、炉を建て替えるということである問題が起こり、住民の方々からもいろいろ出ております。それはそれとして、例えば泉北環境議会等で公害問題で資料を要求しても、57年に2週間ほどやった資料が出るそうです。それしか出ないところに問題があると思うんです。57年というのは、先ほど例を出しましたように、和泉市でもそのあたりをいろいろやっていた当時です。それをいまはしていないという実態なんです。だから、その辺の充実を求められているわけです。

いま、大阪府下においても過去、10年間で最悪というデータになっております。そのため大阪市などでは、電気自動車を含め対応していると聞きます。現在、和泉市の状況あるいは観測点、観測体制を見ましても、市政方針に書いてあるように、本当によりよい生活環境を守っていくことができるのかどうか、その辺が問題だと思うんです。公害課の予算を見ても、多少の前後はありますが、せいぜい400万円か500万円程度のもので、いまだから人員問題を含めて申し上げてきましたが、トップの方でも公害行政の重要性を十分考えていただき、対応充実していただくことが必要になろうかと思えます。和泉市の公害行政はまさにお粗末だという意見を申し上げます。

それから、近道の問題ですが、これについても時間の関係で再質問はしませんが、せっかく調整がいいところまでできているということですので、本当に市民、住民の立場に立って、もう一歩も二歩も踏み込んで調整していただきたい。住民の立場を忘れることなく公団にもの言ってもらい、要求もしてもらって頑張っていただきたいということで終わっておきます。

次に、国保の問題ですが、質問に対する答えはわかりましたが、実際、減少している理由として、人数あるいは医療費の単価そのものが減ったと言われました。人数が減って医療費が減るといのはだれしもわかることですが、問題は、単価の方です。退職医療の方は、人数が増えているのに単価が2.14%も減になっているという予算なんです。予算書を見ますと、一般の方で言えば1億5,000万円減らし、退職者は1億6,000万円減らしている。

また、今日は聞きませんが、高額医療に至っては、63年度の当初予算5億5,000万円を1億7,000万円減らして3億7,000万円にするという組み方をしている。もちろん、数字の詳しいことは予算委員会でもらうにしても、1点、基本的にお尋ねをしておきますが、いま、和泉市の医療費というのは、全国水準から見てどの程度にあるのかということです。いま、国保の安定化計画とかいろいろされており、規制されるとかされないとかいうこともあります。その辺の数字がかなりはっきり出てきていると思いますので、その辺をお聞かせ願いたいと思います。全国平均に対して和泉市は何%かということです。

- 保険年金課長（長岡敏晃君） 全国平均の医療費を100とした場合、和泉市は116.5%ぐらいだと思います。
- 23番（原 重樹君） 116.5%ぐらいということですが、117%になったら、国保安定化計画で指定をされるわけですね。その指定を受ければ、高い医療費ということで原因の分析とか、適正化計画を出せ、となるわけですね。もちろん、和泉市の議会でも反対の決議をあげましたが、大阪府下から見ても、これを指定されているのはお隣の泉大津市、高石市、岸和田市、忠岡町も指定されてますね。府下で17市町が指定されてます。和泉市もまさにぎりぎりの線なんです。

そのような中でこのような予算の組み方ということで大変ひっかかるということなんです。来年度に抜本改正が言われてますが、いまの時限立法では、国保安定化計画とか保険基盤安定制度等が言われてますが、やがて受診抑制等にもつながるということで、議会でも反対決議をあげてます。国保基盤の安定制度が適用されたら、国のひもつきにされてしまうという中身になってます。そこで、本当にこの平成元年度の予算が、そういった医療の切り捨てあるいは受診抑制というものでやったものではないと言い切れるかどうか、その点はいかがですか。

- 保険年金課長（長岡敏晃君） 再質問でございますが、医療費の適正化を実施することによって受診を抑制していくのではないかと、という御質問でございますが、医療費の適正化については、先ほど御説明させていただきましたとおり、毎年、行っております提出されたレセプトの点検と医療費通知を継続して強化していくというものでございまして、大幅な医療費の低下につながるものではございませんので、よろしく御理解賜りたいと思います。
- 23番（原 重樹君） 1つお伺いしておきたいのは、いまでも行っているものを来年度も継続していくので、それが医療費の抑制にはならない。レセプトの点検にしても、公正にやられているかどうかを見るだけだとおっしゃいますが、ただ、歴然としているのは、先ほどの単価の減に現れてしまっているんですね。それでは、63年度予算は見積もり過ぎなのかということになりますね。63年度に比べての話ですからね。本当にそうではないんだ、と言われるのなら、

なぜ医療費の単価が減らされているのかが問われてくると思いますが、その辺はいかがですか。

- 保険年金課長（長岡敏晃君） 63年度におきましては、私も非常に不思議に思っております。突っ込んで見ますと、入院がマイナス8.7%、入院外、歯科はマイナス1~2%となっております。入院のマイナス要因については、受診率のマイナスが6.6%、1日当たりの費用額がマイナス3.4%、1件当たりでは1.1%増となっておりますことから、医療費の低下は、入院の受診率及び1日当たりの費用額によるものと分析しておりますが、その内容については、ちょっとわかりかねます。
- 23番（原 重樹君） 実際には、いまの答弁を聞いても、なぜ減ったのかという点についてはわからないと言われるが、私自身もわからないとなります。今回の予算が、本当に心配するような医療費の切り捨てや受診抑制とは違うんだ、と答弁がありましたが、それならば、それでいいと思います。

1つ御紹介しておきたいのは、安定化計画の指定を受けたところがやっていることは、結局同じなんですね。医療を受ける市民にとって非常に厳しいやり方をされている例として徳島市があります。徳島市が安定化計画の指定を受けまして、どうして医療費を減らしているかといいますと、まず、国保会計の赤字を減らす計画を出している。その中身は、レセプトの点検と医療費通知の完全実施、保険料の徴収率のアップでして、和泉市と同じなんです。やることは同じでも、中身と内容が問題やと思うんです。何ぼレセプトの点検をしても、一面、不正なものを取り除くことはありまじょうが、こんな病気でこんな診療をし、こんな薬を、となっていけば問題になってくると思いますし、広い意味では、それが医療費の切り捨てにつながってくると思う。まさにやり方の中身だと思います。そのようなことのないように期待をしておくわけでございます。

もう1つ、基本的な点で国保事業を進めていく上で申し上げたいことは、よく国保担当者が間違いやすいのは、国保というのは、市民の助け合いの保険だという発想なんですね。だから、無理しようが、あなたが保険料を払わなんだからほかの人が困るからとか、こんなに医療費を使ったら会計が困るという、悪く言えばそういう発想なんです。ところが、それは基本的に違うんです。そのことをよくお考えいただきたい。国保というのは、もともとすべての国民が医療を受ける権利があるんだという保障のために生まれた制度なんです。国保加入者の助け合いの制度ではなく、まさに社会保障なんです。その保障は、国保法にも明確に規定されております。ともすれば、国の国保事業に当たる人たちが取り違えがちなんです。この辺では原点に戻っていただき、本当に社会保障としての役割を果たせる国保にしていいただきたい。

たまたま予算は減っておりますが、言われたように、本当に医療費の切り捨てや受診抑制が起こらないようにしていただきたいことを強く申し上げておきたいと思います。また、具体的



な事例があったときにはとことんやりたい。そういうことで国保行政を進めていただきたいというのを申し上げておきます。

最後に、同和事業についてお伺いしておきます。

同和事業につきましてお答えを願ったわけですが、細かくは予算委員会もありますので別として、1点だけ聞いておきたいのは、この支部助成金を1,000万円減額したというのはどこから出てきたのか、ちょっと意味がわからない。そして、今後は同方向で考えている、というのは、何が同じ方向なのかもよくわからない。1,500万円ていくという方向なのか、その辺だけ明確にお答え願いたい。

- 同和对策部長（堀 宏行君） 今回、1,500万円に減額させていただきました。したがって、その方向で考えていきたい、このように思います。
- 23番（原 重樹君） どうとでもとれる答弁です。その方向となると、そのとは何や、となります。その点を明確に願いたい。支部助成金をゼロにしていく方向で進めていくのか、あるいは1,500万円にしたが、この1,500万円をずっと続けていくのかということです。
- 同和对策部長（堀 宏行君） 先ほど申し上げましたように、支部助成金につきましては、いささか先生とは違う見解でございましておしかりを受けるかもしれませんが、われわれは十分効果があったものと考えてございます。今日的視野に立った考え方からすれば、さらに、発展的に地域全体の総意を代表する地区協の助成を重点的に考えていきたいということでございます。したがって、本年度は支部助成金を1,000万円減額してございますが、明年度以降もとなりますと、まさしくその方向ということで御理解願いたいと思います。
- 23番（原 重樹君） 言いにくいんですかね。結局、1,500万円ていくということやね。
- 同和对策部長（堀 宏行君） 1,500万円て継続していくということではございません。
- 23番（原 重樹君） 減らしていくという……。
- 同和对策部長（堀 宏行君） 方向ということでございます。
- 23番（原 重樹君） 実にこんなところでひっかかるとは思いませんでした。和泉市の総合計画の実施計画の中では、たまたま平成元年度から3年度までということで、いまの法律が終わるまで同和事業で言えばなるわけです。もちろん終わるまで支部助成金については、実施、実施、実施と3年度まで書いてあるので、いまの法律内では実施していくんやなと思ってました。運動団体との話し合いもあるからということと言わなかったが、多分、そういうことだろうと思うんです。

それはいいとしても、ちょっと聞いておきたいのは、1,000万円というのは、一体何を移したのかということです。2,500万円の中身については議会でも聞いてきましたが、そのうちの

何を地区協に移したのかとなります。協議の結果、2,500万円が1,500万円になったということもあるでしょうが、その中身は、どういうことで1,000万円になったのかということら辺を伺いたい。

○ 同和対策部長（堀 宏行君） 私どもは10年、支部に助成してまいりましたが、その内容について十分精査をした結果、同和事業の促進するというで助成してまいりました。たまたま、ここまで成長してまいりました地区協も同種の事業をやってございます。したがって、内容は全く一緒ではございませんが、地区協事業として、例えば研修会あるいはその他の啓発指導等に重点を置いてまいりたい。支部で実施しておられましたそれらの同種の事業については今回、削除させていただきたいということで、支部助成金から地区協の強化をしてまいったわけでございます。

○ 23番（原 重樹君） これを追及していくのは時間の関係でやめますが、結局、いままでは同種のを両方の団体に払っていたのか、と逆に言えばなりますね。支部に2,500万円、地区協に600万円余出していましたからね。地区協の事業が1,000万円以上かかっていたのか、と言えますからね。その意味では、実にいいかげんだと思うんです。地区協の強化、強化と言いますが、地区協自身にも問題があります。メンバー等の話になれば、支部とどこが違うんやとなります。窓口一本化問題や個人給付問題でも、地区協で実質的な判断をすることになってます。地区協のメンバーや中身等からすれば部落解放同盟とどう違うんやという点では、いままでからも追及もしてきたわけです。単に移したからそれでええということでもない。その辺は、意見具申や啓発指針の原点に立ち返り、市が主体性を持って進めることが非常に大事になってくるはずなんです。基本的に違います、とおっしゃってますので、これ以上は申し上げませんがね。

もう1つは、なぜ地区協に移したのか、市同促ではなぜいけないのかとなります。メンバーや質が違うと答えるかもわかりませんが、答弁はいただきませんが、市同促でいけば議員も他の町会の方々も入り、地区協と全然変わるので地区協なんや、ということで改めて言っておきたい。

最後に、地区協ニュースの話なんですが、決算委員会の続きみたいなこととなりますが、翌日に行っていたことは感謝したいと思いますけれども、言われた内容がどうもわからない。どういう話し合いをしたのか、お聞かせ願いたい。

もう1つは、地区協ニュースそのものがこういうものを書くのは言語道断や、と決算委員会でも言いましたが、一定の監視が必要だと思うんです。そこで、地区協ニュースを市会議員に配りなさい、ということ提案したいですが、いかがでしょうか。これだけおカネも出しますしね。

○ 同和対策部長（堀 宏行君） 地区協は、まさに支部と変わらないというお話でございますが、私どもは、地区協の内容については十分精査しております。メンバーも地元町会、幸校区連合町

会、幸校区防犯委員会、消防の第八分団、人件擁護委員、PTAなどの諸団体が入った団体であると申し上げておきます。

それから、地区協ニュースにつきましては、一部規定を整備しなければならない問題もありましたので、ニュースを流す場合には十分内容に正確を期していただきたい。地区協といたしましても、いささか言葉足らずがあったようでございますが、従来の感覚から決して逸脱していないということがございました。私といたしましても担当の福祉事務所と協議し、その内容を地区協の方へお話し、かつ地区協の方からも福祉事務所に内容の連絡があったと聞いております。

- 23番(原 重樹君) 発行されたものを議員さんに配る件については。
- 同和対策部長(堀 宏行君) 内容について必要な部分があれば、もしお知らせする方がいいということがあれば、私どもはさせていただきますが、地区協独自のニュースでございますので、われわれがその内容について議員さんにお配りするということは……。
- 23番(原 重樹君) メンバーのことを言われました。地元町会や第八分団も入ってますよね。それはいままでの批判の中、そういうふうに変わってきたことももちろん存じておるつもりであります。確かに地区協の地区協議員名簿はそうなんですが、役員の名簿はどうか。ここまでやりましたら、人の名前まで出してもらわないかんのでやりませんが、実際には、部落解放同盟の役員の方々がやっているわけです。

それから、配ってもらう話なんです、理事者の方々が必要と認めたものは配る。地区協が独自に出しているものやから、という答弁やと思います。決算委員会でも言いましたが、中には顧問がおりますね、坂口助役さんがね。それから参与に同対部長その他の市の職員がずらっとおるんです。そして、これから地区協を強化しなければいけないということでカネも移すわけでしょう。そこが出すニュースやから配って当然ですわ。理事者が必要と認めたときと言いますが、私は、このニュース第8号は理事者からもらったものでもない。これは理事者にとっては不都合なビラやと思うんです。だから、そんな政治的な判断をするよりは、発行したら間違いなく配るようにしたらどうかと言ってるんです。そこまで地区協を強化し、おカネも移すと言ってるんですからね。配るということになりませんか。最後に、それだけ聞いて終わります。

- 同和対策部長(堀 宏行君) まさしく、先生が入手されているということもでございます。ただ、私どもといたしましては、地区協ニュースの内容的に市の事業全体にかかわるものであればお知らせさせていただきます。また、地域に配られている新聞でございますので、それなりに公共性もございますので、御理解いただきたいと思っております。
- 23番(原 重樹君) 地域に配られている新聞ですし、秘密ではないんやから配ったらどうですか、と言ってるんです。要らんという議員さんもおるかもしれませんがね。それでは、要求

すればくれますか。

- 同和対策部長（堀 宏行君） 助役さんが顧問、私も参与ということでございますので、地区協がニュースを出す場合、今後、そのことにつきましては、地区協内部で検討はさせていただきます。
- 2・3番（原 重樹君） 内容がどうのこうのじゃなく、地区協ニュースそのものをくれるか、くれないかという話なんです。だから、百歩譲って要求すればくれますか。例えば9号が出たとき、それをくれと言えばくれますか。
- 同和対策部長（堀 宏行君） 先ほどから申し上げておりますように、私どもも一部組織に加わってございます。また、地区協には会長さんがおられ、役員さんもおられますので、それらの方々にお話して検討はさせていただきたいと思っております。
- 2・3番（原 重樹君） これでやめときます。ただ市長、地域に配られて公になっているこんなビラ1枚ですら、議員に配るかどうかについて担当部長で判断できないんですわ。そういう地区協なんですよ。何ぼ支部助成金の1,000万円を減らしたとしても、また、そこに積んでいくんです。そういう中身なんだということを強く指摘をしておきます。

以上で終わります。

- 
- 議長（田中昭一君） 次に、19番・木村静雄君。

（19番・木村静雄君登壇）

- 19番（木村静雄君） 19番・木村静雄です。通告に従いまして要旨の説明を行いたと思います。

まず、最初に大きな1として、池上弥生遺跡文化財についてお尋ねをしたいと思っております。

近年、産業構造の変化と円高不況を克服した日本経済の目覚ましい発展は、国民所得の向上と物質的な水準の向上をもたらしました。その半面、社会の複雑化に伴い、日々の暮らしの中では、心の豊かさや潤いが見失われていく傾向にあります。また、余暇時間の増大により主体的に生きがいを求める活動が活発化しております。市民生活に潤いと生きがいを与える文化芸術についての新たな行政の展開が求められるものであります。

本市の総合計画でも市民の文化活動や文化団体を育成するとともに、貴重な文化財や文化的遺産を適正に保全、活用して文化財の愛護意識の高揚を図り、文化環境の整備を行い、市民文化活動の広がりや深まりを高めていくことが明らかにされております。とりわけ、池上曾根遺跡については、文化財を大切に、文化財を守っていく観点から遺跡公園として整備し、合わせて本市の貴重な埋蔵文化財などを収蔵、展示する歴史民族資料館を建設していくことを市の総合計画の

目標として挙げられております。

そこで、理事者の方々に池上曾根遺跡の問題についてお尋ねをいたします。

(1)として、市長の市政運営方針の中にもありますように、文化財の保護指導を高めるため、かねがねから大阪府に要望してまいりました(仮称)弥生文化博物館が池上町に建設着工される運びとなったと言われておりますが、まことに喜びにたえないところであります。それに関してお尋ねいたします。

(イ)その博物館の施設の規模はどのぐらいなのか。また、それに要する費用、総予算はどれぐらいなのか、お尋ねいたします。(ロ)どのような文化財を収蔵する計画予定がありますか、お尋ねいたします。(ハ)日本一立派な博物館と聞いておりますので、多くの人が来館されると思われれます。その来館者見込みについてですが、1カ月にどれぐらい、また、1年間にどれぐらいの入場者を見込まれているのか、お答え願います。おおよその人数で結構であります。(ニ)その博物館建設に当たり地元とのいろんな周辺環境整備について、例えば交通とか道路の整備問題についてどのような調整をされたのか、その結果をお尋ねいたします。

次に、(2)昭和63年度予算で和泉市と泉大津市、大阪府の三者で池上曾根遺跡の整備計画、マスタープランをつくって遺跡公園の計画づくりの予算がありました。マスタープランはどの程度でき上がっているのか。また、どのような遺跡公園にしようとしているのか、報告をお願いいたします。さらに、計画づくりについては、地元の意見をどのように聞き、どのように反映したのか、お尋ねをいたします。

次に、(3)池上遺跡の用地買収についてお尋ねをいたします。

池上曾根遺跡は、昭和51年4月に文化庁から指定されたことは、皆様も御承知のとおりであります。以後、今日まで13年間が経過し、全体の和泉市分6万8,500㎡の約60%強を買収されておりますが、あと約2万7,000㎡が残されております。いままでの進捗テンポでいくと、あと10年ぐらいはかかるのではないかと思います。市の方々が一生懸命にやっておられることはわかりますが、御承知のように文化財の指定を受けると、地主は他に転売もできず、建設物も一定以上のものは建てられないなど、著しく私権が制限された状態になっております。地主さんのためにも、こうした状態を1日も早く解決してあげてほしいと思います。

そこで、お尋ねいたします。

(イ)池上曾根遺跡はいつまでかけてやられるのか、あと何年で終わるのか、お尋ねいたします。(ロ)用地買収価格の件ですが、最初の買収時点に比べ現在はかなり上昇していると思いますが、その割合はどの程度になりますか。また、周辺地価の上昇割合はどの程度になるでしょうか、お尋ねいたします。さらに、買収価格の決め方については、何か合理的な基準をお持ちなの

か、お尋ねいたします。

以上、池上弥生遺跡文化財の件に関しましては、文化庁の指定そのものについて、地元として本当に喜んでいいのか不幸なのか、いろいろと明暗があるところであります。しかしながら、いずれにしても、こういう指定を受けた中ではやはり地元の皆さんの御協力を得、早期に解決を図っていかねばならないと思います。

次に、大きな2でございますが、黒石町C地区水処理施設撤去についてでございます。市政方針の中では、安全で快適な生活環境を整える町づくりを目指しての諸施策が進められようとしております。市民生活の中で最も大切な事柄だと思います。そこで、お尋ねをいたします。

先般3月2日の泉北環境の議員総会がございまして、平成元年度の議案が審議されました。その中に南池田黒石町C地区に設置されている水処理施設を平成元年度において撤去したい旨の件がございました。本件につきましては、54年から58年7月にかけて泉北環境の焼却灰処分のため、黒石町に埋め立て処分されたものでございます。56年4月1日付で母市と本組合の間に処分地の滲出水の水質監視等についての協定書の締結がなされております。その締結に基づいて、水処理施設による滲出水の水質を基準値以下に処理をして楨尾川に放流をするということであり、そういうことにおいて、ただいまの期間まで埋め立て作業が行われてきたということでございます。

59年度と60年度の2カ年で覆土工事が完了し、その後の滲出水の水質も基準値以下に安定してきたので、昭和62年11月に母市水道部と泉北環境との間に協議が行われ、その結果、水処理施設の廃止について同意を得たので、その設備に関しましては運転を停止し、その後の滲出水の水質調査を行っているところでありますが、基準値以下に水質が安定しているということで、平成元年度においてその処理施設を撤去、跡地を造成の上、地主さんに返還を行っていくものである、このように泉北環境の説明がございました。

そこで、お尋ねをするわけですが、水処理問題につきましては、非常に難しい要件がございます。例えば気温や水温の問題その他もろもろの科学的な要素の中、簡単に判断できるものではない、このように思います。

そこで、(1)水処理施設はどのような方式をとられているのか。また、その処理施設の能力について、できれば埋め立て方法についてもお答えを願いたいと思います。

(2)に水質検査であります。単に水質検査と申しまして、これにもいろんな要件があると思います。そこで、どのような方法で検査をされているのか。また、いかなる基準のもとに検査を行っているのか。次に、水質が安定したと言われておりますが、将来にわたりその責任はどことが持っていくのか、お尋ねいたします。

以上で通告要旨の説明を終わりますが、答弁によりましては再質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○ 議長（田中昭一君） 理事者答弁。

○ 社会教育課長（西岡政徳君） 社会教育課西岡からお答えいたします。

まず、第1点目の弥生文化博物館建設についてでございますが、これは府の事業でございます。詳細につきましては、まだ把握できていない点がございまして、現在、私どもが入手している資料に基づいて答弁させていただきますので、その辺は御容赦をお願いをしたいと思います。

同博物館は、府の文化財保護施策の一環として建設するもので、日本初の弥生文化に関する総合的な博物館として弥生時代の文化と現代を比較し、わかりやすく親しみ深く、合わせて泉州を中心とした地域の歴史と文化の紹介も行い、弥生文化の学習研究センターとしての機能を果たしていくことを目的としております。

さて、第1点目の施設の規模及び総予算についてでございますが、建設場所は、和泉市池上町433番地の1外でございまして、敷地面積約5,500㎡。構造は鉄筋コンクリート造り、地上2階、地下1階、延べ床面積約4,000㎡でございます。平成元年度の建設に係る予算でございますが、それは16億20万円と聞いております。

次に、収蔵物の内容でございますが、弥生文化の総合博物館といたしまして、池上曾根遺跡の主に第2阪和国道敷の調査跡から出ました出土品を展示、さらに、泉州を中心とした地域の歴史と文化の紹介も行いながら、全国各地の弥生文化の資料や情報収集を行うものと聞いております。

次に、来館者の見込みでございますが、来館者につきましては、現在、具体的な数字は聞いておりません。しかし、先ほど申し上げましたように、曾根遺跡は日本を代表する遺跡の1つということで、同博物館には多くの人が訪れることが予測されます。また、日本で初めての弥生文化に関する総合博物館ということで、和泉市の名所の1つとしても多くの人々に来館してもらうべく、府ともどもPR、宣伝に努めていく所存でございます。

続きまして、周辺地域の環境整備について、地元とどのような調整ができていくかという内容でございますが、多くの人々が来館されることになりまして、周辺地域に少なからず影響を与えるものと思われまして、例えば車で来られる方の車の問題、また、JR阪和線信太山駅から館までの道順に当たる道路問題等が考えられるわけでございますが、これらについても現在、府の方が建設に関して地元調整、地元にあいさつ回りをしているということでございまして、具体的にそれらについてどういう形で進んでいるかということは、私どもでは把握しておりません。ただ、これらの問題につきまして市民に指摘をするとともに、同地周辺が今後の整備によって大きく変

貌することが予測されますので、将来にわたって環境問題については、われわれとしても十分に留意していきたいと思ひます。

続きまして、池上遺跡公園計画でございますが、これにつきましては先ほど御指摘がございましたように、63年度において池上遺跡整備委員会を設置いたしまして、整備計画並びに整備事業の実施等について協議をしていく予定でございましたが、御存知のとおり、池上遺跡公園の端にございます松の浜首根線の築造について一部文化団体の反対運動の影響がございまして、63年度にその委員会の設置ができなかったという状況でございます。ただ近時、文化庁におきまして道路問題に対する最終的な態度を決定するというふうに関及しておりますので、今後の道路問題の推移を十分見極めつつ、平成元年度に府並びに泉大津とわれわれ和泉市の1府2市によりまして同委員会を設置、整備計画等の協議に入っていきたいと思ひます。

続きまして、用地の買収問題でございますが、遺跡区域は約11万㎡でございまして、そのうち和泉市で約6万6,800㎡を買収することになっております。現在、63年度におきましても権利者と交渉いたしておりますが、62年度末で約3万8,533㎡を買収いたしております。しかし、あと2万7,000～2万8,000㎡の未買収がございまして、これを現在の年々の予算額で行きますと、8～9年はかかるんじゃないかと推測しております。国、府に対しまして補助枠の増大を強く求めているところでございます。

続きまして、用地買収の価格でございますが、手元にあります資料では、56年度から現在の63年度まで、区域によって若干違いますが、約32.3%の上昇になってございます。この価格につきましては、不動産鑑定士に鑑定を依頼いたしまして、その鑑定書に基づきまして財産評価審査委員会にお諮りし、その決裁をいただいた上で用地買収に当たっているわけでございます。ただ、最近の地価上昇が激しく、従前からの用地買収に対しまして、過去10年間以上御協力をいただいている人々に対する問題点と、最近の地価上昇というかなり難しい問題がございまして、それらを鑑定士の方が鑑定の中に盛り込んで価格を決定しているというお次第でございます。

以上でございます。

○ 19番(木村静雄君) ここで、再質問をいたしたいと思ひます。

ただいま(1)についてお答えをいただきましたが、大変立派な博物館が大阪府の手でつくられるようであります。ここまで府と交渉し、実現された理事者の御努力に対して敬意を表する次第でございます。ただ、お聞きしておりますと、周辺の環境整備についての地元の方々との話し合いの件ですが、これはちょっと弱かったように思われます。日本一の博物館建設に伴う周辺環境の整備については、もっと具体的に地元の方々の意見を聞いてあげてほしかったと思ひます。



博物館には、すべての人が第2 阪和を車で来るわけではないと思います。少なくとも、来館者の半分以上あるいはもっと多くの人が電車その他で来られると思います。信太山駅から徒歩で池上町の中を通り、博物館へ行くと思います。ところが、池上町の水路は、決して美しい水路ではありません。汚水が流れ、場所によっては悪臭さえ発しておる状態でございます。また、町内の道路は狭く、乗用車も入れない道が多くあります。道路の拡幅は無理でありましようが、せめて生活道路を含めてきちんと舗装、改修をすとか、水路についても清掃、しゅんせつを行い、美しく清潔な町にさせていただきたいと思います。日本一の博物館へ行く途中の町が汚れていては、多くの来館者にも恥ずかしい限りだと思います。日本一の博物館にふさわしい周辺環境の整備をどのように考えておられるのか、再度、お答え願います。

○ 社会教育課長（西岡政徳君） 一応、町づくりにつきましては、私どもも若干、セクションが違うと思います。ただ、博物館へ行く順路などにつきましては、事業主体である府の文化財保護課と私どもが関連がございます。多分、JR 阪和線で来られる方もたくさんおられることは確かでございます。館までの順路につきましては、池上町の町中を通って行くことになりますと、非常に古い町並みですのでややこしく、初めて来られる方につきましては、道に迷う恐れもあるんじゃないかと思ひます。そこで、阪和線の下の道を通り、泉大津税務署へ抜ける道を通っていただくとか、順路の案内表示板等の面につきまして、府の方にも要望していきたいと思ひます。ただ、町の中の整備、町づくりにつきましては、私どもが具体的にどうこう言うことは、現時点では御勘弁願ひたいと思ひます。

○ 19 番（木村静雄君） いずれにしても、行政の立場から、また、文化財の管理機関といろいろ役割はあると思ひます。住民の側におきましてもたくさんの方が通るとなれば、生け垣の手入れとか、ペンキのはげたところは直すとか、いろいろ気を遣わなければなりません。

そこで、日本一立派な博物館が建設されるのですから地元の意見をよく聞き、府、市が協力してそれにふさわしい環境整備を行われることを強く意見として要望しておきます。

○ 議長（田中昭一君） 次の答弁。

○ 浄水課長（池野文一君） 黒石町の焼却灰埋め立て地の滲出水処理施設に関しまして、水道部の立場から浄水課の池野が御答弁申し上げます。

まず、第1 点目の処理方式でございますが、一般的な微生物処理を中心とする活性汚泥法を用いてございます。処理能力につきましては、日量24 トンとなっております。

2 番目の埋め立ての方法でございますが、これにつきましては、泉北環境整備施設組合の方のことで、私どもはちよつと承知してございませぬので、よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

3番目の水質検査の方法でございますが、まず、回数は月2回。採水地点は、楨尾川の現場の上流と下流。検査項目は、通常の水質汚濁に係る環境基準につきましては、公害対策基本法第9条でございます人間の健康の保護に関する基準と、生活環境の保全に関する基準項目でございます。

次に、どのような基準で検査をしているか、というお問い合わせにつきましては、いま、検査のところで申し上げました環境項目を中心に検査をしているということで、基準そのものは、環境基準に当てはめてございます。

最後の水質が安定しているということですが、将来の責任はどこか持つのか、という御質問でございますが、万が一、将来的にそのようなことが発生いたしましたら、私どもは現在、川からの取水につきましては、あくまでも補助水源でございます。また、泉北環境整備施設組合との間でそういう場合を想定し、適切な措置で対応できるよう一定の泉北環境との話し合いが整っております。

以上でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

- 19番（木村静雄君） 大変慣れないことで議事が混乱して申しわけございません。実は（1）の弥生文化博物館建設について再質問をさせていただきました。続きまして、（2）の遺跡公園について再質問をしたいと思いますが、お許し願えるでしょうか。
- 議長（田中昭一君） 結構です。それでは、1の曾根遺跡の方を先にやってください。
- 19番（木村静雄君） お許しをいただきましたので、（2）の再質問をさせていただきます。ただいまお答えをいただきました道路の関係では、遺跡公園のマスタープランづくりが進んでいないように思われます。しかし、泉大津市の道路の関係と遺跡公園整備計画につきましては、関係がないように思われます。市の総合計画にあります基本的な考えは、文化財を大切にしているということを確認に打ち出されているにもかかわらず、そうした理由で計画づくりがおくれたり、ストップしているのはいかがかと思えます。今後の方針と、特に地元の意見をどのように取り入れているか、お答えをしてください。
- 社会教育課長（西岡政徳君） 先ほど、お答えをいたしましたとおり、63年度に池上曾根遺跡整備委員会を設置して整備計画の実施に当たる予定でございましたが、従前から道路問題で全体の整備計画がおくれていたことは事実でございます。ただ、府の方で池上曾根遺跡環境保全計画協議会というのをつくっておられて、そこには和泉市並びに泉大津市、各文化団体等の先生方にお越しをいただき、将来、どういう形で進めていけばいいか、また、発掘調査に伴う出土品の内容等について協議をしているわけでございます。

その機関そのものは、道路計画を決める協議会ではございません。その協議会で決め、池上曾

根遺跡整備委員会に計画案を出していくわけでございます。現在、府の方では専門家に整備計画基本構想の策定をお願いをしていると聞いておりますので、それらを平成元年度に設置する予定の池上曽根遺跡整備委員会に出していただき、整備計画をつくっていくということを聞いておるものでございます。

以上でございます。

- 19番（木村静雄君） この件について最後に要望しておきます。

あれだけ大きな区域を公園化していく計画をつくるわけですから、地元住民皆さんの意見を十分に計画に反映されることをお願いしておきます。

次に、(3)についてですが、私がなぜこのようなことをお聞きするとかと言いますと、率直に言って池上遺跡の用地買収価格が、周辺の地価の上昇に付いていってないように思うからであります。府の施設である弥生文化博物館の買収価格と、市が行っている買収価格の差が余りにも大き過ぎるからであります。市も府の買い上げ価格に準じて遺跡用地の買い上げを行うべきだと思いますが、いかがでしょうか、再度、お尋ねいたします。

- 社会教育課長（西岡政徳君） 一応、私どもは、鑑定士さんの鑑定による価格でお話させていただいております。ただ、用地買収価格について皆さんのいろんな意見を聞く中、26号線に面した地価上昇は異常なものがあると聞いております。ただ、一部のそういう第二阪和国道に面した地区についても、鑑定士さんに意見を聞いております。現在、その部分の用地買収にしても、一部の地主さんにお話に行きましたけれども、地主さんの都合によりまして本年度に買収できなかったということです。

土地の価格につきましては、道路に面しているところは、中に入った土地に比べ非常に鑑定価格が高いという実情でございます。道に面しているのと面していないところは、相当な開きがあるように鑑定士さんからも聞いております。本年度の買収につきましては用地の中ほどに当たりますので、第二阪和に面しているところと比べると非常に低いという実態でございます。地権者の方々につきましては、そういう問題も売買の実例等で耳にされてますので、それらから比べて低いという不満をいただいているのが実態でございます。本年度についても、できるだけ地主さんのある程度の御理解を得、今月末には契約の運びとなっておりますので、地主さんも不満であろうかと思いますが、一応、御協力をいただいているということでございます。

- 19番（木村静雄君） この点について意見を申し上げておきます。

私は、用地の個々の詳しいことはわかりませんが、最近の府施設用地の買収状況と市の買い上げ価格との差は、順次、縮小していくのが望ましいと思います。土地の所有者の方々、私権の制限措置で大変困っておられるように思います。さらに、価格面でも府と市で格差があれば、地

主さんとしては二重に困ることになります。その点、大変難しい問題であります。担当部課におきまして積極的に作業を進めていただきますようお願いをしておきます。皆さん方の今後の御活躍につきましては激励を申し上げまして、特にお願いをしておきます。

次に、大きい2の項目についてお尋ねをいたします。

ただいま黒石町の水処理施設撤去について御答弁がありました。実は、埋め立て方法の具体的な内容がわかりませんので、私も申し上げかねるわけですが、いずれにしても、こういう種類の埋め立て処分というのは、まだ日本では経験が浅いわけです。したがっていろいろやる中、いろいろな反省点も生まれ、今日、各所で問題が起きているような状況でございます。

そこで、水質検査の関係につきまして、取水検査のため水をサンプリングしているわけですが、それは河川のどの位置でされておるのか。

もう1つは、その滲出水の原水をどのようにサンプリング検査をされておるのか。原水と水処理されたものの状態はどのようになっておるのか、その点についてお伺いをいたします。

- 浄水課長（池野文一君） まず、採水地点でございますが、楨尾川の現場地点の上流に豊橋の地点と現場の下流にあります八王子橋、そして、現在は処理されておりませんが、現場の処理水の3地点を水道部で行っております。

また、処理前と処理後の水質の状況でございますが、有害毒物質につきましては、処理前についてもほとんど出てこなかった、環境基準以内であったということで、処理後もこれは変わりません。BODを例にとると、約10ppmが3ppm以下に下げられているという状況でございます。以上でございます。

- 19番（木村静雄君） いまの答弁を聞いておりますと、水道原水としての考え方から水質検査をされているように感じます。私が聞きたかったのは、廃棄物の埋め立て地から流れてくる水の状態がどうなのかということです。それに対しましていまの答弁では、埋め立て地の集積地の出口から流れてくる水の検査をされたということであればわかりますが、川に排出されて拡散、薄まった水を検査されているように感じます。このことは今後、いろいろ検査をされていく中においても、ポイントは要領を得ていかなければならない問題点だということです。

そこで、1つ意見、要望だけ申し上げておきますが、泉北環境が処理灰を楨尾川河川に沿った位置に埋め立て処分をされ、それに伴い汚染された水が出るであろうという立場に立ちまして水処理施設を設置したということでありまして。それを設置したということは、既に汚染されるであろうという予見のもとにできたというふうに理解いたします。

ところが、埋め立て完成後5年の経過の実績の中、検査結果で汚れていないということは大変結構なことでございます。ただし、水の問題につきましては、ある元素は1～2年で水に溶け拡

散していくが、10～20年もたたないと水に溶けて拡散していかないものなど、いろいろあるうかと思えます。しかだつて、物質不滅の原則に基づいてきめ細かな監視体制を考えていただきたいと思えます。

それと、御承知と思いますが、同じ南池田地区に産業廃棄物の埋め立て処分地がございます。この件に関しましては、地元と業者の間で8年間にわたる争いが続きました。その結果、地域住民の協力によりまして、最終段階での争点として残りましたが、この水質問題であります。その水質問題については法令等で規制基準がございますが、地元としては、最低限大阪府の防止条例で定めている以上のものにしていきたいということで、時間はかかりましたが、新しい基準値の設定を見るに至る段階になってございます。近く手続承認になると思えます。そのような住民活動の中、私たちの川や水を守っていく立場から、地域住民はいろんな活動を行っておることを御承知願いたいと思えます。

本件に関しましては、泉北環境が打ち出しておりますところの水処理施設の撤去につきましては、現段階では、非常に不安でならないわけでございます。したがって、できる限り設備は残していただき、また、水質検査等についても引き続いて実施し、もし悪い状況が生まれれば、直ちにその設備が稼働できるという非常体制がとれるようにしていただきたい。母市からも組合に対して撤去延期の申し入れをお願いしたい、このように思いますので、よろしくお取り計らいを願いたいと思えます。

以上で終了です。

- 議長（田中昭一君） ここで、暫時休憩いたします。

（午後2時40分休憩）

（午後3時23分再開）

- 議長（田中昭一君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

25番・天堀 博君。

（25番・天堀 博君登壇）

- 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。市長の市政運営方針につきまして、原議員に続きまして、共産党議員団としてお尋ねいたします。

まず1番目は、「緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり」について、自然保護、緑の保全についてお聞きをしたいと思います。

市政運営方針では、「本市は古くから豊かな緑に恵まれ……」で始まり、その重要性和市民生活とのかかわり合いを述べられております。市街地の拡大等によって失われていく緑の保全に努

力している、となっております。しかし、公共主導型として大規模に開発されていく和泉中央丘陵開発、さらには、コスモポリス、ラーバン・ライフ・リゾート、また、ゴルフ場開発や大規模開発に誘発される中小の開発等、そして、幅員の大きい幹線道路など、保全や再生に努めても、本来的には、開発と緑の保全、自然保護は、相反する背中合わせのものであります。

私どもは、開発そのものをすべて否定をするものではありませんが、いま、進められている開発の問題点などについては2の項に譲るとして、ここでは開発と自然保護、緑の保全についての市の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

次は、市街地整備についてであります。JR和泉府中駅前再開発計画が述べられておりますが、ここでは新年度予算で措置がされている市街化区域内の一定の空閑地の整備方針について調査検討をする、ということが出ておりますので、その内容について説明を願いたいと思います。さらに、その対象となるのはどの程度あるのかということをお答え願いたいと思います。

次は、和泉中央丘陵開発整備事業であります。この中では、平成3年、すなわち1991年春の町開きが言われております。今回は、鉄道延伸についてのみお伺いをいたします。近く事業主体が決定する、となっておりますが、現在の状況と見通し。1991年度春に間に合うのかどうか。事業主体はどのようになるのかをお聞かせ願いたいと思います。

次に、道路網の整備でありますけれども、関西新空港の関連交通アクセスの建設が一段と促進され、本市においても各種の開発が推進されていく中、道路網の整備の必要性が市政運営方針の中で述べられております。新年度における事業が述べられておりますけれども、重要幹線と言われる横軸の道路建設が進んでいく中、いわゆる縦軸の府道父鬼和気線や泉大津粉河線、また、住民の生活に必要な道路の整備や、歩行者の安全等を図るための対策が欠落し、あるいは遅れているのではないかと考えますが、その点でのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

大きな2点目ではありますが、コスモポリスその他の開発や町づくりについてであります。

まずは、コスモポリスの用地集約の状況についてお聞かせ願いたいと思います。

次は、企画調査を行う会社から事業実施会社へ転換する、となっておりますけれども、これらことにつきまして、また、その他の大規模開発等も含めまして、議会への報告や対応協議はどのように行われているか、お答え願いたいと思います。

大きな3点目、「生きがいを感じ、健やかなくらしと心のふれあいを広めるまちづくり」についてであります。

老人、障害者及び児童福祉などが述べられておりますけれども、かねがね言われておりますように、これらの福祉行政を進めていく上での総合福祉計画の早期策定が必要であると考えます。同時に市内の公の施設、これは今後、建設、改良をするものや現施設も含めてであります。及

び民間の同種の施設に対する行政指導も含めた、障害者等に対応できる福祉の町づくり要綱等の策定も必要ではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

それから、障害者の給付金でありますけれども、今年から難病患者の方々への給付金の支給がされる、となっておりますが、1つは、障害者給付金についての他市との比較ですが、近隣他市並みの水準になっているのかということであります。2つ目は、今回の難病患者に対する給付金の近隣阪南各市の実施状況とその額をお聞かせ願いたいと思います。

以上、通告要旨の趣旨説明をいたしました。答弁によりましては自席からの再質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○ 議長（田中昭一君） 理事者答弁。

○ 都市整備部次長（三井義秋君） 1番目の都市整備に関連する4点の事項について、都市整備部三井からお答えいたします。

まず、自然保護と緑の保全についてであります。本市の最近における都市構成等を考える中、自然保護と緑の保全は大切なものであります。御承知のように本市は、南北に細長く、南側は山地であり、北側は市街地が形成されております。自然保護、緑の保全に対しましては、それぞれの都市構成に即した法規制等で自然環境の保護をできるように、山地区では自然公園法、近郊緑地保全地区、森林法等、また、市街地では都市計画法、都市公園法、農地法等がありますが、各法規制にもそれぞれの届け出によりまして開発可能な条項があります。自然環境の永続性の担保ができないのが現実でございます。これらの自然環境保全対策としては、良好な自然的な要素の活用や、保全緑化による開発計画に展開するような指導調整を図っていくことが必要であると存じております。今後、市内の各プロジェクトの事業化に当たりましては、可能な限り緑化に努めるよう事業者へ指導してまいりたく存じますので、よろしくお願いをいたします。

3点目の市街地整備の中の空閑地調査の内容でございますが、市街化区域の一定の空閑地の整備方針、調査検討につきましては、今回の調査の目的及び理由につきましては、市街化区域及び市街化調整区域の設定につきましては、いわゆる線引き制度でございますが、昭和45年に施行されましてから現在まで約19年が経過しております。現在、なお、市街化区域内において、農地等として市街地形成がなされていない、おおむね5ha以上の空閑地が市内で約9地区実在しております。このため線引き制度の趣旨によりまして、これら空閑地の形状の方針を定めることにより、開発または保全について地元へ提起する一定の資料作成を行うため、このたび新年度予算に土地利用転換計画準備調査費をお願いした次第でございます。

次に、市内のおおむね5ha以上の空閑地、いわゆる調査対象地域につきましては、伯太町サントリー周辺地区並びに寺田府管住宅南側、阪本町の郷荘神社の南側、池田下町の槇尾川沿い、

唐園町の北松尾小学校の西側その他4地区でございます。今回は、そのうちの5地区程度を調査対象区域と予定いたしております。

次に、調査内容でございますが、現況の土地利用の把握、和泉市総合計画等からの調査区域の位置づけと問題点の整備、それと、都市的土地利用に係る上での開発適地かどうか等の立地条件の評価を行い、将来的に土地利用についての地元の意向把握、調査地域の位置づけと問題点の整備に基づき整備課題を明らかにするとともに、計画立地に際して考慮すべき前提条件を整備するなどであります。

以上の調査結果によりまして、開発型か保全型地域かの整備を行い、都市的開発が可能な空地については、そのうちの1地区をモデル地区として整備課題の前提条件のもと、基本構想レベルのモデルプランを作成する計画であります。

以上が、土地転換整備計画の内容でございます。

続きまして、4点目の市街地整備の中の泉北高速鉄道の計画内容でございます。泉北高速鉄道の光明池から1駅延伸計画につきましては、現在、大阪府が中心となり、大阪府都市開発株式会社（OTK）と住宅・都市整備公団との間で、事業主体及び負担割合などについて協議を進めている段階であります。大阪府が調停役として事業の採算性などを試算し、近くその試算に基づいて三者協議の上負担割合などを決定、事業者を定める予定でございます。事業者の決定に伴い、事業者より運輸大臣に鉄道事業法に基づく免許申請を行い、認可後において鉄道施設である線路、駅舎などの施設、関連の駅前公共広場などの都市計画決定を行い、事業に着手することとなります。

これらの手順によりまして作業を進めてまいりますと、通常のペースでは、事業者の決定後免許申請を行い、免許が認可されるまで約1年間を必要とし、免許取得後の近い時期に都市計画決定を行って事業に着手、事業期間は、約3年間を要すると聞いております。このようなことで平成5年度には開通されることとなりますが、引き続き早期開通に向け関係機関に要望をしてみたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（田中昭一君） 次。

○ 建設部次長（谷 俊雄君） 次に、道路網の整備につきまして、道路課谷よりお答えいたします。

特に既存道路の整備についてどのように考えているか、という御質問でございます。本市は急激な開発が進む中、道路整備は特に急がれております。主要交通を目的とする道路の整備につきましては、都市計画決定により道路整備を進めているところであります。ところが、既存道路の整備につきましては、現在、市道認定道路のうち幅員が4m未満の道路が延長で約7.4km、全体



の30%強を占めているわけでございます。これらの道路の多くは旧集落内にあり、既に市道沿いには人家が建ち並んでいる関係上、拡幅整備は、財源問題あるいは地元協力からして非常に困難な状況でございます。したがって、既存道路の整備につきましては、現在のところ、交差点改良事業とか歩道設置並びに用地に余裕のあるところにつきましては、道路の拡幅整備を行っておるわけでございます。実施可能なものから順次整備をしているのが実態でございます。今後においても、道路整備事業につきましては、積極的に推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○ 議長（田中昭一君） 次。

○ 市長公室理事（稲田順三君） それでは、2点目のコスモポリス関係につきまして、稲田より御報告申し上げたいと思います。

まず、第1点目のコスモポリス計画地の用地集約につきましては、地元の状況を最もよく把握し得る和泉市が担当することとし、地元町会及び地権者の代表から成る連合対策委員会を組織願ひ、そこを窓口といたしまして折衝を重ね、個々の地権者に対しても説明を行っている状況でございます。計画地内の地権者数は総数265名であります。1世帯に複数の地権者がおられる場合もあるので、世帯数で申し上げますと、約200世帯が地権者となります。この個々の地権者に対しまして昨年秋以降、立退補償や現地確認のため了解、立ち会いを求めつつ現地調査を行い、おかげさまをもちまして、昨年12月時点で計画地面積の90%の調査を終了したという状況であります。

この調査結果が本年1月より順次提出されまして、2月初旬から個々の地権者を訪問いたしまして、買取同意書をいただくための具体的な交渉を行っている状況であります。売却同意の状況であります。現在まで地権者200世帯のうち85世帯と交渉を行いまして、現時点では、41世帯から同意書をいただいておりますという状況でございます。全体から見ますと、地権者数、面積とも約20%の同意をちょうだいしたとことと相なります。

なお、今後の見通しであります。現時点におきましては、地権者全体といたしましては、おかげさまをもちまして反対の意見はほとんどなく、むしろ協力的であると理解しております。しかし、大口地権者や農業に愛着のある地権者から代替地の希望もござります。今後とも地権者の方々と十分話し合いを行い、地権者の御理解が得られるように努めてまいりますとともに、同意書をいただいた地権者に対しても、できるだけ早く土地代金等のお支払いができるよう考えていきたいと存じております。

第2点目の問題であります。事業主体の運営について議会なりの意思をより反映すべきであ

るという御指摘につきましては、従来より予算審議やその他の議会審議を通じ、絶えず報告しておると理解するところであります。御存知のようにコスモポリス計画は、和泉市総合計画において新しい産業の誘致を図り、本市工業の活性化に努める必要があるという基本的な視点を受けまして実現を目指しているところであります。この総合計画は、市議会議員さんや関係団体の代表者、学識経験者から成る総合計画審議会の御意見に基づきまして策定したものであり、市議会の議決を得ておる状況であります。

また、事業の推進に当たりまして、調査検討を進める段階の節目におきまして議会にその状況をできるだけ御報告申し上げ、各予算審議等を通じ議会の御意向も賜りつつ進めておるものであります。議会はもとより、市民大方の御理解を得ておるものと考えているところであります。今後とも議会等に事業の進捗状況を引き続いて御報告申し上げ、御意見を賜りながら事業に反映させてまいりたいと考えておるところであります。

さらに、市から市長を含め2名が事業主体の取締役役に就任しておりますので、取締役会等の場を通じて市の考え方を申し上げ、具体的な意思決定に反映させてまいりたいと考える次第であります。

なお、事業が進捗し企業立地の段階に至りますならば、例えば連合対策委員会等の場を活用させていただき、地元の理解を得つつ企業誘致を進めてまいりたいと考える次第でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（田中昭一君） 次。

○ 福祉課長（金谷宗守君） 第3点目の福祉につきまして、福祉課長からお答え申し上げます。

まず、第1点目の総合福祉計画でございますが、以前にも御質問をいただきまして御答弁をさせていただいておりますけれども、結論的に申し上げますと、和泉市総合計画の基本の基本計画第5章第1節の生きがいを感じる生涯福祉の確立を基本にして実施計画を定め、推進しているところでございます。今後は、これを基本に府の福祉計画などとの整合性を図りながら役割分担を行い、それぞれの時期に合った福祉ニーズに合わせた実施計画をつくりまして推進してまいりたいと存じます。

また、福祉の町づくり要綱でございますが、障害者や老人が安心して社会参加ができるような施設を整備することは、福祉社会にとって重要なことと認識いたしております。本市では、既にほとんどの市立の施設でスロープ、段差解消、自動ドアの設置、エレベーター、身障者用トイレなどの設備改善を行ってまいりました。今後は、民間施設にもこれらの対応が及ぶよう、先進都市の例に学んでまいりたいと存じます。

3つ目の障害者給付金についてでございますが、障害者給付金に関する各市の状況でございま

すが、阪南と合わせて府全体の平均を申し上げたいと存じます。それぞれの障害者給付金につきましては、大人と子供あるいは等級に分かれておりますので細かい数字になりますが、身障者の大人の分についてのみ、同時に難病給付金についても申し上げたいと存じます。

まず、1級については、和泉市が1万4,000円、阪南平均が3万5,775円、府下平均1万9,290円。以下、阪南と府下はいずれも平均でございます。2級は和泉市が1万3,000円、阪南3万4,500円、府下が1万8,629円。3級は和泉市が8,000円、阪南2万2,263円、府下1万3,577円。4級は和泉市6,000円、阪南1万9,963円、府下1万2,200円でございます。

精薄者につきましては、Aの方が和泉市1万4,000円、阪南3万5,575円、府下が2万円。B1につきましては、和泉市7,000円、阪南2万5,113円、府下1万6,384円。B2は、和泉市はB1と同じ7,000円、阪南1万3,000円、府下9,277円でございます。

難病につきましては、本市が予定しておりますのが大人1万4,000円、子供が2万2,000円でございます。阪南平均は、大人が2万1,285円、子供2万2,288円でございます。府下平均の給付金につきましては、実施時期等が不明確な部分もございまして、把握いたしてございません。

以上です。

- 25番(天堀 博君) ちょっと答弁が漏れていたのは、最後の御答弁ですが、難病給付金の支給についての各市の実施状況ですが、全部の阪南8市で実施されてますか。
- 福祉課長(金谷宗守君) すべての阪南8市で実施されております。
- 25番(天堀 博君) 第1点目のあたりは、自然保護と緑の保全あるいは開発との関連という漠然とした問題ですが、市政運営方針にも市街地の拡大とともに緑が失われていくので、できる限り保存に努め、再生にも努力していく、と言われております。いまの答弁でも、できる限り事業者等にも指導していくということです。これは意見にしておきますが、実際には、開発と自然保護、緑の保全というものは相反するものであります。例えば空港ゴルフ場の建設にしても、プレーをするグリーンを除いて65%を保全をしていく。さらに、グリーンが残るんだと言われますが、いずれにしても、皮をむいてしまうわけです。その点では、緑が失われていくことには変わりありません。

たまたま、夕べのNHKテレビの「にっぽん水紀行」を見ていましたら、芝生にしたり樹木を切っていくことは、水の保水、保全に非常に影響を与えるということでありまして。その点から言えば、理屈の上では、市政方針の中で言われているような理屈なんです、実際にはなかなか難しいのではないかと。開発によってどんどん自然や緑が失われていくという状況になってくるのだら

うと思います。このような問題は、時間をかけても議論が深まりそうにないので、以上の意見だけ述べておきます。

それから、市街地の整備であります。いろいろ具体的にお聞かせを願いました。一定の市街化区域内の市内9カ所を対象にして調査し、その中で土地利用の把握をしたり、土地利用についての権利者とか、地域の意見も聞き、それをやっていく上での前提条件等の整備をしていくということで、最終的には開発型か保全型かを決定していく。さらに、1地区をモデル地域として進めていきたい、簡単に言えばそういうことです。それはそれとしても、いい側面とすれば、それをやっていくことによって一定の計画的な町づくり化されるだろうという気はします。

しかし、現在、ものすごく土地が高騰しております。東京は大変な状況ですが、大阪でも大変なんです。逆に公社あたりは台帳価格との差がなくなってきて喜んでる面はありますが、いまや調整区域の山間部でも坪当たりものすごい値段でして、とても買えない状況なんです。そのような状況の中で地域を調査して実態を把握しても、これは民間の個人の方々がも持ちの土地ですので、果たしてうまく進むかどうか1つの心配なんです。あるいはうまくいって進めようとするれば、前提条件のいろんな部分について、開発型にしていかなかったら土地の利用を図っていけないと思います。

松尾寺公園の指定されているところなどでも、以前からいろいろ問題が出てきて困っているんやという意見も聞きました。片や、青葉台や中央丘陵あたりの開発がどんどん言われているのに、公園指定をポンと打たれてしまったので困っているということです。和泉市内には公園緑地を何ばか取らないかんで、あそこを固めて取ったという話もあります。これは市街化開発の促進になるという、いまはまだそこまで考えてないでしょうが、こちらもかんぐりたくないんですが、そういうところにある一定の事業を導入するとなりますと、そこでもやはり問題が出てくるんじゃないかと思えます。これも意見として言うておきます。

それから、中央丘陵の中での泉北鉄道の1駅延伸問題ですが、いまの答弁では、開通が平成5年ということです。町開きが平成3年の春ということですから、2年の間があります。しかも、通常のペースということですから、恐らくこれより遅くなるのが普通じゃなかろうか。そこで、この間をどう対応するのか。これは住都公園の方の問題なんです。市がいままで公共主導型がやっていくということで、いかにも市が開発を進めてきたようなことを言うてきた状況のもと、このニュータウンへ入居してくる人たち、あるいはその周辺の人たちにこの間をどう対応していくのか、お聞かせ願いたいと思います。

- 都市整備部長（萩本啓介君） 先ほどの空閑地調査について次長から御答弁を申し上げました。ちょっと補足いたしますが、今回、やらせていただくというのは、昭和45年に線引き制度が

できまして、市街地の中で市街化を区域の設定をしている中で、5 haを中心にかなり広い空閑地が9カ所ぐらいあるということでございます。本来は、10年以内ぐらいを1つの目安として市街化になるべきところが、いろんな状況の中でおくれているという状態でございますので、これに対して一定の方針をとりたい。その中には開発型も出るかもしれませんが、営農とか地主の希望の中、また、今後の方向になりますが、場合によっては逆転もあり得るということでこの際、調査をさせていただいて方針を固めていきたいということでございます。

それから、泉北高速鉄道の1駅延伸問題でございますが、ただいま次長から申しあげましたように、町開きと鉄道の開通時期に若干の空白がございます。それが2年以内になるか、2年以上になるかは別といたしまして、現在、公団の考え方といたしましては、北部の調整池付近でまず町開きをしたいということで、地区内の和泉中央線と泉州山手線の整備に鋭意取り組んでおります。これらの道路を使いまして、1つの方法としては、光明池駅まで暫定的にバスを通すという考え方がございます。もう1つの議論といたしましては、例えば父鬼和気線あるいは泉大津粉河線には現実にバスルートがございますので、そういったものを暫定的に利用するという、2つの方法があるわけでございます。さきの地区内の中央線なり泉州山手線を通りますと、住民の方々にとっては光明池に行くのは便利ですが、それなりに大変経費のかかる要素もございます。そういった2つの案がございますが、現在のところ、どちらかといえば、暫定的にバスを動かしたいという方向で進んでおります。

- 25番(天堀 博君) とにかく市街化区域の中でやっていくということですが、例えばサントリーの周辺は、公社が持っている土地以外にも田んぼがございます。そういうものも今回の調査対象になるということですが、一般的に市街化区域の中の農地をなくしていくというのが国の政策なんですね。百姓を追い出して市街化にしていくという政策に乗っかっていると思うんです。その点では、先ほど言いましたような緑の保全やなくして、逆に農業そのものをさせなくしていくという状況になってくる。いずれにしても、そういう心配があるということで先ほど意見として言いました。

それから、電車が通るまではバスしかしょうがない。だれが考えてもそうなんです、そうになると、1つは道路整備の問題も出てきます。また、住民のニーズ、意向としては、どちらを向くのかということもあります。恐らく泉北鉄道の延伸という考え方でこれからですから、難波の北方面へ向かうというのが中心になってくるし、走るとすれば南海バスだろうと思うんですが、南海バスも営業ですからね。そこでは、住都公団と南海バスとの問題が出てくるわけです。これは開発がどんどん進む中、いよいよ住民が入居されることになると、その辺の不便さや不満などが全部行政に言うてくるわけです。どないかならんか、という話になってくる。その辺では、現時点

からしっかり構えていかないと、結局、尻は行政に持ってくる。南海バスも営業面からそんなに走れないという問題も出てくるかもしれない。市長は、この事業を始める最初から公共主導型と言うんなら、その辺もきちんとやっておかないと、そのときにあわてるということにもなりますからね。今回は、これぐらいにしておきます。

道路網の整備ですが、既存道路の整備は非常に難しいと言われております。ある程度実態もわからないではありません。それぞれ昔からの道路もかなりあちこち拡張しております。家を斜めに切ったりしているところも現実にあります。例えば小栗街道などは、実際問題として拡張できそうにありませんので、その辺の難しさは何も否定はしません。しかし、縦軸といわれる府道父鬼和気線や泉大津粉河線などは、府に対してもっと強く要望もしたり、市も力を入れて整備を図っていかねばならないと思います。

原議員の質問の中では、近道の問題については、また修正がどうかと言われてますが、ほぼ話がまとまりそうです。こういう横軸の大きな幹線道路がどんどんできてくると、これによって和泉市民が従前から利用、活用していた道路の混雑がますますひどくなるのが目に見えているわけです。泉州山手線が粉河線に当たっているところなどが開通していますが、その結果、われわれが山間部から府中へ来るのに大変時間がかかる。あそこで一度に込みますからね。最近はその影響で手前まで込んでくる場合があります。その点での対応策は、市政方針では、開発や道路の整備を進める、と言われ、いかにも道路整備が進んでいく形で書かれてますが、皮肉な見方ですが、そのようなところが欠落しているんじゃないかと思えます。これも意見にしておきます。

次のコスモポリス問題ですが、用地集約その他はいまの答弁でよろしいわ。ただ、大事なのは、議会への対応の問題なんです。いまの答弁を聞いてましたら、従来から予算審議や議案審議の場を通じていろいろ報告している。また、総合計画に基づいてやっているもんや、と自信をもって言われてますが、実態は、果たしてそうなんでしょうか。段階的に報告もしているし、予算審議のときでもちゃんとやってます、と言われますが、この間の総務委員会の報告は何ですか。平成元年度の市政運営方針に企画調査会社から事業実施会社になっていく、と出てるんでしょう。そのことの報告が資料も何もないままで口頭での報告で終わりです。また、今度、増資もするんでしょう。その分が予算としてあがってきますが、そのときだけの審議でしょう。コスモポリスや他の町づくりも含め、その辺の状況が全然議会の中のどこでやるのか、やる場所がない。実際には、きちんとした報告がされてないんじゃないですか。

最近、市長はどこへあいさつ回りに行ってもトリヴェール和泉、コスモポリス、ラーバン・ライフ・リゾートの三点セット、このごろは府中の駅前再開発を加えて四点セットを持ち出してるんです。秘書が書いた5枚ほどの原稿用紙を読むのに、この四点セットをよけい入れるもんやか

ら長うて嫌われてるらしい。私が言うてるのと違いますよ。それぐらい市長が目玉としているんです。あんたは、和泉市がいかにも開発しているかのごとくとうとうとやるわけでしょう。市民は、みなそう思ってるんです。前にも言いましたように、中央丘陵開発のゴーサインをどこが出すんやとね。議会が、よっしゃ、と議決するわけでも何でもなし。市民からすれば、あれだけ大きな事業をするんやから議会でいろいろやるんやろう、と思いますよ。市長もどンドン言うもんやからね。和泉市はそれだけ大きなことをやるんか、となりますよ。しかし、実態はそうじゃないでしょう。

議長にもお願いしたいが、いまのところ、議会の中の特別委員会は、最初からの流れから言えば、「開発事業対策特別委員会」というのがありましたが、中央丘陵開発が進みかけてきたのでそれを冠に乗せ、「和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会」という名前になった。この「等」というのは、開発全般をとらえるという意味があった。ところが、議員さんも新しくなり、時代の流れから、何や知らんけど、中央丘陵のことだけが付託事項としてやられることになってしまってます。だから、他の開発は、例えば駅前再開発は私の所管する建設水道委員会、これも付託事項じゃないから、協議会で言うたら何か出てくるだけ。コスモポリスは、いまのところ企画ですから総務委員会、ラーバン・ライフも企画ですから総務委員会ですが、肝心なところできちんと審議をする場所がない。これは議長にきちんと考えていただきたい。市長を初め理事者は、議会の具体的な意思決定を反映させていきたいと言われていたが、実際には、それができるような状況になってません。

今度は出資比率も変わりますね。そんなことも含め全然報告がされていない。この前、私どもの府會議員が調査に来たので御存知やと思いますが、コスモポリス計画の推進という、わが党の議員が求めたらこういうものが出てますし、出資比率の表まで出してるんですよ。和泉市の議員は全然知らんのですわ。総務委員会での口頭の発言だけで、変わるも何とも言ってない。この出資比率を見れば、3億円を10億円に増資し、出資比率も変わりますね。大阪府の15%が12%に下がり1億2,000万円、和泉市は19%から12.5%に下がります。和泉市商工会、和泉市経済振興連合会がそれぞれ0.5%が0.25%に下がります。合わせて和泉市関連では、20%が13%に下がるんです。もちろん、金額は増えますよ、3億円が10億円になりますからね。

一方、どこが上がるかと言えば、大林組、大成建設が12%ずつで計24%だったのがそれぞれ19.5%、合わせて39%。これも府の資料でわかったんですが、大阪府が大阪府中小企業団地開発協会に貸し付けるんですが、これが62億円です。これが今回は、事業実施ということで大阪府と同じところに位置づけられていたのが変わりました、大林組や大成などと同じグループに入り、それが5%。合わせてこの3つで44%と半分近くなります。こんなことを何も知らんの

ですわ。こんな状況で先ほどのような答弁をよく言えたと思うんですよ。

まさに公の機関である大阪府や和泉市あるいは商工会、経済振興連合会というところ辺の比率がうんと下がります。何も和泉市がよけい出せとは言いません。リスクも問題もありますから、少ないにこしたことはないと思います。しかし、こういう状況の中身が全然報告されていないということです。この表を見てもらうたらよくわかるんです。和泉市が用地集約を担当し、最終的な事業実施は大林や大成がやり、中小企業団地開発協会などが中心になって進出してくるでしょう。それらの企業のための前の整理を和泉市がやっているんでしょう。それが実態なんですよ。今日は、企業本位ではないか、というところの追及はしませんが、こういう状況がわれわれ地元議員にすら資料の提供もないし、何も報告されていないということは、議長、これは問題ですよ。何か答えがありますか。

- 市長公室理事（稲田順三君） 御指摘の点につきましては、われわれとしても十分認識するところであります。この点につきましては、予算委員会等を通じて資料の提出をしていきたいと考えるわけでございます。今回、企画調査会社から事業実施会社になりましたので、民間主導が強まってきたという理由につきましては、過去2年間、いろいろ調査研究もしてまいりました。その部分につきましては、行政間調整が必要でありました。和泉市内部の部局間あるいは府内部の開発関係との折衝などが主なものでしたが、いよいよ本格的に事業実施会社になった段階では、民間が持つノウハウをお借りしたいので、いわゆる民間分が前に出てきます。そういう役割分担に変わります。用地集約につきましては、当初から和泉市の役割は地元の方々と顔なじみでもあり、そういう関係も含めまして、市が責任をもって行っていくという役割分担になっております。資料につきましては、予算委員会におきまして、変更する部分についての御報告なり御説明も十分にしていきたいと考えております。

- 25番（天堀 博君） 民間主導になっていく云々の議論については、今日は置いときます。予算委員会と言われますが、そこで質問をしなかったらそのままいきますよ。こんなほかから入手した資料で質問してるんですよ。そんな手探りの話しかできないわけでしょう。市長ね、こんな議会対応ではくあい悪い。先ほども言いましたように、議会の方にも確かにいろんな経過があり、中央丘陵の部分の問題などもありますので、議長、ぜひ考えていただきたい。総務委員会で口頭で事業会社が変わる、という報告だけです。

府が何か32億5,000万円貸し付けるでしょう。また、今回の増資分が7,500万円、それで府の方から府会議員が調査に来て初めてわかったんです。予算委員会が終わってからやってもわからないままで済んでしまう。知らなんだら予算委員会で質問もできませんよ。

今回、これだけのおカネを増資するのかと聞いたら、あんた方が答えられる範囲で答えるだけ



ですがな。はっきり言っているのは言い逃れやと思います。それしかしようがない。そういう実態面やということを議員の皆さんも知っというてもらわんとぐあい悪い。このまま放つといたらくあい悪い。法的にこの株式会社に対して議会が口をはさむ余地は何もないんです。しかし、市長の四点セットの話がどんどん市民の間に広がっていくのですから、議会人してもきっちり押さえておく必要があると思います。理事会も襟を正していただきたい。

○ 市長（池田忠雄君） 詳しいことは別にいたしまして、コスモの経過、成り立ち、進んでいく経過につきましては、既に当初から御案内のとおりであります。ただ、議会への対応について御指摘をいただいている面がございます。中央丘陵等開発特別委員会ではトリヴェール和泉のごとについて御審議をいただき、コスモ、ラーバンは総務委員会、駅前再開発は建設水道委員会と、それぞれの所管において御報告してまいった経過もございます。いろいろ御指摘をいただいておりますが、いまの時期を外して和泉市の発展はない中、それぞれ4大プロジェクトをもって明日の和泉市の発展を目指し、郷土の発展を図りたいという願いでございます。それぞれ重要施策です。議会での御審議のあり方につきましては、御指摘を胸に置きまして議長さんとも御協議をさせていただき、対応させていただきたいと存じます。よろしくお願いを申し上げます。

○ 25番（天堀 博君） こちらも言うときますが、ほんまに謝りも反省もない。今後はこうします。ということをや反省やと判断しておきますがね。先ほどお見せしたような資料についても、市長が知っているかどうかわかりませんが、こういう資料も含めてきちんと提示すべきやと思います。先ほど言いましたように、議会が法的にここに口をはさむ権限はないんですよ。しかし、市長の立場とわれわれは違いますが、いずれにしろ、どんどん進んでいく大規模な事業の中身を議会がわからん、資料の提出もないということは非常に問題やと思いますので、よろしく胸に入れておいていただきたい。

福祉の問題ですが、総合福祉計画、町づくり要綱について御答弁がありましたので、ぜひそういう形できちんと進めていただきたい。実施計画の中で示々という話もありましたが、福祉の中で総合福祉計画も含めて指摘をしておきます。

給付金につきましては、市政運営方針では、難病の給付金も出す、と言われてますが、それもええことやと思います。しかし先ほど、それぞれの額を福祉課長から出していただきましたが、発表している方が恥ずかしいんやないかと金谷君に同情するんです。直接の担当者としてね。阪南各市の中では非常にええところもあるかもわかりませんが、府下平均と比べても各種の給付金はかなり低いんですね。難病にしても、阪南の平均が2万1,285円に対し和泉市は1万4,000円です。私はきっちり調べてませんが、和泉市より低いところがあるかもしれませんがね。しかし、平均すればそうなってます。

市政運営方針では、「従来より心身障害者（児）に対して給付金を支給しておりますが……」と書かれております。私は言いたくないが、これだけ立派にやらそうに書くのなら、何ぼ今回の市政方針に目玉がないといっても、せめて他市並みに引き上げてから書いてくださいよ。これでは恥ずかしいのではないかと思います。これは意見として言うておきます。心身障害者に対する給付金についても、「今後、さらに検討していかなければならない」というぐらいは追加して書いておきなさいよ。

以上、今回は、原議員とも合わせて市政運営方針全般にわたって総括的な質問をさせていただきましたので、掘り下げた点はきるだけ避けましたが、後日、私どもの党からも2人の議員が予算審査特別委員会に入っておりますので、詳細につきましては、その中で審査に加わりたいという事で議りますので、私の質問を終わらせていただきます。

- 議長（田中昭一君） お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

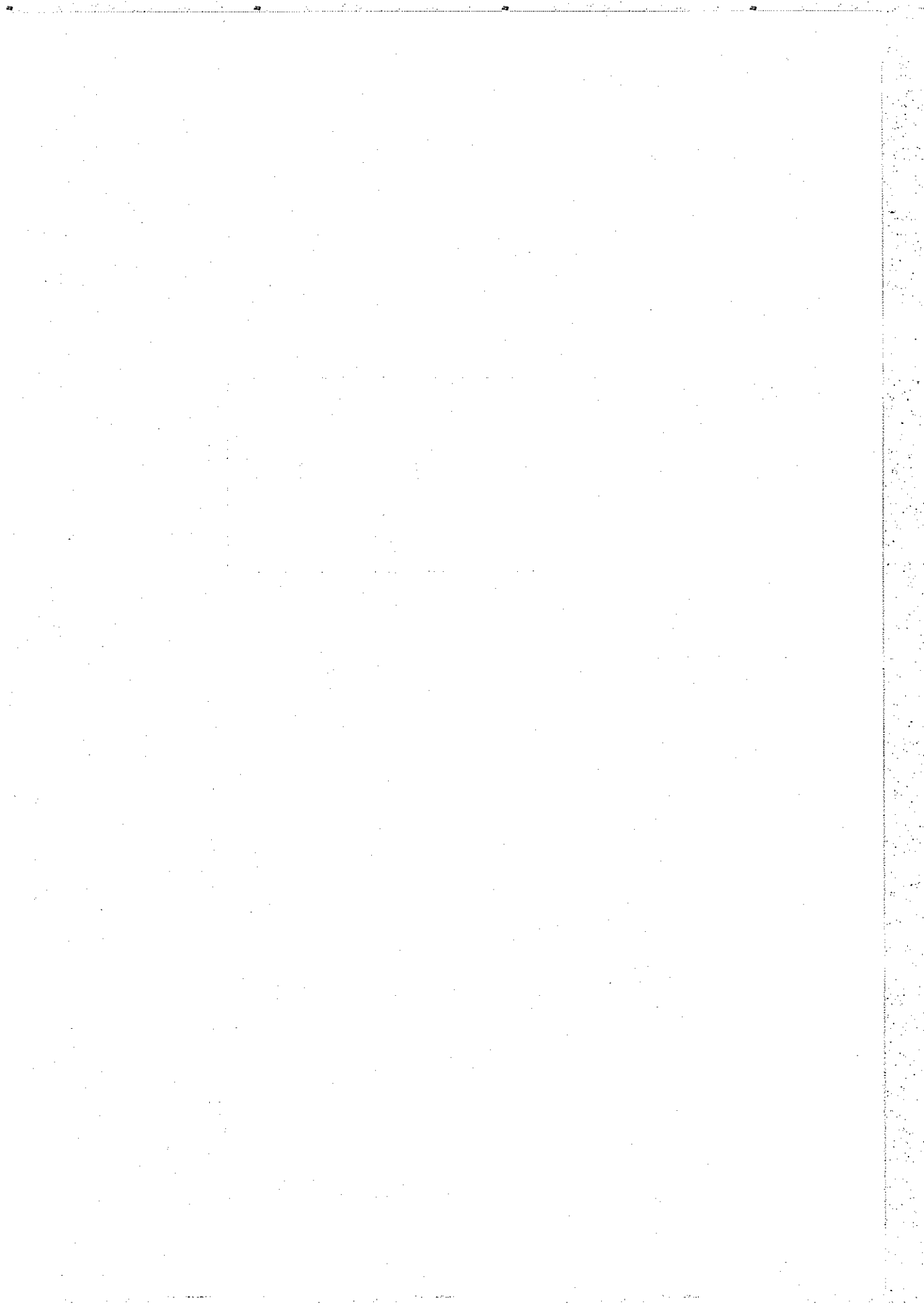
なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、定刻御参集くださるようお願いをいたします。

それでは、本日はこれにて散会をいたします。

（午後4時25分散会）



第 3 日



平成元年3月10日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	坂口 倣彦 君	16番	西口 秀光 君
2番	須藤 洋之進 君	18番	若浜 記久男 君
3番	藤原 正通 君	19番	木村 静雄 君
5番	並河道 雄君	20番	出原 平男 君
6番	穴瀬 克己 君	21番	勝部 津喜枝 君
7番	赤阪 和見 君	22番	早乙女 実 君
8番	中塚 新治 君	23番	原 重樹 君
9番	讃岐 一太郎 君	25番	天掘 博 君
10番	竹内 修一 君	26番	飯坂 楠次 君
12番	松尾 孝明 君	27番	奥村 圭一郎 君
13番	森 悦造 君	28番	友田 博文 君
15番	柳瀬 美樹 君	29番	田中 昭一 君

欠席議員(1名)

17番 池辺 秀夫 君

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市 長	池田 忠雄	総務部 理事	大塚 孝之
助 役	阪口 禮之助	総務部 次長	森 利治
収入 役	中塚 白	総務部 次長	奥村 富彦
市長公室 長	杉本 弘文	財政課 長	阪 豊光
市長公室 理事	逢野 一郎	同和対策部 長	堀 宏行
市長公室 理事	神藤 恒治	同和対策部 理事	向井 洋
市長公室 理事	隆崎 大我	福祉事務所 長	中川 鉄也
市長公室 理事	稲田 順三	福祉事務所 次長	原 美助
市長公室 次長	鹿島 賢昌	市民生活部 長	麻生 和義
秘書課 長	井阪 和充	市民生活部 理事	中上 好美
企画課 長	今村 堅太郎	市民生活部 次長	岸田 秀仁
総務部 長	橘本 昭夫	市民生活部 次長	坂田 平之

市民生活部次長	池 辺 修 次	消 防 長	角 谷 泰 夫
産 業 部 長	松 村 吉 堯	消 防 本 部 次 長	高 宮 武 男
産 業 部 理 事	中 西 淳 富	消 防 本 部 次 長	一ノ瀬 喜 広
産 業 部 次 長	高 三 一 行	用 地 担 当 理 事 局 長	明 坂 貞 士
産 業 部 次 長	赤 田 儔 信	用 地 担 当 参 事 局 長	中 辻 寿 夫
建 設 部 長	浅 井 隆 介	用 地 担 当 参 事 局 次 長	藤 原 忠 男
建 設 部 理 事	山 崎 琢 磨	教 育 委 員 長	西 川 喜 久
建 設 部 次 長	谷 俊 雄	教 育 長	逢 野 博 之
都 市 整 備 部 長	萩 本 啓 介	管 理 部 長	白 樫 通 有
都 市 整 備 部 理 事	高 橋 欣 吾	管 理 部 次 長	重 野 欣 達
都 市 整 備 部 次 長	三 井 義 秋	指 導 部 長	木 村 吉 男
都 市 整 備 部 次 長	松 林 保	指 導 部 次 長	生 田 稔
改 良 事 業 部 長	富 田 宏 之	社 会 教 育 部 長	竹 田 明 郎
改 良 事 業 部 理 事	笠 木 恒 忠	社 会 教 育 部 理 事	佐 原 行 雄
改 良 事 業 部 次 長	大 宅 清 臣	社 会 教 育 部 理 事	明 坂 文 嘉
水 道 事 業 管 理 者	田 中 稔	社 会 教 育 部 次 長	北 野 喜 平
水 道 部 理 事	岩 井 益 一	社 会 教 育 部 次 長	藤 木 意 継
水 道 部 次 長	岸 本 孝 二	会 計 課 長	高 橋 正 道
水 道 部 次 長	仲 田 博 文	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	農 端 小 一
病 院 長	竹 林 淳	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	庄 司 清
病 院 事 務 局 長	藤 原 光 夫	監 査 委 員	吉 田 陽 三
病 院 事 務 局 次 長	藤 原 清 司	監 査 事 務 局 長	森 口 義 忠
病 院 事 務 局 次 長	谷 上 徹	農 業 委 員 会 会 長	信 田 種 行
		農 業 委 員 会 事 務 局 長	

※備考 各課長級の職員は、議案説明の必要に応じて出席させる。

○  
 本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中 野 満 男

○  
 本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北 野 敦 雄
次 長	河 原 茂 隆
主 幹	大 中 保
係 長	佐土谷 茂 一
主 査	井之上 光 一

本日の議事日程は次のとおりである。

平成元年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月10日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		一般質問について	

(午前10時開議)

- 議長(田中昭一君) おはようございます。議員の皆さんには、公私何かとお忙しい中連日ご  
わたり御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは24名でございます。池辺議員さんから欠席の届け出が  
ございます。遅刻届け出のある議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほ  
どなくお見えになることと思います。現在、24名でございます。

- 議長(田中昭一君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しております  
ので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(田中昭一君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、  
よろしく御了承を願います。

- 議長(田中昭一君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1「一般質問について」を行います。

最初に、28番・友田博文君。

(28番・友田博文君登壇)

- 28番(友田博文君) 28番・友田です。通告順に従いまして質問をさせていただきます。

まず質問に入る前に、市長さんを初め理事者の方々あるいは関係者の方々に一言、御礼を申し  
上げます。

昨年来、窓口事務のサービス強化ということで研究を重ねていただいていたところであります

が、一定の結論を得、このたび、平成元年度において新設の光明台市民サービスセンターとともに、横山地区の市民課事務取扱次所の名称も横山サービスセンターに衣がえされ、機能を強化、充実させるためにファクシミリを導入していただき、住民票、印鑑証明などを即時に発行していただけることになったということで、この場をお借りいたしまして、地域住民を代表いたしまして御礼を申し上げる次第であります。ありがとうございます。

それでは質問に入りたいと思います。平成元年度の市政運営方針に基づき、また、基本指標に基づいて御質問をいたします。

市政運営方針の総論において「激動の「昭和」の時代が静かに幕を閉じ、いま新しく、世界の平和と人類繁栄への願いを込めた「平成」の時代を迎えました」と述べられ、さらに「ここに、新しい平成元年に当たり、14万6,000市民が英知を結集し、創意と活力ある豊かな郷土の形成に向け、一層の飛躍を期する「平成時代」にいたすべく、力強い前進を決意する次第であります」と述べられていることに対し、われわれ市民としては心強く、また、信頼しているところであります。

そこで第1点目は、脆弱な財政とプロジェクトの実現方策についてお聞きします。

市政運営方針に「財政基盤は依然として脆弱であり」とあり、一般財源が窮乏していると言われる一方、多くの大プロジェクトを打ち立てられておりますが、見通しがあるのかどうか。どのように完成させる方策をとられるのか、お尋ねをいたします。

次に、基本指標の中の「緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり」の中で何点が質問をさせていただきます。

まず、公園緑地の整備についてですが、市民の潤いの場である公園整備として、元年度は、市内の6カ所で整備事業が進められるということで、私としては、市街地の各所にそういった憩いの場、子供の遊び場を整備していただくことは、非常に結構なことであると思っております。特に信太山丘陵にある黒鳥山公園などは、30周年事業の折には、噴水や桜の植樹などで非常に整備が行き届いてまいりまして、近年では、地域住民の方々のほか近隣からもたくさんの方が桜の時期などに訪れ、本市の桜の名所として、また、基幹公園としてその利用が図られているところであります。

本市には、そのほか市民の多くに利用されているところとして、西国33カ所の札所としての榎尾山があり、ここは金剛生駒国定公園の一角を形成していることは、皆様も御存知のとおりであります。近年では、榎尾山は従来、市が中心となって桜祭りが盛んに行われてきた場所ですが、桜の木が老木化してきたことなどから、最近では利用がされなくなってきております。私は、榎尾山は、市民の散策の場、自然を楽しむレクリエーションの場として、自然が貴重な空間を提供



してくれているのですから、積極的に整備を行ってその活用策を立てることが必要だと思っております。そういったことから、今後の槇尾山の整備方針についてどのようなお考えをお持ちなのか、お答えを願いたいと思います。

次に、道路整備についてお聞きをしたいと思います。

和泉市は、過去から都市基盤の整備が先進都市に比べおくれをとっているとして理解しているところであり、今回の総合計画の実施計画にも重点課題として述べられているとおおり、特に早急に道路を整備することが必要ではないかと考えているところであります。幸いにも関西国際空港の建設を大きな契機として、大阪市内あるいは国道等を軸に直結する近畿自動車道紀勢線や泉州山手線、大阪外環状線といった広域幹線が整備されようとしております。

先般の市長さんの市政運営方針でも述べられているように、現在、市域の中で大プロジェクトが構想され、その実現に向けて建設造成あるいは計画が逐次推進されようとしておるところであると伺っております。これらのプロジェクトの推進により丘陵部は、トリヴェール和泉の整備に関連する和泉中央線の整備を初めとする開発地区内の道路網の整備が一定なされてくるものと思っております。また、J R 阪和線と和泉府中駅前再開発事業によって、駅周辺の市街地の環境整備と道路整備についても改善が見られてくるものと思っております。

この2つのプロジェクトに関連する道路整備や地区内幹線道路などの道路整備計画を見ますと、トリヴェール和泉から北側部分、つまり市域の北部周辺の道路網は将来的に整備され、交通の利便性がかなりよくなっていくことは明らかであります。そこでお聞きをしたいのは、これらの北側の整備に比べ、光明池春木唐国線を境とする山手側については、道路計画の間隔が荒くなっていると思っております。これからの山手を中心とした道路整備計画はありなのかどうか、その点について御答弁をお願いいたします。

次に、上水道の充実についてですが、少し意見だけ述べさせていただいて次に移りたいと思っております。

今回、国の方では税法改正が行われ、それに伴って消費税が導入されることになってまいりました。これに関連して本市の公共料金設定についても、関係者の皆様にはいろいろ御苦勞が御ありのことと思っております。大阪府下の導入の情勢を見ますと、台所は苦しいけれども、なかなかストレートに料金に反映できないのが実態であろうかと思うわけであります。そういった中、水道部が消費税の導入に踏み切られたことについては、非常な決心が御ありになったのではないかと推察するところであります。市民だれしも生活に直結する問題だけに、公共料金が安い方がいいに決まっています。私自身もそう思いますが、水道部においては、水道管理者さんを初め職員の皆さんが精一杯の企業努力をされ、いままで10年の長い間料金を上げることなく、市民サービス

に努めてこられたことについては、一定の敬意を表したいと思います。企業経営の観点から今回、やむなく料金改定となったものと理解しておりますが、今後ともいままでも以上に市民サービスの向上に徹して頑張ってくださいようお願い申し上げておきたいと思ひます。

次に、交通安全についてですが、これについても私なりの意見を少し述べさせていただきたいと思ひます。

本市の人口も年々増加の一途をたどりまして、モータリゼーションの普及と相まってますます車の数が増えてまいります。この影響で朝夕のラッシュ時には、市内至るところでかなりの停滞が発生してまいっております。停滞の解消については、先ほど述べさせていただき御答弁をいただくことになっております道路網の整備に関連する話ですが、ここで言いたいことは車の流動性確保でなく、裏腹の歩行者の安全確保のことです。

車の増加に伴って児童・生徒あるいは老人の歩行者の安全の確保が図られなければなりません。みずからの安全は、みずからが守ることが基本であると思ひます。市政運営方針でも運転者に対する交通マナーの講習会、歩行者に対する講習会についていろいろ述べられているところであり、それらの施策によって少しでもマナーが向上していけば大変結構なことではないかと思ひるところであります。最近、若い人でも大抵は車に乗っております。このことが原因で暴走や無謀運転が多く、場合によっては人身事故などを引き起こす事例もたくさん見受けられます。そういったことから、交通安全施策の整備はもとより、運転者のマナーの向上について、一段と力を入れた施策の展開をお願いしたいと思ひます。また、老人については、高齢者を対象に交通安全についてのリーダーの育成が図られているようでありましたが、特に学校教育の中で児童・生徒への徹底した交通安全について、啓発と教育を強く要望いたします。

次に、消防体制の充実についてお聞きしたいと思ひます。

本市も年々の開発によって住宅やマンションが増加し、商店や業務用ビルも増えてきております。建物も高層化し、いろんな工場もありましようが、それに伴い火災の種類も複雑、多様化してきていると思ひます。これに対応するため、消防本部でいろんな機材、器具の整備や対策が立てられていると推察いたします。和泉市域の形状は、大阪湾から和歌山県境に向けて細長い地形となっている関係上、いろんな市民サービスの際、距離的な障害があつてなかなか難しい点があるように思ひます。特に南部地域の救急問題については、過去からいろいろ指摘もされてきたことも聞き及んでおりますし、その対策に努力されてきたことと思ひます。

そこでお聞かせをしたいんですが、市政運営方針の中では、平成元年度において長年の懸案であった市域南部に対する救急救助業務対策として人的、物的施設の両面にわたって整備し、現在の池田消防出張所を分署体制に拡充されますが、その整備によってどれだけ山手の救急行政が改

善することになるのか、現状を交えて説明をお願いいたします。

次に、教育問題についてです。

和泉市を取り巻く社会環境は大きく変化しようとしております。21世紀に20万都市を目指し、活力に満ちた住みよい心の通った和泉市をつくろうと、市長を中心に職員各位におかれては、大変努力をしていただいていることと喜んでいる次第であります。先般2月4日に開催された国際交流協会主催のシンポジウムにおいて、講師のミセス・モーゼ・ランデムさんが「外国人から見た日本人」というテーマで講演会がありました。講演の内容は面白く楽しいもので、西洋と日本の風俗や風習のすべてにわたって違いがあり、もっと生活習慣の違いを理解し合わなければならない、という内容であったと思います。いまや日本は、世界の中の日本、経済大国であります。現在、泉州沖に建設中の関西国際空港の開港とともに、和泉市においても国際都市の幕あけがやっております。

しかるに、われわれ和泉市民のほとんどが、外国人に対しいままでも非常に無知で閉鎖的であったのではないかと思います。このような中、市民への啓蒙啓発といった点で、国際交流協会の今後の活動に大いに期待するところであります。私は、学校教育において、国際化に向けた教育が必要であると思いますが、国際化に向けた学校教育についてどのように取り組んでおられるか。また、今後、どのように取り組んでいこうとしているのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、青少年の非行防止対策について質問いたします。

社会構造や経済情勢の変化に伴って核家族化が進み、夫婦共働き家庭が増加しております。子供が学校から帰っても親がいないカギツ子が増えるのも当然と言えます。また、最近では、子供に部屋を与える関係上、家庭でも子供の部屋に十分に目が届かない状況にあります。学校から帰った後でも塾へ通うのが当たり前になっている風潮があるのではないのでしょうか。子供たちは遊ぶ時間がない。塾が遊び場であり、友だちと語り合う憩いの場となっているようにも聞いております。このようなことも1つの要因となっているのだと思いますが、青少年の非行は年々増加し、低年齢化しているのが現状だと思います。次代を担う青少年を健全に育成するには、家庭、学校、社会の三者の責任であると考えます。

そこでお聞きしたいんですが、まず第1点目は、非行青少年が育っている家庭環境の共通点と非行防止対策をどのように考えておられるのか。

2点目は、学校側の問題として、非行化した少年に対する教師の対応の仕方はどのように指導し、接しておられるか。

3点目として、暴力が振るわれ、ゆすり、たかりが行われても、他の人が見ても見ないふりをして遠去かっていくことが多いようです。このような社会環境、社会風潮の中で、どのような青

少年の非行防止対策を社会にアピールされているのか、お答えをお願いします。

次に、いずみ・ラーバン・ライフ・リゾート構想について報告をいただきたいと思います。

一昔前、「衣食住」という言葉がありました。近い将来の週休2日制をにらみ、人々が余暇、レクリエーションを本格的に楽しむ時代が到来するものと思います。総合計画の基本構想策定時に、時代を先取りして衣食住の後に遊ぶ意味の「遊」を付けて「衣食住遊」という言葉をテーマとして、町づくりを議論されている大都市があるやに聞いております。こういった時代を先取りしたいいずみ・ラーバン・ライフ・リゾート構想についての取り組み状況、進捗状況といった点を中心に、できれば事業手法、施設計画などが明らかであれば教えていただきたい。これは報告のみで結構です。

次は、農林業の振興策についてお聞きをいたします。

本市の農林業は、昔から大阪府においても非常に盛んな土地柄で、温州みかんの栽培が、丘陵部から山手にかけて広く行われております。最近では、コメの生産過剰による減反政策と相まってみかんについても例外でなく、オレンジを初め輸入柑橘類に押され、その生産に深いかげりが出てきております。このような状況の中、これらについて輸入自由化が実施されることになり、その深刻さに拍車がかけれ、さらなる生産調整、減産へと追いやられることは明らかであります。このため一方策として、温州みかん園転換整備事業や、これの名称を変更して衣がえした温州みかん園産地再編対策事業によって、少しでも地場の特産品である温州みかんの生産を有利にしていこうというものであろうと思います。しかし、この事業によってどれだけの効果があるのか。もう少し抜本的な手立てはないものかどうか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

次に、福祉行政についてお聞きをいたします。

福祉施策としては、大きく分けて老人、障害者、児童、母子、父子、低所得者福祉について、いろんな手立てが講じられているところでありますが、私が指摘をしておきたいのは、これからどんどん高齢化社会が進み、西暦2000年の冒頭にはピークに達すると言われております。このような時代を迎えるまでに、国、府、市を挙げてこれに対応する方策を考えなければならないと思います。本市でも総合福祉会館が建設され、その運営も拡充が図られていることと思いますが、そのさらなる活用と相まって、21世紀を目指した高齢化福祉社会対策をどのように考えているのか、お尋ねします。

最後に、ふるさと創生についてですが、竹下首相の目玉の1つとして、ふるさと創生のため全国の市町村に1億円ずつ交付して、村興し、町興しという町づくりに役立ててもらおうという趣旨で取り組まれておるのですが、この1億円がどのような形で入るのか、また、取り組み体制と取り組む事業の内容についてお聞かせ願いたいと思います。

以上、長くなりましたが、何点かの質問について回答をお願いしたいと思います。御答弁の内容によっては、自席からの再質問の権利を留保して終わりたいと思います。

○ 議長（田中昭一君） 理事者答弁。

○ 市長公室理事（稲田順三君） それでは、第1点目の脆弱な財政基盤とプロジェクト実施について、稲田よりお答え申し上げます。

関西国際空港建設のインパクトを活用し、泉州地域を中心に各自治体において、いろんなプロジェクトが計画されているところであります。本市におきましても、これを契機に調和と活力ある町づくりを行うため、いろんなプロジェクトを進めているところであります。しかし、財政基盤が脆弱なため、これらのプロジェクトを進めるには、本市の財政負担の軽減を工夫してまいることが、何よりも増して重要なことであると理解するところであります。したがって、現在、進めておりますコスモポリス計画なりラーバン・ライフ・リゾート構想その他の計画につきましても、その実施に当たりましては、市が直接の事業主体になるのではなく、民間会社など含む第三セクター会社を事業実施主体として取り組んでいるわけでございます。事業実施についての本市の負担額とリスクの軽減を図ってまいり、最小の経費で最大の効果をあげ、所期の目的を達成したいと考えているところであります。よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（田中昭一君） 次。

○ 都市整備部次長（松林 保君） 槇尾山整備につきまして、公園課松林より御説明申し上げます。

槇尾山は、金剛生駒国定公園として昭和33年に指定され、国定公園の南部終点となっており、府が管理する自然公園となっております。槇尾山周辺の整備としては、昭和35年から40年までの6年間に観光事業並びに府施行の自然公園等施設整備事業により、槇尾山登山道路の整備、滝願寺の垣周辺整備、展望台及び便所、駐車場の整備等を行ってきております。また、昭和62年度には、槇尾山周辺整備事業として駐車場及び植栽の施設整備を図ってまいりました。

なお、自然公園等施設整備事業においては昭和52年度に廃止されており、今後の槇尾山整備計画につきましては、自然公園法に基づき施行するもので、都道府県知事、いわゆる府が決定し、施行するものでございますので、今後の整備につきましては、府に対して強く要望していきたいと考えております。また、現在、本市における管理分野としては、駐車場、縁起、便所等のごみ収集、し尿の汲み取りを指定業者との年間契約により実施いたしております。また、府からの委託で自然公園内ダイヤモンドトレードの清掃を行っているところでありますので、よろしくお願いをいたします。

○ 28番（友田博文君） 1点ずつやっていきたいんですが、よろしいでしょうか。

○ 議長（田中昭一君） 結構です。

○ 28番（友田博文君） まず最初に、脆弱な財政とプロジェクトの実現についてですが、少し意見を言うときます。

これは第三セクターということでリスクを少なくしていこうということですが、私が懸念するのは、臨空タウンについてです。臨空タウンについては、製造業など各ゾーンを145haにわたって来年から分譲することになっておりますが、その辺について一体化していくのか。また、プロジェクトがうまく進められるのかということです。その点について十分検討を進め、間違いないような行政を行っていただきたいと思っております。これは意見にとどめておきます。

それから、榎尾山の整備ですが、いろいろとこれまでに整備を重ねていただきましたことを御礼を申し上げます。市の行政の中でというよりは、府の行政の中でやっているということですが、この榎尾山というのは、西国33番の札所であり、関西はもちろん、中国、四国など全国からお参りや観光に来るということで、和泉市にとっては貴重な名所旧跡、観光資源だと思っております。そこで、市長にお答えを願いたいんですが、榎尾山についてどのように考えておられますか、見解をお聞きしたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 友田議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思っております。

私も議員さんと同感であります。緑豊かな国定公園の一角にある榎尾山は西国の札所でもあり、全国から御来場される人も多いわけであります。それなりに大切に守っているわけでございます。こうした榎尾山の今後については御案内のとおり、榎尾山の桜祭は、主に道路事情で中止されたのはやむなき仕儀でございました。今後ともいろんなネックはございますが、府と相図りながら整備を進めていきたいと存じます。榎尾山は自然との触れ合いの場ということで、老朽化しておりました青年の家も近く29日に竣工式を予定しております。多くの青少年の自然との触れ合いの場、団体活動の場としての位置づけも重視した経過の中で、御協力をいただきながら建て替えをしたわけでございます。駐車場も一定整備をさせていただいた中、市としても限界がございまして、和泉市にとって得がたい場ありますので、それなりに府と相図りながら整備を進め、振興策を図ってまいりたいと考えております。よろしく御協力を地元の立場からお願い申し上げます。

○ 28番（友田博文君） いま、市長さんの方から榎尾山は和泉市にとって観光資源、名所旧跡という位置づけをしている、という御答弁をいただき、ありがたく思っております。青年の家などいろいろございますが、最近の状況は、階段等いろんな面で相当痛んでおりますので、老人などが登るのに大変苦労されておられます。そういった中、現状の榎尾山の整備について何か考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

- 都市整備部次長（松林 保君） 槇尾山の登山道路の整備と思いますが、62年度に植樹祭を行いまして、登山口と山門前にしゃくなげの植樹をいたしました。できれば、いまの登山道の調査をし、補修できるものであれば、補修をしていきたいと思ひます。
- 議長（田中昭一君） 市長。
- 市長（池田忠雄君） 御案内だと思いますが、宗教と政治とは基本的に分離されておりますので、お寺に関することは、市としてはいらえませんが、それは御理解をいただきたいと思ひます。ただ、観光資源としての槇尾山の公園なり、人と自然の触れ合いの場としての位置づけの中、いろいろと府と相図って施策は打たしていただきたい。ただ、寺に関することは憲法上の基本原則がございますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。
- 28番（友田博文君） 市長のおっしゃったことに反論するわけではありませんが、私が先ほど言いましたように、和泉市の名所旧跡となれば槇尾山だろうと思ひます。これぐらい各地から訪れるものは、和泉市にはほかにないと理解しております。こういう立派なものがあるんだというところでできるだけ大事にしてほしい、そういう気持ちですので、よろしく願ひいたします。  
それから、いままで桜祭をやってこられたんですが、中止されております。今後、そのような計画があるのかなのか、ちょっとお聞かせ願ひたいと思ひます。
- 産業部長（松村吉堯君） 先ほど、市長の答弁の中にもありましたように、桜の老木化と主に交通問題、道路事情から桜祭を中断したわけでございます。私どもといたしましても、府に対していろいろ折衝、要望もし、道路の拡張等を働きかけてまいてるところであります。ただ、お聞きをいたしますと、関西国際空港関連の1つの事業として、あの辺に水源の確保という問題があるやに聞いております。その問題も含め道路問題も解決していただきたいという府の意向も出されております。現状、あの道路の改修が進まない中、先ほどの御指摘にもございましたように車社会ということで、勢い、車が入って来ることですので、いましばらく道路改修の見通しがつかない中、現時点で早急にもう一度復活するという要素を見出せないのが現状ですので、御理解を賜りたいと思うわけでございます。
- 28番（友田博文君） いろいろ槇尾山が名所旧跡ということで位置づけられている中、今後とも一層観光地、名所旧跡の場としての整備充実につきまして、府とともに頑張っているものをつくっていただきたいと期待をしておりますので、よろしく願ひいたします。
- 議長（田中昭一君） 次。
- 都市整備部理事（高橋欣吾君） 2点目の道路網の整備につきまして都市整備部高橋から、お尋ねであります光明池春木唐国線以南の都市計画道路網の中での今後、新たに計画検討すべき都市計画道路についてお答えをいたしたいと思ひます。

御指摘のとおり、光明池春木唐国線以南の山手側の地域における都市計画道路といたしましては、現在、大阪外環状線及び池上下宮線の2線でございます。現状における交通処理機能としては、現道の泉大津粉河線及び父鬼和気線、もう一つ一般国道170号線が主な役割を担っている実情でございます。今後、本地域において新たに検討すべき都市計画道路につきましては、春木久井地区におけるコスモポリス計画に関連をいたしまして、光明池春木唐国線から大阪外環状線へのアクセス道路等について、計画熟度に合わせて検討してまいりたい所存でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○ 28番(友田博文君) 昨日の答弁でもありましたが、和泉市の地形は縦に長い長方形です。本市は、JR阪和線、13号線、小栗街道という交通ルートで発展してきたと思うんです。そういう中で現在の道路計画を見ますと、幅の狭い横軸に計画がされております。山手についても、大阪外環状線についても横に計画されております。和泉市は、庁舎を含め和泉府中を中心とした道路計画においては、縦軸を中心としたものをきちんとしておく必要があったのではないか。いろんな問題経過等の中で横軸ばかり先行しておりますが、縦の軸というものをはっきり打ち出していく必要があったのではないかとその点を指摘もしておきたい。こういう縦の道路計画について、どういうふうに整備計画が進められておるのか、お伺いをしたいと思います。

○ 都市整備部理事(高橋欣吾君) 御質問をいただきました縦軸の道路整備状況につきましては、先ほども申し上げましたように池上下宮線がござりますが、これの現在の進捗状況につきましては、全体計画延長が11kmですが、特に事業をしておりますのが、JR阪和線から岸和田南海線までの約8.30mが6.2年度から事業着手されておまして、おおむね平成4年度末完成をめぐりに道路用地取得を進められているのが現状でございます。残る区間の整備につきましては、当面は、事業が進められている区間を中心に漸次、整備が進められることになっております。山手側につきましては、事業の速度が上がりまして短期間に整備が進められるというものの、まだまだ一定の日時が必要であるというのが池上下宮線の実情でございます。

もう一つのコスモポリスに関連した光明池春木唐国線から大阪外環状線までの道路についても、コスモポリス計画の事業化と合わせまして一体的に整備をされていくと考えますが、現在、まだ用地取得の段階でございますので、整備までには、もう少し日時を要するというのが実情でございます。

以上、現在の縦軸の道路整備の状況でございますので、何とぞ御理解を賜りたいと思います。

○ 28番(友田博文君) いままでからもいろんな答弁を聞いておりますが、池上下宮線につきましては8.30mという、総延長11kmのうちの1km足らずということでなかなか前に進まないようであります。私は、横山出身ということで池上下宮線を中心に言うわけではないんですが、



現在の中央線にしても、今朝も和泉府中の井ノ口のところまで来るにしても、チェリータウンの手前からずっとつながっているという状況なんです。そういうところを勘案していただき、トリヴェール和泉ができた段階でこの中央線がどうなるのか、本当に懸念している次第であります。今後とも池上下宮線について一層の努力をしていただき、また、中央線もコスモポリスで終わるんじゃなく、ずっと縦軸につないでいただくということで、できるだけ早期に事業が進められるようにお願いしたいと思います。

これは意見だけにとどめておきます。

- 議長（田中昭一君） 次の答弁。
- 消防本部次長（高宮武男君） 第3番目の消防関係の御質問について、消防本部高宮よりお答えをいたします。

消防車、救急車など緊急車の走行につきましては、事故が発生した時間帯、天候、夜間などによりまず道路状況に大きく左右されますので一律には申し上げられませんが、現在の出動記録の平均的な所要時間で申し上げますと、消防本部から南池田校区では8～13分ぐらい、横山校区では15～20分ぐらいとなっております。したがって、池田出張所に救急車を配置いたしますと、横山校区では6～7分程度短縮できることとなります。そのような関係上、救急隊によりまず急病人や負傷者に対する応急措置がより早くできることとなりますので、傷病者に対する救命効果が非常に高くなるものと考えております。

また、救助工作車につきましては、最近の自動車は軽量化されておりますのと、貨物車では逆オーバー型が多くなったことから、交通事故が発生いたしますと、車の中に閉じ込められるケースが非常に多くなっております。したがって、救助工作車を救急車と同時に出勤させることによりまして、これらの事故により早く対応できますので、その効果を期待しておりますのでございます。よろしく御理解をいただきますようお願いいたします。

- 28番（友田博文君） 今回の回答では、池田出張所に救急車を配備していただくことで6～7分短縮できるということですが、われわれ市民にとっては1秒でも早く救急車の到着を待つわけです。本当に市民が安心して救急車を待てることについては、非常にありがたいと思っております。今後とも救急隊員の皆様方に対しましては、救急業務に関して市民サービスの向上に一層努力していただきたいをお願いをしておきます。
- 議長（田中昭一君） 次の答弁。
- 指導部次長（木村吉男君） 教育問題と青少年の非行防止対策について、指導課木村よりお答え申し上げます。

御指摘をいただきました学校における国際化に向けた教育の必要性は、学校教育の今日的な重

要な課題でありまして、教育委員会といたしましても、今後、積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。国際化の問題につきましては、臨時教育審議会の第1次答申の中で国際化への対応ということで取り上げられましてから、関心が高まっているところであります。

第1点目の国際化に向けた学校教育についてどのように取り組んでいるか、という点でございます。1つには、昭和62年8月1日より大阪府外国青年招致事業がスタートいたしまして、大阪府下7ブロックにそれぞれ1名の英語指導助手が配置されました。この英語指導助手の主な職務内容は、英語授業の中での発音指導や課外活動での指導であります。本市におきましては、62年度には2校で試験的に取り組み、本年度は、英語指導助手が2名に増えましたのを機会に3校で取り組んでおります。次年度からは、府下各ブロックとも3名の配置が予定されておりますので、今後も学校と連携を取りながら積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

2つ目には、中国からの帰国児童が63年9月1日より市内のある中学校に5年生と6年生の姉妹が2名在籍しております。現在では、学校の精力的な指導と相まって学校生活にも随分慣れてきておりますが、これを機会に和泉市国際交流協会の事業と連動させながら中国の学校との交流、例えば図画や習字の作品交換等を通じて進めていくべく、準備をしているところであります。

次に、2点目の今後、どのように取り組んでいくのか、という点につきましては、昨年12月に新しい学習指導要領案が告示されました。その中で国語や社会科、特別活動の教科領域で、国際化への対応についての内容が示されております。特に留意しなければならないこととしまして、国際化への対応を考えると、わが国の民族、文化、歴史を理解することを重視するとともに世界の民族、文化、歴史についても理解し、尊重する日本人の育成が大切であるとしている点であります。教育委員会といたしましても、今後は、国の示す基準に従いまして、3年後の実施に向けまして移行措置期間に趣旨を踏まえ、新しい学習内容が定着していくように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、少年非行防止対策についてお答えをいたします。

御質問の第1点目の家庭における環境的要因と防止対策であります。要因といたしましては、一般的には、欠親家庭や経済的に苦しい家庭の子供の割合が高いように考えられますが、最近では、一見、何の問題もないと思われる家庭の子供の数が増えてきているのが特徴的であります。特に身体的な成長著しい中学生のころになれば、大人との力関係が逆転することが、不満やストレスを外に向けてくるのが要因の1つになっております。学校ではこれらのことを踏まえ、懇談会や教育講演会等によって保護者への啓発に努めているところであります。

2点目の教師の指導性についてであります。端的に申し上げまして、子供たちがいま何を感じ、何を考え、どんなことに興味を持ち、どんなことに悩み、どのように生きていこうとしているの

かを知ることであります。そして、非行化の進んだ子供の場合は、根気強く時間をかけた指導を心がけているところであります。

3点目の社会へのアピールにつきましては、シンナー吸引、深夜はい回、有害玩具類の使用等いわゆる問題行動につきまして、懇談会やポスター、文書等を通して啓発を行っているところであります。

以上であります。

- 28番(友田博文君) モーゼムさんのお話で特に国際化についていろいろ勉強する必要があると感じたのは、西洋と風俗、風習が全く違うわけです。私も一定の商売の真似事をしてきた関係上、日本では名刺を渡すのに両手でお辞儀をして渡すようなことを繰り返してきましたが、国際化になったらそんなことはしない。全く新しい姿勢というものが必要になってくると思います。今後、学校教育においていろいろ取り組んでいただくのは大変結構だと思いますが、われわれのように年がいった人間になると、なかなか風俗、風習あるいは言語にしても覚えにくいことがたくさんあります。特に市長の方で国際交流協会で強く推進していくということでございますが、その辺、和泉市を担う子供たちの教育の中で強く推し進めていただければいかかかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そこで、市長に、1点お尋ねいたしますが、国際交流が常に強く叫ばれております。特に関西国際空港の開港を目の当たりにして、モーゼムさんも言われておりましたが、銀行へ行ったら「ちょっと待ってください」というようなことでは困ります。和泉市へたくさん外国の方が来られた場合そういう対応をだれがするのか。「ちょっと待ってください」という格好にならないよう、国際化に向けた担当部局というものが必要になってくると思いますが、その辺の御意見をお伺いをしたいと思います。

- 市長(池田忠雄君) 国際化の波がひたひたと私たちを取り包んでおまして、御案内のとおり、いま、一国だけでは物事が進まない。絶えず世界的な規模で物事を考えていかなければならない時代になっております。とりわけ、GNP世界一という経済大国と言われ、貿易摩擦の中でその責任も問われてきているのは事実でございます。その意味では、行政としても国際化に取り組んでいく必要がある中、われわれとしても意識の改革をしていかなければなりません。市民1人1人が少しでもその点での御理解を深めていただければ、という意味で昨年、国際交流協会を2.0教団体が相寄って設立いただき、1年が経過いたしました。

これからもとりわけ空港をテコにして、外人さんも玄関口になる泉州にたくさん来られ、和泉市にも来られる中、いま、基盤整備を急いでいるわけですが、ソフト面におけるそうした対策も必要だと痛感しております。その窓口である国際交流協会は、市長直轄ということで私どもの

秘書課に事務局を担当させているのが実態でございます。いろんな施策を講じていく中、市といたしましても漸次、改善を加えてまいりたい。たくさんの外人さんが来られてもあわてないような体制を整備していきたい。これには民間の御協力もいただかなければなりません、そういった対応も平成5年度を1つの課題といたしまして取り組んでまいりたい、このように存じておりますので、よろしく願いをいたします。

- 28番(友田博文君) 私もぜひ国際化が必要だと思いますので、できるだけ早く取り組んでいただきたいと思います。

それから、非行少年の関係でございますが、学校関係につきましては、いろんな方面で頑張っていたいただいていると思いますが、今日の新聞でも「シンナー吸引、後を絶たず」という記事が載っております。シンナーや深夜はい回が増えてきております。学校教育の中では、教師の方々は大変御苦労なさっていると思いますので、あえてくどくど申し上げませんが、学校の教師の中には、何かが起こっても知らんふりをするという話も聞きます。いろんな児童の問題もあるかと思いますが、できるだけ強く指導するよう要望しておきます。

それから、非行防止の問題については、学校を中心にやつていかなければならないので、学校関係を中心に御答弁をいただきましたが、家庭や社会の中でも、非行防止についてどのように取り組んでおられますか、社会教育の方からお願いしたいと思います。

- 社会教育課長(西岡政徳君) 社会教育の面からの取り組みということでございますので、社会教育西岡からお答えいたします。

青少年の健全育成につきましては、学校、家庭及び地域社会がおのおの役割を分担し、連携しながら努力をしていかなければならないわけでありまして、こうした点を踏まえまして、社会教育面から次のような対策を講じております。

1つは、市のPTA活動事業の一環といたしまして、PTA教育懇談会やPTA母親委員会の広報活動の実施を通じて、中学生等の健全な生活習慣の育成に努めているところでございます。また、毎月5日を「少年を守る日」と定め、市内各校区で組織しております校区青少年問題協議会や、その中の青少年指導員の皆様方におきまして、市内各駅前におきまして青少年の非行防止街頭巡回啓発活動等を行っているところでございます。また、毎年7月には、青少年を非行から守る全国協調月間を国が設定されておりますが、本市におきましても、毎年7月下旬に市民各層代表の御参加のもと、青少年を非行から守る市民大会を開催し、市民全体による地域ぐるみの健全育成、非行防止を呼びかけ、特に何よりも青少年自身による自主抑制の努力を訴えているところであります。

以上でございます。

- 28番(友田博文君) 行政としているんな面で頑張っていたいただいているとは思いますが、この資料の中にも、非行少年に対する愛の一声運動が推進されているものの実践することの困難さが伺われる、という内容も出ているように大変難しいと思うんです。言葉だけで考えるんじゃなく、やはり実践的に非行少年をどうすれば健全育成できるかについて、行政面からしっかりと子供たちの非行防止に努めてほしいと思います。

意見だけにとどめておきます。

- 議長(田中昭一君) 次。  
○ 市長公室理事(稲田順三君) 3点目のいずみラーバン・ライフ・リゾート構想の進捗状況について御報告申し上げます。

先生が御指摘のとおり、週休2日制の定着など労働時間短縮化傾向による余暇時間の増大等に伴い、わが国の人々の価値観や暮らしぶりが変わりつつあります。また、リゾートに対する関心も年々高まってまいっております。これらの状況を背景として、本市においても松尾寺公園を含む本市中央丘陵部を大都市圏域型リゾートとして整備すべく、その可能性を総合的に検討を行いその実現化に努めるため、62年9月、本市、大阪府を中心に民間関係の26団体によります推進協議会を発足させていただいたところであります。以来、その推進協議会におきまして、本構想実現に向け基本計画、事業計画の策定に着手するとともに、権利関係の調査、先進事例の視察、研究など、所要の調査、検討を精力的に行ってきたところであります。

62年度には、その作業を通じて基本計画、事業計画につきましては、推進協議会内部におきまして設置しております幹事会並びに専門各部会での検討をもとに鋭意策定中であります。近々、計画案の取りまとめも完了する予定であります。先生が御質問の事業主体、施設計画を含め、本構想の実現に向けて一定の方向づけがなされる見込みとなってまいりました。現時点では、事業主体につきましては、リゾートという広大な面積の維持管理や経営ノウハウの観点から、いわゆる民間活力を活用した第三セクター方式を考えておりまして、公共性を確保しながら事業実施に努力したいと考える次第であります。

また、施設整備計画についても、1つは都市機能、2つ目として宿泊研修機能、3つ目として文化交流機能、また、自然活用機能の4つの基本機能を柱として、総合的な施設整備を行っていきたいと考えるものでございます。また、それぞれの機能ごとにリゾートにふさわしいあるべき競技施設も検討中であります。

なお、今後、この事業の取り組みでござりますが、基本計画、事業計画をもとに関係各位にできるだけ早い機会に御説明に参り、御理解と御賛同を得るよう努力したいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○ 28番(友田博文君) 私の質問に対して詳しくお答えをいただき、ありがとうございます。

今後とも一層取り組みに努力していただきたいと思いますが、意見だけ申し上げておきます。

ビジネスからレジャーまで多彩な機能を持つ臨空タウンの計画があります。ビルとビルの間を歩行者ネットワークというもので結ぶという構想にもなっているらしいです。和泉市のラーバン・ライフ・リゾート構想が臨空タウンに負けることがないように、また、絶対負けないよう、臨空タウンに関するいろんな情報を収集しながら、和泉市にしかないというラーバン・ライフ・リゾートをつくってもらいたいと思います。

○ 議長(田中昭一君) 次の答弁。

○ 農林課長(中野英二君) それでは、農林業の振興策の御質問について、農林課の中野よりお答えいたします。

近年、本市でも都市化が急速に進行していますが、府下では、まだまだ農業の盛んな地域となっております。したがって、農林業の振興につきましては、日ごろから農業協同組合を初め森林組合及び農業改良普及所の御協力を得ながら進めているところであります。本市特産の温州みかんにつきましては、昭和40年代中ごろまでは経営状態もよく、本市でも昭和30年代後半より第1次農業構造改善等を積極的に取り組み、みかん栽培の近代化に努めてまいったものでございます。

ちょうどそのころから他県でも新しいみかん産地を目指し、多くのみかん園が造成されております。このため昭和40年代後半よりみかんが生産過剰気味となり、昭和51年度に需給均衡を図るため、温州みかん園転換整備特別対策事業等を実施してまいったものでございます。昭和62年度事業では、10アール(1反)を伐採しても4万7,000円程度の補助金しかなく、面積もこれまで平均して年12ha程度と少なく、農家の自発的な意思により御協力を願ってきたわけでありまして。

今回、温州みかん園産地整備対策事業を引き続き実施、オレンジ及びオレンジ果汁の輸入が自由化されましたので、この輸入自由化後の需要見通しを立てております。その計画によるみかん需要量は、生食用といたしまして約110万トン、果汁原料向けとして約30万トン、その他約40万トン、計約180万トン前後の生産が必要であり、これに対する栽培面積は7万9,000haとなっております。しかし、現在の栽培面積は10万1,000haでございますので、平成2年度までの3年間に2万2,000haを削減しなければなりません。

本市におきましては、現在、860haのみかん園が栽培されておりますが、平成2年度までに215haを削減し、645haにする計画となっております。この計画は、生産者にとって大変厳しい目標面積となっております。また、今回の補助金といたしましては、廃園または植林の

補助率がよくなり、10アール当たり平均30万円程度の補助金となっております。

現在まで本事業の取りまとめを行った結果、大体100ha分の地元からの要望がございます。いまのところ、達成見込み率は50%弱となっております。今後、生産者、生産者団体のなお一層の御協力を得て本事業を推進してまいりたいと考えております。また、この事業実施に伴う効果または抜本的な手当てということでございますが、本事業の実施によりましてみかんの需給均衡を保つため、不適地園、老木園の伐採を行うとともに、適地園での温州みかんの生産に努め、もって価格の安定を図るために実施しておるものでございますので、その趣旨の御理解をお願い申し上げます、答弁にかえさせていただきます。よろしく願いをいたします。

- 28番(友田博文君) 温州みかんというのは、いままではある一定の価格で売れたんですが、最近はずっとだめ。全国的に伐採が始まり、大変厳しい状況にあることを十分理解していただきまして、その上でみかん栽培農業従事者に対して一層の育成を図っていただきたいと思っております。

そこで、話は少しそれますが、1点だけお聞きしたいんですが、いま、コスモポリスに対する関心が高まっております。その中では、こういう農林業関係の中でも、コスモができれば働き口が新しくできるんじゃないかということで、たくさんの方が期待しております。この前の西村さんの話では、何か肝臓の研究所をつくらぬかと言われていましたが、ハイテク産業に関連してコスモにどんな企業を誘致し、どのような職業に、どの程度の就業者を見込んでおられますか、その点をお聞きしたい。

- 市長公室理事(稲田順三君) これはあくまでも理論数値ですが、誘致企業が約50社、7,000人程度を予定しております。先端産業の企業、もしくは先端産業を目指す企業を誘致したいと考えておるところであります。

- 28番(友田博文君) できるだけ早くコスモを建設していただき、和泉市民の安定した就労先が確保できるように図っていただきたいと思っております。

- 議長(田中昭一君) 次の答弁。

- 福祉事務所次長(原 美助君) 6点目の福祉行政につきまして、福祉事務所の原がお答えいたします。福祉行政については、21世紀に向けての高齢化社会対策について、非常に高度というか、大きな御質問でございますので、抽象的な答弁になるかと思っておりますので、ひとつお許しをいただきたいと思っております。

1985年の65歳以上の人口割合は10.3%でございますが、2000年には16.3%、2020年には23.6%になると予測されております。ピーク時には4人に1人が老人となり、まさに超高齢化社会がやってくると考えられます。したがって、これに向けた対策は、国を挙げての全国民の課題であるかと思っております。これには保険、福祉、医療、年金、雇用、社会活動等、

あらゆる分野での対策が必要とされ、この対応についても、国を初め府県、市町村、民間、個人のそれぞれの役割分担に応じた対策が求められているものと存じます。これらのことを踏まえまして、目前に迫り来る超高齢化社会を豊かな活力のあるものにするため、社会の動向に注目いたしまして、21世紀初頭までの間を準備期間に位置づけ、勉強してまいる必要があると強く確認いたしておるところでございます。ひとつよろしく御理解賜りたいと思います。

- 28番(友田博文君) いま、数字を挙げていかに老人が増えてくるかということ述べられましたが、私の資料で言いますと、大阪府における1985年の老人人口が72万人、2000年には131万人、2020年には214万人、4人に1人が老人になるという大阪府の算定があります。私が気になるのは大阪府の人口なんです。1985年が867万人、2000年922万人ですが、2020年には910万人と逆に減るわけです。結局、総人口が減って老人が増えるという大変なことが起こってくるわけです。

それに対して国民保険や国民年金、厚生年金などの対策が叫ばれておりますが、例えば厚生年金にしても、1人当たりに換算したら月々にもらうおカネは5万円しかないという新聞報道もされております。いまの平均は大体19万円らしいので、あとの14万~15万円はだれが払っているんかというたら、若い人たちがカネを出して厚生年金を払っているという現状です。老人が増えて就業者が減ってくるという時代がもうそばへ来ているんです。

そういう状態の中、和泉市においても高齢化社会の福祉対策についてもっと研究され、その時点になってあたふたしないようにしていただきたい。そのためいまから高齢化社会対策を進めていかなければならないと思いますが、どういう格好で取り組んでいるのか、今後、どうしようとしているのかも伺いたいと思います。

- 福祉事務所次長(原 美助君) 先ほども申し上げましたように、高齢化対策は全国的な課題であります。また、保険、福祉、医療等あらゆる分野で国を初め民間、個人に至るまでその対応が必要であります。本市におきましても、地域福祉あるいは在宅福祉に重点を置きながら、市町村レベルあるいは市町村における民間、個人レベルで対策を進めなければなりません。具体的には、市町村での地域福祉のあり方、ボランティア振興策、生きがいの確保等に関し先進事例の調査等を行い、本市における推進策も検討していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

- 28番(友田博文君) 高齢化社会の到来は必至の情勢です。御存知かもしれませんが、大阪府においては、既にビジョンづくりをやっているという実態があります。当然、国もやっていると思いますが、和泉市も早急に取り組んでも何も問題はないと思いますので、できるだけ早い時期に高齢化対策について強く御研究、御検討願いたいと要望いたします。



○ 課長（田中昭一君） 次。

○ 市長公室理事（稲田順三君） それでは、ふるさと創生につきまして、稲田よりお答え申し上げます。

本事業の趣旨でございますけれども、全国各地域において地域づくりの機運が盛り上がっております。この機運をとらえまして、みずから考え、みずから実践する地域づくり事業といたしまして、国が全国各地域における自主的、主体的な地域づくりの取り組みを支援するといったものでございます。

事業内容といたしましては、実施主体は全国3,245市町村。実施期間は、昭和63年度から平成元年度の2カ年となっております。国の方では、これを契機に永続的な取り組みに発展すれば、と考えているようでございます。

実施事業の内容でございますが、ハード、ソフトの別は問われておりません。本事業の財源関係でございますが、1市町村当たり一律1億円を他方交付税の基準財政需要額に増額算入されることとなっております。その内訳といたしましては、昭和63年度の補正措置として2,000万円、平成元年度において8,000万円がそれぞれ交付税に増額算入されることとなっております。

次に、事業実施に向けての本市の取り組み方でございますが、本年1月20日、大阪府から府下市町村に対しまして、本事業についての説明会が開催されました。しかし何分、本年度につきましては急なことでございまして、どのような事業を実施するかについて考える時間的な余裕もございませんでしたので、改めて平成元年度で広く情報を収集、調査、検討を行って事業の内容を検討、決定して実施に移してまいりたいと考えておるところでございます。平成元年度の当初予算で調査費等の計上をお願い申し上げているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、実施事業の具体的な内容が確定次第、補正予算をお願いする予定でございますので、御理解を賜りたいと思います。

○ 28番（友田博文君） ふるさと創生について国が1億円ということになっていますが、以前の新聞報道では、大阪府の税収入が非常にいいということで、いろんな面で事業をやっている、コスモポリスの何十億円かの分もその一環だろうと思います。コスモポリスだけでなく、このふるさと創生についても、私の知る範囲では、その市が独自にやるとなれば15億円まで考えてもいい、ということが載っていましたが、その点はいかがでしょうか。

○ 市町公室理事（稲田順三君） 先生の御指摘のとおり、現在、大阪府市町村施設整備貸付金制度並びに大阪府市町村振興補助金制度という両制度を活用し、1億円を原資、一般財源として15億円程度の事業を実施してはどうか、そういうことも検討中であると伺っております。今後、

それらの点も含め、そういう制度も詳細に検討いたしまして、実施事業の決定をしていきたいと考えております。

- 28番(友田博文君) その中でも府は5,000万円出そうじゃないかということで、1億5,000万円が財源になってくると思います。大阪府がどういう施策をとってくるかわかりませんが、その辺について十分情報を収集され、ふるさと創生事業については、できるだけいいものをつくっていただきたいと希望するものであります。

私が意見として申し上げておきたいのは、和泉市が進めているプロジェクトをよく見てください。和泉府中から若磐のゴルフ場まで、コスモ、ラーバン、トリヴェール和泉、それにゴルフ場と松尾川周辺に限っているような大規模事業が取り上げられております。また、和泉府中駅周辺では、都市整備ということで再開発が進められております。光明池地区においても都市化が進んでおります。

そこで残るのはどこか、ということであります。その辺でふるさと創生について、これは皆ふるさとかもしれませんが、私が言いたいのは、そういう空いた地域、プロジェクトを打ってない地域をできるだけ活性化し、和泉市民の憩いの場とか、いろんな面で振興していただきたい。冒頭、申し上げましたように全国的に知られた榎尾山もありますし、その辺をよくお考えいただいてふるさと創生を実施していただきたいという私の意見を述べまして、今後一層市民サービスが向上することを願ひまして、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。



- 議長(田中昭一君) 次に、18番・若浜記久男君。

(18番・若浜記久男君登壇)

- 18番(若浜記久男君) 18番・若浜でございます。通告順に従いまして質問の要旨を述べさせていただきます。

第1点目は、主に消費税に関係する部分だけでありますので、よろしくお願いいたします。

さて御案内のとおり、昨年秋の異常な臨時国会は、記憶に新しいところであります。消費税を含む税制改革6法案が、自民党による強行採決の繰り返しによる成立でありました。一方においては、リクルート疑惑で露見した政官、財界ぐるみの構造汚職、そして、増税の民主的な議論と手続を抜きにした強行は、国民の政治への不信感をなお一層募らせたといっても過言でないと思います。

私たちは終始、リクルート疑惑の徹底解明と大型間接税である消費税、そして、不公平税制を放置した政府、自民党の税制改革の矛盾、欠陥を批判し、消費税成立阻止の姿勢を貫いてきたところでありますが、残念ながら、数の力には勝てず法案成立となりましたが、多くの問題点、疑

問点は、そのまま消費税を中心とする税制の欠陥として存在しておるところであります。

市長も市政方針の中で一般会計等に係るものについてもなお研究、調査したいと述べておられます。多くの零細企業の方々、中堅企業、また、すべての消費者の皆さんも、異口同音に疑問と撤回を訴えておられます。このような法律が成立したことに腹を立て、怒り狂った結果が、福岡の補欠選挙や各地の地方選挙に如実に表れていると思います。

この消費税につきましては、昨日もお2人から質問があり、内容もほぼ一緒でありますので詳しい御答弁は要りませんが、角度を変えて重複しない程度にお伺いをいたします。

昨日、市長は、法の趣旨に基づき施行する、とおっしゃいましたが、当然であります。しかし、一般会計の歳入等については不明確な点が多く、実施できなかった、ともおっしゃっておられます。昨日も指摘がありましたように、法律を勝手に解釈して対応できるのかどうか。法の専門家としての市長の見解をお聞かせ願います。

次に、消費税の転嫁による完全実施の時期はいつになるのか、改めてお尋ねをいたします。

また、水道や病院会計等についても昨日、御答弁をいただいておりますが、府下近隣の対応状況を再度、お聞かせ願いたいと思います。

次に、2番目の開発指導についてであります。現在、本市においても、各地でいろんな開発がされており、毎日のように開発申請が提出され、その相談が来ております。それらに伴ってさまざまな問題や苦情が多発し、市民の行政への不信も高まっているのは事実であります。なぜこのように反対の声や苦情が多いのかを整理する必要があると思います、お尋ねをするわけであります。

まず、お伺いをする1点目として、当然のこととは思っておりますが、申請を行う前のすべての開発に伴う相談は、都市整備部の企画課が窓口となり、事前協議の必要がある開発については、都計法に基づき指導するということになるかと思っております。そこで、なぜ私が通告のタイトルに「準大型小売店舗」と添え書きをしたかにつきましては、担当部局がそれぞれ都計法なり出店指導要綱なりで窓口指導がされると思いますが、その所在が明確でなく、市民でなくとも、私どもも非常に困っているからであります。そこで、開発の相談から結審、いわゆる許可に至るまでの流れをお尋ねをいたします。

さらに、芦部小学校に近接する一条院町に開発申請、開発許可をされた準大型小売店舗についての経過を御説明願います。また、それらに伴う問題点はなかったのかも合わせてお尋ねをいたします。

以上で趣旨説明を終わります。答弁によっては、自席から再質問をさせていただきますので、よろしくお伺いをいたします。

○ 議長（田中昭一君） 理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 若浜議員さんから消費税に対しまして数点の御質問がございました。御指摘をいただいておりますように、昨日来の一般質問におきましても御質問、御論議をいただき、私よりお答えをいたしたところでございます。重複を避けての御質問でございますので、私もそのようにお答え申し上げたいと存じる次第でございます。

いろいろと税に対する御批判なり御不安があることにつきましては、私たちもよく承知をするところでございます。ただ、昨日もお答え申し上げましたように、法治国家でございますので、法律が制定され、それが通達されてくる自治体の立場といたしますと、法は守らざるを得ないというのが第1点でございます。市民の皆さん、あるいは政党次元での御論議は、さまざま国会でやっていただいておりますし、これはよく承知しておりますが、地方自治体の立場も御理解を相賜りたいと申し上げたいところでございます。

ただ、その中では、一般会計につきましては、不明確な点が予算編成時に幾つかございました。幾ら法律だからといって、それらを見込んでの予算編成をし、一般会計が抱えておりますさまざまな条例改正をいたすことはいかかかという気持ちから、これは見送らざるを得ない。法律は守らざるを得ませんが、明確になった時点で熟慮、検討した上で対応しようという姿勢であれば、これは別に法律を犯していることにはならないという考え方でございまして、見送らせていただいたという点がございます。

ただ、企業会計につきましては不明確な点がなかったということ、そして、どちらも赤字でありますので、大阪府の水道部のように値段を下げて消費税を転嫁、元の料金にすることができる財政基盤ではございませんでしたので、やむを得ないということと一定の対応をせざるを得ないということとございました。昨日もちぐはぐではないか、という御質問をいただきましたが、決してちぐはぐではなく、それなりに熟慮、検討いたしましたわけでございます。

1月から2月初旬にかけての一般会計の予算編成時、一般会計は総合行政ですので、不明確な点があつてはいかかかということで対応を見送らせていただいたという次第でございます。一方、明確な企業会計については法に対応せざるを得ない。ただ、条例改正をお願いするにしても、実施時期については配慮しなければならないという態度でございまして、非常に苦慮いたしましたのが消費税の扱いでございます。その点の細部は別にして、基本的な考え方について御了解を相賜りますようお願いを申し上げます。

なお、本件につきましては、法律の公布があつて以降、現在も国会の中においていろいろと御論議がある点につきましては、私も注目をさせていただいておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

○ 議長（田中昭一君） 次。

- 水道部理事（岩井益一君） それでは、府下並びに近隣各市町の水道事業の対応状況について、水道部岩井から御答弁を申し上げます。

府下の地方自治体は概して黒字を有しております、この中で大阪市は4月実施、堺市は3月議会に追加予定と聞いております。その他の市町につきましては、転嫁の方向を考えておりますが、まだ機が熟していないとするところもあるように聞いております。こうした中、貝塚市は府方式、忠岡町では同時料金改定、岬町は上乗せの転嫁方式というふうに伺っております。

以上でございます。

- 議長（田中昭一君） 次。
- 病院事務局次長（谷上 徹君） 病院の消費税の実施状況について、病院事務局谷上からお答えいたします。

阪南の病院の設置市町の実施状況でございますが、実施を予定しておりますのは、泉佐野、貝塚両市でございます。また、忠岡町につきましては、病院が非課税病院でございますので、実施を見送りたいという意向でございます。他の市町につきましては、現在、検討中ということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（田中昭一君） 次の答弁。
- 都市整備課長（田中武郎君） 先生が御指摘の開発の手順、それから具体的な場所の提示もございましたので、その説明も兼ねまして御説明をさせていただきたいと思っております。

開発地は、和泉市一条院町92番地の1及び93番地の1の一部、敷地面積3,452㎡、用途は店舗でございます。本申請は、昭和63年6月1日付で代理人設計事務所を通じ、都市計画法に基づく事前協議、いわゆる法第29条開発行為の許可、それから、法の中の政令第19条開発規模1,000㎡の事前協議でございます。

次に、申請書類の取り扱い手順について御説明いたしますと、申請書類一式は関係各課に配付し、各担当分野において文書指導、協議を行います。これら各課の意見調整が完了した後、都市整備課においてまとめたものを市の意見として申請者に明示し、大阪府庁に経由する形になっております。今回の申請につきましても、ただいまのような手順によって書類審査を行ったものでございますが、住宅開発につきましては、和泉市宅地開発指導要綱による審査も同時に進めますが、本申請は店舗開発でございますので、宅地開発指導要綱による協議、審査は行ってございません。産業部で取り扱っております準大型小売店舗出店指導要綱に基づき諸問題を調整願った上、さらに関係課と調整し、開発許可申請書類を大阪府へ経由したのが実態でございますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

- 産業部長（松村吉堯君） 一条院町の準大型小売店舗問題につきまして産業部松村から、この

店舗をめぐる問題につきまして御答弁を申し上げたいと思います。

御案内のように、準大型小売店舗出店指導要綱というものがございまして、大型店舗に準拠している小売業者は、周辺の小規模小売業者に対して有利な競争条件がございまして、これを放置いたしますと、周辺小売業者が経営不振に追い込まれるような状態になりますので、市内小売業者の秩序を乱さないよう、よって、周辺小売業者の商業活動の機会を適正に確保し、小売業の正常な発展を期しますとともに、消費者利益の保護を図ることを目的としてございます。

したがって、準大型小売店舗の届け出につきましては、売り場面積（物品販売部分の面積）が300㎡から500㎡までの準大型小売店を営もうとする届け出は、商業活動調整協議会の協議が必要でございます。その協議会の事務局は、私どもの産業部商工課となっております。したがって、これらの商業調整に伴う届け出につきましては、商工課で受け付けてございますが、これはあくまでも届け出制でございまして、許認可を行うものではございません。

これらにつきましては、先ほど都市整備部の方から御答弁をいたしました。開発許可申請あるいは建築確認申請等があるわけでございますけれども、これらの商業活動につきまして、売り場面積、営業時間等4項目の調整をするわけでございます。その他につきましても、常に私どもが指導しておりますのは、届け出者に対しまして、地元事業者並びに住民に対し、周辺の交通問題などを含めて円滑な話し合いを行い、地域への利益の増大を図るよう指導を行ってまいりましたのでございまして、今後も指導を行ってまいりたいと思います。

したがって、この出店問題については特に交通問題について、具体的に申しますならば、市道府中阪本線の交通問題について、地元の皆さんからの御不満をいただいているようにお聞きをしております。この件につきましては、時間帯規制等も含め道路管理者並びに警察当局とも十分な話し合い等の協議をし、これらの問題に対処するよう厳正に事業者に対して指導してまいりたいと存じますので、よろしくお願いたします。

- 18番（若浜記久男君） できるだけ午前中に済ませたいと思いますので、若干、再質問をさせていただきますが、的確な答弁を願いたいと思います。

昨日、市長の方から手続面を含め不明確な点が多々あったということの中、一般会計においては導入をしなかった、こういう答弁であったと思います。私どもで認識しておりますのは、1月段階で大蔵省、自治省から通達があったやにお聞きをしておりますが、その中では、すべての課税、非課税項目が仕分けをされた上で送られてきていると聞いております。そうしますと、この予算には計上できなかったのではないかと考えるわけでございます。そういう面から見ますと、幹部職員さんは賢い人ばかりですから、政府の通達、市長の命令にすぐに対応いただける能力を持っていらっしゃるの、その辺で市長は、他市の様子を眺めておられるのかどうか。

私は、何もこの消費税を実施しなさい、導入をしなさい、と言っているわけではないのでございます。昨日の御答弁がありましたように、1億5,000万円ぐらいという魅力のある金額だと思んですが、私どもの本来の姿勢は、消費税に対して徹底的に反対という終始一貫した考え方でございます。この議会の中でも、そういう考え方を持っていらっしゃる方もたくさんおられることは事実だと思います。何らかのアクションを起こすという話もお聞きをしておりますが、この見送られたことについて、いつまでという一定の考え方が出されなければ、予算審議、議案審議の上で非常に難しい面が出てくるのではないかと、このように思うわけなんです。市長の本音として、大体いつごろまでと考えておられるのか。他市の実施に伴ってやっていくという考えなのか、あるいは市独自にすべてが明らかになった時点と考えておられるのか、その辺の再答弁をお願いいたします。

- 市長（池田忠雄君） 端的なお尋ねでございます。私が予算編成時に各セクションから出されたものに目を通すわけでございます。1月末から2月初旬にかけて、それぞれ担当者を呼んで消費税への対応意見を聞きました。確かに一部通達が来ているものもありますが、地方自治体として、明確にすべての面にわたって掌握できるところまでの通達は来ておらなかったと承知しております。一定の明確な通知が財政当局や各セクションに来ていたものもあれば、不明確なものもあるということでございますが、一般会計は総合行政でございますので、これらをすべて網羅して統一的に対応していくまでの把握はできておらなかったと、トップとして理解をいたしております。

それらを見込んだ予算編成はできません。それぞれの意見を聞いた上で総括をいたしました中、見送らせていただいたということでございます。来ているものもあれば、来ていないものもあるという中、総合的に判断するのは、行政のトップとしての役割でございます。総合的な判断資料は、その時点では、明確に私の手元には来ておらなかったという点で御了解をいただきたいと存じます。不明確というのは、そういう意味でございます。一片の通知だけでわかるものではございませんので、御理解を賜りたいと存じます。

2点目として、されば、精査検討の上で今後に対応していかなければなりません。先ほど申し上げましたように、地方自治体として法律を無視するわけにはまいりません。何らかの対応を迫られてくることは、これからの課題でございます。その中で時期的な腹の中を聞かせくれ、とおっしゃっても、確かに3月時点で明確になりつつございます。1月から2月初旬にかけて明確でなかった点があったということでございます。2月初旬の状況が現時点と違うということは、物理的な意味で御理解をいただきたいと思っております。

ただ、熟慮、検討させていただきたいという、先ほど、国会論議も注目させていただいている

と申しあげました点もございます。また、税というものは、改正された当初はいつの時点でも混乱が起きるものでございます。これがどのようになじみ、定着していくためには、一定の時期が必要ではなからうかと存じます。その辺も勘案させていただきながら、その時点で対応させていただきたい。その辺でひとつ御理解を相賜りたいと存じます。

- 18番(若浜記久男君) 法は法、予算は予算という考え方もありますが、私どもといたしましては、できるだけ猶予と申しますか、そういう基本的な考え方もありますので、意見にとどめますが、よろしく御配慮を賜りたいと存じます。

それから、病院、水道の方ですが、確かに今回、事業主ということで納税義務が発生するので、消費税転嫁ということで推移していくわけですが、国庫への納税額1,800万円を含めて6,500万円でしたかね。そういうことで他市の対応状況を見ますと、猶予あるいは大阪府のように値下げして消費税を転嫁、元の値段に戻すという自治体もあるわけです。先ほども申しあげましたように、この消費税の法律は法律といたしましても、何とかよその自治体の多くが踏み切っていく過程まで猶予できないものか。経過措置として6月というお話もあったわけですが、昨日の御質問に対する答弁でも前に進んでないな、と思いました。その辺の考え方ができないものか、その点だけ御答弁しにくいと思うんですが、聞かせていただきたい。

- 水道部理事(岩井益一君) ただいまの件につきましては、昨日、御答弁させていただきましたとおりでございますので、何とぞ深い御理解を賜りたいと思います。
- 18番(若浜記久男君) 納得したわけではありませんが、意見にとどめておきますが、やはり一般の市民は、3階の議員さんの動きを注目しておりますので、その辺の問題については、議案審議なり予算委員会の中でそれぞれ論議もされると思います。また、理事者の方でもさらに十分な検討をしていただくよう要望して終わっておきます。

それから、2点目に移りますが、開発の相談にお見えになった場合、すべて宅地とか家を建てる時は、建築確認という許可は要らないと思うんですが、都計法に基づく大規模な面積、1,000㎡ぐらいの規模になれば、必ず店舗も含めて御相談に行かれるのは開発になるんですか。

- 都市整備課長(田中武郎君) 御指摘のとおり、宅地開発指導要綱に伴ういわゆる宅地に関する指導、それから確認申請、建物をここに建ててよろしいか、という相談につきましては、都市整備課の方で指導させていただいております。
- 18番(若浜記久男君) 大型の店舗については、今回も含め御相談は産業部の方ですか。
- 産業部長(松村吉堯君) 先ほど、お答え申しあげましたように、小売商業調整問題の相談窓口は、産業部の商工課で受け付けをしてございます。これに伴います建築確認あるいは開発申請、開発許可等につきましては、先ほどからの御指摘のような部局が行っておるということでござい



ます。

- 18番(若浜記久男君) 前段の御相談については都市整備と理解をしておきます。この大型店舗の問題につきましては、それぞれの担当課に書類を回されたと思うんですが、いま、問題になってます点を1つだけお聞かせ願いたいんですが、道路の問題に関して何ら事前協議の段階で問題がなかったのかどうか、御答弁を願いたいと思います。

- 建設部次長(谷 俊雄君) 道路課谷よりお答えいたします。

この件は、先ほどから都市整備部の方からお答えいたしておりますように、開発に伴う事前協議が回って参りました。この店舗は府道泉天津粉河線に面し、さらに、市道府中阪本線にも面しております。道路の進入口の問題で私どもが指導いたしましたのは、府道をメインにして1カ所、さらに現在、この土地が4mほどの進入口がございますので、それを自転車、歩行者の入り口として利用するといった指導もしたわけでございます。

さらに、市道の黒鳥観音寺線からも進入口を取るよう指導いたしました。この土地が借地であり、相手のあることでできなかったという経過を経、やはり府中阪本線の方に進入口を取りたいという申し出もございました。われわれといたしましては、市道の進入口を分断することは、それなりに車の流れを分断することにもなり、利用者の利便にもなるという判断を行ったものでございます。特に交差点付近でございますので、その問題も気にはしましたが、そういった経過のもとで指導したという実態でございます。

- 18番(若浜記久男君) 恐れ入りますが、議長、あと10分ほどお願いいたします。

特に問題はないということで結審されたと思いますが、あの道路をどのように御認識いただいているか、私どもは理解に苦しむ部分がございますので、その辺の御答弁をお願いしたいんです。1つには、もちろん黒観線と粉河線が交差する部分、そして、芦部保育園があります。国府の第二保育園もございます。現在、この阪本線が通学、通園、生活道路という形になっておりますので、500㎡ぐらいの準大型小売店の進入口道路ということになりますと、生命の危険が十分に想定されるわけです。

先ほど、産業部長から結論みたいな答弁がされたわけですが、12月6日に許可が出され、2月28日に芦部小学校において業者がそれらの説明会を開くという、全く市民の声を無視したちぐはぐな開発申請に対する許可がなされております。開発申請が出されたら、地元で説明しなさい、という指導をしているというお話がありましたが、実際には、業者は何もやってない。しかし、地元のハンコをもらってきなさい、となれば、業者はなかなかおカネも要るでしょう。ハンコを押せば地元のカネも落とさないかんでしょう。その面で行政としては指導しにくい面もあるでしょう。しかし、市民が何ができるんだろか、全く知らない中で地鎮祭が行われ、そして、開

発が進められていきます。後になってこの問題をどうするんだ、となったら、市民の皆さんの苦情というものをぶち上げるところがない、このように思うんですが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

- 議長（田中昭一君） 皆さんにお願いいたします。

お昼の時間ですが、議事進行の都合上、よろしく御協力をお願いしたいと思います。

答弁。

- 都市整備課長（田中武郎君） 御指摘のように一般住民の方々の同意の問題の御質問かと思いますが、市として指導しております問題につきましては、開発指導要綱に伴う一部の内規を利用し、いわゆる10m以上、15戸以上の中高層マンションについてお話をさせていただいてきております。単なる内規ですが、電波障害とか日照権、高さに関係するプライバシーの問題等に対して、周辺の自治会あるいは町会の役員さんなりに協議に行きなさい、という形のものがあるわけでございます。その中で地元と協議した内容を本都市整備課の方に、こういうことで地元と協議をさせていただきました、ということについて、マンションの指導だけをやっているのが実態でございます。

- 18番（若浜記久男君） いまの答弁は非常に気に食わないんです。この問題については、地元の同意が必要ないということです。この問題とは違いますが、昨日、木村議員が質問をしておりました歴史資料館のところの道路は、和歌山方面には車は出ますが、大阪に向けては出られない。だから、信太山駅下がりの道路に車が出て非常に混雑しています。ただ、あそこには学校とか保育園が近隣にないと言えるんですが、いま、私が申し上げている場所は大変困るんじゃないか。皆さん方が車で通られたこともあると思いますが、あの開発された店舗には、実際問題として山手の方からは入れない。非常に込むところですからね。上りに向かっては入れるんです。芦部小学校の前の一方通行の道路から出て来て黒線に回って店舗に入る。それから、府中の御館山の方からも入ってくる。この道路は歩行者道路などを付ける道幅じゃありません。これらの計画というものは、いまのところはないと思うんです。

私は、自分で時間を区切ったので行いたいことの半分も言えませんが、いまから警察や地元、業者とお話されるということですが、一方通行なり時間帯規制が簡単にできると思えますか。その点だけ御答弁を願いたいと思います。

- 産業部長（松村吉義君） 道路対策につきましては、この道路の形態に即したものを考えてございます。先ほど申し上げましたように、時間帯規制なりの規制は、御案内のように公安委員会の規制と相なります。実施条件については、地元の皆さんの御了解が必ず必要になってまいりますので、その辺を踏まえて協議をしてみたいと存じます。

○ 18番(若浜記久男君) 最後に、開発指導要綱は、都計法に基づいて住宅だけしか適用されていないということです。そこで、店舗開発に関する地元合意を文書であげるような見直しというものをやっけていただき、地元合意がなければ開発ができないというような制度を御検討いただくことを要望いたしまして、一応、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○ 議長(田中昭一君) ここで、お昼のため暫時休憩をいたします。

(午後零時10分休憩)

---

(午後1時12分再開)

○ 議長(田中昭一君) 午後に引き続き一般質問を行います。

7番赤阪和見君。

(7番赤阪和見君登壇)

○ 7番(赤阪和見君) 通告順に従いまして質問の要旨を説明いたします。

まず、市長の平成元年度市政方針をお聞かせいただき、また、何回となく読ませていただきましたが、ロマンと希望を14万6,000市民に訴える心が全く感じられません。行政は幾多の責任ある部に分かれ、また課に、係に分散され、何ひとつ非の打ちどころのない運営を目指して、職員の方々は日夜努力されているとは思いますが、あくまでも縦割りの組織であり、横の連絡はとれても、全く責任のないところであります。

今回の質問は、特にそのまとめ、責任者である市長、助役さんを中心に答弁をお願いしますよう、お願い申し上げます。

と申しあげるのも、私の質問の項目に上げましたものは、1つ1つ分かれて成り立っておるのではなく、すべて関連性を持つものであり、市民生活の中の国際交流であり、地場産業の活性化であり、ごみ問題であり、緑化運動その他であります。どの項目を中心に据えても、すべてにかかわる問題であります。

今回は、国際交流を中心に話を展開していくならば、昭和60年第1次中国南通市との友好都市締結、と鳴物入りで始まったこの交流は、文化交流、友好親善とトーンが下がっております。私は何もそれが悪いとは申しませんが、あくまでも姉妹都市として出発した原点を忘れることはもってのほかであります。

綿布が取り持つ縁でと言われましたが、当市の地場産業の綿布の今や細々とした状況の中、行政の指導力もなく、活性化対策も無策に等しいのではないかと思います。これでは、南通市にとって何の魅力も感じるものがないのは当然であります。

私は以前にも、広島の地場産業であるジーンズの生産地が、市の職員の制服をジーンズにし、市民PRに努めている話をいたしました。和泉市で生産されている綿布を使用した製品の開発、販売、消費を考えるとときが来ているのではないかと思います。

また今、「布おむつに帰れ」と、あるメーカーが綿布消費をねらって、母子のスキンシップ、ごみ公害低減をアピールしながら、年間1,000億円に成長した使い捨て紙おむつに対し、伝統的な布おむつを売り出しました。紙おむつの増加は非常に大きな問題であります。一般廃棄物量の増加、不衛生可燃ごみの中の水分の増加、焼却効率の低下、再生利用の不可能、紙おむつ材料は、紙、パルプ、プラスチック、合成繊維等、可燃物と不燃物の両方でできている複雑ごみであります。天然資源のむだ遣いであり、し尿を含む厄介のものであります。

経済面で比べてみましても、布おむつが1カ月約2,700円、これは洗たくにかかる費用を含んであります。貸しおむつが1日10組を使用したとして約8,000円、紙おむつに至っては1万4,700円、1枚70円で1日7回変えるとしてであります。これは「月刊消費者」という雑誌に出ておりました。

次に、話は変わりますが、温州みかん園地再編対策事業であります。私どもの小さいとき、父が、10月末ごろであります。真っ青なみかんを1つ1つ丁寧に取り上げ、分別して、箱詰めにしていたのを思い出します。まだまだみかんの高価な時代でした。父の話では、このみかんはカナダへクリスマスに届くよう輸出するのだとのことでした。そのみかんが今や、農家の人が一生懸命育てて、取り手を雇い、倉に貯蔵し、倉の戸をあけ、空気を通し、腐りを分け、青果商に持っていきます。青果商の方は取りには来てくれません。それでも値がつかないという現況であります。

ことはみかんの木を切ることによって助成金が出ます。切った後、何も作付してはいけない。作付すれば、助成金は半額だそうです。周りが畑に囲まれたみかん園、切って、草だらけでほうっておけますか。カナダ、アメリカへ送ったあの皮の柔らかい温州みかんは一体どうなったのか。行政としてこれらみかん農家の生活をどう考えるのか。御上からの施策だけは全く済みません。以前に増して国際化が後退していると言っても過言ではありませんか。

また、緑化運動と河川水質浄化にも影響いたします。また、公園緑化にも関連いたしますけれども、今日、市長さん、植樹祭の定義をいかがお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

桜、ボタン、シャクナゲ等、今まで植えた花木を植樹とお考えかどうか。平成5年、関西国際空港から一番機が飛び、国際化への対応が叫ばれておりますが、ある外国へ行った人々の話、また、テレビ、雑誌等で、外国人の余暇の過ごし方は、ある人は公園の木陰のベンチでゆっくり、のんびり思索にふける。ある人はその周りをジョギング。本当にゆったりとした休暇だそうです。

日本も週休2日制が定着の方向に進む中で、私の希望ではありますが、余りにもせかせかした状態  
で心のゆとりがなくなり、お金がなければ何もできないとなっているのではないでしようか。そこ  
でひとつ、そうした緑の木々に囲まれた公園緑化は、今、外国人のみならず、私たちにも必要で  
はないでしょうか。

人の「河川を美しくする会」が河川清掃を毎年行っており、下流の汚れたところを美しくす  
ることも大事であります。昔と比べ、今の和泉市の田舎は保水能力に欠け、大雨降ると濁った  
水が急激に増して、雨がやむと、その水量たるや、目で追ってはいけなくなるほどにがさが引いて  
いきまふ。今の川が死んでいくと思うのは、私個人ではないと思います。

みかん園の転換として、地主の協力を仰ぎ、今こそ和泉市の緑と環境を守るための植樹祭を実  
行する者まであると思います。河川の源の深さがらいつても多くの水量は全く望めません  
が、河川のポテンシャルのポイントを決めて、ホタル、鮎、川魚の生息が、その源から水の流れ  
ごとく下へ下へとあることを夢見て、対策を立てるときであると思っております。その点に  
注がてしようか。安全な水質と豊かな水環境、昔ながらの景観、清潔な水質、そして  
昔ながら、文化遺産伝承の観点から国際化を見てみまふ。今市内の小中学校がすべて新しい鉄筋  
コンクリート造りとなり、立派な環境になつたと言われますが、何と卒業生の心に残るもの  
があまりありません。古い校舎の柱、校庭にあった木、思い出のものが全くなると言っているほど残さ  
れておりません。市立久保記念美術館に残っている旧邸宅の大黒柱のようなものがないのであ  
ります。故郷へ帰ると思い出がないのは非常に寂しいものであります。外国へ行って、すべて今  
の様であれば何を見学し、学習すればよいのか。またその思いが幻滅するのではないでしよう  
か。今の校舎と旧邸宅の柱、校庭にあった木、思い出のものが全くなると言っているほど残さ  
れておりません。市立久保記念美術館に残っている旧邸宅の大黒柱のようなものがないのであ  
ります。故郷へ帰ると思い出がないのは非常に寂しいものであります。外国へ行って、すべて今  
の様であれば何を見学し、学習すればよいのか。またその思いが幻滅するのではないでしよう  
か。

外国人が大黒柱を見て、「これは何ですか」と尋ねることによって、いや尋ねなくても、案内  
した人が自慢げに由来を説明するでしよう。そこに日本の文化の、また、織布業の興隆と繁栄、  
衰退の歴史が語られる。わずが数千年の中でもそれ以上の理解を生むのではありませんか。観音  
堂の堅穴式住居も最たるものであります。今こそ旧国名称の実情の伴う市建設を行うべきであ  
ります。

次に、ボランティア活動についての国際交流であります。市政方針の中でも「地域ボランテ  
ア活動推進事業創設」とありますが、今まで全部また課で、その責任ある中でボランティア希望  
者の把握はそれぞれの立場で市民から募っておると思っています。国際交流窓口での通訳ボランテ

も一部であります。ボランティア活動推進も結構であります、それら奇特な方々の傷害に対する補償制度はいまだ完備されておりません。今活動している方々に対する施策を忘れ、府の補助があるからそれにのらなければ損だと考える行政、それにのらされている行政はいかがかと思えます。余りにも主体性に欠けるものではないか。

以前にも指摘しましたように、同じ目的でボランティア活動を心からしている人々も、その人たちが入っている組織によって、同じ状況で、傷害を同じように受けても、受けられる補償が違うという実態は不公平であります。対価は求めず、ただ他を思いやるボランティア思想を身をもって奉仕するすばらしい心を、市行政も心を持って対策を立て、援助していくべきであると思えますが、いかがでしょうか。

このように国際交流から端を発し、地場産業活性化、公園緑化、緑化運動、河川水質浄化、ごみ問題、文化遺産の伝承、ボランティア活動と関連しているのです。この後の項目についても、あえて国際交流との要旨は触れませんが、関連あるものと私は考えるものであります。

市の玄関である府中駅前、棧敷の市役所庁舎、外国人から見た高齢化社会での生き生きとした生きがいを持っている高齢者、先進国の国際都市、すばらしい環境の中で、最弱者の心身傷害者（児）に対する施策等々、私は建物の大きさや諸設備の充実に対するお金のかけ方を願うものではありません。心の通った、心の通じる、生きる喜びの持てる、他から見て心のなごむ施策が今必要ではないかと思うものであります。

市営住宅8戸の抽選がきょう行われていますが、1種、2種の分け方が、百年一日のごとく、政府上級機関の指導のままです。1種が2種よりも家賃が安く、収入も家賃の高いところへは2種の人しか申し込めない。このような不合理が生じています。今回の市政方針の中でも、政府、自民党が決めた消費税について、一般会計歳入に係る各種使用料に対する消費税は、調査研究し、慎重に検討し、熟慮したい。歳出面に至っては消費税の分について予算計上。水道、病院は赤字であるので、消費税相当額に限って負担と、主体性のない行き当たりばったりの方針ではないかと思えます。

過去に政府が法を施行し、1年余りで改定して取りとめた法律もあります。また、施行せずに取りとめたものもあります。市長、あなたは調査研究、慎重な検討、熟慮と言う以上、あなた自身まだ消費税についてはっきりわかっていないというふうに理解してよろしいでしょうか、お聞かせ願いたい。

一般会計は、1つの計画をやめれば、消費税分というのは出てきます。企業会計はそうはいかないと考えるととれますが、その点いかがでしょうか。

市庁舎建設について一言も触れられておりませんが、市長は昭和70年、すなわち平成

7年建設と明言いたしました。平成元年は初年度であります。今しっかりした構想がなければ、あと5年ある、6年あるではいい建物は建てられません。構想は市長の胸にあると思いますので、この際抜擢願いたいと思います。

サービスセンター構想について、助役さんが以前、NEC、電話、コンピューター導入に対し、直結方式、すなわち専用線を通じて直にやれるために、その互換性を求めてやった、というふうに答弁いただきました。そこで、すべての諸証明は即時発行に移行する準備と理解しておりますが、助役さんよろしいでしょうか。

次に、事業所ごみ、高分子ごみ、医療ごみ、残灰処理については、空き缶、空き瓶、散乱ごみについては一定の前進を見たところでありますが、月1回搬入は、ボランティア育成からいっても、その日にせよということ自体、前進したとはいえず押しつけであります。事業所ごみの受け入れはいつでもいいということから考えれば、矛盾を感じるものであります。改善していただきたい。

また、個人搬入のごみは厳しく、委託業者収集の事業所ごみは緩やかで、そこに不燃物の混入は目に余るものがあります。この対策はどのように考えておるのか、お聞かせ願いたいと思います。

また、高分子ごみの焼却については非常に危険の伴うものが多々あります。その対策はどのように立てられるのか。

医療ごみの収集運搬については、これは特殊ごみであります。むしろ私たちにっては知らぬが仏であります。市立病院の野積みされた廃棄物を見たとき、また、廊下にふたもせず薬品の殻がポリケースへ入れられているのを見て、だれでも手の届くところに放置されているのはいかがと思いますが、どうでしょうか。

また、泉北環境副管理者である市長さん、ごみ問題は当和泉市で幾ら対策を講じても、すべての解決にはなりません。そこで、他の2市に対しどのように訴え、均衡を保っていくのか、どう先進市に合わせさせていくのか、遅れているところに合わせるのか、お考えを示していただきたいと思ひます。

「ふるさと創生」資金の使途であります。小さな市町村ほどセンセーショナルな話題をまいています。市長が14万6,000市民が、14万6,000市民がと繰り返して、英知を結集し、創意と活力ある云々と言っておりますが、14万6,000市民が、どこで、だれが意見を言える場が現在あるか、ということでもあります。市議員25名の中の1人である私も、英知とは言えませんが、意思を聞かれたこともなければ、何とも言う場がないわけでもあります。この「ふるさと創生」資金をきっかけに、もっともっと市民の声を聞くべきではないかと考えておりますが、

今後の方向を示していただきたいと思います。

土地の高騰には、最近考えもつかない値で取引がされております。土地の取引価格が上がれば、固定資産も上がります。その影響で国保料も上がる。イコール生活が非常に厳しく影響いたします。そういう定義になると私は思います。土地を手放し、一時所得があったとしても、永遠に続くものではありません。本市にあつては、駅前再開発、ラーバン・ライフ・リゾート構想、コスモポリス等々、土地集約に向かって進めているところがありますが、基本的に非常に難しくなっていることには間違いのないわけであります。市長の土地政策の対する考え方をお聞きしたいと思います。

また、トリヴェール和泉の研究所等の誘致を積極的にと述べておりますが、誘致する以上、話のなかで単価というものが一番大事だと考えます。いつごろ、どのような方法で価格が決まり、発表されるのか。また、市長は今、各企業に打診されているように聞くが、価格見通しはほどごまで認識され、相手に対して訴えておるのか、お答えを願いたいと思います。

以上で質問の要旨の説明を終わります。答弁いかんによっては自席での再質問の権利を留保させていただきます。

○ 議長（田中昭一君） 答弁。

○ 市長（池田忠男君） 赤阪議員さんの御質問、非常に高度な立場からの御質問であり、また、非常に次元も高く、非常に有益な御提言も含まれていまして、傾聴させていただきました。これは御批判もあるかと存じますが、各セクションでそれぞれ一生懸命やっているのを、行政一体化ということで絶えず配慮いたしておりますのがトップであります私や助役、特別職であるわけでございます。そういう観点から、市長、助役から答弁ということでございますので、基本的な考え方について私より御答弁を申し上げ、専門的な分野については、後ほど各セクションからお答えをさせていただきたいと存じますので、御理解を相賜りたいと存じます。

国際交流のお話からそれぞれ皆、まちづくりというのは、ハード、ソフト面を含めて連携性がありますよというのが、一言で申し上げて赤阪議員さんの御指摘だと思います。ごもったもな御意見だと私の傾聴させていただきましたが、同感の面も多々あるわけでございます。

午前中も申し上げましたが、科学技術あるいは経済の発展につれまして、国際化が好むと好まざるとにかかわらず進んでまいっております。日本一国で物事を決めても、外からの国際化のあらしの中で、それぞれが影響し合っていくというのが、狭くなっております地球上の今の姿でございます。

とりわけ本市を中心とする南大阪・泉州は、国際空港の立地が促進されておまして、平成5年度には世界に向かって一番機が飛びます。いわゆる国際化時代の玄関口にわれわれ泉州人が生



きていくわけでございます。そういう意味からいたしますと、いろいろの施策も講じなきゃならんし、また、われわれ市民1人1人が、行政はもちろんでございますけれども、発想の転換もしていかなければ、国際化時代の中で生きていけないような御時世になってくるということをつくづく私たちは痛感をいたしておるわけでございます。そういう中で、国際交流の促進ということもわれわれとしては勉強しなければなりません。市役所も、また、市民の皆さん方にもそうした点での御理解をいただくべく、国際交流協会も発足させていただいたゆえんがございます。

それから南通市の問題については、御指摘ごもつともでございます。国柄が違いますけれども、繊維産業が取り持つ御縁で仲よくしていこう、末は友好都市、姉妹都市提携、これが当初の出発点でございました。中国の姉妹都市に対する方針の転換が数年来ございまして、安易に姉妹都市を結ぶのではなしに、本当の意味で友好を重ねて、その成果の上に立って友好都市、姉妹都市を持っていかなきゃならんというのが、中国の3年ほどからの方針転換であるやに聞いております。そういう中で、文化、経済、いろいろな点での交流を通じて、友好都市の方向づけを私たちも目指しておりますし、先方さんもそうにお考えのことだと存じております。そういう意味合いで、今後とも友好を促進していかなきゃならんかと存じております。

また、産業面における御指摘もいろいろとございました。そういう中で、本市の地場産業をどうしていくのか、御指摘のように大きな課題であるわけでございます。産業面では繊維産業中心に栄えてまいりました。また、人造真珠産業もございます。また、山間部では温州みかんがございまして。こうした代表的な地場産業、いずれも現状、NIESの追い上げ、円高の中で、繊維産業は構造不況という1つの構造的な面もございまして、非常に苦しい現状であるわけでございます。そういう中で、私たちといたしましても、何とか地場産業を守りながら、どう転換をしていくのが1つの大きな課題だと承知をいたしております。

そのために、泉州織物協同組合を中心とする繊維産業の業界の皆さんといろいろな点で意見交換もさせていただき、構造不況の中での生きていくべき道について模索しておりますのが現状でございます。到達いたしますのは、御指摘のように、品質の改善、新製品の開発、あるいはファッション化、こういう面でなければ、これからの消費者に対応できない面がございます。そうした意味を胸に置きながらさせていただいているわけでございますが、これは通産行政の一環でございますので、地元といたしましても、市だけでは御指摘のとおり限界があるわけでございます。

そういう中で、われわれなりの方向づけをどうしていくのか。あるいは、これは市政方針にも述べておりますように、特定不況地域の御指定もいただいております。その中で業界が少しでも有利になりますようにということで、私も近畿の会長という立場から、本市のこのみならず、近畿圏全体のことで今いろいろと通産省にかけ合っているのが実情でございます。

そういう意味で、地場産業を守り育てながらも、新しい産業も誘致してこなければ、本市の体質自身がしんどいわけでございますので、府と相図って、先端産業を誘致してまいるということに相なったわけでございます。

そこで、コンピューター、半導体、あるいはバイオも含めまして、いろいろと考えているわけでございます。近畿自動車道のインターができますと、20分で空港に行ける、大阪都心までは半時間という絶好の地の利を生かして、新しい産業を誘致をして、活性化を図ってまいりたい。地場産業をなおざりにするわけではございませんが、そうした面の育成とあわせて、新産業を持つてくることが活性化につながるという考え方で、コスモポリスが発足をいたしておるわけでございます。

それにつれまして、先端産業の本場であるアメリカのシリコンバレー周辺の視察等も重ねさせていただきつつございまして、そうした御縁で、東では中国南通市、西ではアメリカの先端産業都市とのこれからの友好親善を深めていくことが大事ではないか、このように各論としては考えているのが現状の姿であるわけでございます。

そういう意味合いの中で、空港と共存共栄でき得る和泉市、また、今を大事にしながら、明日に向かって飛躍のできるという意味での都市基盤の整備が急がれているのは、御案内のとおりでございます。都市基盤の整備では泉北鉄道の延伸のみならず、御指摘の道路網の整備、幹線軸が整備されなきゃならんということで、現在、大阪府にもお願い申し上げ、市も努力をいたしております。道路網の問題、あるいはこうしたプロジェクトを通じまして、とりわけトリヴェール和泉を通じて、何十年かかってもできんような道路づくりを、住宅促進という名で誘致してまいるのも、トリヴェール和泉の実は大きなねらいであるわけでございます。中央線を山手までぶち抜いてまいるわけですが、朝から御指摘がありましたように、縦軸が少ないわけですので、山間部と下町の調和のためにというのがトリヴェール和泉の誘致でございました。

ただ、悲しいことながら、松尾寺公園に中央線が突き当たるところが限界に相なっておるわけございまして、今の中央線を上まで延長して、何とか光明池春木唐国線までは持ってまいりたい。それから先は、松尾寺公園を縦断するわけにまいらないというのが1つの悩みであるわけですが、別途縦軸を考えなきゃなりません。横軸としては、近畿自動車道、泉州山手線、光明池春木唐国線、岸和田南海線、これら等で何とか将来対応できますように、また、外環状線、縦軸が中央線一本では足りないということで、池上下宮線のこれからの鞆進に向かっていかなければなりません。こうした都市基盤の整備とあわせて、産業面での地場産業の育成とともに、新産業の導入を考えているわけでございます。

御指摘のように、綿製品、非常にしんどい中で、紙おむつが布製品を何倍も上回る勢いです。

インスタント時代でございまして、幾らとめようと思っても、紙おむつがはやっているのが現状でございまして、これがごみに与える影響は大きなものがあるわけですし、われわれも頭を悩ましていた点がそこでございます。そうした意味合いで、何とか業界と相談しながら、綿製品をどう使っていただくのか、こうした点でも考えてまいらなければならないのが産業政策での調和面であるわけでございます。

また、市政と申しますのは、人の気持ち、心と心が通い合うようなまちにしなければならないという御指摘もごもっともでございます。ハード面の調和とあわせて、ソフト面でも、文化とかいろいろな意味で力を入れてまいらなきゃなりません。日本のよさを残しながら、どう国際化時代に対応していくのかという基本的なスタンスも持たなければならない。御指摘については十分わかるわけでございます。

また、みかんの国際化、あるいはオレンジの自由化の中でみかんが売れなくなってきたことは、地場産業としては非常な痛手であるわけですし、頭を悩ましておりますが、今の若い人の、グルメ時代でございますので、みかんよりはグレープフルーツの愛好が増えているのも事実でございます。その中で、地場産業のみかんの生きる道は、より高品質な、品種の改良を通じてよいみかんをどのようにして売っていくのか、といくことが1つの大きな方法でございます。その中で、もったいない話でございますが、米を減反すれば補助金をくれる。あるいはみかん園を廃園すれば、反当たり30万円の補助金が出る。われわれの常識からしたら考えられないようなことが国際化の中で起こってまいってきているわけでございます。

そういう中で、われわれとしても、みかん園をどのようにして高度な品種のものにしていくのかという課題、地元の方々と御協議をしてみらなければなりません。これは繊維と同じことでございます。それとあわせて、転換に際して、補助金体制の中でいけば、植樹をせずに野菜その他をつくったら、御指摘のように補助金が半分から3分の1になるという現状でございます。したがって、みかんの木を倒す上で、もっと植樹を振興しなければならないという御指摘はごもっともでございます。

われわれといたしましても、農林行政を通じまして前からもお願いをしているわけですが、木を植えていく森林に対する施策もらせていただいております。そういう中で、植樹も大にお願いをしてみらなきゃならんと考えております。

植樹祭の定義はという原点的なお尋ねでございましたが、当然、木を植えることでございますが、都市部において緑を増やしていく、緑化が大事でございます。私は、人の営みは、自然と人との触れ合い、共存の中にあるといつも思っております。したがって、自然も大事、また、開発も都市の発展では大事であります。その調和をどうとっていくのか。自然と人との調和、自然と

開発との調和をどうとるのか。こういう中で、当然のことながら、緑化の推進というのも大事なことでございます。緑に親しむという意味合いからすれば、植樹というのは大事ですし、また、花も大事であります。ご提言の趣旨は承らせていただいて、今後の植樹祭に生かしていきたいと実は考えておるわけでございます。

それから、紙おむつから端を発したと思いますけれども、ごみ問題についての御指摘がございました。後ほどお答えをさせていただきたいと存じますが、赤阪議員さんは、清掃行政、ごみについては非常に御造詣が深い、専門家だと私たちは存じております。今までもいろいろと御提言をいただき、市行政も大いに参考にさせていただいたわけでございます。今後ともひとつ御指導をお願い申し上げたいと存じますとともに、専門家の御意見でございますので、拝聴させていただきます。

また、泉北環境の副管理者として、和泉市だけがいくらごみ問題を当たっても、高石市、泉大津市、本市の3市で泉北環境施設組合を、清掃行政を広域行政でやっている関係で、市長、しっかりと他の2市に提言していきなさいよという仰せでございました。御趣旨ごもっともございまして、議員さんの御指摘もいただいて、分別収集は、行き届かないながら本市が一番進んでいるようでございます。しかし、他の2市に対しても、これの徹底化は前から私も言っておりますし、また、トップ同士の話だけではなしに、ごみをつかさどる主担者、課長の会合も毎年持たせていただいております。これから私も提言申し上げ、主担者会議も頻繁に開かせる中で、3市同じようなレベルと体制で、より高度なごみ収集なり対策について英知を集めてまいりたい。そういう方向づけの中で今後とも私なりに動いてまいりたい、このように存じておるわけでございます。

それからソフト面の話の中で、ボランティア活動についての御指摘がございました。前からお聞かせをいただいておりますが、行政だけで郷土はよくなりません。市民の御協力があってこそ郷土がよくなるわけでございます。そういう意味からすれば、14万6千市民すべてがボランティア的な意識をお持ちいただきたい、というのがわれわれの願いであるわけでございますが、ボランティアという位置づけを明確にしていかなければなりません。

傷害保険の御指摘でございますが、ちょっと協力したからボランティア、それは善意での御協力であって、通常言われておりますボランティアというのは、一定のお気持ちと継続性をもって、組織化もされ、そして福祉は福祉、教育部門は教育部門、いろいろな面で御協力をいただくのがボランティアでございます。傷害保険なんかの場合、交通整理をせんといきませんが、その辺が1つの整理事項ではないか。

善意で、継続的にいろいろとできないことを御協力をいただくのは感謝にたえない次第でござ

いまして、こういう方々が、もしボランティア活動を通じて傷害に遭われたときのことを考えますと、われわれとしても申し訳ないことでございますので、その定義をしっかりとさせてまいりたい。各部門——福祉もあれば、社会教育部門もどうぞございますし、また、部門、部門の各団体が入っていただいている向きもございまして、そうした意味を十分に承知をいたしながら、それぞれの部門で継続的に、1つの団体で御登録をいただいて、活動していただく方については何らかの対応を考えてまいらなければならないと実は考えております。御提言の趣旨、今後とも胸に置いて、ボランティアに対する感謝を込めての対応をいたしてまいりたい、よく検討させていただきたい、このように存じます。

それから消費税についてばらばらではないかという御指摘でございますが、これは昨日からきょうにかけて御答弁をいたしておりますので、ひとつ御理解を相賜りたい。ばらばらのようにあって、皆理由があるわけございまして、その点御賢察を相賜り、御協力を相賜りたい、このように存ずるわけでございます。

それから「ふるさと創生」についてのお尋ねもございました。広く意見を聞かせていただく、議員さんのいろいろな御英知もぜひおかりをさせていただきたい、御提言もお受けする機会を設けさせていただきたい。市民からも、いろいろな方途がございましてけれども、広く意見を聞いてまいりたい。1億円、現金で来るのではなし、交付税に算入されるというあやふやなものでございますが、一定来ることは来るように聞いております。これは昭和63年度が2,000万円、平成元年で8,000万円、計1億円、これをどのように有効に使っていくか。これは議員さんも御指摘の「ふるさと創生」でございまして、和泉市の持つ、いわゆる郷土の歩みとかよさ、そうしたものを何らか今の世の中に、また、後の世にも伝わるような施策を、ソフト面、ハード面を通じて考えさせていただきたい。有益に使わせていただかなければなりませんので、幅広く御意見を聞かせていただく機会をいろいろな面で作ってまいりたい。そういう意味での調査費を平成元年に計上させていただいております。

英知を集める中で、これがいいだろうということがあれば、平成元年度中に対応させていただき、また、予算を伴うことについては補正もお願いを申し上げます。英知を集めることについてはごもつともでございます。御提言、われわれも同感でございますので、そういうふうな扱いにさせていただきたい、このように存じておる次第でございます。

また、庁舎問題についてのお尋ねもございました。構想として私、昨年皆さん方に発表させていただきました。平成7年度を目途に、何とか狭隘な庁舎を考えてまいりたいと存じておりますが、今までは担当の課長等を中心のプロジェクトでございましたが、今年度からは、部長中心の、少なくとも助役を核にしてのプロジェクトチームをつくらせていただいて、いろいろと構想の具

体化を図りたい。そして、時期を見まして議会にも御協議をさせていただきたい。いろいろな点での基金も創設しなければなりません。そういう道行きの中で案をつくらせていただき、議会にもお諮りし、また、将来は特別委員会の御設置をいただかなければなりません、理事者、議会挙げての課題として取り組みをさせていただかなければならないと考えております。

したがって、平成元年度の市政方針にはふれさせていただきませんでしたが、予算の伴う何らかの時期には、明確に市政方針の中にもあらわさせていただきたいと存じております。また、市政方針の中でも述べさせていただかなければならない時期が必ずあります。決して構想倒れに終わることは考えてございません。要は基金の問題がございます。いろいろな点で英知を集めて、私なりに資金の捻出に当たっていかなければなりません。構想と資金が相伴って初めて具体化されていくものだと存じておりますので、シビアに検討に入らせていただきたい。このように思っておりますので、庁舎問題については御理解を相賜りたいと存ずる次第でございます。

それから、トリヴェール和泉の価格はということでございますが、いよいよ都市計画を決定願いましたので、これからの手続に入っている上に立ちまして、西部地区については、住宅だけではなく、研究所、厚生施設等を持ってきたいということで公団と合意に達しております。いろいろな引き合いが公団の方にもぼちぼち参っているようでございます。

市政方針に述べさせていただいた意味は、西部地区に研修所あるいは研究所、厚生施設、いろいろなものの誘致のPRに入るという意味で、私は「誘致に入っていく」ということを申し上げておるわけでございます。最終的には価格の問題になるわけでございますが、価格については、公団の意向は、平成2年から3年にかけて決定させていただきたいと言っておりますので、今のところ価格は明確ではございません。その辺ひとつ、意欲のあらわれとしての市政方針での言葉として御理解をいただければありがたいと存じます。価格は来年から再来年にかけて決定されてまいるといように御理解をいただければありがたいと思います。

しかし、住宅だけではなく、西武地区にはいろいろな研修所、研究所、有益なものをということで、PRは公団とともにしてまいって、いい施設を引っ張ってきたい。そのための動きを平成元年度から公団と相図って進めさせていただかなければならないと考えております点、御理解をいただきたいと存じます。

最後に、地価対策の問題でございます。おっしゃるとおり、きのうもテレビを見ておりましたら、大阪府下大都市圏は鎮静化をいたしてまいりました。そして大阪圏、近畿圏が余波を受けて、今、地価が高騰しています。30数パーセントの高騰ぶりだということを放送しておりました。いろいろなプロジェクトを推進していく上で、御指摘のように、地価の値上がりというのは頭の痛い問題ではございますが、これはこれなりにそれぞれ市民の皆さんにお願いしてまいりたい。

御案内のとおり、コスモポリスにつきましては、既に価格提示もさせていただいておりますし、また、ラーバン・ライフ・リゾート構想については、自然を残しながら、人との共存の場としてのスポーツとかそういう面が主体でございます。買収が主体ではなく、基本的には賃貸あるいは信託方式と、いろいろな創意工夫を凝らして、地元の御協力をいただきながら、自然を残しながらやっていくのが、ラーバン・ライフ・リゾート構想でございますので、御理解を賜りたいと思います。

駅前再開発については、御案内のとおり、住民の方が主体の組合方式で施行させていただくということに相なっておるわけでございます。われわれとしては、公共整備の道路、あるいはいろいろな面で財政負担が伴うということで御理解をいただきたいと思いますが、いずれにしても、土地投機は、発展する市にとっては避けて通れない課題であるとはいえ、頭の痛い問題でございます。御指摘のとおり、固定資産税等にもはね返ってまいる課題でもございますので、一日も早い地価の鎮静をわれわれは願っておるわけでございます。

そういう意味合いの中では、御案内のとおり、本年1月から南大阪一体が、空港も控えて、値上がりするであろうということで、監視区域に入りました。大阪府の措置でございますけれども、これは避けて通れない措置だと存じます。市街化の中では300㎡、調整区域では1,000㎡以上の売買については、国土法による届け出をしなければなりません。国土法にパスして初めて売買が可能になります。監視区域内における地価抑制のための法律としての扱いであるわけでして、異常な高値で売買されたものは、規模によりますでしょうが、恐らく国土法が通りにくいのではないかと存じます。その売買が有効に成立するかどうか、歯どめがかかるわけでございます。そういう意味合いの中で地価の抑制を図っていこうというのが、国、府あるいは市の考え方でございます。南大阪はほとんど監視区域に入っておりますが、地価の鎮静化を図っていかなければならないと考えております点、ひとつ御理解を相賜りたいと存ずるわけでございます。

いろいろと多岐にわたります御指摘でございますが、セクションを超える部分が大半以上でございましたので、抜けている点は申し訳ございませんが、大体基本的な点での御答弁を申し上げました。

ハード面、ソフト面を通じて、御指摘のように、われわれ行政一同、セクションそれぞれで一生懸命やっておりますが、横のつながりも強化させて、われわれトップの方でそれらに目を通しながら、一体性のある行政に持って行って、郷土和泉市を21世紀に力強く発展する市にさせてまいりたいと考えております。行き届きませんが、今後とも全力を挙げて頑張っていきたい。そして、御指摘のように、心豊かな気持ちで生きられる郷土にどう持っていくのか。基本的には、市民の皆さん方が、価値観はさまざまでございますけれども、少しでも住みやすい市に

持っていくのが私たちの願いでございます。そういう意味合いで、われわれも肝に銘じて今後とも行政執行に当たってまいりたい。ちょっと長くなりましたが、ひとつ意のある点を御理解を相賜りたいと思います。

以上、私よりの御答弁にかえます。

○ 7番（赤阪和見君） 高度な質問と言われましたが、何も高度ではないわけです。

ある中国の本に、名前は忘れましたが、神様にある人が「あり余るお金は要りません。何とか毎日生活できるようにしてほしい」という願いをかけたそうです。それを聞いた神様が、「うーん、何と難しいことを言うんや。それが一番難しいんや」と。当たり前の生活を当たり前にするということが非常に難しいわけで、変わったことをするのは、非常に見場もいいし、アピールもできるしということだそうです。

そういう点からいうと、私は最初に言いましたように、市長に対して失礼ですけれども——じゃあ、おまえ、市長にかわってやれと言われたら、ようならんと思いますけれども、市政方針には夢と希望、ロマンがない。心がない、と。

何を言うのかというと、政治というのは、10人おって、6人までよしとしたら、あとの4人はマイナスである。6人がプラスになれば、それはそれでいいわけです。しかし、政治の心というのはその次なんです。マイナスになる4人のマイナスを何とか少なくしようとするのが心の通った政治だ、というふうに私は先輩からも聞かされております。また、そうだと思います。多数決の原理から、今、政府自民党が300議席におごって、消費税という悪税を導入してきたという実態の中から見ても、本当に、これこそ6人ではなし、得する者はないんじゃないですか。そういう点から論点を私は進めていきたいと思います。

最初から言いますと、みかん園地再編どうのこの資金ですけれども、大きな山でしたら、先ほど言いましたように、そこを何とか地主の協力を得て、植樹祭でも行えるようなイベントというものも1つ必要であろう。今後農家の方々が食べていく糧として、植林事業もこれまた必要であろうと思います。財産を守るという立場から。

しかし、田んぼの真ん中、平地のところにあるみかん園、1間切りたいと思っても、切れんわけです。切ってしまうと、お金を余りくれない。半分以下になる。ですから、その田んぼを守っていかねばならない。守るためには、毎年2回ぐらいの草刈りをしないと、環境保全条例にひっかかります。そういう点の施策。和泉市の地場産業であったみかんをなくそうとしてきている中で、それにかわる代替策を持たずして、御上の言うことやからしようがないでは済まされない、というのが私の思いです。市長も同じ思いだと思います。

そこで、政府に対して、また、農林行政に対して市長としてどれだけのものを言ってきたのか、



また、これからどれだけのものを言ってくれるのか、ここが聞きたいわけです。政府に同和行政の中で、補助金の格上げとかどうのこうのと言っています。私はあのような言葉を聞きたいわけです。

綿布にしてもしかりです。なるほど高度な産業を呼んできて、地場産業に据えつけて、何も綿布を捨てるのではないと。そこで余った労働力をそちらへ回してもらおう。回したらいいでしょう。しかし、綿布というのは、先ほどのごみの問題とつなげたときに、逆にいえば、百年一日のごとく、子供がおぎゃーと生まれた、中林のフェルアルバムか何か知らんけれども、そんなことばかりやっていないで、紙おむつだったらいかん、布おむつのたとえ10枚でも、これは和泉市で生産して、内田の谷で織った綿布だと。そこに政治の心が結びつく。そういうところにごみの減量化が進む。こういう相関関係が歴然としたようなことをしてほしい。その人がたとえ使わなくても、しょうがないですが、そういうふうな心の通った施策が欲しいなと思います。

もう1点は、緑化の問題でありますけれども、植樹祭の定義を聞いたかったのですが、緑を植える。なるほど結構です。昭和天皇が初めて都市で植樹祭をやったのは堺だと聞いております。この堺ですら、広い大仙公園ですから、大きいモミの木か、ヒノキか、クスノキか知らんけれども、植えた。これはいいでしょう。植樹祭のわれわれのイメージというのは、全国で市町村林があって、そこでやってこられたと思うんです。和泉市には市有林というのがありませんから、その点は無理だとしても、今地場産業が片一方で衰退しようとするときに、南横山の林業が組合の育成のために植樹祭をする。これはやっぱり相関関係です。それをすることによって槇尾川の清らかな流れが、とうとうとはいいませんが、今では5しかないやつが、6になるか、7になるかということの相関関係でしょう。これが僕は政治だと思うんです。

また、ボランティアの問題については、本当に奇様な方々の善意です。市長が言われている「地域ボランティア活動推進事業創設」とありますが、これをする前に、今あるボランティアの人たちをそこへ統合するという事ではないわけです。新しいボランティアを募って、そこでボランティアを教えていこう。余暇を利用して、他人を思いやる心を育てよう。その心を育てるために、既存のボランティアに対して傷害保険が必要だと、私は要旨の中で説明しました。以前にも言いました。

12月末日になりますと夜警があります。消防団員の方と一般の方がペアで回ります。同じけがをした。消防団員は守られます。そうでしょう。非常勤のどうのこうのの保険があります。片一方は、同じようにけがをしても、何にもないわけです。同じ行動を起こして、同じようにけがをして補償が違う。これこそ不公平です。そういう点でのボランティアをいろいろな形の中でどう考えるのか。先ほど言いましたように、10人おって、6人が「よし」なら、それでいいでは

なしに、あとの4人のマイナスをどれだけ少なくするのか、これを考えていただきたい。

地域ボランティア云々の事業をやる前とは言いません。今後やっていくでしょう。ですから、各部、各課に分かれたボランティアの統合をして、今後どういう保険がかけられるかということを検討していただきたい。そのようにお願いしておきます。

「ふるさと創生」、意見を聞きたいと市長言いますけれども、こんな和泉市みたいに何にもないところで、地場産業はつぶれていくし、みかんは切られるしというところでは、もっとばーんとしたアピールが必要です。市民に対してどんどん投げかけていく、意見を聞いていくという態度が欲しいです。平成3年の1億円になるまでの間に、お金の要らん形の中でどんどん打ち合いをしながら、そこに1つの考え方が浮かんでくると。

いみじくも市長は「市庁舎予算がないので、今回は載せておりません」と言われた。その次に言ったのは、トリヴェール和泉のPRですが、これは予算にはないですよ。しかし、載っているわけでしょう。僕はトリヴェール和泉よりも、市庁舎の問題の方が大きいと思います。何十億円という金を自前でやらないかんわけですから。その初年度であるときに、市政方針に載っていないということは非常に寂しい。逆にいうと、市庁舎建設がイコール市民に夢と希望を与えられるような施策であってほしい。開かれた市庁舎をつくるのだ、そのためには100億円要ろうが、200億円要ろうが構わないのと違いますか。市民が喜ぶならば。

大阪市の市役所みたいに議長室に——そんなん言うたら怒られるからやめておこう——シャワーがあるとかどうのこうのという話がありますけれども、こんなものは要りませんよ。議長、要りませんな。

(議長「要らん」の声あり)

議長も要らないと言ってますし、議会はこのままでもよろしいです。本当に市民がここへ来て、喜べるようなものをひとつつくってほしい。海がないから、何がないからじゃなしに、和泉には山があります。まだまだ見える星もあると思います。そういう点での1つの大きな考え方、早急に市庁舎に対する考え方を市長はまとめていただきたい。その点で再度御答弁があればお願いしたいと思います。

最後に、私の名刺にも「自然をわれらに、われらは自然を」というタイトルで載せています。自然を守るという人間のうがった見方ではなく、私たちは自然に守られている、そのかわりに自然を守っていくのだと。基本の考え方が、自然を守ってやるのだという傲慢な姿勢ではなく、自然に守られている、その守られている自然を私たちは当然として守るのだ、という基本的な考え方を緑化の中で持って行ってほしいと思います。

別に細かい答弁は要りませんので、代表して、今の再質問であればお願いします。

- 市長（池田忠雄君） 代表いたしましてお答えを申し上げます。

赤阪議員さんの御提言の趣旨、御質問の趣旨、よくわかりました。ちょっと聞いていてわからん点もあったわけですが、今のお話でよくわかりました。

市行政の理事者でございますので、即そのとおり実現できるもの、できないもの、あるいはまた御提言を踏まえて検討に入るべきもの、さまざまございます。しかし、赤阪議員さんのおっしゃる心のこもった市行政でなければならない、この一言は胸にこたえました。ありがとうございました。

- 7番（赤阪和見君） 終わります。
- 

- 議長（田中昭一君） 以上をもちまして、一般質問は全部終了いたしました。皆さんの御協力によりまして円滑に終了できましたことを厚く御礼を申し上げます。

お語りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

なお、明日から12日までの2日間を休会とし、13日より議案審議を行いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

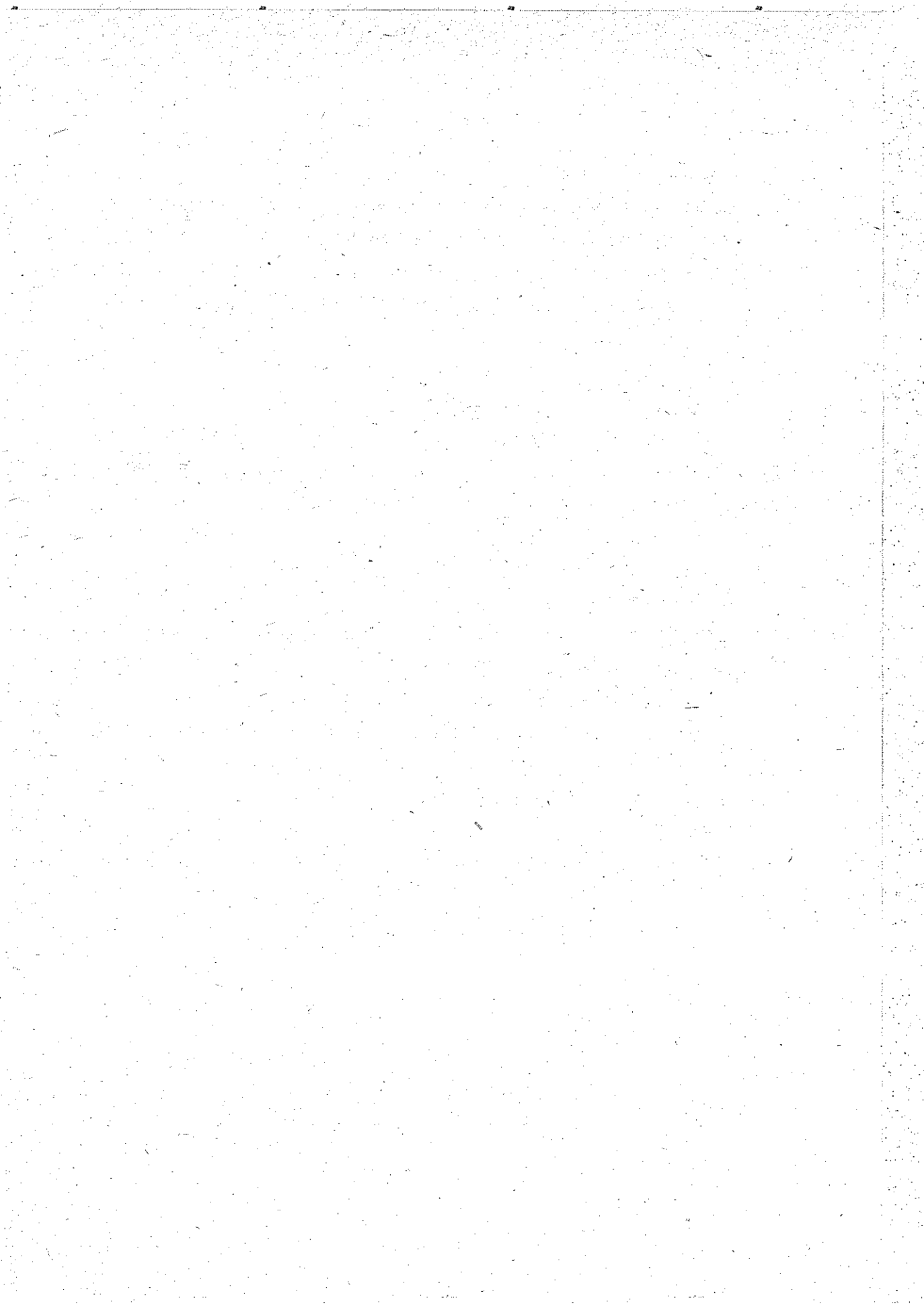
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、明日から12日までの2日間を休会とし、13日より議案審議を行いますので、定刻御参集くださいますようお願いを申し上げます。

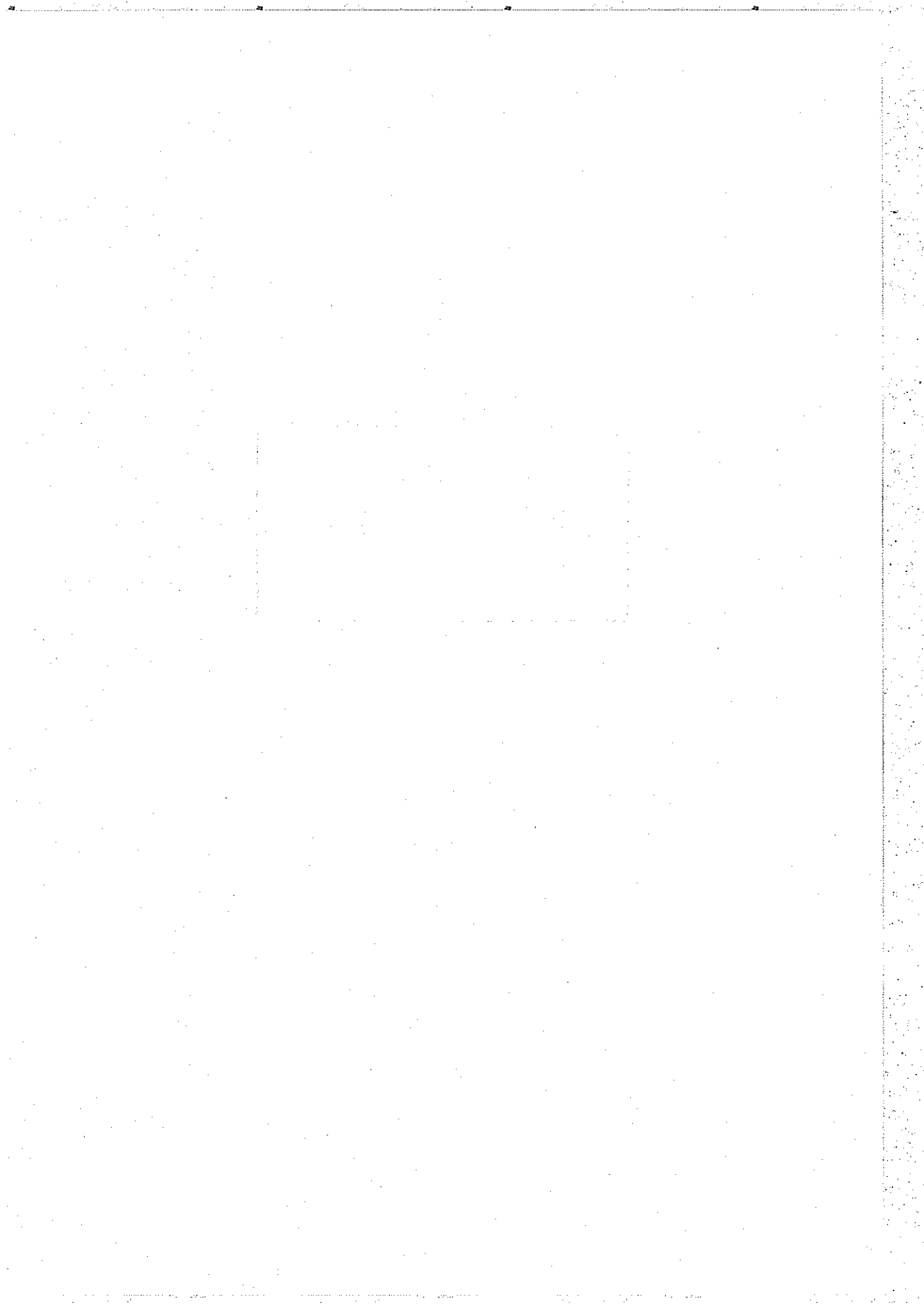
- 議長（田中昭一君） それでは、本日はこれにて散会いたします。

（午後2時17分散会）

---



第 4 日



平成元年3月13日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	坂口敏彦君	16番	西口秀光君
2番	須藤洋之進君	18番	若浜記久男君
3番	藤原正通君	19番	木村静雄君
5番	並河道雄君	20番	出原平男君
6番	穴瀬克己君	21番	勝部津喜枝君
7番	赤阪和見君	22番	早乙女実君
8番	中塚新治君	23番	原重樹君
9番	讚岐一太郎君	25番	天堀博君
10番	竹内修一君	26番	飯坂楠次君
12番	松尾孝明君	27番	奥村圭一郎君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君	29番	田中昭一君

欠席議員(1名)

17番 池辺秀夫君

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市長公室長	池田忠雄	総務部理事	大塚孝之
市長公室理事	阪口禮之助	総務部次長	森利治
市長公室次長	中塚白	総務部次長	奥村富彦
秘書課長	杉本弘文	財政課長	阪豊光
企画課長	逢野一郎	同和対策部長	堀宏行
総務部長	神藤恒治	同和対策部理事	向井洋
	隆崎大我	福祉事務所長	中川鉄也
	稲田順三	福祉事務所次長	原美助
	鹿島賢昌	市民生活部長	麻生和義
	井阪和充	市民生活部理事	中上好美
	今村堅太郎	市民生活部次長	岸田秀仁
	橋本昭夫	市民生活部次長	坂田平之

市民生活部次長	池 辺 修 次	消 防 長	角 谷 泰 夫
産 業 部 長	松 村 吉 堯	消 防 本 部 次 長	高 宮 武 男
産 業 部 理 事	中 西 淳 富	消 防 本 部 次 長	一ノ瀬 喜 広
産 業 部 次 長	高 三 一 行	用 地 担 当 理 事 長	明 坂 貞 士
産 業 部 次 長	赤 田 儔 信	用 地 開 発 公 社 事 務 局 長	中 辻 寿 夫
建 設 部 長	浅 井 隆 介	用 地 担 当 参 事 長	藤 原 忠 男
建 設 部 理 事	山 崎 琢 磨	教 育 委 員 長	西 川 喜 久
建 設 部 次 長	谷 俊 雄	教 育 長	逢 野 博 之
都 市 整 備 部 長	萩 本 啓 介	管 理 部 長	白 樫 通 有
都 市 整 備 部 理 事	高 橋 欣 吾	管 理 部 次 長	重 野 欣 達
都 市 整 備 部 次 長	三 井 義 秋	指 導 部 長	木 村 吉 男
都 市 整 備 部 次 長	松 林 保	指 導 部 次 長	生 田 稔
改 良 事 業 部 長	富 田 宏 之	社 会 教 育 部 長	竹 田 明 郎
改 良 事 業 部 理 事	笠 木 恒 忠	社 会 教 育 部 理 事	佐 原 行 雄
改 良 事 業 部 次 長	大 宅 清 臣	社 会 教 育 部 理 事	明 坂 文 嘉
水 道 事 業 管 理 者	田 中 稔	社 会 教 育 部 次 長	北 野 喜 平
水 道 部 理 事	岩 井 益 一	社 会 教 育 部 次 長	藤 木 意 継
水 道 部 次 長	岸 本 孝 二	会 計 課 長	高 橋 正 道
水 道 部 次 長	仲 田 博 文	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	農 端 小 一
病 院 長	竹 林 淳	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	庄 司 清
病 院 事 務 局 長	藤 原 光 夫	監 査 委 員	吉 田 陽 三
病 院 事 務 局 次 長	藤 原 清 司	監 査 事 務 局 長	森 口 義 忠
病 院 事 務 局 次 長	谷 上 徹	農 業 委 員 会 会 長	信 田 種 行
		農 業 委 員 会 事 務 局 長	

※備考 各課長級の職員は、議案説明の必要に応じて出席させる。



本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野 瀧 男



本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北 野 敦 雄
次 長	河 原 茂 隆
主 幹	大 中 保
係 長	佐土谷 茂 一
主 査	井之上 光 一



本日の議事日程は次のとおりである。

平成元年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月13日)

日程	種別及び番号	件名	適要
1	監査報告 第1号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和63年9月分)	P. 1
2	監査報告 第2号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和63年9月分)	P. 11
3	監査報告 第3号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和63年9月分)	P. 17
4	監査報告 第4号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和63年10月分)	P. 22
5	監査報告 第5号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和63年10月分)	P. 32
6	監査報告 第6号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和63年10月分)	P. 38
7	(昭和63年) 認定 第3号	昭和62年度和泉市歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
8	報告 第1号	専決処分承認を求めることについて (和泉市税条例の一部改正)	P. 135
9	議案 第20号	和泉市立老人集会所条例の一部を改正する 条例制定について	P. 128
10	議案 第22号	昭和63年度和泉市一般会計補正予算(第4号)	追加 P. 1
11	議案 第23号	昭和63年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)	追加 P. 13
12	議案 第24号	昭和63年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)	追加 P. 19
13	議案 第25号	昭和63年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)	追加 P. 26
14	議案 第26号	昭和63年度和泉市病院事業会計補正予算(第3号)	追加 P. 42
15	議案 第21号	監査委員の選任について	P. 131
16	諮問 第1号	人権擁護委員候補者を推薦するにつき 意見を求めることについて	P. 133
17	議会議案 第3号	委員会委員の辞任について	別紙
18	議会議案 第4号	委員会委員の選任について	別紙
19	意見 第1号	年金制度の改悪撤回を求める意見書	別紙
20	意見 第2号	障害児のための緊急一時保護制度の 充実に関する意見書	別紙
21	意見 第3号	リクルート疑惑の徹底解明を求める意見書	別紙

(午前10時00分開議)

- 議長(田中昭一君) おはようございます。議員の皆さんには、公私何かとお忙しい中御出席を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは22名でございます。欠席届け出のある議員さんは池辺議員さん、遅刻届け出のある議員さんは中塚議員さんでございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、22名でございます。

- 議長(田中昭一君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長(田中昭一君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

- 議長(田中昭一君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1より日程第6までは、例月出納検査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

報告は表題のみを朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

監査報告 第 1号	例月出納検査 収 入 役 扱	昭和63年9月分
監査報告 第 2号	例月出納検査 水道部企業出納員扱	昭和63年9月分
監査報告 第 3号	例月出納検査 市立病院企業出納員扱	昭和63年9月分
監査報告 第 4号	例月出納検査 収 入 役 扱	昭和63年10月分
監査報告 第 5号	例月出納検査 水道部企業出納員扱	昭和63年10月分
監査報告 第 6号	例月出納検査 市立病院企業出納員扱	昭和63年10月分

- 議長(田中昭一君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第1号より第6号までの報告を終わります。

○

- 議長(田中昭一君) 次に、日程第7「昭和62年度和泉市歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本決算については、昨年12月第4回定例市議会におきまして決算審査特別委員会に付託とな

っておりますので、審査の経過並びに結果の報告を穴瀬委員長にお願いいたします。

(決算審査特別委員長登壇、報告)

- 決算審査特別委員長(穴瀬克己君) 昭和63年12月開会の第4回定例市議会におきまして、昭和62年度一般会計並びに特別会計決算認定についてが上程され、その審査を決算審査特別委員会に付託となり、慎重に審査いたしました経過並びに結果につきまして、その概要を取りまとめ御報告いたします。

去る1月30日委員会を招集し、各会計の説明は提案の際終わっていることから、一般会計歳出より款を追って直ちに審査に入りました。

なお、報告の内容については、重点的かつ要点のみにとどめますので、御了承賜りたいと存じます。

まず、議会費と総務費から審査に入りました。

議会費では、議会図書費の書籍の購入状況と図書室の整備について。また、議会だよりを単独で発行することについての質問があり、図書購入16件の内容説明があり、図書室については、図書の保管、貸し出し、購入方法等について今後、検討を重ねてまいりたい。

また、議会だよりの発行については体制・経費の問題があるので、今後、正副議長とも相談の上検討してまいりたい、との答弁がありました。

次に、総務費では、全般的に非常に流用が多い。例えば監査委員費で補正しながら他部門に流用している。これは予算措置上不適当と考えるが、その点についてどのように考えているか、との質問に対し、流用というのは最小限にとどめなければいけないという点では、財政運営上常に考えているところである。今後、適切な財政運営を確保する観点からも、流用措置について、可能な限り流用を少なくしていくということで臨んでまいり、との答弁がありました。

また、交際費で予備費から100万円流用しているが、その理由について、の質問に対しては、中国南通市の市長以下4名の歓迎レセプション開催の経費である、との答弁がありました。

次に、和泉市ラーバンライリゾート推進協議会の進捗状況についての質問に対しては、和泉ラーバンライリゾート協議会は、松尾寺公園を含み本市中央丘陵部を大都市圏域型リゾートとして整備すべく、その可能性について総合的に検討を行いその実現化に努めるため、62年9月に関係26団体によって設立したものである。62年度においては、協議会関係者による現地踏査、先進地の視察等のほか、62～63年度の2カ年にわたる基本計画、事業計画の策定に着手するとともに、当該地域に係る権利関係の調査を実施するなど、事業化の可能性についての調査研究を開始したところである。

また、本年度は、基本計画、事業計画策定の一環として、協議会メンバーによりスポーツ・文

化交流・宿泊・研修・自然活用の専門部会を新たに設置し、施設整備の方向及び施設イメージについての研究を行っているところである、との答弁がありました。

次に、全国伝統地名市町村連絡会議の内容について質問があり、この組織の内容は、奈良時代の律令制度でつくられた66カ国のうち、いまもなお、その旧国名としてその名を市町村の名前で残されている市町村が全国で36市町村があり、それらの市町村が交流を深め、地域性を生かしていこうということで昭和61年11月に結成されたものである。

また、行事として、地場産業製品をPRすることを目的として昭和62年10月、近鉄百貨店において物産展を開催し、本市からガラス製品、模造真珠、綿製品等を出品し、その売り上げは37万1,900円であった、との答弁がありました。

次に、市税未納者に対し納税貯蓄組合を通じての納付催促は問題があると考えますが、との質問に対し、納税意識の啓発高揚と自主納税指導、納付書等の配布等を納税貯蓄組合に依頼しているところであり、それらの組合員の状況把握と納税指導の資料として毎年、未納リストを送付し、自主納税意識高揚指導として側面から協力を願ってきたところである。今後は、組合の役員の方とも十分協議の上対処してまいりたい、との答弁がありました。

次に、先日の日本経済新聞によると、コスモポリス会社に出資している金融機関が会社に対して低利の融資に難色を示している、と載っているが、事実であるか、との質問があり、この記事の内容については事実無根であるとともに、用地集約の面や対外的な面で円滑な事業の推進に大変迷惑を被っていることは遺憾に思っている、との答弁がありました。

次に、同和更生資金貸付基金の運用状況の詳細及び償還指導員報酬等の運営経費と償還額との関係についての質問に対し、運用状況については決算書記載事項のほか、償還期到来済み未償還額が2,183万7,393円で償還率は8.46%である。また、経費との関係については、償還指導員は1名で、主として滞納整理を初め償還指導に当たるほか、貸付申込の事前調査及び生活指導を含む貸付指導も行っている、との答弁がありました。

次に、選挙費では、投票立会人の報酬が事務従事者と比べて非常に低いことについての質問に対し、投票立会人は条例で1日8,000円と決められており、事務従事者は時間外手当として支給している。各市においても同様に取り扱っている、との答弁がありました。

次に、民生費では、まず、福祉電話の対象者数について質問があり、対象者は30人で、基本料金55万4,000円を助成している、との答弁がありました。

次に、民間保育所児童用採暖費加算分の内容についての質問に対して、児童用採暖費として10月から3月までの6カ月間、1カ月児童1人当たり150円の国の補助があるが、それに加えて府・市の補助制度に基づき、児童1人当たり600円を加算するものである、との答弁があり

ました。

次に、総合福祉会館の浴場管理委託料の内容並びに浴場組合補助金の支出目的について質問があり、内容については、浴場の管理運営を和泉市浴場組合に委託している。また、補助金については、福祉会館の浴場は入浴料が無料ということであるので、市内の浴場に影響を与えるという観点から、それ相当分の補助をしている、との答弁がありました。

次に、総合福祉計画策定の進捗状況についての質問に対し、大阪府の指導を受けながら準備を進めている、との答弁がありました。

次に、入院助産措置の件数について質問があり、和泉市立病院2件、泉大津市立病院1件、府中病院15件の計18件である、との答弁がありましたが、市立病院の措置件数が非常に少ない。今後、助産施設利用の相談の場合は、市立病院も受け入れ体制があるという中で適切な処置をすべきである、との意見がありました。

次に、民間保育所に対する補助金の内容と適切な指導についての質問に対しては、すいせん保育園、わかば保育園、ひかり保育園、まゆみ保育園、てらかど保育園の5園に対し計3,945万6,240円の補助をしている。

また、指導については、全体的には府の社会課の方で監査等指導しているが、本市の方でも最低基準等にマッチするかどうか、書類等を通じて適切な指導を行っている、との答弁がありました。

次に、同和関係の個人給付全体の額並びにその財源内訳と個人給付をする場合属人主義を採用しているか、との質問に対して、給付額は1億5,633万380円であり、府の補助金は2,551万3,509円である。

また、給付資格としては、原則として同和地区内に居住する者であって、かつ同和事業の趣旨目的に賛同する者、さらには、当該要求組合に加入している等であるが、属人も取り入れている、との答弁がありました。

次に、衛生費、農林水産費、商工費を一括審査に入り、まず、衛生費では、和泉診療所の収支決算状況並びに診療所運営費補助金の目的及びその補助金をいつまで続けるのか、との質問があり、収支決算については、62年度は1,600万円程度の黒字である、との答弁がありました。

また、補助金の目的は、同和事業の一環として地域住民の健康保持、健康管理並びに北部地域住民の医療施設の位置づけを行い、総合的診療を実施いたしているもので、これらの診療事業収益に対する補填を行っているものである。今後も継続してまいりたい、との答弁がありました。

これに対し、人件費の支弁あるいは医療機器等の提供をしている中では、当然、毎年度の収支決算報告書を議会に提出すべきである、との指摘があり、それに対し、今後、一定の期間をいた

だきながら運営委員会を通して検討してまいりたい、との答弁がありました。

次に、空き缶美化キャンペーンは、最近、各種団体の財源確保に移行しつつあるような傾向にあるが、行政指導も含めた今後の対応についての質問があり、このキャンペーンは、昭和58年以来各種団体の御協力を得ながら推進してまいり、それらの趣旨について十分説明し、理解していただいているものとする、との答弁がありました。

次に、農林水産費では、農業委員会施策が主に農地関係中心になっており、農政関係が非常に弱いように思われるが、今後、農業委員会を強化していく考えがあるのか。また、委員報酬の改定について質問があり、これに対し、重要施策であるという観点からも、今後、御指摘の農政関係業務充実に懸命の努力をいたしていく上で、会長、副会長の御意見も踏まえて人員増の要望も検討してまいりたい。

また、委員報酬につきましても関係部署に上申してまいりたい、との答弁がありました。

次に、温州みかん転換整備特別補助金についての質問があり、現在、温州みかんは生産過剰にあります。その生産調整を図るため和泉市果樹振興会にその業務を委託し、不適地園を伐採整備をするための補助金である、との答弁がありました。

また、商工費では、消費者相談員報酬の内容と、その相談件数について質問があり、内容については、消費生活関連物資に関する苦情や商品知識についての相談を受けその斡旋処理を行うため、大阪府が養成した消費者リーダーの講習を終了した者から6名の相談員を委嘱し、それらの方に報酬を支払っているものである。

また、62年度の相談件数は93件である、との答弁がありました。

次に、土木、消防費を一括審査に入り、まず、土木費では、池上下宮線、岸和田南海線の草刈り委託料の内容について質問があり、池上下宮線、岸和田南海線の先行買収地の管理を大阪府から委託を受け、さらに、土地開発公社に委託して草刈り等の業務を行っているもので、府から委託金として収入している、との答弁がありました。

次に、リバーフロント設立出捐金の内容についての質問に対し、この出捐金は、河川水辺空間整備センターに出資したもので、河川整備に伴い水辺空間の保全に当たりその調査研究を委託している、との答弁がありました。

次に、住宅費の収入調査委託料の調査結果についての質問があり、調査対象戸数は411戸、そのうち収入超過者が150世帯、33.9%であった。また、その収入超過者に対し規定に基づき割り増し賃金を徴収し、その額は、62年度で372万3,400円である、との答弁がありました。

また、土地の買収の価格の決定方法についての質問に対し、買収する場合は、まず、物件の鑑

定を専門家の鑑定士の方に依頼し、さらに、その鑑定書を市の財産評価審査委員会に諮問して価格を決定している、との答弁がありました。

次に、光明池緑地整備事業の施越負担金ほか委託料の内容について質問があり、その内容は、光明池緑地内の日本住宅公団への業務委託に伴う施越工事における当該各年度の国庫補助金分の委託料である。

なお、施越工事とは、将来の補助金の交付を予定し、実施計画の承認の手続を経たのみで事業を実施し、翌年度以降において補助金等の交付を受ける工事である、との答弁がありました。

次に、消防費では、山間部の救急業務の開始時期及びそれに充当する職員の採用状況と教育についての質問があり、救急業務の開始は平成2年4月を予定している。また、職員の採用は、昭和63年度で4名、平成元年度で5名を採用し、これらの職員を消防学校の初任及び救急専科教育に派遣する、旨の答弁がありました。

次に、消防車両台数及び高層建物火災対策についての質問に対しては、消防車両台数は現在18台であり、高層建物火災対策については、地上高40m級のはしご車及びブスノーケル車等計3台で対処している、との答弁がありました。

なお、和泉丘陵を初めとして都市化の進展に伴う土地の有効利用のため、今後、ますます高層建物が増加するものと思われるので、これらの高所火災対策についての万全を期するよう要望がありました。

次に、教育費では、民族教育特別補助金の内容について質問があり、泉大津市の財団法人大阪朝鮮学園に対し、在阪朝鮮人の民族教育を保障するためその運営費として補助している、との答弁がありました。

次に、小学校の修学旅行の行き先について、修学旅行のあり方そのものを十分考え、この際、行き先等について校長会で検討すべきである、との質問に対して、修学旅行については、教育課程にのっとり社会科の学習等で実施しているところであり、今後、校長会とも検討する機会を設けてまいりたい、旨の答弁がありました。

次に、遠距離通学生徒通学費扶助の実施状況について質問があり、該当は槇尾中学校であり、学校の統廃合により遠距離通学をやむなくされた児童生徒に対し、その通学距離は小学校で4km、中学校で6km以上の場合扶助するものであり、62年度は、20件で117万円である、との答弁に対し、距離の起点の取り方について問題があるので、今後、十分検討、研究すべきである、との意見がありました。

次に、各学校の消耗品購入方法及び営繕方法についての質問に対して、消耗品の購入については、5万円未満のものについては学校長の範囲内で購入し、5万円以上のものについては契約課

を通しての購入となる。

また、管轄については、軽易なものは学校長の範囲で行い、それ以外については建築課で見積もりを取り、契約課を通して施行している、との答弁がありました。

次に、公債費から予備費では別に質疑がなく、歳出を終わりました。

引き続き、歳入を一括して審査いたしました。

まず、消費税導入によって歳入歳出面に対する影響について質問があり、消費税は、消費者が最終的に負担することが原則であり、地方公共団体の歳入歳出に影響がある。特に一般の歳入についても、原則として使用料、手数料の非課税項目を除き課税売り上げの対象であり、主なものとしては、住宅使用料、社会教育施設の使用料、一般公共施設の使用料、葬儀使用料、幼稚園入園料等がある。

一般会計は、消費税の一部を消費譲与税等で受ける会計であり、また、課税仕入れが不明確なところから課税売り上げと仕入れが同額とみなし、控除される場所であり、目下、法の研究中である、との答弁がありました。

次に、固定資産税の同和減免件数及び額について質問があり、件数については590件であり、減免額は5,478万6,630円である、との答弁がありました。

次に、高速自動車通過市町村関連公共施設等整備助成金の内容についての質問に対しては、高速自動車の通過に伴い市町村の特別財政事情に対処するために交付されるものであり、対象施設は、交通安全施設、道路改良事業等である。また、交付期間は昭和60年度から5カ年であり、交付総額は6,217万2,000円である。

なお、62年度は、市道伏屋唐国線の歩道設置工事を施行した、旨の答弁がありました。

なお、以上のほか数十点の質疑があり、また、要望、意見等もあり、一般会計決算の審査を終わりました。

お諮りいたしましたところ反対意見があり、採決の結果、賛成多数で認定を可とすることに決した次第であります。

引き続き、国民健康保険事業特別会計決算の歳入歳出を一括して審査に入りました。

まず、府下で基金を持っている市が何市あるのか。また、和泉市の保険料で1人当たり平均は、府下の平均と比べてどの程度になるのか、との質問があり、府下で基金を保有している市が3市あり、基金額は約3億8,000万円である。

また、1人当たりの平均保険料は6万1,197円で、府下の平均は5万8,961円である、との答弁がありました。

次に、助産費の補助対象額と同和減免の件数及び総額についての質問に対し、補助対象額は1



3万円であり、同和減免の件数は714件で5,435万2,081円である、との答弁がありましたが、助産費を補助対象額まで増額すべきである、との意見がありました。

また、同和減免を行う事務システムの見直しについて意見がありましたが、事務の簡素化並びに被保険者にとって利便性がある、との答弁があり、これを終わりました。

お語りいたしましたところ反対意見があり、採決の結果、賛成多数で認定を可とすることに決しました。

次に、老人保健会計では別に質疑がなく、お語りいたしましたところ反対意見があり、採決の結果、賛成多数で認定を可とすることに決しました。

次に、公共用地先行取得事業特別会計については、別に質疑がなく、お語りいたしましたところ、異議なく認定することに決しました。

次に、公共下水道事業特別会計決算の歳入歳出を一括して審査に入り、下水道使用料はどこの部分で、どういう体系で収入されたものか、との質問があり、光明台及び光明池周辺の泉北ニュータウンのところである、との答弁に対し、市行政区域内の公共下水道料金のばらつきについて一定の考え方を整備すべきである、という意見があり、審査を終わりました。

お語りいたしましたところ別に異議がなく、本決算を認定することに決しました。

以上が、本決算審査特別委員会で審査いたしました結果の概要であります。何とぞ速やかに本決算を認定せられんことをお願い申し上げまして、私の報告を終わります。

○ 議長（田中昭一君） ただいま決算委員長より詳細な審査の経過並びに結果の報告がありました。

お語りいたします。委員長報告に対する質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、討論に入ります。

それでは、反対の方からお願いいたします。

○ 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。共産党議員団を代表いたしまして、ただいま報告がありました昭和62年度決算審査特別委員長報告に対して反対の討論を申し上げます。

まず、一般会計であります。歳入歳出の審査を通しまして際立ってはつきりいたしましたことは、依然として解同べつたりの不公正な同和行政がまかり通っていることであります。例えば今審査で集中的に明確になりました和泉診療所の実態は、議会や委員会に対して収支決算報告すら議会側からのたびたびの要求にも応じることができず、物質的、財政的にも多額の投入をしているにもかかわらず条例もなく、市から派遣されている委員が、運営委員会においてさきの収支

報告書の公表を求めることなども発言できないような状態であります。

会計全般の中には、一部市民の期待にこたえられている部分やそうでない部分もありますが、細部についてはさておきまして、この同和行政の改善を行うことが、財政的にも行政の不正をなくす点からも、行政の基本からいっても大変重要であります。また、このことが福祉のおくれや、他市に比べて行政水準が低いことにも表れているところであります。よって、こういう基本的な観点からしても一般会計については反対であります。

次は、国民健康保険事業特別会計であります。昭和62年度は、料金の値上げをした年です。しかし、この値上げは、基金の取り崩しや内部努力で回避ができたのではないかと考えられます。もちろん、この時点での府や国に対する要求や、あるいは事務局内部での努力は一応認めるところであります。が、国の国民健康保険に対する補助金の削減や締め付けがあることによる会計圧迫があることも認識しているものでありますけれども、本市の保険料の仕組みは、特に低所得者層に大きな負担がかかる仕組みになっております。また、そのことが支払い不能になる一要因にもなっているのが現実であります。

同時に同和減免につきましては、窓口一本化による解回言いなりの状況になっているところでもあります。助産費の支給額も他市に比べて低いなど、これらの理由により本決算に反対をいたします。

次は、老人保健特別会計であります。毎回申し上げておりますようにそもそも当該会計は、国の福祉切り捨ての突破口として出されてきたものであります。また、保険会計事務そのものを複雑化しているものであり、これにつきましても反対をいたします。

公共用地先行取得会計は、特に異議なく賛成をいたします。

公共下水道事業特別会計は、和泉市の公共下水道の体系や下水道料金のアンバランスのあり方等问题点が含まれておりますので、この辺の整備も必要であると考えます。もちろん、そのことを理由として料金値上げにもっていくことは反対でありますし、その点があるからこそ整備をすべきであると考えられるわけでありまして、当会計については、そういう意見を申し上げまして賛成をいたします。

以上、一般会計、健康保険特別会計、老人保健特別会計に反対し、公共用地特別会計及び公共下水道特別会計には賛成をいたしますが、委員長報告は一括でありますので、委員長報告に対しまして反対を表明するところであります。

以上です。

- 議長（田中昭一君） 次に、賛成の方、お願いいたします。
- 26番（飯坂楠次君） 26番・飯坂。私は、昭和62年度和泉市一般会計及び国民健康保険

事業特別会計を初めとする4特別会計決算認定に当たりまして、賛成の立場から意見を申し上げます。

まず、一般会計についてであります。昨年度に引き続き国の高率補助金削減等がなされ、地方団体にとっては、非常に厳しい財政運営を強いられたものと思われま。このような現状のもと、本市福祉行政の拠点としての市立総合福祉会館の完成、上伯太線、黒鳥観音寺線等道路網の整備、前奈池公園、松尾寺公園等の用地取得、芦部小学校、南池田小学校のプール建設及び伯太小学校ほか2校の大規模改修、「青年の家」建て替え事業、(仮称)コミュニティ体育館建設事業への着手など各種施策に積極的に取り組む一方、常に経費の節減及び限られた財源での効率的な財政運営を行われた結果、実質収支で1億5,072万3,000円、単年度収支においても2,483万9,000円の黒字を計上したことは、高く評価できるものであります。

一方、地方財政を取り巻く環境は、今後とも非常に厳しいものが予想されますが、財政運営に当たっては、財源の強化とその獲得に向かって努力されるとともに、経費の抑制と財政構造の改善を図りながら、健全な財政運営を目指されるよう期待するものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計については、年々増高する医療費に対し財政基盤の確立を国、府に強く要求し、健全な運営を維持できるよう要望するものであります。

次に、公共用地先行取得事業特別会計、公共下水道事業特別会計については、計画事業達成のため目的に向かって適切に遂行しているものと評価し、今後とも鋭意努力されることを期待するものであります。

以上、各会計について意見を申し上げ、本決算認定については、委員長報告どおり賛成をいたします。

○ 議長(田中昭一君) 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。本決算認定については、委員長報告はいずれも決算認定を可とするものであります。よって、委員長報告どおり決するに賛成の方の挙手を願います。

(挙手多数)

ありがとうございました。挙手多数であります。よって、昭和62年度和泉市歳入歳出決算は委員長報告どおり認定されました。委員の皆さんには御審査、まことに御苦労さんでございました。

○ 議長(田中昭一君) 日程第8「専決処分の承認を求めることについて」(和泉市税条例の一部改正)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成元年3月16日 提出

和泉市長 池田忠雄

専決第11号

和泉市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、和泉市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

昭和63年12月29日 専決

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第17号

和泉市税条例の一部を改正する条例

和泉市税条例（昭和35年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第23条の4の表を次のように改める。

120万円以下の金額	100分の3
120万円を超える金額	100分の8
500万円を超える金額	100分の11

別表第1を次のように改める。

別表第1 退職所得に係る市民税の特別徴収税額表

退職所得控除後の の退職手当等の金額		税額		退職所得控除後の の退職手当等の金額		税額	
以上	未満	円	円	以上	未満	円	円
8,000	円未満	0	0	100,000	104,000	1,300	1,300
8,000	12,000	100	100	104,000	108,000	1,400	1,400
12,000	16,000	200	200	108,000	112,000	1,400	1,400
16,000	20,000	300	300	112,000	116,000	1,500	1,500
20,000	24,000	400	400	116,000	120,000	1,500	1,500
24,000	28,000	500	500	120,000	124,000	1,600	1,600
28,000	32,000	600	600	124,000	128,000	1,600	1,600
32,000	36,000	700	700	128,000	132,000	1,700	1,700
36,000	40,000	800	800	132,000	136,000	1,700	1,700
40,000	44,000	900	900	136,000	140,000	1,800	1,800
44,000	48,000	1,000	1,000	140,000	144,000	1,800	1,800
48,000	52,000	1,100	1,100	144,000	148,000	1,900	1,900
52,000	56,000	1,200	1,200	148,000	152,000	1,900	1,900
56,000	60,000	1,300	1,300	152,000	156,000	2,000	2,000
60,000	64,000	1,400	1,400	156,000	160,000	2,100	2,100
64,000	68,000	1,500	1,500	160,000	164,000	2,100	2,100
68,000	72,000	1,600	1,600	164,000	168,000	2,200	2,200
72,000	76,000	1,700	1,700	168,000	172,000	2,200	2,200
76,000	80,000	1,800	1,800	172,000	176,000	2,300	2,300
80,000	84,000	1,900	1,900	176,000	180,000	2,300	2,300
84,000	88,000	2,000	2,000	180,000	184,000	2,400	2,400
88,000	92,000	2,100	2,100	184,000	188,000	2,400	2,400
92,000	96,000	2,200	2,200	188,000	192,000	2,500	2,500
96,000	100,000	2,300	2,300	192,000	196,000	2,500	2,500
100,000		2,400	2,400	196,000	200,000	2,600	2,600

退職所得控除後の の退職手当等の金額		税額		退職所得控除後の の退職手当等の金額		税額	
以上	未満	円	円	以上	未満	円	円
200,000	204,000	2,700	2,700	348,000	356,000	4,600	4,600
204,000	208,000	2,800	2,800	356,000	364,000	4,800	4,800
208,000	212,000	2,800	2,800	364,000	372,000	4,900	4,900
212,000	216,000	2,900	2,900	372,000	380,000	5,000	5,000
216,000	220,000	2,900	2,900	380,000	388,000	5,100	5,100
220,000	224,000	3,000	3,000	388,000	396,000	5,200	5,200
224,000	228,000	3,000	3,000	396,000	404,000	5,300	5,300
228,000	232,000	3,100	3,100	404,000	412,000	5,400	5,400
232,000	236,000	3,100	3,100	412,000	420,000	5,500	5,500
236,000	240,000	3,200	3,200	420,000	428,000	5,600	5,600
240,000	244,000	3,200	3,200	428,000	436,000	5,700	5,700
244,000	248,000	3,300	3,300	436,000	444,000	5,800	5,800
248,000	252,000	3,300	3,300	444,000	452,000	5,900	5,900
252,000	256,000	3,400	3,400	452,000	460,000	6,100	6,100
256,000	260,000	3,500	3,500	460,000	468,000	6,200	6,200
260,000	264,000	3,600	3,600	468,000	476,000	6,300	6,300
264,000	268,000	3,700	3,700	476,000	484,000	6,400	6,400
268,000	272,000	3,800	3,800	484,000	492,000	6,500	6,500
272,000	276,000	3,900	3,900	492,000	500,000	6,600	6,600
276,000	280,000	4,000	4,000	500,000	508,000	6,700	6,700
280,000	284,000	4,100	4,100	508,000	516,000	6,800	6,800
284,000	288,000	4,200	4,200	516,000	524,000	6,900	6,900
288,000	292,000	4,300	4,300	524,000	532,000	7,000	7,000
292,000	296,000	4,400	4,400	532,000	540,000	7,100	7,100
296,000	300,000	4,500	4,500	540,000	548,000	7,200	7,200

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満	円	以上	未満	円
548,000	556,000	7,300	748,000	756,000	10,000
556,000	564,000	7,500	756,000	764,000	10,200
564,000	572,000	7,600	764,000	772,000	10,300
572,000	580,000	7,700	772,000	780,000	10,400
580,000	588,000	7,800	780,000	792,000	10,500
588,000	596,000	7,900	792,000	804,000	10,600
596,000	604,000	8,000	804,000	816,000	10,800
604,000	612,000	8,100	816,000	828,000	11,000
612,000	620,000	8,200	828,000	840,000	11,100
620,000	628,000	8,300	840,000	852,000	11,300
628,000	636,000	8,400	852,000	864,000	11,500
636,000	644,000	8,500	864,000	876,000	11,600
644,000	652,000	8,600	876,000	888,000	11,800
652,000	660,000	8,800	888,000	900,000	11,900
660,000	668,000	8,900	900,000	912,000	12,100
668,000	676,000	9,000	912,000	924,000	12,300
676,000	684,000	9,100	924,000	936,000	12,400
684,000	692,000	9,200	936,000	948,000	12,600
692,000	700,000	9,300	948,000	960,000	12,700
700,000	708,000	9,400	960,000	972,000	12,900
708,000	716,000	9,500	972,000	984,000	13,100
716,000	724,000	9,600	984,000	996,000	13,200
724,000	732,000	9,700	996,000	1,008,000	13,400
732,000	740,000	9,800	1,008,000	1,020,000	13,600
740,000	748,000	9,900	1,020,000	1,032,000	13,700

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満	円	以上	未満	円
1,032,000	1,044,000	13,900	1,332,000	1,344,000	17,900
1,044,000	1,056,000	14,000	1,344,000	1,356,000	18,100
1,056,000	1,068,000	14,200	1,356,000	1,368,000	18,300
1,068,000	1,080,000	14,400	1,368,000	1,380,000	18,400
1,080,000	1,092,000	14,500	1,380,000	1,392,000	18,600
1,092,000	1,104,000	14,700	1,392,000	1,404,000	18,700
1,104,000	1,116,000	14,900	1,404,000	1,416,000	18,900
1,116,000	1,128,000	15,000	1,416,000	1,428,000	19,100
1,128,000	1,140,000	15,200	1,428,000	1,440,000	19,200
1,140,000	1,152,000	15,300	1,440,000	1,452,000	19,400
1,152,000	1,164,000	15,500	1,452,000	1,464,000	19,600
1,164,000	1,176,000	15,700	1,464,000	1,476,000	19,700
1,176,000	1,188,000	15,800	1,476,000	1,488,000	19,900
1,188,000	1,200,000	16,000	1,488,000	1,500,000	20,000
1,200,000	1,212,000	16,200	1,500,000	1,512,000	20,200
1,212,000	1,224,000	16,300	1,512,000	1,524,000	20,400
1,224,000	1,236,000	16,500	1,524,000	1,536,000	20,500
1,236,000	1,248,000	16,600	1,536,000	1,548,000	20,700
1,248,000	1,260,000	16,800	1,548,000	1,560,000	20,800
1,260,000	1,272,000	17,000	1,560,000	1,576,000	21,000
1,272,000	1,284,000	17,100	1,576,000	1,592,000	21,200
1,284,000	1,296,000	17,300	1,592,000	1,608,000	21,400
1,296,000	1,308,000	17,400	1,608,000	1,624,000	21,700
1,308,000	1,320,000	17,600	1,624,000	1,640,000	21,900
1,320,000	1,332,000	17,800	1,640,000	1,656,000	22,100

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満	以上	未満	以上	未満	
1,656,000	1,672,000	2,056,000	2,072,000	2,056,000	2,072,000	27,700
1,672,000	1,688,000	2,072,000	2,088,000	2,072,000	2,088,000	27,900
1,688,000	1,704,000	2,088,000	2,104,000	2,088,000	2,104,000	28,100
1,704,000	1,720,000	2,104,000	2,120,000	2,104,000	2,120,000	28,400
1,720,000	1,736,000	2,120,000	2,136,000	2,120,000	2,136,000	28,600
1,736,000	1,752,000	2,136,000	2,152,000	2,136,000	2,152,000	28,800
1,752,000	1,768,000	2,152,000	2,168,000	2,152,000	2,168,000	29,000
1,768,000	1,784,000	2,168,000	2,184,000	2,168,000	2,184,000	29,200
1,784,000	1,800,000	2,184,000	2,200,000	2,184,000	2,200,000	29,400
1,800,000	1,816,000	2,200,000	2,216,000	2,200,000	2,216,000	29,700
1,816,000	1,832,000	2,216,000	2,232,000	2,216,000	2,232,000	29,900
1,832,000	1,848,000	2,232,000	2,248,000	2,232,000	2,248,000	30,100
1,848,000	1,864,000	2,248,000	2,264,000	2,248,000	2,264,000	30,300
1,864,000	1,880,000	2,264,000	2,280,000	2,264,000	2,280,000	30,500
1,880,000	1,896,000	2,280,000	2,296,000	2,280,000	2,296,000	30,700
1,896,000	1,912,000	2,296,000	2,312,000	2,296,000	2,312,000	30,900
1,912,000	1,928,000	2,312,000	2,328,000	2,312,000	2,328,000	31,200
1,928,000	1,944,000	2,328,000	2,344,000	2,328,000	2,344,000	31,400
1,944,000	1,960,000	2,344,000	2,360,000	2,344,000	2,360,000	31,600
1,960,000	1,976,000	2,360,000	2,376,000	2,360,000	2,376,000	31,800
1,976,000	1,992,000	2,376,000	2,392,000	2,376,000	2,392,000	32,000
1,992,000	2,008,000	2,392,000	2,408,000	2,392,000	2,408,000	32,200
2,008,000	2,024,000	2,408,000	2,424,000	2,408,000	2,424,000	32,600
2,024,000	2,040,000	2,424,000	2,440,000	2,424,000	2,440,000	33,200
2,040,000	2,056,000	2,440,000	2,456,000	2,440,000	2,456,000	33,800

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満	以上	未満	以上	未満	
2,456,000	2,472,000	2,920,000	2,940,000	2,920,000	2,940,000	34,400
2,472,000	2,488,000	2,940,000	2,960,000	2,940,000	2,960,000	34,900
2,488,000	2,504,000	2,960,000	2,980,000	2,960,000	2,980,000	35,500
2,504,000	2,520,000	2,980,000	3,000,000	2,980,000	3,000,000	36,100
2,520,000	2,536,000	3,000,000	3,020,000	3,000,000	3,020,000	36,700
2,536,000	2,552,000	3,020,000	3,040,000	3,020,000	3,040,000	37,200
2,552,000	2,568,000	3,040,000	3,060,000	3,040,000	3,060,000	37,800
2,568,000	2,584,000	3,060,000	3,080,000	3,060,000	3,080,000	38,400
2,584,000	2,600,000	3,080,000	3,100,000	3,080,000	3,100,000	39,000
2,600,000	2,620,000	3,100,000	3,120,000	3,100,000	3,120,000	39,600
2,620,000	2,640,000	3,120,000	3,140,000	3,120,000	3,140,000	40,300
2,640,000	2,660,000	3,140,000	3,160,000	3,140,000	3,160,000	41,000
2,660,000	2,680,000	3,160,000	3,180,000	3,160,000	3,180,000	41,700
2,680,000	2,700,000	3,180,000	3,200,000	3,180,000	3,200,000	42,400
2,700,000	2,720,000	3,200,000	3,220,000	3,200,000	3,220,000	43,200
2,720,000	2,740,000	3,220,000	3,240,000	3,220,000	3,240,000	43,900
2,740,000	2,760,000	3,240,000	3,260,000	3,240,000	3,260,000	44,600
2,760,000	2,780,000	3,260,000	3,280,000	3,260,000	3,280,000	45,300
2,780,000	2,800,000	3,280,000	3,300,000	3,280,000	3,300,000	46,000
2,800,000	2,820,000	3,300,000	3,320,000	3,300,000	3,320,000	46,800
2,820,000	2,840,000	3,320,000	3,340,000	3,320,000	3,340,000	47,500
2,840,000	2,860,000	3,340,000	3,360,000	3,340,000	3,360,000	48,200
2,860,000	2,880,000	3,360,000	3,380,000	3,360,000	3,380,000	48,900
2,880,000	2,900,000	3,380,000	3,400,000	3,380,000	3,400,000	49,600
2,900,000	2,920,000	3,400,000	3,420,000	3,400,000	3,420,000	50,400

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満
3,420,000	3,440,000	3,920,000	3,940,000	69,100	87,100
3,440,000	3,460,000	3,940,000	3,960,000	69,800	87,800
3,460,000	3,480,000	3,960,000	3,980,000	70,500	88,500
3,480,000	3,500,000	3,980,000	4,000,000	71,200	89,200
3,500,000	3,520,000	4,000,000	4,020,000	72,000	90,000
3,520,000	3,540,000	4,020,000	4,040,000	72,700	90,700
3,540,000	3,560,000	4,040,000	4,060,000	73,400	91,400
3,560,000	3,580,000	4,060,000	4,080,000	74,100	92,100
3,580,000	3,600,000	4,080,000	4,100,000	74,800	92,800
3,600,000	3,620,000	4,100,000	4,120,000	75,600	93,600
3,620,000	3,640,000	4,120,000	4,140,000	76,300	94,300
3,640,000	3,660,000	4,140,000	4,160,000	77,000	95,000
3,660,000	3,680,000	4,160,000	4,180,000	77,700	95,700
3,680,000	3,700,000	4,180,000	4,200,000	78,400	96,400
3,700,000	3,720,000	4,200,000	4,220,000	79,200	97,200
3,720,000	3,740,000	4,220,000	4,240,000	79,900	97,900
3,740,000	3,760,000	4,240,000	4,260,000	80,600	98,600
3,760,000	3,780,000	4,260,000	4,280,000	81,300	99,300
3,780,000	3,800,000	4,280,000	4,300,000	82,000	100,000
3,800,000	3,820,000	4,300,000	4,320,000	82,800	100,800
3,820,000	3,840,000	4,320,000	4,340,000	83,500	101,500
3,840,000	3,860,000	4,340,000	4,360,000	84,200	102,200
3,860,000	3,880,000	4,360,000	4,380,000	84,900	102,900
3,880,000	3,900,000	4,380,000	4,400,000	85,600	103,600
3,900,000	3,920,000	4,400,000	4,420,000	86,400	104,400

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満
4,420,000	4,440,000	4,920,000	4,940,000	105,100	123,100
4,440,000	4,460,000	4,940,000	4,960,000	105,800	123,800
4,460,000	4,480,000	4,960,000	4,980,000	106,500	124,500
4,480,000	4,500,000	4,980,000	5,000,000	107,200	125,200
4,500,000	4,520,000	5,000,000	5,020,000	108,000	126,000
4,520,000	4,540,000	5,020,000	5,040,000	108,700	126,700
4,540,000	4,560,000	5,040,000	5,060,000	109,400	127,400
4,560,000	4,580,000	5,060,000	5,080,000	110,100	128,100
4,580,000	4,600,000	5,080,000	5,100,000	110,800	128,800
4,600,000	4,620,000	5,100,000	5,120,000	111,600	129,600
4,620,000	4,640,000	5,120,000	5,140,000	112,300	130,300
4,640,000	4,660,000	5,140,000	5,160,000	113,000	131,000
4,660,000	4,680,000	5,160,000	5,180,000	113,700	131,700
4,680,000	4,700,000	5,180,000	5,200,000	114,400	132,400
4,700,000	4,720,000	5,200,000	5,220,000	115,200	133,200
4,720,000	4,740,000	5,220,000	5,240,000	115,900	133,900
4,740,000	4,760,000	5,240,000	5,260,000	116,600	134,600
4,760,000	4,780,000	5,260,000	5,280,000	117,300	135,300
4,780,000	4,800,000	5,280,000	5,300,000	118,000	136,000
4,800,000	4,820,000	5,300,000	5,320,000	118,800	136,800
4,820,000	4,840,000	5,320,000	5,340,000	119,500	137,500
4,840,000	4,860,000	5,340,000	5,360,000	120,200	138,200
4,860,000	4,880,000	5,360,000	5,380,000	120,900	138,900
4,880,000	4,900,000	5,380,000	5,400,000	121,600	139,600
4,900,000	4,920,000	5,400,000	5,420,000	122,400	140,400



退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以	上	以	上	以	上	税額
5,420,000	5,440,000	5,920,000	5,940,000	6,020,000	6,040,000	141,100
5,440,000	5,460,000	5,940,000	5,960,000	6,040,000	6,060,000	141,800
5,460,000	5,480,000	5,960,000	5,980,000	6,060,000	6,080,000	142,500
5,480,000	5,500,000	5,980,000	6,000,000	6,080,000	6,100,000	143,200
5,500,000	5,520,000	6,000,000	6,020,000	6,100,000	6,120,000	144,000
5,520,000	5,540,000	6,020,000	6,040,000	6,120,000	6,140,000	144,700
5,540,000	5,560,000	6,040,000	6,060,000	6,140,000	6,160,000	145,400
5,560,000	5,580,000	6,060,000	6,080,000	6,160,000	6,180,000	146,100
5,580,000	5,600,000	6,080,000	6,100,000	6,180,000	6,200,000	146,800
5,600,000	5,620,000	6,100,000	6,120,000	6,200,000	6,220,000	147,600
5,620,000	5,640,000	6,120,000	6,140,000	6,220,000	6,240,000	148,300
5,640,000	5,660,000	6,140,000	6,160,000	6,240,000	6,260,000	149,000
5,660,000	5,680,000	6,160,000	6,180,000	6,260,000	6,280,000	149,700
5,680,000	5,700,000	6,180,000	6,200,000	6,280,000	6,300,000	150,400
5,700,000	5,720,000	6,200,000	6,220,000	6,300,000	6,320,000	151,200
5,720,000	5,740,000	6,220,000	6,240,000	6,320,000	6,340,000	151,900
5,740,000	5,760,000	6,240,000	6,260,000	6,340,000	6,360,000	152,600
5,760,000	5,780,000	6,260,000	6,280,000	6,360,000	6,380,000	153,300
5,780,000	5,800,000	6,280,000	6,300,000	6,380,000	6,400,000	154,000
5,800,000	5,820,000	6,300,000	6,320,000	6,400,000	6,420,000	154,800
5,820,000	5,840,000	6,320,000	6,340,000	6,420,000	6,440,000	155,500
5,840,000	5,860,000	6,340,000	6,360,000	6,440,000	6,460,000	156,200
5,860,000	5,880,000	6,360,000	6,380,000	6,460,000	6,480,000	156,900
5,880,000	5,900,000	6,380,000	6,400,000	6,480,000	6,500,000	157,600
5,900,000	5,920,000	6,400,000	6,420,000	6,500,000	6,520,000	158,400

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以	上	以	上	以	上	税額
6,420,000	6,440,000	6,920,000	6,940,000	7,020,000	7,040,000	177,100
6,440,000	6,460,000	6,940,000	6,960,000	7,040,000	7,060,000	177,800
6,460,000	6,480,000	6,960,000	6,980,000	7,060,000	7,080,000	178,500
6,480,000	6,500,000	6,980,000	7,000,000	7,080,000	7,100,000	179,200
6,500,000	6,520,000	7,000,000	7,020,000	7,100,000	7,120,000	180,000
6,520,000	6,540,000	7,020,000	7,040,000	7,120,000	7,140,000	180,700
6,540,000	6,560,000	7,040,000	7,060,000	7,140,000	7,160,000	181,400
6,560,000	6,580,000	7,060,000	7,080,000	7,160,000	7,180,000	182,100
6,580,000	6,600,000	7,080,000	7,100,000	7,180,000	7,200,000	182,800
6,600,000	6,620,000	7,100,000	7,120,000	7,200,000	7,220,000	183,600
6,620,000	6,640,000	7,120,000	7,140,000	7,220,000	7,240,000	184,300
6,640,000	6,660,000	7,140,000	7,160,000	7,240,000	7,260,000	185,000
6,660,000	6,680,000	7,160,000	7,180,000	7,260,000	7,280,000	185,700
6,680,000	6,700,000	7,180,000	7,200,000	7,280,000	7,300,000	186,400
6,700,000	6,720,000	7,200,000	7,220,000	7,300,000	7,320,000	187,200
6,720,000	6,740,000	7,220,000	7,240,000	7,320,000	7,340,000	187,900
6,740,000	6,760,000	7,240,000	7,260,000	7,340,000	7,360,000	188,600
6,760,000	6,780,000	7,260,000	7,280,000	7,360,000	7,380,000	189,300
6,780,000	6,800,000	7,280,000	7,300,000	7,380,000	7,400,000	190,000
6,800,000	6,820,000	7,300,000	7,320,000	7,400,000	7,420,000	190,800
6,820,000	6,840,000	7,320,000	7,340,000	7,420,000	7,440,000	191,500
6,840,000	6,860,000	7,340,000	7,360,000	7,440,000	7,460,000	192,200
6,860,000	6,880,000	7,360,000	7,380,000	7,460,000	7,480,000	192,900
6,880,000	6,900,000	7,380,000	7,400,000	7,480,000	7,500,000	193,600
6,900,000	6,920,000	7,400,000	7,420,000	7,500,000	7,520,000	194,400

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。  
 (備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を定めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。  
 この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもってその求める税額とする。

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満	以上	未満		以上	未満	
7,420,000	7,440,000	7,820,000	7,840,000	213,100	7,840,000	227,500	
7,440,000	7,460,000	7,840,000	7,860,000	213,800	7,860,000	228,200	
7,460,000	7,480,000	7,860,000	7,880,000	214,500	7,880,000	228,900	
7,480,000	7,500,000	7,880,000	7,900,000	215,200	7,900,000	229,600	
7,500,000	7,520,000	7,900,000	7,920,000	216,000	7,920,000	230,400	
7,520,000	7,540,000	7,920,000	7,940,000	216,700	7,940,000	231,100	
7,540,000	7,560,000	7,940,000	7,960,000	217,400	7,960,000	231,800	
7,560,000	7,580,000	7,960,000	7,980,000	218,100	7,980,000	232,500	
7,580,000	7,600,000	7,980,000	8,000,000	218,800	8,000,000	233,200	
7,600,000	7,620,000	8,000,000	10,000,000	219,600			
7,620,000	7,640,000			220,300			
7,640,000	7,660,000			221,000			
7,660,000	7,680,000			221,700			
7,680,000	7,700,000			222,400			
7,700,000	7,720,000			223,200			
7,720,000	7,740,000	10,000,000以上		223,900			
7,740,000	7,760,000			224,600			
7,760,000	7,780,000			225,300			
7,780,000	7,800,000			226,000			
7,800,000	7,820,000			226,800			

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を乗じて算出した金額から54,000円控除した金額

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に1.95%を乗じて算出した金額から185,000円を控除した金額

## 附 則

- 1 この条例は、昭和64年1月1日から施行する。
- 2 改正後の和泉市税条例の規定は、昭和64年1月1日以後に支払うべき退職手当等に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

- 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（橋本昭夫君） それでは、お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました報告第1号「和泉市税条例の一部を改正する条例制定について」を専決させていただきました理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

このたび、第113臨時国会において地方税法の一部を改正する法律が、昭和63年法律第110号として昨年12月24日に可決成立し、12月30日付で公布されました。これに伴いまして本市市税条例の規定につきましても所要の改正を行い、昭和64年1月1日から適用する必要が生じることになりました。このため市税条例の一部改正につきましては、議会に御提案するいとまがございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決させていただいた次第でございます。

それでは、市税条例の一部を改正する条例の改正内容について御説明申し上げます。議案書本冊137ページでございます。

第23条の4は、退職所得に対する分離課税に係る所得割の税率を定めたもので、税率構造を現行7段階を3段階に縮減するとともに、合わせて別表第1の退職所得に係る特別徴収税額表を改正しようとするものでございます。

新条例の施行期日は、昭和64年1月1日からとするものであります。

これらの措置に伴いまして、長期勤続の方にとりましては相当な減税になります。ちなみに勤続30年で退職金が2,000万円の方は、現行44万9,100円の市、府民税額が17万1,000円となり、27万8,100円の減税。同じく勤続30年で3,000万円の方は、現行108万8,100円が73万3,500円となり、35万4,600円の減税となる次第でございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。

なお、145ページから157ページに新旧対照表を添付しておりますので御参照賜り、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決、御承認賜りますようお願いいたします。

- 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 23番(原 重樹君) 23番・原です。いま、減税になるという例を挙げて説明をいただいたんですが、146ページからの新旧対照表ですが、これは特別徴収税額表ですから、そのものずばり合うというものではないでしょうが、おおよそ合うということでいけば、これだけ見ますと、確かに120万円ぐらまでは減税になりますが、それ以降は増税になるところも出てきているわけですね。7ランクを3ランクにするというやり方ですので、一部でそういう面もあろうかと思えます。

そこでもう1回詳しく教えていただきたいんですが、先ほどの例を挙げた減税になるということからしますと、いわゆる手前のいろんな計算の仕方もあろうかと思えますので、その辺のシステムも含めまして、減税になるというあたりを御説明いただきたいと思えます。

○ 議長(田中昭一君) 理事者答弁。

○ 総務部次長(森 利治君) 市民税課長森からお答えを申し上げます。

御指摘のとおり、現行税率7段階を3段階に縮減をするという結果におきまして、この特別徴収税額表が、ある部分につきましては増税になっております。ただ御承知のとおり、退職金にかかります税額につきましては、一定の算式がございます。要するに、退職金の収入額から退職所得控除額を控除いたしまして、その2分の1が課税標準額になるというものでございます。

ただし、特別徴収税額表を使用する場合におきましては、退職金から退職所得控除額を控除した残りの額に対しましてこの特別徴収税額表を使うことになっております。その結果、この退職所得控除額が今回の税法改正におきまして、20年以下の勤続につきましては、1年につき25万円の控除額が40万円に改正され、20年を超える勤続につきましては、超える部分の1年につきまして、現行50万円が70万円に改正されたわけでございます。この控除額を算定式に置きまして、今回の改正の税率表で計算をいたしますとすべて減税になるという、部長が説明した結果になるわけでございます。

以上でございます。

○ 23番(原 重樹君) この税額表のランクそのものからいきますと、最高税率が引き下げられ、一面、カネ持ちというか、高額退職金が優遇されているという問題点等もありますが、いま、説明がありましたように、所得税で言いますと、いわゆる基礎控除の部分で減税になっているということですので、この問題につきましては了ということで終わっておきたいと思えます。

○ 議長(田中昭一君) 他に。

○ 7番(赤阪和見君) 昨年の国会審議の中、いろんな形でわが党もこの退職金の減税については力を入れてまいったところであります。そこで、120万円以下の金額、120万円を超える金額、500万円を超える金額の3段階になっておりますが、昨年、一昨年でも結構ですが、平

均して本市では、旧表の部分で大体どれぐらいの数になるのか。1年間の中で5年仕事をして退職金という人もおれば、10年、20年、30年、40年となってこの控除額が増え、減税になるということで理解もするわけですが、このランクは別にして、和泉市で退職者が1年間にどれぐらいおって、税金がかかる人が何人ぐらいおるのか、その点を教えていただきたい。今回、税法が変わることによってすべての人の税金が下がるのか。人によって旧法の方が安いということはないわけですね。すべての人がプラスになるということですね。ちょっとその辺を教えてください。

○ 議長（田中昭一君） 答弁。

○ 総務部次長（森 利治君） お答えいたします。

御承知のとおり、退職金は、企業者からの申告による源泉分離課税になっておりますので、課税していない部分が幾らになるかは把握しかねるわけでございます。退職金に課税している件数は、62年度決算におきまして466件、7,000万3,850円税額でございます。

それから、御指摘のすべての人に対して減税になるということは、先ほど御答弁申し上げたとおりであります。

○ 議長（田中昭一君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、報告第1号は原案どおり承認いたしました。

○ 議長（田中昭一君） 日程第9「和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第20号

和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成元年3月6日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市老人集会所条例の一部を改正する条例（案）

和泉市立老人集会所条例（昭和48年和泉市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

和泉市立光明台北老人集会所	和泉市光明台一丁目10番8号
---------------	----------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

老人の教養の向上及び健康の増進等、老人クラブ活動の促進を図り福祉の向上を期するため、今般、光明台北校区に老人集会所を新設する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。
- 福祉事務所長（中川鉄也君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程いただきました議案第20号「和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について、福祉事務所長中川より御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、高齢化社会を迎え老人の教養の向上及び健康の増進等、自主的な老人クラブ活動の促進を図り、もって福祉の向上を期すため、本市では、かねてから1校区に1老人集会所の建設を進めておりましたが、このたび、関係各位の御協力をいただき、光明台北校区に第17番目の老人集会所が間もなく竣工の運びとなりましたので、これに伴い和泉市立老人集会所条例の改正の必要が生じたものでございます。

次に、その内容について御説明させていただきます。

第2条 名称及び位置の表に「和泉市立光明台北老人集会所 和泉市光明台一丁目10番8号」を加えるものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することを定めるものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第20号「和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 7番（赤阪和見君） これであと1カ所を残すのみで1校区、1老人集会所ができるという

ふうに市長の市政運営方針で聞かせていただき、平成元年度の予算でも拝見いたしました。この条例を云々するものではありませんが、市内にたくさんの老人集会所ができ、高齢者の方々に十分に使っていただくのは非常にありがたいんですが、昨年の選挙の折、各校区によっていろいろと使用状態が違うという問題が出、私たちも困ったわけです。その点で全市にわたるものですから、一定の制約を加えよということじゃなく、もっともっと利用できるという立場からうまく運営をしていただきたい。特にこれは市が地元の老人会あるいは校区の町会等に運営を委託しているわけですので、その点でのばらつきがないよう、しっかりと福祉事務所の方で精査していただきたいと要望だけしておきます。

- 議長（田中昭一君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

○

- 議長（田中昭一君） 次に、日程第10「昭和63年度和泉市一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第22号

昭和63年度和泉市一般会計補正予算（第4号）

昭和63年度和泉市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,395,455千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,913,663千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成元年3月6日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

## 1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市 税		12,795,393	329,728	13,125,121
	1. 市 民 税	6,398,430	247,940	6,646,370
	2. 固 定 資 産 税	4,190,194	40,158	4,230,352
	4. 市たばこ消費税	570,708	41,630	612,338
10. 国庫支出金		3,924,369	14,150	3,938,519
	1. 国庫負担金	2,271,102	14,150	2,285,252
11. 府支出金		3,065,222	17,075	3,082,297
	1. 府負担金	234,548	7,075	241,623
	2. 府補助金	2,624,433	10,000	2,634,433
12. 財産収入		341,020	70,000	411,020
	2. 財産売却収入	200,050	70,000	270,050
13. 寄附金		240,475	212,028	452,503
	1. 寄附金	240,475	212,028	452,503
15. 諸収入		2,470,207	752,474	3,222,681
	5. 雑収入	1,294,897	752,474	2,047,371
歳入合計		32,518,208	1,395,455	33,913,663

## 2. 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,311,919	143,000	3,454,919
	1. 総務管理費	2,056,735	143,000	2,199,735
3. 民生費		8,760,584	28,300	8,788,884
	1. 社会福祉費	3,212,615	28,300	3,240,915
4. 衛生費		3,401,490	115,447	3,516,937
	1. 予防衛生費	1,858,332	46,460	1,904,792
	2. 環境衛生費	1,460,185	68,987	1,529,172
7. 土木費		5,581,285	78,680	5,659,965
	2. 道路橋梁費	1,016,438	2,474	1,018,912
	3. 河川水路費	282,193	14,000	296,193
	4. 都市計画費	1,826,874	62,206	1,889,080



款	項	補正前の額	補正額	計
11. 諸支出金		296,000	1,030,028	1,326,028
	3. 基金費	201,000	1,030,028	1,231,028
歳出合計		32,518,208	1,395,455	33,913,663

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
7. 土木費	5. 住宅費	改良住宅整備事業	663,713千円

- 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） それでは、ただいま御上程いただきました議案第22号「昭和63年度和泉市一般会計補正予算（第4号）」につきまして、総務部理事大塚よりその内容の御説明を申し上げます。

今回、御上程いただきました補正予算の内容は、退職者の確定による人件費及び事業の確定に伴う一部事務組合に対する分担金並びに公共施設整備基金への積立金等が主な内容でございます。予算書に基づきまして御説明申し上げます。追加議案書1ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13億9,545万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億9,366万3,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、第2条は、繰越明許費でございまして、経費の一部を翌年度に繰り越して使用することを定めたもので、内容につきましては改良住宅整備事業でありまして、「第2表 繰越明許費」のとおりであります。

それでは、事項別明細書により歳出より御説明申し上げます。8ページをお願いいたします。

まず、総務費1億4,300万円の追加計上でございますが、職員の退職手当の追加1億3,800万円、庁舎整備管繕工事費追加200万円、コミュニティ備品購入費補助金追加200万円が主なものでございます。

次に、民生費でございますが、国民健康保険事業特別会計への保険基盤安定繰出金追加として2,830万円計上いたしました。

続いて、衛生費1億1,544万7,000円の追加計上でございますが、市立病院に対する補助金追加4,646万円、事業費確定に伴います泉北環境整備施設組合分担金追加6,898万7,000

0円でございます。

続いて、土木費7,868万円の追加計上でございますが、これにつきましては、水路改修工事費追加1,400万円及び公共下水道事業特別会計への繰入金追加6,220万6,000円等が主な内容でございます。

次に、諸支出金でございますが、10億3,002万8,000円の追加計上でございます。その内容でございますが、住宅・都市整備公団からの光明池新住宅市街地開発事業終結に伴う開発関連事業に係る事業経費収入及び本年度中に収入される見込みの開発指導要綱に伴う負担金等を公共施設整備基金に積み立てるもの及び美術館運営準備基金、福祉基金へ積み立てを行うものでございます。

以上が、歳出の内容でございます。

次に、これらに充当いたします歳入予算の内容につきまして御説明申し上げます。6ページをお願いいたします。

まず、市税でございますが、実績を勘案いたしまして3億2,972万8,000円追加計上いたしました。

次に、国庫支出金1,415万円、府支出金1,707万5,000円につきましては、歳出予算に関連する特定財源でございます。

財産収入につきましては、不動産売却収入7,000万円を追加計上いたしました。

次に、寄附金2億1,202万8,000円の追加計上でございます。これは開発指導要綱に伴う負担金などでございます。

最後に、諸収入でございますが、住宅・都市整備公団からの光明池春木唐国線整備事業収入等7億5,247万4,000円の追加計上でございます。

以上が、今回、御上程をいただきました「昭和63年度和泉市一般会計補正予算（第4号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いいたします。

- 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 25番（天堀 博君） まず、歳入の開発指導要綱による収入追加が2億600万円、光明池春木唐国線整備事業収入7億5,000万円が出ておりますが、この光明池春木唐国線整備事業収入の内容というか、収入先について。これは光明池の二丁目と三丁目の間で道路が突き当たっている部分から横に延びる分だと思んですが、この事業計画もお聞かせ願いたい。
- それから、8ページの歳出で退職手当の追加1億3,800万円出ておりますが、追加としてはかなり多いので、何人程度が対象になっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、環境衛生費の清掃費で泉北環境に対する分担金追加6,898万7,000円出てございますが、何にということですか。これは公共下水の方でも泉北環境の下水の関係で出ておりますが、安易にやっていないとは思いますが、当初で組んで途中で補正するという、出納閉鎖の時期にもう1回出てくるかわかりませんが、これがほぼ最終の補正だと思えます。その点では、一般質問の中でも出ましたように、ごみの収集方式の問題等もございますので、安易な分担金追加というものは行わないようにしていただきたいと思うわけです。公共下水は後で聞きますので、その辺の中身についてお聞かせを願いたいと思えます。

それから、10ページの歳入に対する分として10億1,642万8,000円の公共施設整備基金積立金が出ておりますが、これによって昭和63年度末の基金の収支状況はどうなっているか、お聞かせ願いたいと思えます。

それから、積立金で美術館の運営準備基金積立金が1,000万円ありますけれども、これは歳入なり収入の根拠的なものがどこにあるのか、お聞かせ願いたいと思えます。

○ 議長（田中昭一君） 理事者答弁。

○ 建設部理事（山崎琢磨君） 光明池春木唐国線の公団からの残事業負担金の歳入歳出でございますが、この線につきましては、光明池団地から粉河線までの約1,380mを残事業として考えておるものでございます。この分は、国庫補助金の裏の2分の1を和泉市が持ち、残りの2分の1を公団が持つという話し合いになってございます。

事業計画でございますが、この事業は、国庫補助金で施行する予定でございますので、国庫補助金の導入が第一前提でございます。現在、黒鳥観音寺線を施行中でございますので、これが終わり次第やる考えを持っております。大体の予定は、平成2年度あるいは3年度から調査に入り、平成5年度を目標に事業化をしまいたいと考えておるものでございます。

以上です。

○ 議長（田中昭一君） 次。

○ 市長公室次長（鹿島賢昌君） 退職手当でございますが、5人でございます。

○ 議長（田中昭一君） 次。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） 9ページの清掃総務費の分担金の内容でございますが、主に人勤による人件費の改定と、63年度よりの5号炉建て替え工事の分担金でございます。むだ遣い云々については、できるだけ節減をしていただけるようお願いをしておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（田中昭一君） 次。

○ 財政課長（阪 豊光君） 公共施設整備基金の末現在高でございますが、今回の積み立てを含

めまして、63年度の積み立てといたしましては、12億1,642万8,000円になります。そして、取り崩しを含めまして未現在高といたしましては、49億1,842万6,000円になる予定でございます。

続きまして、美術館の準備基金の特定財源でございますが、寄付者の趣旨に基づきまして、社会教育施設の充実ということで財産を御寄付いただきましたが、その財産が63年度に処分できることになりましたので、その一部を美術館の運営準備基金の特定財源に充てた次第でございます。

○ 25番(天堀 博君) 最後の分ですが、財産処分の見通しがついたということですが、歳入では特別に見積もってないんですね。

○ 財政課長(阪 豊光君) 歳入では、7ページの財産収入の土地売却代金収入7,000万円のその一部でございます。

○ 25番(天堀 博君) 了解しました。

そこで、光明池春木唐国線から粉河線までの1,380m事業が、大体平成2~3年度から調査、5年度を目標に工事に着手するということですね。これが今回、開発指導要綱による収入追加と一緒に基金に入るわけですが、基金が50億円近い大きな額になってきております。そこでついでにお伺いをいたしますが、現在、収入役預かりという形になっているものが、一般会計のこれ以外にそういう種類のもので幾つかありますか。いますぐわかれば教えていただきたい。わからなかったら、後で資料でも結構ですがね。

○ 会計課長(藤木意継君) 会計の方からお答えいたします。

現在、手元に資料がございませんので、議長さんと御相談の上、後で差し上げたいと思います。

○ 25番(天堀 博君) 後で資料でいただきたいと思うんですが、年度末50億円という残高になるわけです。ところが決算報告書が出たときには、その年度の収入と取り崩した支出の分との差し引きの金額が出てくるわけで、この基金ができた当初からどういうものが入って、いつどういものどれだけ使ったかという内容がわからない。なぜ私がそういうことを問題にするかと言いますと、先ほど御答弁がありました春木唐国線にしても、これは公団から国庫補助金の裏の2分の1、和泉市が2分の1の負担をするということで収入したわけですが、これ自体が明確でない。いわゆるここでこうして使うんだ、となっておりませんが、明確に何に使われなければならないということはどこにも出てこない。これは先般の決算委員会でも指摘しましたように、光明池緑地整備として7億800万円も基金に入ってますね。これも果たしてきちんと使っていくのかも明確でない。極端に言えば、つかみカネのようなものであってはならないと思うわけです。

私が要望したいのは、基金がここまで大きくなってくれば、その辺の当初からの収支明細、会

計簿というようなもの、収入と支出の金額だけではなく、いつ、どういう目的で何が入り、幾ら使ったかというものを決算書に添付するとか、あるいは所管の総務委員会の協議会等に報告をするとかが望ましいと思いますが、いかがでしょうか。

- 総務部理事（大塚孝之君） 基金会計の使途等を含め収支の状況を報告せよ、というお話であろうかと思えます。御承知のように基金会計は、条例に基づき私どもが一般会計に繰り入れし、しかるべき事業に充当しながら対応しているところでございます。既に基金会計が発足して7～8年が経過しているかと思えますが、その間、どういった事業に充当しているのか、という状況に関する資料は、いま、手元には持ち合わせておりませんが、必要とあれば、提出させていただく予定はございます。

以上でございます。

- 25番（天畑 博君） 意見を言うときですが、この基金が発足して7～8年が経過し、条例に基づいて、ということですが、この名称が示すように公共施設整備基金の積み立てですから、例えば学校、道路とか、泉北環境の炉などもその部類に入ってくるかと思えます。いろんな公共的な施設整備に使っていく趣旨はわかりますが、同時に条例の一部には、市長が認めたときは取り崩すことができる、ともなっております。本当に公共施設整備に使っているのかどうかも合わせまして、50億円という金額になってきているのですから、その内容の明確化を図っていく必要があるのではないか。

特に今回も春木唐国線の整備収入7億5,000万円というおカネが基金に入っています。そうすると、果たしてこういう事業に的確に、正確に投入されていくのかどうかも現時点ではっきりしていないので、その点の明確化が必要じゃないか。少なくとも決算の時点なり一般会計の当初なり、あるいはそれぞれの補正で出てきているんですが、これは基金から出しましたよ、というだけで、細かい分類はされていないので不明確になりますし、いちいち審議をしなければわからないということですので、一覧表とまではいかないにしても、総務常任委員会なり、一定の時期に報告もしていく必要があるんじゃないかという意見にとどめておきます。

- 議長（田中昭一君） 他に質疑、御意見ありませんか。
- 22番（早乙女実君） 天畑さんに関連いたしまして一言だけ質問いたします。

退職金ですが、5人とおっしゃいましたが、年度末でおやめになる総人数ですか。それとも、追加ですか。

- 議長（田中昭一君） 答弁。
- 市長公室次長（鹿島賢昌君） 追加分でございます。
- 22番（早乙女実君） 年度末の退職人数が何人で、昨年度の採用見込みで4月より配属され

る人数を差し引いた、いわゆる欠員というのはどういう状態になりますか。

- 市長公室次長（鹿島賢昌君） 年度末の退職者が、この追加予算を含め16名になる予定でございます。採用分でございますが、事務職が9名、作業員が1名ですので、単純に数字を差し引きいたしますと6名ということになります。しかし、職種とか増員あるいは減るところも出てきますので、一概に欠員になるという結論を出すことはできません。

以上です。

- 22番（早乙女実君） 4月以降の人事異動もからみますので、これ以上は聞きませんが、いわゆる欠員等の職員の勤務体制の変更も含んで出てくる問題が多数あるかと思しますので、労使合意も含めてきちんとやっていただけてくことと、抜けるところにつきましては、アルバイト等で補充をして現状の水準を下げないよう要望しておきます。

それと、いわゆる予定と現実の中で6人のギャップが生まれるということですが、1年前からおやめになる人数を把握するのはかなり難しい問題があるかと思ひます。その辺で人事当局が採用するに当たって退職者との兼ね合いの問題の点だけについて、再質問いたしませんので、お聞かせください。

- 市長公室次長（鹿島賢昌君） まず、定年制が施行されまして、来年ぐらゐから定年退職者が徐々に上がってまいります。それから、定年前退職につきましては、7月中に申し出ることになっております。ただし、退職に際しては本人もいろいろ悩みもあるでしょうし、最終までなかなか見通しがつかないという人たちも出てくるわけですから、それらを含めまして、9月ごろに的確に採用人員をつかめれば一番いいだろうと人事当局では考えているところであります。

以上です。

- 議長（田中昭一君） 他に、赤阪君。
- 7番（赤阪和見君） 先ほどの議員さんの答弁にもありましたが、私の聞きたいところは、特に公共施設整備基金の内訳明細については、私からもぜひ出してほしいとお願いをしておきます。

それと、先ほどの答弁の中で市有財産売却代金の追加7,000万円については、教育関係に御寄付があったという趣旨で美術館運営準備基金に1,000万円ということですが、あとの6,000万円はどうなったのか聞きたいわけですが、先ほどの答弁では、目的寄付をされたように聞きましたのでね。

- 議長（田中昭一君） 答弁。
- 財政課長（阪 豊光君） 御案内の市有財産売却の7,000万円でございますが、白浜の土地を御寄付願ひ、63年度で処分した総額が、予算額よりも7,000万円上回る見込みでございますので、その7,000万円を歳入させていただいたものでございます。その7,000万円につき

ましては、社会教育施設等に使用という寄付者の御意思もございますので、1,000万円につきましては美術館の運営基金に、あとの6,000万円につきましては、平成元年度以降の公共施設整備ということで公共施設整備基金に積み立てを申し上げたという状況でございますので、よろしく願いいたします。

- 7番(赤阪和見君) 教育関係に、ということで寄付されたものが7,000万円高く売れたので追加したという話ですか。それとも、7,000万円に売れたということですか。
- 財政課長(阪 豊光君) 当初、財産収入として2億円を予定計上させていただきましたが、この白浜の土地につきましては今回、1億円で処分させていただきました。当初の予定していましたものと、この白浜の土地売却分の1億円と合わせ、トータルベースとして2億7,000万円の見込みになるという状況ですので、今回、その差額7,000万円を補正計上させていただいたということですので、よろしく願いいたします。
- 7番(赤阪和見君) もう少しわかりやすく説明してください。白浜の土地とその他の財産で2億円を予定していたが、白浜の土地が1億円、ほかの財産が1億7,000万円で売れたわけですね。もちろん、公共施設というと教育施設も入りますが、あの白浜の土地の売却代金の用途は、寄付者の希望から言いますと、教育施設の中でも特別視すべきものと違いますか。
- 助役(坂口禮之助君) 非常にややこしい話になっているようでございますので、私から御答弁させていただきます。

先ほど来、財政課長が御答弁申し上げておりますが、補正予算の財産収入のところの財産売却収入を見ていただきますと、現在までの予定が2億5万円となっておりますが、今回の補正で7,000万円を追加させていただき、最終的には2億7,005万円という金額を予定しております。その内訳につきましては、当初2億5万円の財産の売却をする予定でございましたが、先ほどから申しております久保惣さんから寄付をいただきました白浜の土地以外のものも予定してこれだけの金額を見込んでおりました。それらの物件の処分が完了した段階では、約7,000万円の収入予定額をオーバーする金額が出ましたので、今回、追加させていただいた次第でございます。財政上のいきさつは、そういうことでございます。

白浜の関係でございますが、いろいろ売却について紆余曲折がございましたが、最終的には1億円で売却いたしました。その用途につきましては、市としては、寄付金という形では歳入はいたしてございません。土地だけの寄付でございます。そのときの寄付者の御意向は、社会教育関係を含めそういう方向にできれば使っていただきたい、というお話がございました。

われわれは、正直申し上げまして幾らで売れるか、その時点ではわからなかったんですが、ちょうど青年の家の改築議論が出てきました。これは教育委員会が熱心に府と接触していただきま

して補助金の対象にしましょう、ということで63年度予算に計上しましたが、62年度から継続してやってきているような格好になっております。その補助金はありませんが、実質上は3億円ほどかかっています。その一般財源に引き当てようという考え方ができました。

しかし、御承知のとおり、久保惣美術館という社会教育施設も運営しているわけですので、特に今後、美術品購入のためにこの売却代金の一部を振り当ててほしい、というような御希望がございましたので、約1割に相当する1,000万円を財産収入から美術館の基金に積み立てさせていただくようお願いしたいと考えてございます。そういうことから寄付者の意思を尊重しながら、社会教育施設あるいは久保惣美術館の蔵品の購入資金として積み立てるという措置をさせていただきましたので、御了解をいただきたいと思っております。

○ 7番（赤阪和見君） 目的寄付やないというても、目的寄付みたいなものです。これからも久保惣美術館については、市からの持ち出しもたくさんあると思っております。しかし、美術館が自主運営をできるような形に持っていくためには、一定の基金があればあるほど美術館のいろんな運営がしやすいんじゃないか。久保惣さんの意思も大きく反映されるんじゃないか。しかし、それはそれとしても、今回の公共施設整備基金の積み立てがどうのこうのという形で言われますとわけがわからなくなってくる。そこで、先ほども天堀議員さんがおっしゃいましたように、予算編成時あるいは決算時に参考資料的なもので結構ですので、美術館の基金や福祉基金などの基金の実態も合わせていただきたいことを要望しておきます。

○ 議長（田中昭一君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（田中昭一君） 次に、日程第11「昭和63年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第23号

昭和63年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

昭和63年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。



(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,455,3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,774,853千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成元年3月6日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 国庫支出金		2,755,560	△ 77,203	2,678,357
	2. 国庫補助金	626,974	△ 77,203	549,771
8. 繰入金		402,302	28,300	430,602
	1. 一般会計繰入金	250,000	28,300	278,300
9. 諸収入		68,480	△ 44,000	24,480
	3. 雑入	67,000	△ 44,000	23,000
10. 財産収入			14,553	14,553
	1. 財産運用収入		14,553	14,553
11. 繰越金			92,903	92,903
	1. 繰越金		92,903	92,903
歳入合計		6,760,300	14,553	6,774,853

2. 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 基金積立金			14,553	14,553
	1. 基金積立金		14,553	14,553
歳出合計		6,760,300	14,553	6,774,853

- 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） ただいま御上程をいただきました議案第23号「昭和63年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、その内容を御説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、このたび、歳入財源の一部が確定いたしましたことから収入財源を更正いたしますとともに、基金運用収入を基金に積み立てるものでございます。

以下、その内容につきまして御説明を申し上げます。議案書13ページでございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,455万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億7,485万3,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書により歳出から御説明を申し上げます。18ページをお願いいたします。

基金積立金でございますが、昭和63年度中の運用利息1,455万3,000円を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

続きまして、歳入でございます。16ページをお願いいたします。

国庫支出金でございますが、普通調整交付金を7,720万3,000円更正減額するものでございます。

次に、繰入金でございますが、本年度より設けられました保険基盤安定繰入金の確定に伴いまして、2,830万円追加計上いたすものでございます。

次に、諸収入でございますが、雑入を4,400万円更正減額するものでございます。

次に、財産収入でございますが、基金運用収入1,455万3,000円計上し、基金積立金の財源といたすものであります。

次に、繰越金でございますが、前年度からの繰越金9,290万3,000円を計上いたしましたものでございます。

以上、簡単ではございますが、「昭和63年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定をいただきますようお願いいたします。

- 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

- 
- 議長(田中昭一君) 次に、日程第12「昭和63年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

#### 議案第24号

昭和63年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

昭和63年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88,106千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,083,314千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債に補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成元年3月6日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正の前額	補正額	計
5. 繰入金		696,736	62,206	758,942
	1. 一般会計繰入金	696,736	62,206	758,942
7. 市債		1,192,700	25,900	1,218,600
	1市債	1,192,700	25,900	1,218,600
歳入合計		1,995,208	88,106	2,083,314

2. 歳出

(単位：千円)

款	項	補正の前額	補正額	計
1. 下水道事業費		1,709,972	88,106	1,798,078
	1. 下水道総務費	784,715	88,106	872,821
歳出合計		1,995,208	88,106	2,083,314

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1. 下水道事業費	1. 下水道総務費	南大阪湾岸北部流域 下水道事業費負担金	18,003千円
		2. 下水道整備費	公共下水道整備事業

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前			補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率 借入先	限度額	起債の方法	利率 借入先	償還の方法
公共下水道 整備事業	1,192,700	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内 政 府 銀 行 そ の 他	1,218,600	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内 政 府 銀 行 そ の 他	30年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。

- 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第24号「昭和63年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正予算の主な内容は、事業費の確定による一部事務組合等に対する事業費の負担金及び分担金の追加並びに繰越明許費の金額の設定でございます。

それでは、予算書に基づきまして御説明をいたします。19ページをお願いいたします。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,810万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,331万4,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、繰越明許費でございまして、経費の一部を翌年度に繰り越して使用することを定めるもので、内容につきましては、第2表「繰越明許費」のとおりでございまして、南大阪湾岸北部流域下水道事業費負担金並びに公共下水道整備事業費でございます。

次に、第3条は、地方債の限度額の変更でございまして、内容につきましては、「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書により歳出より御説明を申し上げます。24ページをお願いいたします。

公共下水道事業費として8,810万6,000円追加計上いたしました。これらにつきましては、光明台地区において、堺市に委託いたしております下水処理業務についての委託料の追加及び事業費の確定による南大阪湾岸北部流域下水道事業費負担金の追加並びに泉北環境整備施設組合に対する分担金の追加等がその内容でございます。

次に、これらに充当いたします歳入予算でございますが、一般会計よりの繰入金6,220万6,000円及び市債2,590万円を追加計上いたしましたものでございます。

以上、簡単でございますが、「昭和63年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願いいたします。

- 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お話しいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

- 
- 議長(田中昭一君) ここで、ただいま公共下水道事業特別会計補正予算が可決されましたことに伴い、総務部理事から平成元年度当初予算書の地方債残高見込み、調書等の修正と説明をそれぞれさせていただきたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

資料を配付させますので、しばらくお待ちください。

(資料配付)

- 議長(田中昭一君) どうぞ。

- 総務部理事(大塚孝之君) ただいま昭和63年度一般会計補正予算並びに国民健康保険事業特別会計補正予算、公共下水道事業特別会計補正予算を原案どおり可決、御決定をいただき、ありがとうございました。

貴重なお時間をお許しをいただきまして、平成元年度当初予算説明書付表287ページの地方債の前々年度末現在高並びに前年度末現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書の差し替えについて御説明申し上げます。

先刻、御可決賜りました昭和63年度公共下水道事業特別会計補正予算に関連をいたしまして、今回の補正で平成元年度当初予算に添付いたしてございます地方債の現在高調書を変更をいたす必要が生じたので、ただいま御配付させていただきました調書のとおり、差し替えをお願いをいたすものでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

- 
- 議長(田中昭一君) 次に、日程第13「昭和63年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第25号

昭和63年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)

第1条 昭和63年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 昭和63年度和泉市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1項第4号中「27,100千円」を「20,020千円」に「31,000千円」を「18,016千円」に「2

4,413,900千円」を「25,813,900千円」にそれぞれ改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 水道事業収益	1,988,443千円	63,000千円	2,051,443千円
第1項 営業収益	1,833,633千円	56,000千円	1,889,633千円
第2項 営業外収益	154,800千円	7,000千円	161,800千円
	支 出		
第1款 水道事業費用	2,107,821千円	3,300千円	2,111,121千円
第1項 営業費用	1,816,918千円	3,700千円	1,820,618千円
第2項 営業外費用	289,203千円	△400千円	288,803千円

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「15,612,900千円」を「16,826,500千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	432,510千円	△25,200千円	407,310千円
第1項 企業債	277,000千円	△18,000千円	259,000千円
第2項 工事負担金	148,000千円	△7,200千円	140,800千円
	支 出		
第1款 資本的支出	588,639千円	△13,064千円	575,575千円
第1項 建設改良費	443,291千円	△13,064千円	430,227千円

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額、配水管更生事業「26,000千円」を「16,000千円」に配水管整備事業「3,000千円」を「17,000千円」に水道施設等整備事業「221,000千円」を「226,000千円」にそれぞれ改める。

第6条 予算第6条中原水及び浄水費「811,735千円」を「781,435千円」に支払利息及び企業債取扱諸費「289,153千円」を「288,753千円」にそれぞれ改める。

第7条 予算第9条中「14,925.8千円」を「13,446.3千円」に改める。

平成元年3月6日 提出

和泉市長 池田 忠雄



○ 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。

○ 水道部理事（岩井益一君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第25号「昭和63年度和泉市水道事業会計補正予算（第3号）」について御説明を申し上げます。

今回、補正いたします主な理由は、決算見込みに基づき収益的収支並びに企業債の確定に伴い、建設改良に係る資本的収支についてそれぞれ所要の補正を行うものであります。

主な内訳といたしましては、第2条においては、予算第2条に定める業務予定量について、第1項第4号中、配水管更生事業既決予定額2,710万円を2,002万円に、配水管整備事業既決予定額3,100万円を1,801万6,000円にそれぞれ減額するとともに、水道施設等整備事業既決予定額2億4,413万9,000円を2億5,813万9,000円に増額補正するものでございまして、第4条及び第5条と関連するものでございます。

次に、第3条は、予算第3条で定める収益的収支の補正でございまして、第1款 水道事業収益既決予定額19億8,844万3,000円について、6,300万円を追加するものでございます。

その主な内訳といたしましては、第1項 営業収益は、年度後半における給水需要の伸びと相まって、受託工事量の増加により給水収益並びに受託工事収益を追加計上し、また、第2項 営業外収益は、資金運用の好転による預金利息収入の増収など、補正後の水道事業収益を20億5,144万3,000円といたすものでございます。

一方、支出につきましては、第1款 水道事業費用の既決予定額21億782万1,000円について、330万円を追加するものであります。

その主な内訳といたしましては、第1項 営業費用のうち原水及び浄水費では、電力費の料金引き下げ効果を初め、水質の安定による薬品コストの低減並びに自己水源使用増量に伴う受水費等の減額をそれぞれ行うものであります。

また、受託工事関係では、工事量の増加に伴い請負工事費の増額を行い、第2項 営業外費用においては、企業債の金利引き下げに伴う支払利息の減額措置でありまして、各費目をそれぞれ加減いたしました結果、補正後の水道事業費用を21億1,112万1,000円といたすものでございます。

次に、第4条関係では、資本的収支の補正でございまして、収入面における第1款 資本的収入既決予定額4億3,251万円に対しまして、2,520万円を減額するものでございます。

その主な内容といたしましては、第1項企業債では、配水管更生事業及び配水管整備事業においては一部工事繰り延べによる減額措置であり、第1項 水道施設整備事業においては工事費の若干の増額があり、それらを相殺いたしますとともに、第2項 工事負担金については、民間宅

地開発等の工事量減により、負担金収入の減額措置を同時に行うものであります。

以上をもって、補正後の資本的収入を4億731万円といたすものであります。

一方、支出でございますが、第1款 資本的支出既決予定額5億8,863万9,000円について、1,306万4,000円を減額いたしますが、これは収入と同様の事情によるものでございまして、補正後の資本的支出予定額を5億7,557万5,000円といたすものであります。

次に、第5条でございますが、予算第5条に定めた企業債の限度額を企業債確定に伴い改めるもので、また、第6条では、予算第6条に定めた金額を今回の補正措置に伴い関連経費を補正し、第7条では、予算第9条に定めておりますたな卸資産購入限度額についても同様の措置を図るものであります。

なお、昭和63年度決算見込みでございますが、目下のところ約5,900万円の経常損失が発生する見込みでございます。

以上が、今回、提案させていただきました水道事業会計補正予算（第3号）の概要でございますが、詳細につきましては28ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議くださいますて、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

○ 議長（田中昭一君） 次に、日程第14「昭和63年度和泉市病院事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第26号

昭和63年度和泉市病院事業会計補正予算（第3号）

第1条 昭和63年度和泉市病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 昭和63年度和泉市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
【収 入】			
第1款 病院事業収益	4,470,800千円	88,112千円	4,558,912千円
第1項 医業収益	4,188,400千円	15,713千円	4,204,113千円
第2項 医業外収益	282,400千円	△37,601千円	244,799千円
第3項 特別利益	0千円	110,000千円	110,000千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入の予定額を、次のとおり補正する。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,1606千円は、損益勘定留保資金4,1606千円で補てんするものとする。)

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
【収 入】			
第1款 資本的収入	1,183,551千円	△41,606千円	1,141,945千円
第1項 出資金	123,551千円	△41,606千円	81,945千円

第4条 予算第9条中、一般会計からこの会計へ補助する金額「261,172千円」を「349,238千円」に改める。

平成元年3月6日 提出

和泉市長 池田 忠 雄

- 議長(田中昭一君) 提案理由の説明をお願いします。
- 病院事務局長(藤原光夫君) お許しを得まして自席より、ただいま御上程いただきました議案第26号「昭和63年度和泉市病院事業会計補正予算(第3号)」につきまして、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。追加議案書42ページでございます。

昭和63年6月10日、自治事務次官による第3次病院事業経営安定化措置についての通達が出されました。多額の不良債務を抱えている病院事業は必要な施策を推進し、経営の健全化を図るよう指導がありました。本市病院事業も昭和62年度末において6億5,700万円の不良債務が生じていることから、この通達に基づく経営健全化団体の指定を受け、過去に生じた不良債務の解消を図ることとしたものでございます。経営健全化の期間は、昭和63年度から平成3年度までの4カ年とし、この期間中に第3次病院事業経営健全化措置の趣旨に従い経営の健全化を行うとともに、一般会計からも不良債務解消のための繰り入れをお願いするものであります。今回は、それに伴う一般会計からの繰り入れと、府補助金の確定に伴う補正並びに組み替えでご

ございます。

それでは、補正予算各条につきまして、その内容を御説明申し上げます。

予算第2条でございます。本条は、予算第3条に定めた収益的収入の予定額の補正でございます。収入第1款 病院事業収益4億7,080万円に8,811万2,000円を追加し、補正後の病院事業収益を4億5,891万2,000円といたすものでございます。

以下、その内訳でございます。

第1項の医業収益でございますが、既決予定額4億8,840万円に医業外収益の他会計補助金から1,571万3,000円を組み替え、4億4,111万3,000円といたすものであります。

第2項の医業外収益は、目の他会計補助金2億1,117万2,000円のうち1,571万3,000円を医業収益に、2億2,193万4,000円を特別利益に組み替え、府補助金の増額分4万6,000円を追加し、補正後の医業外収益を2億4,479万9,000円といたすものでございます。

第3項の特別利益は、第3次病院事業経営健全化措置に伴う不良債務解消のための一般会計からの繰入金で、一般会計からの補助金追加が4,646万円、医業外収益の他会計補助金からの組み替えで2,193万4,000円、同じく資本金の出資金からの組み替えが4,160万6,000円、合計1億1,000万円といたすものでございます。

次に、第3条でございます。本条は、予算第3条に定めた資本金収入第1項 出資金を補正いたすものでございまして、出資金1億2,355万1,000円のうち4,160万6,000円を収益的収入の特別利益へ組み替え、8,194万5,000円といたすものでございます。

これによりまして資本金収入額が資本金支出額に対し4,160万6,000円不足することとなりますが、この不足する額につきましては、損益勘定留保資金をもって補填いたすことといたしております。

次の第4条は、予算第9条に定めた一般会計からの補助金を2億6,117万2,000円から3億4,923万8,000円と改めるものでございます。

以上の結果、昭和63年度の収支は、現計予算による欠損金1億2,523万6,000円から8,811万2,000円軽減され、3,712万4,000円と相なる見込みでございます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第26号の提案理由並びに内容の御説明を終わります。

なお、次ページ以下にその詳細を添付しておりますので御高覧賜り、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 21番（勝部津喜枝君） たまたま御説明がありましたので、要望も含めて申し上げたいんですが、健全化計画云々ということでございますが、公立病院として、また、われわれ議員として

も、この問題につきましては決して無関心ではおれないと思います。補正予算ではございますが、この健全化計画の策定なり内容なりができていると思いますので、われわれ議員にそれを参考資料として添付していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○ 議長（田中昭一君） 答弁。

○ 病院事務局次長（谷上 徹君） 病院事務局谷上からお答えさせていただきます。

この健全化計画につきましては、さきの委員会で資料として御提案させていただいてございますので、よろしく願い申し上げます。

○ 21番（勝部津喜枝君） 委員会には出しているということでございますけれども、該当の委員さんはおわかりかと思いますが、こういうふうには補正に出てまいりますと、所属していない議員はわからないということでございます。ぜひ全部の議員が非常に関心と必要性が高い内容ではないかと思うので、その点のお取り計らいをよろしく願いをいたします。

○ 議長（田中昭一君） わかりました。

他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（田中昭一君） 次に、日程第15「監査委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第21号

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成元年3月6日 提出

和泉市長 池田 忠雄

住 所

氏 名

生年月日

職 業

○ 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。

（市長登壇、説明）

○ 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第21号「監査委員の選任について」、提案の理由並びにその内容を御説明を申し上げます。

本市監査委員の定数は2名でございまして、議会議員及び学識経験を有する者よりそれぞれ1名ずつで構成されております。今回、議会議員選任の監査委員でございました仁井明議員さんの御逝去によりまして、監査委員1名が欠員と相なっております。したがって、議会議員さん監査委員1名を選任するに当たりまして、坂口敏彦議員が人格識見ともに兼ね備えた方でございまして適任者であると存じますとともに、今後の地方自治監査制度の適正な運営を期待いたしておるものでございます。どうか坂口議員さんを監査委員に選任するにつきまして、議会の皆様方の御了承を相賜り、満場一致で御同意をいただきますようお願いを申し上げる次第でございます。よろしく御願いを申し上げます。

○ 議長（田中昭一君） お諮りいたします。本件を原案どおり選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第21号を原案どおり選任することに決しました。

ここで、今回、選任同意されました監査委員さんのごあいさつをお願いいたします。

（監査委員就任あいさつ）

○ 監査委員（坂口敏彦君） 坂口敏彦でございます。貴重なお時間をお借りをいたしまして恐縮でございますが、一言、御礼のごあいさつを申し上げさせていただきたいと思っております。

さきの改選後初めての議会のこの議場、この場所で仁井先生が監査委員をお引き受けられ、ごあいさつをされたのがついこの間のように思われます。悲しくもこの1月のかかりに御世界をされ、議員皆様方とともに永遠の御冥福をお祈りを申し上げたところでございます。

仁井先生は、われわれにとりましてよき先輩でございましたし、すばらしい指導者でもございました。私どもを一人前にお育ていただく立場であったわけでございますが、その仁井先生が御就任されました監査委員を引き続いて私にと御推挙、御同意をいただいたわけでございます。

御案内のとおり未熟若輩でございますが、先生方の御指導をちょうだいしつつ、さらには、遠い他国の空から仁井先生のお力をお借りをいたしまして、監査委員の職務に全力を注がせていただきたいと思います。どうか今後とも先生方の御指導を賜りますようお願いを申し上げまして、手短かながら御礼のごあいさつにかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

（拍手）

- 議長（田中昭一君） 次に、日程第16「人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

諮問第1号

人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦するについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成元年3月6日 提出

和泉市長 池田忠雄

氏名

生年月日

住所

職業

- 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。

（市長登壇、説明）

- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました諮問第1号「人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて」の提案の理由を御説明申し上げます。

現在、人権擁護委員として御尽力を賜っております井坂己義氏、坂上八重子氏、神倉玄佐男氏、藤原カネ氏の4名の方が、平成元年5月14日をもって任期満了と相なります。つきましては、4名の方々を引き続き人権擁護委員候補者として推薦をいたしたく、御提案を申し上げる次第でございます。

お手元御配付の資料のとおり、井坂氏は3期9年間、坂上氏は6期18年間、神倉氏は2期6年間、藤原氏は1期3年間、信念と情熱を持って人権思想の普及高揚と人権擁護活動の御推進に努められますとともに、人格高潔で豊かな識見の持ち主でございます。

なお、資料でございますとおり、井坂氏は、大正6年10月2日生まれ。伏屋町451番地の1にお住まい、小中学校のPTA会長を初め和泉市町会連合会会長等を歴任いただき、現在に至っております。

坂上氏は、大正8年5月19日生まれ。伯太町五丁目28番22号にお生まれ、予防衛生業務推進委員等を御歴任され、現在に至っております。

神倉氏は、大正12年3月25日生まれ。岡町141番地にお生まれ、小学校校長のほか青少年指導員協会の校区会長等を御歴任され、現在に至っております。

藤原氏は、大正13年12月9日生まれ。黒石町319番地にお生まれ、教育者として小学校校長等を歴任され、現在に至っております。

以上、4名の方々を人権擁護委員候補者として推薦することにつきまして、何とぞ満場一致で御同意を賜りたくお願いを申し上げ、提案理由とさせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（田中昭一君） お諮りいたします。本件を原案どおり推薦するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、諮問第1号を原案どおり推薦することに決しました。

○ 議長（田中昭一君） ここで、皆さんにお願いいたします。

お昼の間でございますが、議事進行のためよろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

次に、日程第17「委員会委員の辞任について」及び日程第18「委員会委員の選任について」を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議会議案第3号

委員会委員の辞任について

本市議会委員より下記のどおり辞任の届出があったので、これを許可する。

平成元年3月13日 提出

和泉市議会議長 田 中 昭 一

記

交通公害対策特別委員会委員

竹 内 修 一

土地開発公社特別委員会委員

竹 内 修 一



議会議案第4号

委員会委員の選任について

本市議会委員を下記のとおり選任する。

平成元年3月13日 提出

和泉市議会議長 田 中 昭 一

記

同和対策特別委員会委員

坂 口 敏 彦

- 議長（田中昭一君） 本2件につきましては、会派構成議員の移動に伴い、委員会委員に一部変更が生じたものでございます。

お諮りいたします。ただいま朗読のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第3号及び第4号は原案どおり承認することに決しました。

- 
- 議長（田中昭一君） 次に、日程第19「年金制度の改悪撤回を求める意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

意見第1号

年金制度の改悪撤回を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

平成元年3月13日

提出者

和泉市議会議員

出 原 平 男

並 河 道 雄

松 尾 孝 明

竹 内 修 一

奥村 圭一郎

天堀 博

坂口 敏彦

西口 秀光

若浜 記久男

### 年金制度の改悪撤回を求める意見書

厚生省は民間労働者の加入する厚生年金の支給開始年齢（現行 男子60歳、女子56歳）を段階的に65歳に繰り延べることを中心とした「厚生年金法改正案」を今国会に提案しようとしている。

しかしながら、わが国では現在でも60歳定年制ですら定着したとはいいがたく、まして65歳定年制は将来的にも全く保障されていない。こうした中で厚生年金の支給開始を65歳とすることは労働者の生活を著しく脅かすものであり、容認できるものではない。政府は雇用と年金の結合という原則に立返り、支給開始年齢65歳への繰越計画を直ちに撤回すべきである。

また、高齢化社会の進行による公的年金全体の財政状況の逼迫を理由とする保険料の段階的引き上げは、国民に過大な負担を強いるものである。年金財政の安定にあたって政府は安易に、国民に負担を転嫁するのではなく、社会保障の歴史に鑑み十分な検討を行い、国民の合意が得られるような年金制度の実現を強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成元年3月13日 提出

大阪府和泉市議会

- 議長（田中昭一君） 提案の趣旨説明を願います。
- 18番（若浜記久男君） 若浜でございます。趣旨については、ただいま局長朗読のとおりであります。私どもの老後の本当にささやかな生活の基盤が脅かされることにもなりかねないわけでございます。どうか議員各位の御理解を賜りまして、原案どおり可決いただきますようお願いを申し上げます。
- 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、意見第1号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

- 議長(田中昭一君) 次に、日程第20「障害児のための緊急一時保護制度の充実にに関する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

意見第2号

障害児のための緊急一時保護制度の充実にに関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

平成元年3月13日

提出者

和泉市議会議員

出原平男

竹内修一

並河道雄

奥村圭一郎

松尾孝明

坂口敏彦

西口秀光

早乙女実

障害児のための緊急一時保護制度の充実にに関する意見書

緊急一時保護制度は、障害児を介護している保護者が病気や出産等により家庭における介護が困難である時に一時的に保護を受ける制度であるが、府下における重度身体障害児(肢体不自由児)保護施設は枚方に1ヶ所あるのみで、和泉市をはじめ泉州地域からの施設利用に際しては非常に遠く、殆ど利用できないのが実態である。

府においては、これら障害児をかかえ日々緊急時の不安につきまといわれている保護者やその家族の実態を理解いただき、早急に泉州地域に重度身体障害児の緊急一時保護施設を設置されると

ともに、本制度の改善拡充を強く要請する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成元年3月13日

大阪府和泉市議会

- 議長（田中昭一君） 提案の趣旨説明をお願いします。
- 22番（早乙女実君） 局長朗読の趣旨でございますが、具体的には、本議会が始まる前に、議長あてに決議要請の陳情署名が1万5,174人分提出されております。短期間の間に保護者の方々、また、市民の方々から1万5,000人余の署名が提出されたということは、障害児を抱える親の御苦労なり、そうしたことに対する市民的な関心、共感の輪が広がっている時代だろうと思います。その意味では、本請願に関します意見書の採択につきまして、議員皆様方の御賛同のほどをよろしくお願いいたします。

- 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、意見第2号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

- 
- 議長（田中昭一君） 次に、日程第21「リクルート疑惑の徹底解明を求める意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

意見第3号

リクルート疑惑の徹底解明を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

平成元年3月13日

提出者

和泉市議会議員

天 堀 博  
並 河 道 雄  
坂 口 敏 彦  
西 口 秀 光

### リクルート疑惑の徹底説明を求める意見書

現職大臣をはじめ政界中枢にわいる性のつよい株をばらまき、パーティ券購入名義による政治献金で政治をゆがめるというリクルート疑惑は、底なしの広がりを示しており、これの全容説明は金権腐敗政治の根を絶ち議会制民主主義を守る上でも重要な課題となっている。

本市議会は、すでにリクルート疑惑の説明を求める意見書を採択し、貴職に提出してきたところである。にもかかわらずリクルート疑惑は国民の期待にこたえる徹底説明に至っていない。

よって、本市議会は政府に対し、圧倒的多数の市民の声を代表して、早期にリクルート疑惑の全容を徹底して説明することを再度、強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成元年3月13日

大阪府和泉市議会

○ 議長（田中昭一君） 提案の趣旨説明を願います。

○ 25番（天堀博君） 25番・天堀です。ただいま局長朗読どおりであります。当意見書にも入っておりますように、本市議会でも既にリクルート疑惑の説明を求める意見書を提出しております。しかし、日々のテレビ、新聞等マスコミを賑しておりますように、司直の手によっては徐々に説明はされていっているようですが、いわゆる国会そのもの、議会として、これの徹底説明に当たるという点ではまだまだおくれをとっております。中曽根前首相のNTTスーパーコンピュータをめぐる問題等も絡み、国民は大きな関心を持っているところであります。よって、本市議会は再度、「リクルート疑惑の徹底説明を求める意見書」を提出したいと考えてところであります。

なお、意見書の文案のうち上段の「パーティ券購入名義による」となっておりますが、「名義」という言葉自体がわかりにくいので、「パーティ券購入などによる」と御訂正方をよろしくお願いいたします。

○ 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、意見第3号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

---

○ 議長(田中昭一君) 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

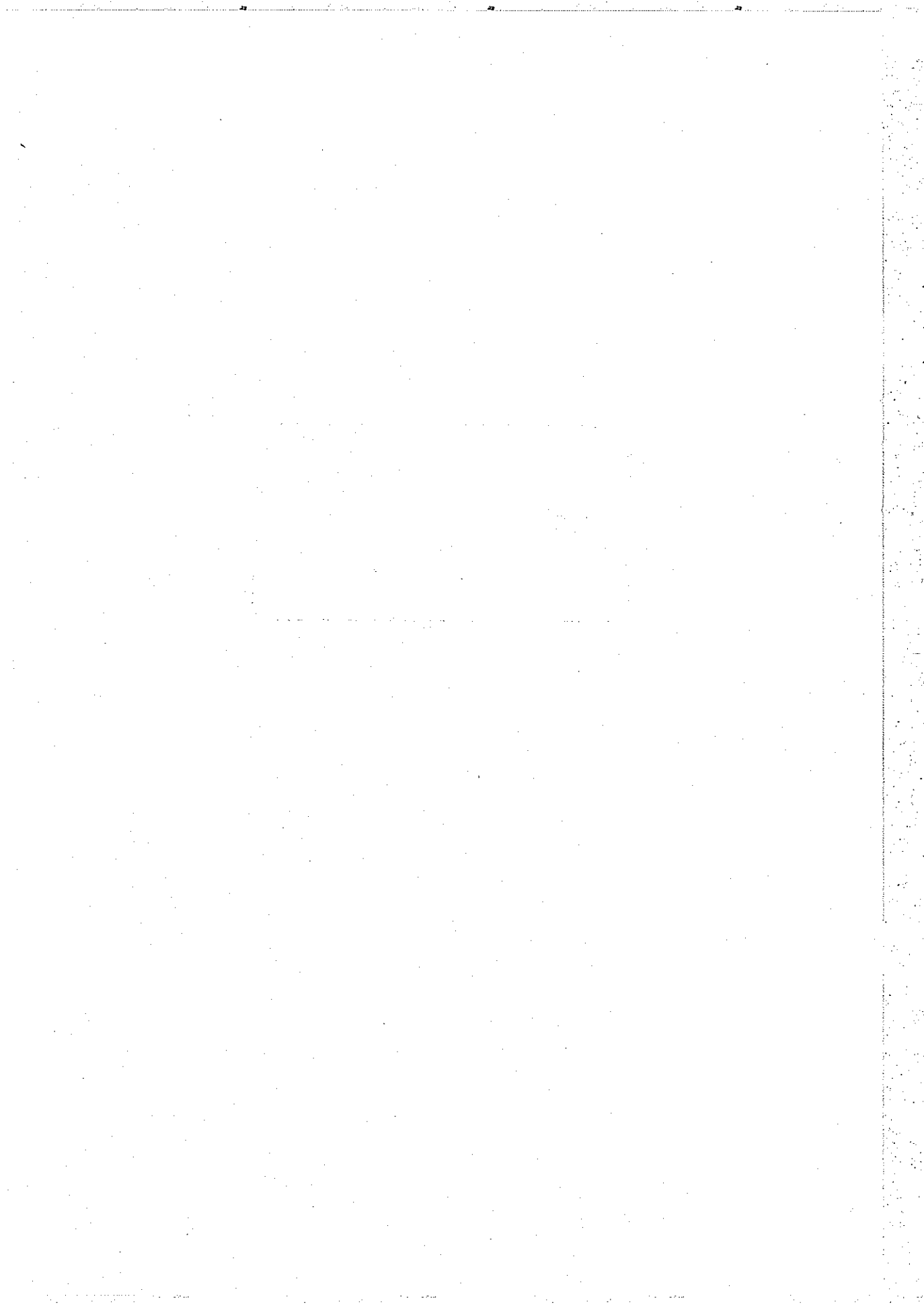
なお、明14日より23日までは休会とし、24日より議案審議を行いますので、定刻御参集くださるようお願いをいたします。

また、予算委員さんには、明日から予算委員会を開催願ひ御審査をお願いすることになっております。委員の皆さんには大変御苦勞でございますが、よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。長時間、まことにありがとうございました。

(午後零時15分散会)

最 終 日





平成元年3月24日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	坂口敏彦君	16番	西口秀光君
2番	須藤洋之進君	18番	若浜記久男君
3番	藤原正通君	19番	木村静雄君
5番	並河道雄君	20番	出原平男君
6番	穴瀬克己君	21番	勝部津喜枝君
7番	赤阪和見君	22番	早乙女実君
8番	中塚新治君	23番	原重樹君
9番	讚岐一太郎君	25番	天掘博君
10番	竹内修一君	26番	飯坂楠次君
12番	松尾孝明君	27番	奥村圭一郎君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君	29番	田中昭一君

欠席議員(1名)

17番	池辺秀夫君
-----	-------

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市	長	池田忠雄	総務部	理事	大塚孝之
助	役	阪口禮之助	総務部	次長	森利治
収	入	中塚白	総務部	次長	奥村富彦
市長	公室	長杉本弘文	財政	課長	阪豊光
市長	公室	理事逢野一郎	同和	対策部長	堀宏行
市長	公室	理事神藤恒治	同和	対策部	理事向井洋
市長	公室	理事隆崎大我	福祉	事務所	長中川鉄也
市長	公室	理事稻田順三	福祉	事務所	次長原美助
市長	公室	次長鹿島賢昌	市民	生活部	部長麻生和義
秘	書	課長井阪和充	市民	生活部	理事中上好美
企	画	課長今村堅太郎	市民	生活部	次長岸田秀仁
総	務	部長橋本昭夫	市民	生活部	次長坂田平之

市民生活部次長	池 辺 修 次	消 防 長	角 谷 泰 夫
産 業 部 長	松 村 吉 堯	消 防 本 部 次 長	高 宮 武 男
産 業 部 理 事	中 西 淳 富	消 防 本 部 次 長	一ノ瀬 喜 広
産 業 部 次 長	高 三 一 行	用 地 担 当 理 事 長	明 坂 貞 士
産 業 部 次 長	赤 田 壽 信	土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	中 辻 寿 夫
建 設 部 長	浅 井 隆 介	土 地 開 発 公 社 事 務 局 次 長	藤 原 忠 男
建 設 部 理 事	山 崎 琢 磨	教 育 委 員 長	西 川 喜 久
建 設 部 次 長	谷 俊 雄	教 育 長	逢 野 博 之
都 市 整 備 部 長	萩 本 啓 介	管 理 部 長	白 樫 通 有
都 市 整 備 部 理 事	高 橋 欣 吾	管 理 部 次 長	重 野 欣 達
都 市 整 備 部 次 長	三 井 義 秋	指 導 部 長	木 村 吉 男
都 市 整 備 部 次 長	松 林 保	指 導 部 次 長	生 田 稔
改 良 事 業 部 長	富 田 宏 之	社 会 教 育 部 長	竹 田 明 郎
改 良 事 業 部 理 事	笠 木 恒 忠	社 会 教 育 部 理 事	佐 原 行 雄
改 良 事 業 部 次 長	大 宅 清 臣	社 会 教 育 部 理 事	明 坂 文 嘉
水 道 事 業 管 理 者	田 中 稔	社 会 教 育 部 次 長	北 野 喜 平
水 道 部 理 事	岩 井 益 一	社 会 教 育 部 次 長	藤 木 意 繼
水 道 部 次 長	岸 本 孝 二	会 計 課 長	高 橋 正 道
水 道 部 次 長	仲 田 博 文	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	農 端 小 一
病 院 長	竹 林 淳	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	庄 司 清
病 院 事 務 局 長	藤 原 光 夫	監 査 委 員	吉 田 陽 三
病 院 事 務 局 次 長	藤 原 清 司	監 査 事 務 局 長	森 口 義 忠
病 院 事 務 局 次 長	谷 上 徹	農 業 委 員 会 会 長	信 田 種 行
		農 業 委 員 会 事 務 局 長	

※備考 各課長級の職員は、議案説明の必要に応じて出席させる。



本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中 野 満 男



本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北 野 敦 雄
次 長	河 原 茂 隆
主 幹	大 中 保
係 長	佐 土 谷 茂 一
主 査	井 之 上 光 一

本日の議事日程は次のとおりである。

平成元年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月24日)

日程	種別及び番号	件名	適要
1	議案第8号	和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	P. 1
2	議案第9号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	P. 5
3	議案第10号	和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	P. 12
4	議案第11号	和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	P. 18
5	議案第12号	和泉市税条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	P. 21
6	議案第13号	和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	P. 67
7	議案第14号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	P. 71
8	議案第15号	和泉都市計画下水道事業受益者負担に関する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	P. 77
9	議案第16号	和泉市立青年の家条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	P. 87
10	議案第17号	和泉市立市民体育館条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	P. 96
11	議案第18号	和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	P. 108
12	議案第19号	和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	P. 121
13	議案第1号	平成元年度和泉市一般会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
14	議案第2号	平成元年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
15	議案第3号	平成元年度和泉市老人保健事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
16	議案第4号	平成元年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
17	議案第5号	平成元年度和泉市公共下水道事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
18	議案第6号	平成元年度和泉市水道事業会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
19	議案第7号	平成元年度和泉市病院事業会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
20	報告第2号	和泉市土地開発公社平成元年度事業計画書類の提出について	P. 158
21	意見第4号	消費税撤廃を求める意見書	別紙

○ 議長(田中昭一君) おはようございます。議員の皆さんには、公私何かとお忙しい中御出席を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは20名でございます。欠席届け出のある議員さんは池辺議員さん、遅刻届け出のある議員さんは赤阪議員さん、坂口議員さんでございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思っております。現在、20名でございます。

- 議長(田中昭一君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長(田中昭一君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

- 議長(田中昭一君) ここで、日程審議に入る前に、本日、お手元に配付いたしております議案書の一部訂正の件について私よりその経過を申し上げ、市長よりその内容説明をいたしたいと存じます。

本件は、去る3月17日に提案されたものでございまして、これを了とし、既に予算委員会の席上においてお話しし、議案の審査をいただき、本日、予算委員長報告に至ったものでございますので、本件に係る所要の手続きを含め、あらかじめ御了承と御協力をお願い申し上げます。

それでは、市長より内容説明をいたさせます。

(市長登壇、説明)

- 市長(池田忠雄君) ただいま議長さんより議案書の一部訂正について経過の御説明をいただきましたが、その内容につきまして、議長さんのお許しをいただき、私からお手元御配付をいたしております資料により内容の御説明をさせていただきます。

去る3月6日に御上程を申し上げました議案第18号「和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について」と議案第19号「和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の2議案につきまして、いずれも予算関連議案といたしまして予算特別委員会に付託され、過日の3月14日より慎重御審議をいただいておりますが、この2議案につきまして、議会の御指摘、また、世論の動向にかんがみまして、実施時期につきまして、議長さんの御了解と委員会の御了承を相賜り、一部差し替えをさせていただきます、御審議を煩わしたところでございます。

その内容について申し上げますと、附則でいずれも「4月1日より実施」となっておりますのを、両議案とも「この条例は、規則で定める日から施行する」といたしまして、給水条例

の規定の適用については、「管理者の定めるところによる」とさせていただき、病院の料金等に関する条例の適用につきましては、「市長の定めるところによる」と差し替えさせていただいたところでございます。実質の内容につきましては、実施時期を先送りさせていただく意味でございます。何とぞ御理解を相賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

(和泉市水道事業給水条例の一部改正議案差し替え部分)

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和泉市水道事業給水条例の規定の適用については、管理者の定めるところによる。

理 由

消費税法（昭和63年法律第108号）施行に伴い、本市水道事業においても所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

(和泉市立病院の料金等に関する条例の一部改正議案差し替え部分)

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和泉市立病院の料金等に関する条例の規定の適用については、市長の定めるところによる。

理 由

消費税法（昭和63年法律第108号）の施行に伴い、病院事業においても所要の改定をする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（田中昭一君） それでは、日程審議に入ります。

日程第1「和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」より日程第19「平成元年度和泉市病院事業会計予算」までの19議案を一括議題といたします。

本件につきましては、去る3月6日の本会議において予算審査特別委員会に付託し、慎重審議

をいただいておりますので、その審査の結果並びに経過を若浜委員長から御報告を願います。

(予算審査特別委員長登壇、報告)

- 予算審査特別委員長(若浜記久男君) 去る3月6日の本会議におきまして、平成元年度和泉市一般会計予算、国民健康保険事業特別会計予算、老人保健事業特別会計予算、公共用地先行取得事業特別会計予算、公共下水道事業特別会計予算、水道事業会計予算、病院事業会計予算並びに関連議案12件についての審査を予算審査特別委員会に付託されました。慎重審査いたしました経過並びに結果につきまして、その概要を取りまとめ御報告いたします。

去る3月14日から委員会を開催し、審査の進め方については、一般会計から特別会計、企業会計の順とし、予算に関する議案は、関係する予算と並行して行い、内容の説明は提案の際終わっていることから、直ちに審査に入りました。

まず、議会費関係では、特別旅費300万円計上の理由及びその算出基準、また、府下各市の状況についての質問に対し、近年、国際化社会が急速に進展してまいっている中で、今後は、海外の事情に精通することは必要有益なことであり、また、最近の府下の状況も参考にしながら、海外視察を今後、年次的に計画してまいりたいということで、正副議長と御相談の上要求したものである。

また、算出基準については、一応、初年度であるので、府下各市の実施状況を参考にしたものである。

次に、各市の状況については、府下で14市実施しており、視察先は、米国・カナダが6市、欧州で5市、豪州・ニュージーランドが3市、中国2市である、との答弁がありました。

次に、秘書費では、国際交流協会の補助金と議会費等に特別旅費が計上されている関係についての質問があり、国際交流協会の補助金とは、協会の目的を達成するための事業経費で、昭和63年度は、民間交流に対する支援、ミニ英語版の市勢概要の製作、また、講演会開催の経費等であり、平成元年度も協会としての目的達成の事業に取り組むべき経費である。また、特別旅費とは別質なものである、との答弁がありました。

次に、週休2日制について、和泉市は試行しているが、集約はできているのか、との質問については、国は昭和63年4月、4週6休制を実施し、平成元年1月より毎月第2・第4土曜日を閉庁しており、府では昭和63年4月、4週6休制を実施、ことし6月には、第2・第4土曜日を閉庁する予定である。和泉市では、昭和57年度から4週5休制の試行を行い、昨年2回の4週6休制の試行を行ったところである。1回目の集約では、約80%が可能との集約ができている。平成元年度は、4週5休制の試行を行いながら、4週6休制試行について話し合うと組合に回答している、との答弁がありました。

これに対して、民間定着にも時間がかかるであろうし、今後、住民サービスの低下を招かないという点からも十分な研究調査を、との要望がありました。

次に、乾式コピーの委託料がなくなっているところがあるが、設置台数、管理状況、設置基準はどうか、との質問があり、現在、導入している機種は、メンテナンス委託料が無料という契約になっており、印刷費で措置することがベターだということから、順次、切り替えているところである。本庁関係で10台程度の設置であり、1フロアあるいは1部で1台を目途に設置しているが、職場の事情もあり、必ずしもそのとおりではない。また、一部、以前のメンテナンス契約、リース契約の残っているものもある、との答弁がありました。

次に、臨時職員について、一括して2,800万円計上しているが、扱い方が変わったのか、との質問に対しては、臨時職員の採解に関する規則第2条には、各課の長は、臨時職員雇用計画書及び臨時職員雇用内申書を人事課長を経由して任免権者に提出しなければならないとなっており、規則の目的、制度的には何ら変わっておらない。ただ、今までは所管予算で処理していたのが、今回、人事課に一本化されたことにより、その取り扱いについては、去る2月20日付で人事課長から各課等の長に通知をしたところである、との答弁がありました。

次に、組合と合意した給与振込制度の内容についての質問に対して、その制度の趣旨、対象職員、口座振り込みの対象となる給与の種類、口座振り込みの方法、対象となる口座数、対象金融機関、口座振り込みの申し出、変更の時期等の内容の説明があり、職員労働組合と合意に達している、との答弁がありました。

次に、市民まつり補助金が400万円となっており、昨年より100万円増額しているが、どのように変えていくのか、との質問に対し、15万市民のまつりにふさわしい形で定着してきており、これを変えていくため補助金を増額するのではなく、当初480万円の開催経費に対し、市から300万円の補助をしてきた経過もあり、第6回目の開催経費が970万円となっていることや、実行委員会の中で特に資金面と労力面で協力をいただいている建設4団体に対し、偏った負担にならないよう一定の補償をしていくために見直した、との答弁がありました。

また、行政主導型の市民まつりでなく、市民主導型にすべきではないのか、との質問に対しては、連帯感の育成を図る上で市職員も参加していく必要があるが、完全な市民主導型にしていくよう、今後、研究していきたい、との答弁がありました。

次に、財産区財産売り払いに係る地方公共事業の交付金について質問があり、この交付金は、歳入で財産売払収入2億7,289万6,000円計上しており、その65%に当たるものである。また、内容については、立花池2億2,796万円、下宮・仏並の共有地が450万円である、との答弁がありました。

次に、平和展について予算計上しているのか、との質問に対して、施策推進費の中で計上しており、内訳は、旅費で1万円、消耗品費17万4,000円、印刷製本費21万円、役務費のクリーニング代6,000円、使用料15万円、備品購入費5万円、以上、計60万円である、との答弁がありました。

次に、昭和62年度の職員提案について、提案数、内容とその結果はどうであったか、という質問に対し、昭和62年度の提案件数は18件であり、内容としては、職員名簿の作成時期の変更、給料の支給方法、また、市庁舎内の禁煙について、さらに、市民課窓口の改善について等であり、現在までに実施された件数は18件中5件であり、他も関係部課で研究、検討中である、との答弁がありました。

次に、ふるさとづくり調査委託料の内容についての質問に対し、「自ら考え自ら実践する地域づくり」事業、いわゆる「ふるさと創生事業」の実施について、どのような事業をすれば和泉市の地域活性化に結びつくかについて調査、研究するための経費であり、委託料200万円のほか、調査、研究に伴う庶務事務のための経費として、需用費、役務費で100万円の予算計上をしており、関係経費として計300万円の予算となる。

事業実施に当たり、新年度早々にも庁内職員による研究体制を組織するとともに、広報紙等を通じて市民からも意見を募り事業に反映させていき、その委託料200万円については、ソフト事業を行う場合には、その考え方を取りまとめて体系化するために専門家に委託する費用に、また、ハード事業を行う場合には、基本設計などの費用に充てるなど、ソフト、ハード双方に対応できるよう考えている、との答弁がありました。

さらに、その答弁に対し、市民参加の町づくりという観点から、本事業だけでなく、行政全般にわたり市民参加が必要である。また、本事業は他に委託するのではなく、和泉市民の手で行うべきである、という意見がありました。

次に、泉大津市・和泉市行政境界適正化協議会については、長期間、協議会が開かれていないが、どうなっているか、との質問に対し、この問題については、事務レベルで種々協議を重ねてきたところであるが、領土問題という難しさから解決に至っていないものである。しかしながら、何とか打開の糸口を見出すべく、去る2月に両市の市長によるトップ会談を行ったところである。

その中で、行政境界の適正化という観点からしても、お互いの市にとって不自然な部分を解消すべきであり、その不自然な場所は、和泉市側では助松団地であり、泉大津市側は豊中28番地といわれている場所であることについて共通の認識がされたところである。

泉大津市長としては、豊中28番地については過去の経過もあり、苦しい点があるが検討するということであり、その返事を待って今後、精力的に協議を進めてまいりたい、という答弁に対



し、一定の話し合いの糸口ができたことでもあり、継続して協議をされるとともに、協議会についても正しい運営をされたい、との要望がありました。

次に、コスモポリス関係については、市と会社の役割分担について。また、「事業計画策定調査」は会社が実施すべきではないのか、との質問に対して、市は、用地集約に係る地元調整を行い、会社は、民間の資金、ノウハウを活用しつつ事業実施をすることになる。「事業計画策定調査」は、地元から区画整理的な事業手法を導入すべきとの意見もあり、それを踏まえ国、府の補助金を導入しつつ、63年度に引き続き内容の詰めを行おうとするものである。

次に、地元調整の進捗状況及び売却同意者に対する代金の支払い時期についての質問に対して、45件から売却同意書をいただいている。できるだけ早い時期に事業実施会社に移行し、できる限り早く代金の支払いを開始したい。

また、会社事務所の移転先、市職員の身分等については、JR阪和線と泉府中駅近辺へ移転すべく適当な場所を探している。

市職員は現在、9名が従事しており、給与等は、一般会計で支弁している、との答弁がありました。

次に、電算管理のシステムエンジニア派遣委託料、家屋自動評価システム委託料及びOCR保守点検委託料の内容について質問があり、システムエンジニア派遣委託料については、元号改正に伴うシステムの修正及び新規システムの作成及び制度改正に伴うシステムの修正等について、基本的に市が対応するものの、システムの根幹部分については、システムエンジニアの専門的知識による指導を得るために派遣を求めるものであり、また、家屋自動評価システム委託料については、昭和62年度の木造・非木造家屋評価システムに関連して、今回は、過年度分家屋評価システムを作成するものである。

次に、OCR保守点検委託料については、家屋評価計算書入力装置の定期的な点検と部品の取り替えを行うものである、とそれぞれ答弁がありました。

これらの答弁に対し、情報処理システムの拡張性、要員養成の立場から考えた場合、安易に委託外注することによる情報保護の問題があり、要員を養成する立場からも市で対応すべきである、との意見がありました。

次に、北信太駅前内自転車の数と撤収車の処置及び売却代金の収入について質問があり、北信太駅前放置自転車は約100台あり、撤収して引き取り手のない自転車については、廃棄処分として業者に売り渡し、その代金は、諸収入、雑入の再生利用品売却収入としている、との答弁がありました。

次に、公害対策費について、パッチ式調査はどのように行っているのか、場所及び年何回、い

つから始めたのか、結果報告はどうしているのか、との質問に対しては、測定場所は石尾中学校、幸小学校の2局のほか、府の観測局、国府小学校で観測を行っているほか、バッチ式により市内14カ所で昭和61年度より年4回観測を行っており、その結果は、「和泉市の環境」に搭載してある、との答弁がありました。

次に、防犯協議会活動委託料の内容について質問があり、現在、防犯協議会は1校区1支部の19支部があり、防犯委員584人の方が地域防犯活動に御尽力いただいております、その活動委託料である、との答弁がありました。

次に、徴収費では、納税貯蓄組合及び口座振り替えの取り扱い比率及び今後の方向付けについて質問があり、納税貯蓄組合の組合取り扱い税目収入割合は29.11%、口座振替制度加入率は8.9%となっている。

今後の方向としては、納税貯蓄組合については、納税者の税意識の向上、啓発、納付率アップにと、市税徴収体制の中で貴重な役割を担っていただいております、今後とも育成を図ってまいります。

また、口座振替制度については、自主納税の促進、納期内納付の向上、安定税収確保の観点から制度の積極的利用を推進してまいります、との答弁がありました。

次に、土地評価システム委託料の質問に対し、土地の評価額は適正な時価といわれているが、最近の時価の高騰ぶりは驚くべきものがある。このような売買実例が次回の評価替えに反映されることになれば混乱を招くことになるため、専門家による正しい鑑定評価を行い、評価額算出まで一貫したシステムにより算出することによって、時価の上昇等について不正常要因を除くばかりでなく、より一層の公平課税を目指すものである、との答弁がありました。

次に、住宅の建っている土地がすべて宅地課税されているか、との質問に対し、土地の課税については、現況課税で行っている。住宅の新築及びその他調査を行ったときには、すべて現況宅地等で課税をしている。御指摘の点、今後、現況調査を十分行ってまいります、との答弁がありました。

次に、サービスセンター設置に関連して、開設時期、業務時間について質問があり、開設は、平成元年4月1日から、業務時間は、本庁と同様午前9時から午後5時までである。

また、市民サービスの向上の意味で、市民課窓口の時差出勤による執務体制を考えてはどうか、との意見に対し、職員の勤務労働条件にかかわる問題でもあるので、関係機関と協議したい、との答弁がありました。

次に、同和対策費では、非常勤嘱託員報酬について何名分か。また、増額された地区協議会助成金の内容及び減額された支部助成金の内容について質問があり、非常勤嘱託員は10名であり、地区協議会助成及び支部助成金について、それぞれ対象費用の内容説明がありました。さらに、

地区協議会助成金と支部助成金の違いについての質問に対し、それぞれの組織の違いの説明がありました。

次に、解放センター大会議室の利用件数と減免についてどうなっているか。また、全解連の使用についての経過と考え方についての質問に対し、利用件数は、2月末現在で目的使用86件、目的外使用70件、合計156件であり、減免については、条例施行規則第9条に基づき措置している。

また、全解連の使用問題については、現在、運動団体間で話し合いが継続中であり、昨年7月5日に開催された運営委員会において各委員さんから突っ込んだ意見の交換があり、その中でお互いの立場を尊重し、理解を深めながら、問題が起こらないための話し合いを今後も継続して行っていくことで意見が一致している。今後も精力的に調整努力を図ってまいりたい、との答弁がありました。

次に、文化祭用等展示パネルの購入などについては、老朽化したパネルの代替用としてその一部を購入するもので、大会議室と併用して使用できる、旨の答弁がありました。

次に、府において婦人政策室が既に発足しているが、本市においても、助成の考え方を投与させていく場を窓口として施策の中に明確に位置づけをしていく考えがあるのか、との質問に対し、社会教育部を窓口として、今後、前向きに取り組んでまいりたい、との答弁がありました。

次に、歳出に係る消費税はどれだけ見込んでいるのか。昨年度予算と変わらないものは、3%の消費税は減額計上ということになるのかどうか、との質問に対し、歳出に係る消費税は、理論算定上1億5,000万円余となるが、内部努力による節減、合理化で対応すべきものもあり、市民サービスの低下につながらないよう予算措置をしている、との答弁がありました。

次に、民生費についての審議に入り、まず、和泉市社会福祉協議会及び和泉市シルバー人材センターを初めとする社会福祉関係団体への補助金額の算定根拠の質問に対し、和泉市シルバー人材センターについては国の、また、老人クラブについては府のそれぞれ2分の1補助を受けて支給する関係上、その補助基本額に相当する額を補助するものであり、その他の団体については、その活動実績、これまでの補助額、他の団体との均衡等を参考にしながら決定するものである、との答弁がありました。

次に、断酒会に関する質問に対し、和泉断酒会は、昭和59年に南大阪断酒会から独立し、月平均11回程度の会合と3回の娯楽活動を行う団体で、会長は堀口義実氏である。

また、全日本断酒会連盟全国大会補助金については、同大会が平成元年度は大阪で開催されるので、同年度に限り補助金を支給するものである、との答弁がありました。

また、地域ボランティア活動推進事業及びあらゆる分野のボランティアの今後の位置づけに関

する質問に対し、地域ボランティア活動推進事業は、本市のボランティア活動の実情にかんがみ、新規事業として地域における保健、福祉、医療が連携した施策を推進するため、府と市が共同して福祉を中心としたボランティア活動を活性化するための諸事業を行うことにより、地域福祉ボランティア活動の推進を図るものであり、市社会福祉協議会がその実施に当たるので、場合によっては、同協議会職員の増員の可能性もあろう。

また、ボランティア全体の今後の方針については、ボランティアの定義、例えば善意と奉仕の精神でもって専門的、継続的に行っているなど、そういう定義を明確にしなが、ボランティアの方々の傷害保険の加入問題も含めて検討してまいりたい、との答弁がありました。

地域福祉活動助成金の支給実績いかん、の質問に対し、昭和62年度においては7件、計69万9,500円支給した、との答弁がありました。

生活福祉資金貸付状況いかん、との質問に対し、昭和61年度は17件、62年度10件、63年度は、1月末現在で13件である、との答弁がありました。

次に、障害者や老人が利用しやすい設備を有する社会施設の整備、いわゆる「福祉のまちづくり」に関する質問に対し、従来、市の施設で行っている関係設備の設置は、大阪府の福祉のまちづくり整備指針に準じて実施しており、今後、和泉府中駅前再開発を初めとする民間施設についても所要の設備の必要性を認識しており、先進都市の例に学びながら関係部局と協議していきたい、との答弁がありました。

障害者の社会参加等を考慮して、総合福祉会館の清掃業務を障害者に委託してはどうか、との質問に対し、責任の担保あるいは技術面等でいろいろ困難な面もあろうが、強い要望があれば業者に雇用の申し入れを行いたい、との答弁がありました。

理学療法士の報償費額が部局によって相違がある理由についての質問に対し、理学療法士がその業務に当たるのが、総合福祉会館においては週2回、老人解放センターにおいては週1回、身体障害者解放会館においては月6回であるため、との答弁がありました。

身体障害者手帳及び精神薄弱者療育手帳の所持数いかん、との質問に対し、昭和62年度末現在、身体障害者手帳所持者は、1級554名、2級576名、3級586名、4級602名、5級493名、6級290名、合計3,101名。そのうち児童は、1級40名、2級49名、3級40名、4級10名、5級5名、6級7名、合計141名であり、療育手帳所持者については、Aが236名、B1が93名、B2が45名、合計374名。そのうち児童は、Aが104名、B1が40名、B2が18名、合計162名である、との答弁がありました。

障害者職業訓練指導委託に関する質問に対し、グリーンサポートセンターに公共施設の清掃除草業務を通じて委託している、との答弁がありました。

簡易心身障害者通所授産事業運営費補助の対象箇所数、対象経費に関する質問に対し、福祉課関係では新年度開設を含めて2カ所、身体障害者解放会館関係で1カ所であり、人件費、物件費をいずれも補助対象としており、人件費中には、社会保険料及び労働保険料を含んでおり、これらの各種保険の加入方指導につき検討したい、との答弁がありました。

次に、高齢者サービス調整チームの意義、内容等並びにこれに関連して寝たきり老人等の実態把握状況及び今後の高齢化対策に関する質問に対し、高齢者サービス調整チームは、高齢者の多様なニーズに対応した保健、福祉、医療等の各種サービスの総合的な調整推進によって、個々のニーズに合った最も適切なサービスを提供することを目的とし、老人福祉、保健、医療各担当市職員、保健所職員、医療関係者、和泉市社会福祉協議会職員、民生委員及び老人福祉施設職員という実務担当者で構成する予定である。

また、高齢化対策は全国民的課題と認識しており、民生委員の協力を得て、近く寝たきり老人等の実態調査を実施する予定であり、今後、21世紀初頭の超高齢化社会に向かって増加が予想される社会参加を重視しながら、雇用、住宅問題を含めて、福祉事務所を中心として全庁的な規模で検討を行うよう取り組んでまいりたい、との答弁がありました。

次に、放置自転車のシルバー人材センターでの再生利用に関する質問に対し、シルバー人材センター理事会の構成メンバーが吹田市を視察したが、放置自転車の所有権問題など難しい問題もあり、今後の検討課題としたい、との答弁がありました。

老人ホーム入所判定委員会の活動状況についての質問に対し、委員会は7人で構成され、昭和62年度に会議を4回開催して13件審査し、すべて入所が適当であると判定された、との答弁がありました。

次に、市立老人集会所の建築面積等の基準の有無、管理運営基準、営繕費計上科目に関する質問に対し、建築面積は、すべて大阪府の補助基準であるおおむね130㎡程度で、管理運営は、和泉市立老人集会所条例によっており、営繕費は、第1項第4目第1細則第11節の修繕料に計上されている、との答弁がありました。

次に、老人クラブ常設集会所建設費補助金をなぜ計上していないか、との質問に対し、地元からの具体的な要望がないからである、との答弁がありました。

次に、共同浴場運営費では、整備工事を行う浴場名と工事及び運営内容について質問があり、整備工事を行う浴場については、王子温泉と旭温泉の2浴場であります。

工事内容につきましては、釜取り替え工事、温水器取り替え工事、押カラン、シャワー、改修工事である。

また、浴場の運営内容については、各町会等と運営及び管理委託契約書を締結し、各浴場の担

当委員、行政委員により浴場運営協議会を設置し、浴場の運営に関する事項等を協議している、との答弁がありました。

また、毎年、このような多額の整備工事費が計上されているが、どのような計画のもとに実施されているのか、との質問に対しては、浴場の整備工事については、耐用年数の経過しているもので使用に耐えられない器具を、府からの補助金を仰ぎながら整備を行っているものである、との答弁がありました。改良住宅の建設等で入浴者が減少してきている状況の中で、今後、浴場運営について見直していく必要がある、との指摘がありました。

次に、生活保護適用状況とその動向及び保護費支給方法及び支給時における指導、指示実態についての質問に対し、適用状況については、昭和62年度平均は985世帯、1,980名、保護率13.72パーミル、昭和63年12月現在では、983世帯、1,914名、保護率13.07パーミルであり、やや減少傾向にある。

また、保護費支給方法については法的な定めはなく、支給時には、一般的には被保護者の外観観察による状況把握を行っている、との答弁がありました。

次に、保育所管理費について、画用紙等の教材費は予算上、消耗品と備品購入費のいずれにあるのか。また、保育料の負担とは別に入園用品の購入などの保護者負担について、市として基本的な考え方はどうか、との質問に対し、画用紙等の教材費の予算科目は消耗品費である。

また、保護者負担については、保育用品のうち、特に個人の所有する品物として使用する分について購入願っている。

なお、今後においても保護者負担については、極力軽くなるよう努力してまいりたい、との答弁がありました。

次に、平成元年度の保育所入所申請数及び入所児童数並びに保育所別、年齢別の待機児童数の状況はどうか、との質問に対し、入所申請数は合計2,018人で、入所児童数は2,005人、待機児童数は13人で、その内訳は、北池田の3歳児8人、鶴山台第一の2歳児2人並びに幸の1歳児1人、2歳児1人となっている、との答弁がありました。

次に、児童遊園管理費について、何カ所で担当職員は何人か、との質問に対し、市内の児童遊園は全部で62カ所で、2名の職員で担当させている、との答弁がありました。

また、児童課管理では無理があるように思われるので、この際、抜本的な対策が必要ではないか。児童公園と同じように緑化協会等へ管理を移してはどうか、との質問に対し、関係機関とも協議を行うなど検討してまいりたい、との答弁がありました。

次に、児童遊園の便所の設置個所はどこか。また、なぜ設置しているのか。他の個所への設置は検討しているのか、との質問に対し、便所のある個所は、幸児童遊園と伯太会館児童遊園の2

カ所である。

また、児童遊園の設置に際しては、地元町会からの土地の手当てのあるところへは、大阪府の補助制度に乗せて遊具の設置を行ったものであるが、利用に際しては地元町会に任せている関係から、町会で便所などを設置したところもある。昭和57年度以降は、大阪府の補助制度も廃止されたことに伴い、それ以降は、児童遊園の新設等、設備の設置は考えておらない。

さらに、児童遊園には私有地となっているところはないのか、との質問に対し、私有地の個所数としては12カ所である、との答弁がありました。

次に、衛生費から商工費まで一括審査に入り、まず、予防衛生費では、和泉診療所貸付金について質問があり、この貸付金は、年度当初診療報酬のおくれのため、診療所の運営に支障が起こらぬよう貸し付けを行い、1年間の短期的な資金の貸し付けという仕組みになっており、貸付金は、歳入の中の諸収入で計上している、との答弁がありました。

次に、休日急病診療所に来られ、その後、二次転送されているケースが昭和62年度でどの程度あったのか、との質問に対しては、昭和62年度休日急病診療所の二次搬送は11件である。搬送した病院は、奥村病院2件、府中病院3件、馬場病院2件、咲花病院4件である。

なお、本市には8カ所の救急病院があり、休日急病診療所にて処置のできない患者については、その8病院に二次搬送を行っている、との答弁がありました。

次に、環境衛生費では、し尿の取り扱い業務に関し17日に1回の汲み取り日程では現行条例とそぐわない点及び汲み取り日程を公開できないか、との質問があり、これに対し、業者に協力を求めながら、平成元年度において従来の20日に1回から17日に1回へと短縮を行い、さらに、短縮についての努力を行い、条例整備についても検討してまいりたい。

また、日程も質問の趣旨を尊重し、市民にお知らせできるよう検討してまいり、旨の答弁がありました。

また、泉北環境整備施設組合の新炉建設工事に関し、地元対策の状況及び今後の課題等についての質問に対し、5号炉建設について、地元理解が得られるよう地元説明会を開催し、努力を重ねている点及び泉北環境が地元で選出していただいた代表者との協議を行っている、旨の報告があり、また、焼却場の余熱利用についても、過去に市長名での要望を行ったこともあり、現在もその考えに変更はない、との答弁がありました。

次に、し尿処理料金の改定に関連し、阪南各市の料金の実態、また、消費税が含まれているのか、との質問に対し、阪南各市の現状の報告と消費税が3%含まれている、との答弁に対し、各市との比較の中で消費税を考えた場合、格差が一層拡大するので納得できない。改定を行う場合は、市民負担の軽減を眼目として考えるべき、との意見がありました。

次に、火葬場の問題に関し、地元町会との間に存続期間についての協定があり、この期間の2分の1を経過しているにもかかわらず、どのように対処していく考えなのか、市の方針が打ち出されていない、どの指摘に対し、操業前の経過報告等の説明及び現在においてもなお根深い反対意識がある中で、地元協議を行っていききたいが、このような状況に至っていない。また、早急な意見、方針等をまとめていきたい、との答弁がありました。

また、墓地の問題について、いずみ霊園に隣接する空き地の活用について、基地用地が不足している実情にかんがみ、効果的な利用を図ってはどうか、との質問に対し、当初は指摘どおり、8,000から1万㎡程度の基地の候補地との計画を立てていたが、今後、地元の意見を聞いていく中で精査、検討してまいりたい、との答弁がありました。

次に、農林水産業費では、横山農協生活改善グループの活動に対し、場所の提供並びに予算的な補助の質問があり、場所については現在、横山農協に築造中の拠点施設を活用できるよう配慮していきたい。

また、活動についての予算措置は特にしておらないが、先進地視察のバス借上料を別途で援助している、との答弁がありました。

次に、地方卸売市場の統合に関連しての市内市場に対する市の対応はどのように考えているか、との質問があり、設置箇所等を含め現在、調査段階であり、今後、市内市場の影響、動向を見ながら関係者等と協議を重ね、対応策を検討していきたい、との答弁がありました。

次に、市単独土地改良事業の内容等の質問があり、国、府の補助事業以外の事業であり、趣旨説明と63年度の実績見込みも合わせて答弁がありました。

これに対し、事業効果面も考え、一工事費の最高額を検討すべきである、との意見がありました。

次に、松尾山農免道路に関して、維持管理面、事故等による安全面、また、その補償に対する保険への加入の有無の質問があり、保険加入はしておりません。管理面等は、今後、検討したい、との答弁がありました。

次に、商工費では、地場産業の振興育成とコスモポリス計画との関連と今後の考え方について質問があり、コスモポリス計画は、最新先端産業の集積地となるため、これらの産業と現在の地場産業との異業種交流を図ること等により、より一層の商工振興を期待するとともに、雇用拡大をも合わせて期待している、との答弁がありました。

また、黒鳥山公園一帯での桜祭りのイベントを行ってはどうか、との質問に対しては、同公園でのイベントとなる交通問題等整理解決しなければならない点もあり、地場産業の発展につながるようなものとするため関係者と協議を進めていく、との答弁がありました。

次に、スーパーニチイ建設に係る周辺対策について質問があり、事業者に指導するとともに、



責任者氏名の報告書を提出させ指導している、との答弁がありました。

次に、土木費と消防費を一括して審議に入り、まず、農免道路は、相当量の交通量があり、外環状線が完了するとさらに増えるので、将来、市道に引き取る考えについて質問があり、農免道路は築造当時、地元としては、市道として開放すると大型車が通り困るとの話もありましたので、関係者とも協議し、検討したい、との答弁がありました。

また、伯太放光池丸笠線の用地となっている空池の地元対策はどのようになっているのか、との質問に対し、空池は、一部伯太放光池丸笠線の用地となっているが、権利者の伯太町、幸町、池上町には正式な協議を行っていない、との答弁がありました。

次に、伯太放光池丸笠線及び放光池公園の整備について、地元に対する計画の説明がまだされていないが、早急に対処すべきであることに対し、今後とも困難な問題もあるが、関係課が早急に協議し、計画の説明を行ってまいりたい、との答弁がありました。

次に、伯太町1号線、2号線の交差点改良工事の内容についての質問に対し、この交差点はかなりの交通量があるため、信号機を設置するにつき、1号線の交差点部分を現在幅員4mを5.5mに拡幅整備するものである、との答弁がありました。

次に、都市計画費では、土地利用転換計画準備調査の内容及び和泉府中駅前再開発事業に対する進捗状況、委託料の内容並びに地元検討協議会の構成についての質問があり、まず、土地利用転換計画準備調査については、本市では、市街化区域及び市街化調整区域を設定して以来約19年を経過しているが、現在、市街化区域内での市街化形成が図られていない。5ha以上の空地について、立地条件の評価、現況及び将来的土地利用の把握を行い、開発型または保全型地区かの整序により整備課題を明らかにするとともに、計画立案に際して考慮すべき前提条件を整理し、開発適地地区のうち1地区を選定してモデルプランを作成する計画であり、今後の健全な市街地形成を進める上で、地元へ提起するたたき台として活用するための調査であって、本調査は、2カ年にわたって9地区の調査を行う予定である、との答弁がありました。

また、和泉府中駅前再開発事業については、昭和62年度に策定した事業計画案に基づき、たたき台として地元関係権利者に市街地再開発の仕組みも含め、昨年10月から11月にかけて第1回目の説明会を実施し、第2回の説明会を本年1月から2月にかけて開催し、地元関係権利者の意向の集約及び再開発に対する研究、検討するための役員の選出、組織づくりに取り組んでいるところであり、委託料については、地元権利者の意向把握及び都市計画変更のための資料作成、関係機関協議等の業務を委託するものであり、検討協議会の構成については、居住者、土地所有者、商業団体並びに地元町会役員代表など約40名の代表で組織構成する予定で取り組んでいる、旨の答弁がありました。

これに対し、今回の和泉府中駅前再開発事業は、大規模で複雑な権利関係者が多数を占めていることから、今後、事業を進めるに当たって地元住民の合意と、借地・借家人など居住者対策に配慮するよう要望がありました。

次に、黒鳥山公園入り口の整備についての質問に対して、黒鳥山公園は最近、桜の名所として、また、市街地の公園として、日ごろより市民の利用度が高くなっておりまして、管理面に重点を置いて、また、整備にも鋭意努めているところであるが、公園の入り口部分については不十分なところもあるので、全面道路等から今後利用者の安全のため、関係部局と十分協議して対策を検討する、旨の答弁がありました。

次に、住宅費では、木造住宅建替意向調査委託料について、その内容、実施時期及び実施方法等について質問があり、昨年12月に公表した和泉市営住宅建替基本構想及び基本計画に基づき、坊城川と繁和第二住宅の建て替え準備を行っているが、平成元年度は、この2住宅の入居者に対し、建て替えについての意向を調査しようとするもので、実施時期はまだ決めていないが、調査するに当たりコンサルに専門的な立場から調査項目、内容など、その専門的ノウハウを依頼するもので、その上に立って市が入居者に対し説明会を開催し、疑問に答えてまいりたい、との答弁がありました。

次に、市営住宅の一種、二種区分について、家賃と収入基準が矛盾しているが、その考え方及び改善策について質問があり、一般公営住宅間の家賃の矛盾は、その建設年度や建設費が異なることに起因している。市営住宅の入居基準は、公営住宅法に定められた基準であり、国や府からも厳正に対応するよう指導を受けている。また、府営住宅と違って募集戸数が多くない本市では、収入基準に合う住宅の斡旋及び住み替えの指導も困難である。

しかし、本年度のように募集住宅の家賃が一種、二種で逆転しているような矛盾の改善策として、公営住宅法施行令第5条の第一種住宅の収入基準の取り扱いについて、特例事項が運用できるよう次回の募集時までには検討したい、との答弁がありました。

次に、消防費では、ヘリコプター運営負担金の制度及び防火水槽の設置場所についての質問に対し、消防・救急を立体的に迅速かつ的確に実施するため、大阪市と航空消防応援協定を締結しているものであり、その円滑な運営の推進を図るため、航空消防運営委員会が設置されており、運営費の負担割合は、大阪市が2分の1、大阪府下衛星都市が2分の1である。

また、防火水槽設置場所については、伯太町、繁和町、唐国町である、旨の答弁がありました。

また、信太校区での交通事故の多発の原因及び文化財等の防火対策についての質問に対し、国道26号線の交通事故が原因であり、特に葛ノ葉交差点の事故が多発していること。

また、文化財等については、毎年1月26日の文化財防火デーに関係機関合同による防火訓練、

立ち入り査察等を実施している、との答弁がありました。

次に、教育費より予備費まで一括審議に入り、まず、40人学級と今後の児童の推移について質問があり、40人学級については、昭和61年度より毎年、学年進行により実施しており、平成元年度は、小学校では4年生まで、中学校では1年生までが実施され、平成3年度では、小学校、中学校とも完全実施される見込みであり、また、児童数については、平成元年度以降において、一部の学校を除きなお減少傾向にある、との答弁がありました。

次に、総合計画の実施計画において、昭和63年度で入っていたランチルームの整備事業が平成元年度ではなくなっているのはなぜか、との質問があり、大規模改造事業の中でランチルームだけでなく、多目的に使用できる部屋として取り組んでいきたい、旨の答弁がありました。

次に、幼稚園の2年保育について質問があり、教育内容については、2年保育を実施するに当たってプロジェクトチームを組んで検討しており、保育時間は、今後の問題として取り組んでいきたいこと。また、4歳児の園児数は、国府は64名、伯太は21名であり、幸幼稚園においては3歳児より保育していること。今後の他の園での2年保育については、単に園児数が減少しているからということではなく、地域住民の意向を十分汲み上げ対応していきたい、との答弁がありました。

これに対し、公立園児が減少しているのは、就学前教育という位置づけでの保育内容にもあるので、保育園と違って幼稚園については、一層就学前の教育の充実を目標に取り組んでもらいたい、との要望がありました。

次に、LL教室の今後の取り組みについての質問に対して、実態としては、積極的に活用されている面と活用されていない面があり、特に教育機器の活用については、指導者によっても変わってくるので、次年度、英語担当者の研修を通して指導者の養成に当たる予定である。また、英語指導助手派遣事業との関連も考え、並行させて取り組んでまいりたい、との答弁がありました。

次に、教科書がどのように採択されていくのか、という質問に対して、和泉市は、泉北第一地区教科用図書採択協議会に属しており、泉大津市、高石市、忠岡町とともに教科書の採択に当たっている。協議会の目的は、翌年度に使用する教科書を種目ごとに統一するため、泉北第一地区内の市町村教育委員会の行う採択について連絡調整を図ろうとするものである。具体的には、各種目ごとに調査員によって必要な調査検討を行い、調査研究委員会に報告する。これを受けて調査研究委員会では、教科用図書の選定に関する意見をまとめ、これを協議会に具申する。最後に、協議会において検討し、採択する。

なお、教科書採択における現場教師の意見を反映するために、教科書についての展示も行っているところである、との答弁がありました。

次に、教育研究所の具体的な事業内容と職員体制についての質問に対し、職員体制については、職員3名、嘱託研究員30名である。

また、具体的な事業内容については、63年度分として教育研修活動、小中学生の科学展、教育に関する相談、援助、調査及び研究誌の発行等である、との答弁がありました。

次に、視聴覚ライブラリーということで、和泉市の映写機、フィルムの所有の現状についての質問があり、映写機が1台でフィルムは所有しておらず、大阪府立文化情報センターのライブラリーを利用している、との答弁がありました。

次に、昭和59年2月の社会教育委員会会議の答申による社会教育施設の整備、特に信太地区への設置を従前から要望しているが、どのような対応をしているのか、との質問に対し、59年の2月の答申後、公民館問題や市民会館の活性化についても御指摘をいただいている。そのような中で、中央丘陵開発の中で市民コミュニティを囲む場所の確保を要望しているところであり、また、現在行っている講座、学級等も創意と工夫をこらし充実していきたい、との答弁がありました。

次に、府立弥生文化博物館と池上遺跡公園との関連した考え方並びに府立弥生文化博物館建設に伴う周辺地域の環境整備について質問があり、これに対し、府立弥生文化博物館と池上遺跡公園の関連一体化は、大阪府はもちろん、和泉市といたしましても当然、考えなければならない問題であると考えております。また、池上遺跡公園の整備計画を行うため、平成元年度に池上遺跡整備委員会の設置が予定されている中で、府立弥生文化博物館と池上遺跡公園との関連一体化についても協議検討していただくよう努力していく、との答弁がありました。

また、府立弥生文化博物館建設に伴う周辺地域の整備については、多くの人々が来館することにより周辺地域に影響を与えることになり、車での来館者による車問題、また、JR各駅から博物館までの順路に当たるところの問題などが考えられ、これらの周辺整備については、府にも指摘するとともに強く要望していく、旨の答弁があり、歳出及び関連議案を終わりました。

引き続いて、歳入予算の審査に入りました。

まず、第8款 分担金及び負担金のうち、精神薄弱者、身体障害者及び老人各福祉費負担金が昭和63年度当初予算額に比べて増加しているが、なぜか。国の費用徴収制度強化によるものではないか。との質問に対し、各負担金とも昭和63年度決算額が予算額を上回る見込みであり、これを勘案すれば、予算案に計上した額が見込まれる。

なお、昭和63年度において決算見込み額が予算額を上回るのは、予算を見積もる上での技術的要素によるところが大きく、必ずしも昭和63年7月の費用徴収基準の改定によるものではない。事実、老人関係では、被措置者本人の徴収基準が約10%アップし、費用徴収上限額も引き

上げられ、全体でも10%程度の増加となったが、精神薄弱者関係及び身体障害者関係では、扶養義務者の範囲の変更により、精神薄弱者関係では約20%、身体障害者関係では2~3%程度の減少になっている、との答弁がありました。

これに対し、費用徴収の市独自の軽減措置を実施するよう要望、意見がありました。

次に、生活保護費国庫負担金の見積りに当たり、生活保護世帯数等をどう見込んでいるか。また、生活保護費国庫負担金の一定の復元による恒久化が平成元年度から実施されるが、これに対する市の基本的な考えはどうか、との質問に対し、平成元年度の保護世帯数は1,000世帯、人数で1,936人と見込んでいる。

また、国庫負担率の75%恒久化については不満であり、もともとの負担率への復元について、和泉市としても、また、市長会も挙げて国に当たっていかねばならないと考えている、との答弁がありました。

次に、基地交付金に関し、基本的に信太山駐屯地を抱える市長としての現時点での立場の考えについての質問に対し、核は否定するが、国を守るという点においては、国家存立の基本である。よって、信太山自衛隊と共存を図って、市にとっても市民にとってもプラスになるよう、そういう姿勢で今後とも臨んでまいりたい、との答弁がありました。

なお、以上のほか、歳入歳出にわたり数十点の質疑があり、また、要望、意見等もあり、一般会計予算と関連議案8件についての審査を終わりました。

お諮りいたしましたところ、9議案のうち一般会計予算及びに関連議案第8号、第10号、第12号及び第13号の4件について反対意見があり、採決の結果、賛成多数により一般会計予算並びに関連議案4件は原案どおり可決いたしました。

次に、残る関連議案第9号、第11号、第16号及び第17号についてお諮りいたしましたところ、別に異議なく、原案どおり可決いたしました。

引き続きまして、国民健康保険事業特別会計予算並びに関連議案第14号一括して審査に入りました。

保険料滞納状況、減免、医療費の見込み及び被保険者証の未交付はないか、との質問があり、これに対して、滞納については、昭和62年度3,086件、3億7,432万8,000円、昭和63年度見込みでは、3,140件、4億2,900万円であり、また、減免については、昭和62年度では、政令軽減3,651件、1億3,383万3,955円、同和減免714件、5,435万2,081円、一般減免83件、791万7,273円であり、昭和63年度見込みでは、政令軽減3,650件、1億3,700万円、同和減免707件、5,460万円、一般減免54件、460万円であり、また、医療費見込みは、昭和63年度11万7,616円で前年度比マイナス0.47%であ

り、また、被保険者証の未交付はない、との答弁に対し、医療費が下がっているが、受診抑制につながることはないように、との要望がありました。

また、固定資産税割りについては、生活用資産分を控除するべきではないか、との意見があり、平成元年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算並びに和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての審査を終わりました。

お諮りいたしましたところ反対の意見があり、採決の結果、賛成多数により議案第2号を並びに議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、老人保健事業特別会計予算の審査に入りましたが、別に質疑がなく、お諮りいたしましたところ反対意見があり、採決の結果、賛成多数により議案第3号は原案どおり可決いたしました。

引き続きまして、和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算の審査に入りましたが、別に異議なく、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

次に、和泉市公共下水道事業特別会計予算並びに関連議案第15号を一括審査に入り、まず、受益者負担金について、弥生町自治会から要望が出ているが、どの程度把握しているのか。また、他の集中浄化槽地区を含めどのように対応するのか。また、水洗化融資要綱及び特設排水管制度の要綱の内容について質問があり、本市所管の流域関連地区の進捗状況についての説明があり、弥生町の町会役員とは、汚水の施工について協議した際、受益者負担金等々の問題が出された経過はある。

集中浄化槽地区については、弥生町を含め末端管渠が一応整備されており、今後、この取り扱いについて一定の方向を出し、調整していきたい、との答弁がありました。

また、特設排水管制度については、市は、原則として公道に設置するもので、私道においては、個人が整備するものでありますが、市は、下水道の普及増進をするため、一定の条件を整えば、市が全額負担で設置するものである。

次に、融資要綱については、公共下水道が整備された場合、下水道法により3年以内に水洗便所に改造しなければならない。このため一時的に必要な多額の費用負担を軽減するため、市では資金の融資策をとっており、融資額は30万円以内、うち元金20万円を限度として利子補助を行っている。償還期間は3年で、毎月均等償還である、との答弁がありました。

次に、本市を含め阪南8市の普及率など、将来の普及はどう計画しているのか、との質問に対し、本市の現在の普及率は21.4%を初め阪南各市についての報告があり、また、整備予測は、10年後には認可区域の約45%を整備したい。また、元年度は約3,000㎡を見込んでいる、との答弁に対し、下水道の整備を進めていくためには住民の協力が必要であり、今後、もっとと

民の理解を得る上でも、住民へのPRが必要である、との意見がありました。

次に、単位負担金400万円の区域は378haであるが、この区域を即集めるのか。また、減免の内容、土地利用状況によって負担金はどうなるのか。また、水洗化を拒否の場合、農地についての設置、負担金は不変か、との質問があり、即集めるのではなく、一定区域ごとに徴収告示を行って徴収していく。

また、減免については、例えば市営住宅は25%、道路は100%、病院25%、公共性のある私道は100%というように規則の原案を検討している。負担金は、土地1㎡につき幾らというものであり、建物の利用状況によって変化するものではない。

また、水洗化については、衛生的な面からも下水道法で義務づけられており、農地については、規則の中で徴収猶予の規定もあり、対処していきたい。

なお、第一負担区の400円は不変である、との答弁があり、審査を終わりました。

お諮りいたしましたところ、特定の利益があるから負担金を課すなら、逆に負担金を払えば特定の利益を受けるという論法も成り立ち、また、他市では、徴収期間5年というのもあり、まだ検討の余地がある、という意見がありましたが、別に異議なく、議案第5号並びに議案第15号は原案どおり可決いたしました。

次に、水道、病院事業会計の審査に入る前に、理事者より議長を通じ、それぞれの関連議案の議案書一部字句訂正の申し出があり、当委員会にお諮りし御了承をいただき、また、改めて24日の本会議の席上において全議員に資料配付の上、所要の手續を議長にお願いした上、水道事業会計予算並びに議案第18号を一括して審査に入りました。

初めに、業務の予定量と合わせ関連の企業債の限度額が前年度に比べ減少しているが、その理由は何か。また、浄水課の機構改革による本庁からの係員引き揚げはサービス低下にならないか。さらに、中央丘陵建設事業の新規計上は、町開きに伴うものか、等の質問に対して、第1点目の業務予定量と企業債の限度額は相関連し、工事量の減は、平成元年度においてたまたま減少したものであり、また、本庁からの引き揚げは、浄水課の機能統合を図るもので、赤水対策など市民サービスの低下につながるものではない。

さらに、中央丘陵建設工事は、平成3年度の町開きに対応したものである、との答弁がありました。

次に、老朽管の布設替え計画と相まって、福祉料金制度実施に伴う所要財源についての質問に対し、老朽管布設替え計画については、布設配水管350kmのうち約40kmが布設替えを行う必要があり、元年度で約7,000mの工事を予定し、うち布設替えとしては4,000mを行う予定で、以後も同程度入れ替えを行っていきたい。

また、福祉料金制度実施に伴う所要原資は、初年度860万円、平年度1,100万円程度が見込まれる、旨の答弁があり、これに対し、市として繰入金増額を図るべきではないか、との意見がありました。

次に、給水条例の一部改正案に関連し、条例実施の具体的期日はいつか。市民へのPR方法のほか、財政との関連での考えはどうか、との質問に対し、実施時期については、今後、消費税の定着を見ながら決めていく。

また、PR方法については、市広報等で十分周知を図るとともに、財政面では、税肩替わり分は月額550万円で、その分だけ赤字幅が大きくなる、との答弁があり、これに対し、本条例案を撤回する考えはないか、との再質問に対しては、議会の指摘と世論の動向を熟慮し、法の定着を見ながら実施していきたい、との答弁がありました。

なお、以上のほか数点の質問があり、水道事業会計予算の審査を終わりました。

本件についてお話しいたしましたところ、条例の実施時期については、市長並びに管理者において十分熟慮していただきたい、旨の付帯意見を付けて採決願いたい、との意見と反対意見があり、以上、採決の結果、賛成多数により原案に意見を付して可決することに決定いたしました。

次に、病院事業会計予算並びに議案第19号を一括して審査に入り、まず、前年度に比べ入院収益が減額されている理由、院内保育所の設置、市立病院における救急患者の取り扱い、病院において発生するごみの処理について、質問があり、入院収益を減額したのは、昭和63年度において実施された医療費の改定が実質的にマイナスの改定となり、注射、検査等の収入が相当低くなったこと。患者の疾病構造の変化により1人当たりの単価が低くなったこと等によるものである。

また、院内保育所の設置については、施設面、費用面で設置が困難であるが、夜勤の免除等職員の勤務条件面で一定の配慮はしている。

次に、市立病院における救急患者の取り扱いについては、市立病院で診療を受けている患者については、時間外であっても受け入れることを基本としているが、救急体制による市民への医療の提供は、病院独自の問題としてではなく、もっと広域的な面から検討する必要がある。

また、病院において発生するごみの処理については、業者に委託して処理している。院内でのごみ保管の方法等については、今後、検討してまいりたい、との答弁がありました。

次に、消費税を転嫁する本条例について撤回する考えはないか、との質問に対し、国において既に法律が施行されており、地方自治体としても従わざるを得ない。しかし、なじみの薄い法律であるため、実施の時期については、市民生活に混乱を生じさせないように広く意見を拜聴し、慎重に運用してまいりたい、との答弁がありました。

なお、以上のほか数点の質問があり、病院事業会計予算の審査を終わりました。



本件についてお語りいたしましたところ、条例施行の実施時期については、市長において十分熱慮していただきたい、旨の付帯意見を付けて採択願いたい、との意見と反対の意見があり、採択の結果、賛成多数により原案に意見を付して可決することに決定いたしました。

以上が、当予算審査特別委員会に付託されました議案第1号「平成元年度和泉市一般会計予算」ほか18件の審査の経過並びに結果の概要であります。何とぞ速やかに本予算並びに関連議案を可決せられんことをお願い申し上げまして、私の報告を終わります。

○ 議長（田中昭一君） ただいま委員長から詳細な報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

それでは、これより討論を行います。

まず、反対討論からお願いいたします。

○ 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。共産党議員団を代表いたしまして、ただいまの委員長報告に対して、議案第1号、2号、3号、6号、7号、8号、10号、12号、13号、14号、18号、19号の12議案に反対をし、また、議案第4号、5号、9号、11号、15号、16号、17号の7議案については、一部保留も含め賛成の内容につきまして、以下、討論を申し上げます。

まず、一般会計予算についてであります。昨年末に国民の圧倒的な反対の中、強行に自民党が成立させました消費税は、市民に大きな負担を強いるものでありますとともに、自治体の課税権を奪い、地方自治を破壊して地方財政にも大きな影響を与えるものであります。また、国庫補助率の削減の継続、恒久化など、これら国の悪政に対する市の姿勢が大いに問われる予算でもあります。

歳入につきましては、消費税との関連でいわゆる抱き合わせの減税の問題ですが、これにつきましても、市民税だけでは減税の恩恵はほとんどなく、市府民税を合わせてようやく減税になるというものでありますし、消費税導入で一番影響を受けるいわゆる低所得者層にとっては、市府民税を合わせてもほとんど恩恵がないものとなっております。

次に、歳出面を見ますと、消費税の実施で市民の暮らしがますます破壊されることが明らかであるとき、一般会計の公共料金でし尿処理手数料を値上げをしております。これは他市に比べて市の負担金が低く、これを大幅に引き上げることなく、市民に一層の負担を押しつけることになっておるわけでありまして。また昨年末、市財政の悪化を理由に管理職の昇給延伸を実施しておきながら、市長を初め特別職、議員の報酬を引き上げるなど、道理にかなわない市民無視の予算で

あるということになっております。

また、以前より指摘もし、見直しを要求しております同和行政につきましては、わが党の委員に限らず、他の委員からも数々の強い指摘があったように不公正な状態が続いております。解放センターの全解連への使用不許可や、施設条例をつくることなく、不明瞭な運営を続けている共同浴場や和泉診療所の状況は、とても行政の主体性があるとは思えません。即座に改めるべきであります。

また、今回の予算で従来と違っている点は、解放同盟和泉支部への助成金2,500万円を1,000万円減額し、一定の見直しを行ったかに見える点であります。しかし、実際には、地区協活動の強化ということで、実質上、解放同盟主導型の地区協議会助成金を1,000万円上乘せしている状況は、議会や市民をペテンにかけるやり方であります。こうしたごまかしでなく、真に行政としての勇気と主体性を持って不公正を正していくべきであります。

また、本予算には、わが党が要求してきたものの実現もごさいます。例えば市民課窓口の諸証明の発行の改善としてサービスセンターの新設や、児童・生徒の予防注射の風疹の無料化などいろいろございますが、先に申し上げておりますように、市財政全般を通じてその基本になる点で大きな問題点があるということで、1989年度和泉市一般会計予算について反対をいたします。

また、関連議案につきましては、先ほど申し上げたように議案第11号、16号、17号には賛成であります。さきに述べました理由により、議案第8号、10号、12号、13号につきましては反対をいたします。

なお、議案第9号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」の分につきましては、不公正な同和行政にかかわる改正も含まれておりますが、農業委員や他の各行政機関委員の報酬の改正もごさいますので、これは保留をいたします。

次に、国民健康保険事業特別会計であります。今回の予算は、保険給付費、つまり医療費が大幅に減少した予算であります。一般被保険者1人当たり医療費の前年比は、63年より始まった医療費切り捨て、受診抑制を進める国保安定化計画の実施と一致する推移を示しております。その中で1989年度予算になっているわけであります。また、不公正な同和減免を所得制限もなく続けている一方、一般減免の方は基準も明らかにされず、減免を受けることが大変難しい状況が続いております。こうした点から、国民健康保険事業特別会計予算等についても反対をいたします。

次に、老人保健事業特別会計予算でございますが、従前より指摘をしておりますように、そもそもこの会計そのものは、老人保健法が制定され、医療費有料化などともに出てきたものであり、一連の医療制度改悪の突破口となったものであります。したがって、この老人保健事業

特別会計予算にも反対をいたします。

次に、公共用地先行取得事業特別会計については、特にございませんので、賛成をいたします。

次に、公共下水道事業特別会計予算でございますが、今回の予算には、受益者負担金が計上されておりますが、この受益者負担金そのものの考え方につきましては、先ほどの委員長報告の中にも少し触れられておりましたが、裁判で争われ、判例については、国の責任も含め行政法学者の間で異論のあるところであります。しかし一面、このことで下水道の普及が促進している事実も否定できないわけであります。コミュニティープラント処理区の住民の皆さん方から意見も出されていることでもありますので、反対はいたしません、本会計と議案第15号につきましては、共産党議員団としては、保留したいと思います。

次に、水道、病院事業会計であります。消費税の市民転嫁につきましては、府下の自治体を見ましても、水道会計で予算に転嫁をすることでの議会に提出してきたのは、市のレベルでは、和泉市だけであります。病院事業会計では、和泉市と貝塚市、泉佐野市の3市であります。特に水道会計では、府営水道の値下げ処理問題もあったわけでありますので、各市が公共料金への転嫁に慎重になり、議会提出さえ見送ったのは、ある面では当然であります。和泉市が、市民に冷たい市政だと批判されても、これは当たり前だと言わざるを得ません。施行日を規則で定める、という差し替え提案が行われましたが、消費税の成立経過や内容を考えるならばこれを撤回し、国に対して消費税廃止に向けての決意を示すべきだと考えるものであります。

また、水道会計には、わが党が以前から要求しておりました福祉料金の導入がございますが、消費税導入予算の問題がありますので、水道事業会計及び病院事業会計予算については反対をいたします。また、消費税を市民転嫁する条例制定案である議案第18号、第19号につきましては、実施時期を実質延期するための附則の差し替えがありました。本来は撤回をすべきでありますので、これも反対をいたします。

以上、先ほど申し上げましたように12議案について反対、7議案については、一部保留を含め賛成いたします。

以上、意見を申し上げます。

○ 議長（田中昭一君） 次に、賛成討論をお願いいたします。

○ 12番（松尾孝明君） 12番・松尾孝明。平成元年度予算並びに関連議案につきまして、賛成の立場から意見を述べたいと思います。

まず、一般会計予算についてですが、税制改正に伴う市民税の減税並びに国庫補助金の削減など、厳しい財政環境の中での予算編成は、非常に苦慮されたものであろうかと思われるところであります。このような状況のもと、福祉施策の充実として、地域ボランティア活動推進事業への

助成、緊急通報装置貸与事業、難病患者に対する給付事業、黒鳥校区における老人集会所建設など、在来施策に加え新規施策を積極的に興しております。

次に、都市基盤の整備では、前川橋架設事業、黒鳥観音寺線整備事業、いしたちはら公園整備事業、和泉府中駅前再開発事業の推進などを図り、また、教育施策としては、コミュニティ体育館、榎尾山青少年の家の開館、国府幼稚園、伯太幼稚園での2年保育の実施、信太小学校ほか2校の大規模改造など、生涯を通じた教育の充実に意を配られたことが伺えます。

そのほか市民の利便を図るため、横山、光明台地区でのサービスセンターの開設、本市山間部における救急・救助体制の整備、いずみコスモポリス大事業の本格的な推進を図るなど、新規、継続の各種政策を積極的に取り組んでいる姿勢が伺えるものであります。

なお、し尿処理手数料の改定については、収集サイクルを現行20日に1回から遅くとも17日に1回に短縮する等の努力が伺え、住民サービスの向上という面でやむを得ないものと思われま

す。また、消費税転嫁により歳出面での経費の増高が見込まれるところではありますが、当面、使用料、手数料に係る消費税転嫁については据え置きなどの措置がなされており、きめ細かな配慮を伺い知ることができるものであります。

以上のように限られた財源のもとで効率的な行政運営を図っている姿勢を高く評価し、さらに、国に対しては、特別交付税の増額及び超過負担の解消等をねばり強く要請されるとともに、自主財源の拡充に努力され、本市の脆弱な財政基盤を健全なものにすることを切に望むものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計予算につきましては、医療費の伸びは鈍化したものの、国保会計は依然として厳しい状況であろうかと思われま

す。しかし、本年度は保険料等の改定を行わず国保会計の運用をされることを評価し、今後においても、経営努力を通じて国保財政の安定に努められるよう要望するものであります。

次に、公共下水道事業特別会計予算につきましては、流域下水道和泉忠岡幹線の進展に伴う和泉地区での面整備、流域下水道和泉大津幹線の進展に伴う府中地区での下水道整備並びに本年度中に流域関連公共下水道区域内での一部供用開始など、下水道事業充実に向けての積極的な意欲が伺えるものと評価いたすものであります。

そのほか老人保健事業特別会計予算並びに公共用地先行取得事業特別会計予算につきましても、適切な予算であると思われま

す。次に、企業会計予算につきましては、水道事業、病院事業ともにその経営は極めて厳しい状況であろうかと思われま

なお、水道使用料金等における消費税分の改定については、施行時期について十分に熟慮されることを望むものであります。

以上、平成元年度一般会計予算、特別会計予算及び企業会計予算並びに関連議案につきまして賛成をいたすものであります。

以上で終わります。

○ 議長（田中昭一君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。本 19 議案のうち 12 議案について反対意見がありますので、これを先に採決を行います。

お諮りいたします。議案第 1 号「平成元年度和泉市一般会計予算」、議案第 2 号「平成元年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算」、議案第 3 号「平成元年度和泉市老人保健事業特別会計予算」、議案第 6 号「平成元年度 和泉市水道事業会計予算」、議案第 7 号「平成元年度和泉市病院事業会計予算」並びに関連議案議案第 8 号「和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 10 号「和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例制定について」、議案第 12 号「和泉市税条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 13 号「和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 14 号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 18 号「和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第 19 号「和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、以上 12 議案は、委員長報告はいずれも原案可決であります。本 12 議案を委員長報告どおり可決するに賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

ありがとうございました。挙手多数であります。よって、議案第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号、第 10 号、第 12 号、第 13 号、第 14 号、第 18 号及び第 19 号は、委員長報告どおり、原案可決することに決しました。

次に、残り 7 議案についてお諮りいたします。議案第 4 号「平成元年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算」、議案第 5 号「平成元年度和泉市公共下水道事業特別会計予算」、議案第 9 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 11 号「和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 15 号「和泉都市計画下水道事業受益者負担に関する条例制定について」、議案第 16 号「和泉市立青年の家条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第 17 号「和泉市立市民体育館条例の一部を改正する条例制定について」、以上 7 議案は、

いずれも委員長報告は原案可決であります。本7議案を委員長報告どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第4号、第5号、第9号、第11号、第15号、第16号及び議案第17号は、委員長報告どおり、原案可決されました。予算委員の皆さんには御審査、本当に御苦労さんでございました。厚く御礼を申し上げます。

○ 議長(田中昭一君) 次に、日程第20「和泉市土地開発公社平成元年度事業計画書類の提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

(市議会議務局長朗読)

報告第2号

和泉市土地開発公社平成元年度事業計画書類の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、和泉市土地開発公社の平成元年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成元年3月6日 提出

和泉市長 池田忠雄

議案第4号

平成元年度和泉市土地開発公社予算

(総則)

第1条 平成元年度和泉市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収入支出予算)

第2条 収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ4,602,600千円と定める。

2 収入支出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表収入支出予算」による。

(借入金)

第3条 借入金の限度額は2,824,000千円と定める。

平成元年2月23日 提出

和泉市土地開発公社

理事長 池田忠雄

第1表

## 収 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 事業収入		1,777,710
	1. 土地売却収入	1,777,710
2. 借入金		2,824,000
	1. 借入金	2,824,000
3. 事業外収入		890
	1. 利息収入	280
	2. 雑収入	610
合 計		4,602,600

## 支 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 事業費		1,450,606
	1. 土地取得費	1,450,606
2. 管理費		63,147
	1. 財産管理費	12,200
	2. 事務管理費	50,947
3. 借入金償還金		3,085,847
	1. 借入金償還金	3,085,847
4. 予備費		3,000
	1. 予備費	3,000
合 計		4,602,600

- 議長（田中昭一君） 報告の説明を願います。
- 用地担当理事・土地開発公社事務局長（明坂貞士君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程いただきました報告第2号「和泉市土地開発公社平成元年度事業計画について」、公社明坂から御説明を申し上げます。

当社の運営につきましては、平素から格別の御指導、御鞭たつを賜り、衷心より厚く御礼を申し上げます。公社の事業計画は、さきに御議決を賜りました平成元年度和泉市一般会計予算執行方針に基づき策定したものであります。

それでは、内容の御説明を申し上げます。別冊公社予算書1ページでございます。

第1条は、総則であり、第2条は、収入支出予算の総額をそれぞれ4億260万円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。前事業年度当初予算と比較いたしまして、16億4,740万円、26.4%の減額となっております。

第3条は、借入金の限度額を定めるものでございまして、和泉市一般会計予算の債務負担と債務保証に基づき、事業執行に必要な資金を調達をするもので、本年度は、限度額を28億2,400万円と定めるものであります。

次に、事業について御説明を申し上げます。12ページでございます。

まず、先行取得計画でございますが、環境改善整備事業の改良住宅、道路用地等といたしまして、8,684.01㎡を9億7,335万2,000円で取得する計画であります。また、一般公共用地では、都市計画街路用地等及び公有地の拡大の推進に関する法律に基づく買い取り用地で、3,644㎡を4億7,525万4,000円で取得する計画であります。

以上、先行取得合計は、1万2,328.01㎡を14億4,860万6,000円でもって取得の予定であります。

次に、13ページの公社におきまして既に先行取得いたしております用地の譲渡処分計画でございますが、一般公共事業では、黒鳥山公園、和泉府中南通線、黒鳥観音寺線、池田下万町線、公共下水道事業用地等で、591.91㎡を9,705万4,000円で、また、環境改善整備事業では、地区内9号線、伯太放光池丸笠線、改良住宅用地として、4,917.13㎡を9億7,044万9,000円でそれぞれ和泉市へ譲渡予定であります。

また、都市計画街路岸和田南海線用地1,455.13㎡を2億円で大阪府へ譲渡予定をいたしております。

次に、公共用地取得に伴う代替用地といたしましては、6,212.98㎡を5億1,020万7,000円で各権利者へ譲渡の予定であります。

以上、平成元年度に譲渡処分予定は、面積で1万3,177.15㎡、17億7,771万円と相なっております。

引き続きまして、これら事業の執行に伴う予算の内容について御説明を申し上げます。

まず、6ページの支出の部から御説明いたします。

第1款 事業費といたしましては、和泉市の委託先行取得事業であります環境改善整備事業用地、一般公共事業用地といたしまして、14億5,060万6,000円計上いたしました。前年度当初と比較いたしまして、2億8,302万2,000円、16.3%の減額となっております。

次に、管理費につきましては、用地取得及び財産管理業務に関連した経費で、財産管理費、職



員の給与費等で6,314万7,000円計上いたしました。

9ページの第3款 借入金償還金といたしましては、30億8,584万7,000円計上いたしました。うち元金償還金は27億1,300万円、支払利息3億7,284万7,000円となっております。

第4款 予備費につきましては、前年度と同じく300万円を計上いたしました。

以上によります支出予算合計は、46億260万円と相なっております。

続きまして、この支出予算を賅う収入の部について御説明申し上げます。4ページでございます。

第1款 事業収入は、さきに御説明いたしました事業計画に基づく土地建物等の譲渡収入として、17億7,771万円計上いたしました。

第2款 借入金は、事業を執行するために必要な資金として、28億2,400万円の借り入れ予定をしております。

第3款 事業外収入は、預金利息及び雑収入として、89万円計上いたしました。

以上、収入合計は、46億260万円と相なりまして、収入支出予算合計は同額でございます。

11ページに資金計画、14ページ以降に予定損益計算書及び予定貸借対照表を添付させていただいておりますので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

なお、63事業年度における損益見通しですが、8,000万円余の単年度純利益が見込まれるに至りましたが、繰越欠損金は5億9,000万円余を有しております。公社経営は依然として厳しい財政事情下にあります。なお一層の買い戻しの促進と冗費の削減により単年度収支の改善を図るとともに、経営の健全化に向け一段の努力を尽くしてまいりますので、御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上、はなはだ簡単でございますが、報告第2号「和泉市土地開発公社平成元年度事業計画書類の提出について」の説明を終わります。よろしくお願いたします。

- 議長（田中昭一君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。
- 23番（原 重樹君） 23番・原です。まず第1点目は、9,000万円の一般会計の貸付金が、平成元年度の中では減額されるということがありますが、実際には、貸付金がなくなったということだと思えます。その意味では、公社財政に与える影響というか、その辺ではどうなのかという点なんです。明確にはなっておりますが、その点をお伺いしたい。

2点目には、最後に言われました損益計算書で言えば、63年度が8,000万円余の黒字を出したが、まだ5億9,000万円の欠損金があるということなんです。平成元年度の予定損益計算書を見ますと、これも1,800万円余の利益を出すという計画になっておりますが、63年度の

8,000万円を含め、どの部分で利益を生んでいるかということなんです。総論で言えば、土地の譲渡あるいは買収その他のずれがあるので、一概に言えない部分があるんで、もちろんあるんで、特に前から言っておりました事務費等の問題とかをきっちり乗せているのか等も含め、今後、この5億9,000万円を減らしていく上での方策になると思います、その辺でどういう状況でやっているのか、御説明を願いたいと思います。

もう1点、換地対策でやっている伯太町三丁目の分ですが、63年度までで結構ですが、何件というか何人というか、何区画渡して何区画残っているか、わかれば教えていただきたいと思えます。

○ 議長（田中昭一君） 答弁。

○ 用地担当参事・土地開発公社事務局次長（中辻寿夫君） 公社中辻、お答えいたします。

まず、第1点目の一般会計から9,000万円を借りていた件でございますが、本件につきましてはいろいろ御論議をいただき、公社としては、本年5月に償還の予定でございます。したがって、本件に伴います金利負担といたしましては、年間約470万円が増えてくると見込んでございます。

それから、2点目の件でございますが、63年度は、おかげをもちまして8,000万円の黒字見込みが出てございます。まだ、3月31日の譲渡がございますので、少し事務費が余分にあがってまいる見込みでございます。したがって、年度末に予定しております5億9,000万円余の赤字をどうするのか、という件でございますが、今後、府の道路敷等の用地の買い戻し、その他保有物件等の処分に伴います利益等で何とか埋めたいという考えでございます。

それから、伯太三丁目の譲渡状況でございますが、本件につきましては、昭和60年度から譲渡してございます。60年度の譲渡は12区画、1,900㎡、61年度につきましては16区画、2,500㎡、62年度は14区画、2,269㎡、63年度は、既に8区画が譲渡済みでございます。現在までのところ、譲渡区画数は50区画でございます。したがって、残区画数は25区画でございます、これらについても環境改善の買収に伴います代替地として、ほとんど消化される見込みでございます。

以上でございます。

○ 23番（原 重樹君） 1点目の9,000万円は、それで聞いておきたいと思えます。

2番目の8,000万円等を含む利益の件でございますが、現在の保有物件の事務費をどれだけみてもらえるか、今後の交渉になるかと思えます。1つは、見通しとしてどう見ているか、ということがあります。今までの議論では、サントリー横の分とかを含めた保有物件を処分すれば相当損が出ると言われてきました。ところが最近の地価の値上がり等、先ほどの話では、その辺も

ひっくるめた形で何とか赤字を埋めたいという、必ずしもその話ではないいんでしょうが、そうしたことも含めての見通しまでしているのかどうか。あるいは市なり府なり実際に譲渡できる分の話として5億9,000万円を何とかしていきたいと思っているのか、どちらなのかという点を少し詳しくお聞かせ願いたい。

それから、伯太三丁目の分ですが、50区画を譲渡、あと25区画ということですが、50区画の権利者は何世帯というか、何人というか、わかれば教えていただきたい。

- 用地担当理事・土地開発公社事務局長（明坂貞土君） 公社の赤字問題ですが、昭和57年度から事務費を7%に上げていただいております。したがって、57年度から現在まで、毎年度、単年度で黒字ということになってございます。

それ以外に、ただいま御指摘のありました公社の独自保有物件の処分問題でござりますが、御承知のとおり、昨年夏ごろから地価が著しく高騰してまいりまして、公社の所有地にもその影響が表れております。一定の帳簿価格というか、特に公社保有地の大半を占めますサントリー北側の物件につきましては、帳簿価格が相当高いのですが、私どもの予想では、帳簿価格よりも上回った価格で処分ができるのではないかと考えておるわけでございます。したがって、通常の先行取得の処分と並行して、これらの処分をしながら5億円の赤字解消に努めてまいりたいと考えてございます。

それから、伯太三丁目の50区画の処分でございますが、そのうち2区画をお渡しした方も一部でございますので、50区画で42人になってございます。

以上でございます。

- 23番（原 重樹君） いわゆる欠損金等の話やら保有物件の話ですが、方向性としては、大体出てきているということはわかります。保有物件を帳簿価格を上回って処分できるかどうかは、そのときの情勢によって動くわけですが、建設的な話でいけば、いわゆる事務費等をどこまでみてもらえるかどうかという話になると思います。その辺で一定の見通しというか、そういうものを立てているんでしょうが、表には出ていないということも含め、5億9,000万円をいつまでにどうするんか、という一定の見込みもやはり出すべきだと思いますが、意見として終わっておきます。
- 議長（田中昭一君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第2号を終わります。

- 
- 議長（田中昭一君） 次に、日程第21「消費税撤廃を求める意見書」を議題といたします。意見書を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

意見第4号

消費税撤廃を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

平成元年3月24日

提出者

和泉市議会議員

天 堀 博

並 河 道 雄

坂 口 敏 彦

西 口 秀 光

若 浜 記久男

消費税撤廃を求める意見書

昨年末国会で強行された消費税は、公約違反であり、国民生活に重大な負担を強いるもので、大多数の国民は反対である。

地方自治体にとっても消費税導入を柱とする、今回の「税制改革」により大幅な税収減と公共事業をはじめとする歳出増が生じ、国庫補助負担率のカットの恒久化、延長とあわせ自治体財政をさらに圧迫するものである。

さらに、地方自治体の公共料金も課税対象にされ、各種料金の値上げで市民の生活に多大な負担増を強要する事態が生じており、各自治体においても、それらの対応に混乱している状況である。

本市議会は、すでに消費税の導入に反対する意見書を採択し、貴職に提出してきたところであり、消費税を強行したことは誠に遺憾である。

今、求められているのは消費税の導入ではなく、不公平税制の是正こそが急務である。

よって、本市議会は政府に対し、圧倒的多数の市民の声を代表して消費税の撤廃を強く要請する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成元年3月24日

大阪府和泉市議会

- 議長（田中昭一君） 提案の趣旨説明を願います。
- 5番（並河道雄君） 文面に書かれておりますように、NHKの世論調査によれば、85%近

くの国民が反対の表明をしております。公共料金等の値上げを招き、市民に多大な負担を課することになります。また、便乗値上げ等を誘発する恐れもあり、このままでは、市民の理解を得ることはできません。また、行政経費も増大しますので、こういう消費税は、到底受け入れることはできません。よって、政府においては、消費税を撤廃すべきであると考えますので、共同で意見書を提出することに議員皆様方の御賛同をよろしくお願いしたいと思います。

○ 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、意見第4号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

○

○ 議長（田中昭一君） ここで、理事者から市税条例の一部を改正する条例の専決処分をお願いするにつき、事前にその内容と理由を説明したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。

○ 総務部長（橋本昭夫君） それでは、貴重なお時間をお割き賜り、お許しをいただきまして、市税条例の一部改正について御説明を申し上げ、あらかじめ専決処分の御了承を賜りたいと存じます。

御承知のとおり、地方税法の一部を改正する法律案が、現在、第114通常国会において審議が行われておるところであります。これに伴う市税条例の改正につきましては、国会における審議の推移に十分注意を払うとともに、適正に対処してまいりたいと存じます。

本法律案が可決成立いたしますと、平成元年度の市税の賦課から適用することになり、本市市税条例の規定につきましても、所要の改正を行う必要が生じることと相なる次第でございます。本来であれば、市税条例の一部改正案につきましても市議会に御提案を申し上げ、御審議を賜ることに相なるわけでございますが、本定例会の終了後にこの法律案が国会において可決される見込みでございますので、市税条例の一部改正について御提案を申し上げるいとまがございません。したがって、このような事態になりました節は、地方自治法第179条の規定により専決処分をさせていただきたく存ずる次第でございますので、よろしく御了承を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、市税条例の一部を改正する案の概要について御説明を申し上げます。

まず、第1点目といたしまして、個人の所得割り、均等割りの非課税の範囲でございますが、

所得割り及び均等割りの非課税の基準の算定の基礎となる金額、現行31万円を1万円引き上げ、32万円としようとするものでございます。

第2点でございますが、納税義務者の住所地の都道府県の共同募金に対して10万円を超える寄付を行った場合、当該超える寄付金額に係る所得控除を創設するものであります。

第3点目でございますが、いわゆるみなし法人の選択でございますが、適用期間を平成6年度まで延長しようとするものでございます。

さらに、第4点目は、電気自動車に係る税率軽減措置の適用期間を平成2年度まで延長しようとするものでございます。

以上の措置を専決処分させていただく予定でございます。

以上、まことに簡単でございますが、内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御了承を賜りますようお願いを申し上げます。どうもありがとうございました。



- 議長（田中昭一君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会はこれをもって閉会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

それでは、閉会に当たり市長のあいさつを願います。

（市長登壇、あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 閉会に当たりまして一言、御礼を申し上げます。

去る6日、本年第1回定例会をお願い申し上げ、平成元年度一般会計予算、特別会計予算を初め水道事業会計予算、病院事業会計予算と、これに関連いたします条例制定等多数の重要議案を御提案をいたしましたところ、議員皆様方には、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず長期間にわたりまして慎重御審議を賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く、深く御礼を申し上げます。

また、予算審査特別委員会の皆様方には、お疲れのところ連日にわたりまして御審議を賜り、御可決をいただき、本日、委員長報告を相賜ったわけでございまして、重ねて深く感謝申し上げます。

なお、本会議を通じまして、あるいはまた予算審査特別委員会の審議の過程におきまして、御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重し、私はもとより

職員一体となり、遺憾なきを期してまいるとともに、予算執行に当たりましても、慎重を期して  
まいる所存であります。議員皆様方におかれましても、市政運営につきまして、今後、なお一層  
の御支援、御協力をお寄せを相賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

ようやく春がやってきました。議員皆様方には、ますます御多忙のことと存じますけれど  
も、陽気の変わり目でございますので何とぞ御自愛をいただき、御健勝で市政発展のために御尽  
すいを相賜らんことを心から念願をいたしまして、はなはだ簡単ではございますが、閉会に当た  
りましての心を込めての御礼のごあいさつとさせていただきます。

本当に長期間、ありがとうございました。

---

(議長登壇あいさつ)

- 議長(田中昭一君) 閉会に当たりまして一言、御礼を申し上げます。

平成元年度当初予算を初め関連する諸議案の審議に当たり、終始熱心に御審議を賜り、予定ど  
おり無事終了できましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

理事者各位におかれては、新年度も行財政にますます厳しさが加わる中、定例会並びに予算委  
員会を通じ、議員からの御指摘、御要望が多々ありましたが、これらを十分尊重し、苦しい財源  
の中で創意と工夫をこらし、市民の信託にこたえるようお願いをいたします。

それでは、これをもちまして平成元年第1回定例会を閉会いたします。

長期間、まことにありがとうございました。

(正午閉会)

---

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長、 田 中 昭 一 ㊟

同 副 議 長 藤 原 正 通 ㊟

同 署 名 議 員 讃 岐 一 太 郎 ㊟

同 署 名 議 員 竹 内 修 一 ㊟

同 署 名 議 員 松 尾 孝 明 ㊟

